

2025（令和7）年度

法学研究科便覧

北海学園大学大学院法学研究科

法学研究科便覧

2025（令和7）年度
目次

令和の時代の法律学・政治学	2
履修の手引	3
1 修士課程	3
2 博士（後期）課程	4
3 研究環境等	4
4 アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成方針）、 ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）	5
令和7年度法学研究科行事日程表	8
修士課程	10
法律学専攻 授業科目一覧	11
政治学専攻 授業科目一覧	13
法律学専攻 講義概要	14
政治学専攻 講義概要	55
博士（後期）課程	75
法律学専攻 授業科目一覧	76
政治学専攻 授業科目一覧	77
法律学専攻 講義概要	78
政治学専攻 講義概要	98
大学院諸規定	108
北海学園大学大学院学則	109
北海学園大学大学院法学研究科規則	137
北海学園大学大学院法学研究科履修規程	139
北海学園大学大学院研究生規程	141
北海学園大学大学院委託生規程	142
北海学園大学大学院科目等履修生規程	143
北海学園大学大学院授業料等に関する規程	145
教育職員専修免許状取得のための「科目等履修生」	147
北海学園大学大学院法学研究科研究年報に関する規程	148
北海学園大学学位規則	149
別記様式	153
北海学園大学大学院学位論文審査手数料の取り扱いに関する規程	155
法学研究科長期履修の取扱いに関する内規	156
北海学園大学 研究活動の基本精神及び行動規範	157
北海学園大学 研究活動上の不正行為に関する規程	158
「個人情報の取り扱い」について	164
北海学園大学 ハラスメント防止・対策に関する規程	165
北海道大学大学院法学研究科との単位互換について	174
北海道大学大学院公共政策教育部との単位互換について	175
東北学院大学大学院法学研究科との単位互換について	176
東北学院大学大学院法学研究科との教員相互派遣について	177
外国で教育を受けた者の受け入れについて	178
院生研究室及び判例演習室	182
院生研究図書費について	183
大学院学生のコピー機使用について	184
北海学園大学法学会会則	185
法務研究員と法務特任教授について	187
北海学園大学大学院法務研究員規程	188
法務特任教授に関する申し合わせ	189

令和の時代の法律学・政治学

法学研究科長 神元 隆賢

北海学園大学大学院法学研究科は、昭和61（1986）年に創設、同年に法律学専攻修士課程を開設して以来、法律学専攻博士（後期）課程、政治学専攻修士課程を順次開設、平成17（2005）年に政治学専攻博士（後期）課程を開設して現在に至ります。本研究科には法律学19名、政治学11名（令和7（2025）年4月現在）の教員が所属して大学院生とともに研究に励んでおり、これまでに137名の修士、18名の博士を輩出しています。

本研究科の大きな特色としては、とくに以下2点を挙げることができます。

第一は、夜間開講と長期履修制度があることです。これにより、有職の社会人であっても、勤務と研究を両立させ、安心して時間をかけて研究を進めることができます。本学附属図書館も21時45分（一部スペースは22時30分）まで利用でき、夜間も充実した研究環境を提供しています。

第二は、附属図書館の資料が非常に充実していることです。現在、図書館には道内屈指の約85万冊を誇る蔵書があり、さらに、戦前からのものも含む18種の判例集と60種以上の法律専門雑誌を有する判例演習室を備えています。国内外の学術文献・資料・判例等を検索することのできるオンラインデータベースや、近年発展著しい電子ブックの蔵書も充実しており、これらの電子資料は自宅からもインターネット経由で利用・閲覧できます。

本研究科は、法律学専攻、政治学専攻のいずれも、急速に進展、複雑化しつつある現代社会において、伝統的な思考では対処・解決できない、最新の法現象、政治現象を分析、解決しうる高度の専門的知識を有する研究者・高度専門職業人の養成を目的としています。法律学分野では、100年以上前に制定されて以来さほど頻繁には改正されていなかった民法、刑法が、近年すさまじい勢いで改正されています。明治時代の法が守ろうとした共同社会の価値観は、2度の大戦を経てさらに平成、令和に至り、著しく変容し多様化したものとなりました。令和時代の社会問題に対応するには、令和時代の法が求められるのです。政治学分野でも、状況が頻繁に揺れ動くロシア・ウクライナ情勢、イスラエル・パレスチナ情勢、これに対するわが国の対応やそれに伴う国内外への影響など、検討しなければならない政治現象が日々絶えることなく発生しています。

このような激動の社会において、変化に対応しつつさらにより良き未来を目指すべく、本学法学研究科にて法律学、政治学を学んでみませんか？

履修の手引

以下の記述は、修士課程・博士（後期）課程の大学院学生を対象にしたものである。履修に際しては、「北海学園大学大学院法学研究科規則」及び「北海学園大学大学院法学研究科履修規程」（以下法学研究科履修規程）をあわせて読むこと。

1 修士課程

- (1) 修士課程を修了するためには、原則として、本研究科修士課程に2年以上在学し、30単位以上を修得したうえ、修士論文の審査と試験に合格しなければならない（法学研究科履修規程第1条及び第2条）。修士論文は、一般選抜で入学した学生には高度に学術的な内容のもの、社会人特例選抜で入学した学生には具体的関心を追究した高度に専門的な内容のものが、それぞれ期待されている。
- (2) 修士論文の提出期限は、修士課程第2年次以降、毎学年1月14日である。ただし、在学期間2年を超えてなお在学し、かつ、9月修了を希望する者は、毎学年6月25日までに提出できる（法学研究科履修規程第8条）。
- (3) 今年度の開講科目およびその内容は、本便覧に掲げるとおりである。なお、必要に応じて追加開講されるものもある。追加、変更などの場合は、その都度通知する。
- (4) 修士課程の学生は、原則として、本研究科委員会が定める指導教授の指導のもとで研究しなければならない（法学研究科規則第7条）。
- (5) 授業科目の履修には学年のはじめに履修登録票の提出が必要であり、提出には予め指導教授の承認が必要である（法学研究科履修規程第5条）。
- (6) 修士課程の学生は、本研究科の他専攻授業科目については、指導教授及び本研究科委員会の承認を得て、相互に12単位まで履修することができる（法学研究科履修規程第3条第5項）。
- (7) 修士課程の学生は、指導教授及び本研究科委員会の承認を得て、他の研究科または他の大学院若しくは本学の学部・の授業科目を履修することができる。ただし、他の研究科または他の大学院の授業科目の単位のうち、本研究科課程修了に必要な単位として認められるのは15単位までである（法学研究科履修規程第3条第6項）。本研究科は、北海道大学大学院法学研究科・東北学院大学大学院法学研究科・北海道大学大学院公共政策教育部との間で、単位互換協定及び授業料相互不徴収協定を締結している。
- (8) 本学は、法学部の講義であると同時に大学院法学研究科修士課程の講義でもある、法学部・法学研究科同時開講科目を開設している。令和7年度の同時開講科目は以下のとおりである。講義内容は、本便覧を参照すること。

科目名	単位数	担当者	開講学期・曜日・時限
法律学特殊講義 「少年法」	2単位	飯野 海彦	1学期・月曜日・3時限（1部） ・6時限（2部）
法律学特殊講義 「刑事政策」	2単位	神元 隆賢	2学期・月曜日・3時限（1部） ・6時限（2部）

また、本学法学部を卒業して修士課程に入学した学生のうち、法学部在学中に指定の法学部・法学研究科同時開講科目の単位を修得している学生に対して、本人の申請に基づき入学前の既修得単位として単位認定を行う。この単位認定を希望する学生は、原則として修士課程1年次の履修登録期間内に申請を行うこと。なお、認定単位数は、同時開講科目以外に修得した単位数を含めて15単位を限度とする（法学研究科履修規程第6条）。

同時開講科目認定対応表

開講年度	法学部科目名	単位数	担当者	法学研究科科目名
令和5年度	法律学特殊講義 「少年法」	2単位	飯野 海彦	法律学特殊講義 「少年法」
	法律学特殊講義 「刑事政策」	2単位	神元 隆賢	法律学特殊講義 「刑事政策」
令和6年度	法律学特殊講義 「少年法」	2単位	飯野 海彦	法律学特殊講義 「少年法」
	法律学特殊講義 「刑事政策」	2単位	神元 隆賢	法律学特殊講義 「刑事政策」

2 博士（後期）課程

- (1) 博士（後期）課程を修了するためには、原則として、本研究科博士（後期）課程に3年以上在学し、12単位以上を修得したうえ、博士論文の審査と試験に合格しなければならない。（法学研究科履修規程第1条及び第2条）。
- (2) 博士論文の提出期限は、博士（後期）課程第3年次以降、毎学年12月5日である。ただし、在学期間3年を超えてなお在学し、かつ、9月修了を希望する者は、毎学年5月15日までに提出できる（法学研究科履修規程第8条）。
- (3) 今年度の開講科目およびその内容は、本便覧に掲げるとおりである。なお、必要に応じて追加開講されるものもある。追加、変更などの場合は、その都度通知する。
- (4) 博士（後期）課程の学生は、原則として、本研究科委員会が定める指導教授の指導のもとで研究しなければならない（法学研究科規則第7条）。
- (5) 授業科目の履修には学年のはじめに履修登録票の提出が必要であり、提出には予め指導教授の承認が必要である（法学研究科履修規程第5条）。
- (6) 博士（後期）課程の学生は、本研究科の他専攻授業科目については、指導教授及び本研究科委員会の承認を得て、相互に4単位まで履修することができる（法学研究科履修規程第3条第5項）。
- (7) 博士（後期）課程の学生は、指導教授及び本研究科委員会の承認を得て、他の研究科または他の大学院若しくは本学の学部・の授業科目を履修することができる。ただし、他の研究科または他の大学院の授業科目の単位のうち、本研究科課程修了に必要な単位として認められるのは15単位までである（法学研究科履修規程第3条第6項）。本研究科は、北海道大学大学院法学研究科・東北学院大学大学院法学研究科・北海道大学大学院公共政策教育部との間で、単位互換協定及び授業料相互不徴収協定を締結している。

博士（後期）課程単位取得退学後に、大学院学則第28条第2項に定める博士の学位授与を受けようとする者の論文提出期限は、5月15日又は12月5日までとする（法学研究科履修規程第8条の2）。

3 研究環境等

- (1) 大学院学生（修士課程及び博士（後期）課程の学生）の研究室の部屋割りは、大学院の教務担当教員が行う。
- (2) 大学院学生の研究室の利用時間は、年末年始の休業日（12月31日及び1月1日）を除き、午前8時30分から午後11時までとする。大学院生の研究室利用に関する詳細については、本便覧182頁の「院生研究室及び判例演習室」を参照すること。
- (3) 大学院学生のコピー機の使用については、1年間に一人3万円の予算が認められている。加えて、修士課程2年次の学生には修士論文のコピー代として1万5千円の特別予算が認められ、博士（後期）課程3年次の学生には博士論文のコピー代として3万円の特別予算が認められている。この他、コピー機の使用に関しては、本便覧192頁の「大学院学生のコピー機使用について」を参照すること。
- (4) 大学院学生は、判例演習室、図書館及び法学研究所にあるコンピューターを用いて、文献及び判例を検索することができる。
- (5) 大学院学生は、1年間に一人4万8千円（消費税込み）の予算内で、本便覧183頁の「院生研究図書費による研究図書の購入について」に記載された要領により、各自に必要な研究図書を購入することができる。
- (6) 大学院学生が国内の学会において研究発表を行う場合、本学所定の手続を経て認定されることを条件に、各年度1人につき2回を限度として、本学所定の旅費・宿泊費の補助を受けることができる。
- (7) 博士（後期）課程学生が学会に参加する場合、本学所定の手続を経て認定されることを条件に、各年度1人につき1回を限度に、法学会から2万円を限度に補助を受けることができる。
- (8) 日本学生支援機構奨学金及び学内外奨学金に関する事項は、その都度通知する。

4 アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成方針）、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）

(1) アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）

法学専攻

複雑化した現代社会では、伝統的な思考では対処・解決できないような様々な問題が発生し、その対応には専門的な知識と視点が必要とされています。

法学研究科法学専攻では、このような社会的要請に応え、現代法学の基礎的領域についての高度な研究を進めようとする方々に、充実した研究の機会を提供し、各種の法律問題の解決に貢献しうる研究者・高度専門職業人を養成することを目的としています。

このような目的のもと、法学専攻では、修士課程・博士（後期）課程ともに「一般選抜」に加え、「社会人特例選抜」を実施しています。この選抜制度と併せ夜間履修制度の実施により、社会的実務経験の中から法学に特別の関心を抱くようになった社会人を積極的に受け入れています。

以上の方針のもと、法学専攻修士課程においては、以下のような学生を求めています。

- ・法学の分野において、学士レベル以上の高度な学術的研究に意欲をもつ人。
- ・社会での実務経験を重ねる中で、法学に関連した問題に特別の関心がある人。
- ・個別的関心を追究しながら、統合された知的基盤を基礎とし、法学的素養の修得に強い関心を寄せる人。

博士（後期）課程においては、以下のような学生を求めています。

- ・法学分野における修士課程修了レベルの知識・学力を有する人。
- ・法務博士（専門職）の学位を持ち、さらに高度に専門的・学問的研究を行おうとする人。
- ・法学の分野に関する高度な専門的知識に基づいて、現代における法現象や社会問題の法的解決に貢献するための独創的・先進的な研究を遂行し、高度専門職業人として社会の発展に貢献しようとする人。

政治学専攻

複雑化した現代社会では、伝統的な思考では対処・解決できないような様々な問題が発生し、その対応には専門的な知識と視点が必要とされています。

法学研究科政治学専攻では、このような社会的要請に応え、地域に根ざした民主主義を推進するために必要な北海道を始めとする地域社会の政治分析に加え、国内のみならず国際社会をも含めた幅広い政治現象に対する総合的分析能力、批判的検討能力を向上させ、高度な研究を進めようとする方々に、充実した研究の機会を提供し、各種の政治学に関わる問題の解決に貢献しうる研究者・高度専門職業人を養成することを目的としています。

このような目的のもと、政治学専攻では、修士課程・博士（後期）課程ともに「一般選抜」に加え、「社会人特例選抜」を実施しています。この選抜制度と併せ夜間履修制度の実施により、社会的実務経験の中から政治学や地方自治に特別の関心を抱くようになった社会人の方々も積極的に受け入れています。

以上の方針のもと、政治学専攻修士課程においては、以下のような学生を求めています。

- ・政治学の分野において、学士レベル以上の高度な学術的研究に意欲をもつ人。
- ・社会での実務経験を重ねる中で、政治学や地方自治に関連した問題に特別の関心がある人。
- ・個別的関心を追究しながら、統合された知的基盤を基礎とし、政治学的素養の修得に強い関心を寄せる人。

博士（後期）課程においては、以下のような学生を求めています。

- ・政治学分野における修士課程修了レベル以上の知識・学力を有する人。
- ・政治学の分野に関する高度な専門的知識に基づいて、現代における政治的現象や社会問題の解決に貢献するための独創的・先進的な研究を遂行し、高度専門職業人として社会の発展に貢献しようとする人。

(2) カリキュラム・ポリシー（教育課程編成方針）

法律学専攻

学部法律学科での教育の基本方針，すなわち，法律学の中心である，実際の事件に法律を適用する場合，その事件に適用されるべき法律は何か，その法律の条文はどのような場合にどのような範囲で適用されるべきなのかを考える「法律の解釈」についての訓練をさらに発展させることを目指しています。加えて，単なる条文の文理解釈のみならず，法律の解釈に当たって必要となる，その法律の制定経緯，さらには，幅広い関連分野の知識をも院生が修得することを目的としています。これらにより，法律問題のみならず，さまざまな社会に生起する問題に直面した時に適切に解決できる能力を養うことが目指されています。

カリキュラムは，昼間履修に加えて，社会人のための夜間履修体制も備えており，学生各自の研究関心に対応できるよう幅広く組み立てられています。講義・演習は，各専門分野固有の知識と論理的思考能力を身につけることができるように工夫されています。各課程では，それぞれ修士論文，博士論文作成のために個別指導による方法を重視し，指導教員の講義・演習を重点的に履修することを求めています。

修士課程においては，視野をより広げた観点から専門分野にアプローチすることが目指されています。その観点から，憲法，民法，刑法，商法，行政法，訴訟法，国際法など主要な法律分野のほか，労働法や経済法などについても「特論」「演習」「特殊講義」が置かれています。これにより，それぞれの主要な問題関心及びそれに関連する法律学の分野について学部段階よりも高度な素養を身につけることが可能となっています。それらの知的背景のもと修士論文の執筆がなされることも求められています。

博士（後期）課程においては，修士課程において修得した知識をより高度なものとし，創造性豊かな研究者を養成するために，「特殊研究」が置かれています。「特殊研究」では，指導教員のもと，博士論文の執筆に向けた高度で系統的な研究が可能となっています。博士論文は，高度で，学界において注目される完成度の高い内容を持ったものが求められています。

政治学専攻

学部における政治学教育の基本方針に基づいて修得した知識や能力をさらに発展させることを目指しています。すなわち，有限な資源の中で，市民誰もが安心して生活できる環境や利便性を向上させるための望ましいルール作りを様々な角度から追究していく学問である政治学についてさらに研究を深める能力，より多くの人が納得できる解決策を提案できる知識と能力を修得することを目指しています。

カリキュラムは，昼間履修に加えて，社会人のための夜間履修体制も備えており，学生各自の研究関心に対応できるよう幅広く組み立てられています。また，各専門分野固有の知識と論理的思考能力を身につけることができるよう工夫されています。各課程では，それぞれ修士論文，博士論文作成のために個別指導による方法を重視し，指導教員の講義・演習を重点的に履修することを求めています。

修士課程においては，政治学，政治史，政治思想史，公共政策論，国際政治学，政治過程論，行政学などの主要な政治学科目のほか，地方自治論など地方自治に関連する科目について「特論」「特論演習」が置かれています。これにより，院生それぞれの主要な問題関心及びそれに関連する政治学の分野について，学部よりも高度な素養を身につけることが可能となっています。

博士（後期）課程においては，修士課程において修得した知識をより高度なものとし，創造性豊かな研究者を養成するために，政治学分野の科目の「特殊研究」が置かれています。「特殊研究」では，指導教員の指導のもと，博士論文の執筆に向けた高度で系統的な研究が可能となっています。博士論文は，高度で，学界において注目される完成度の高いものが求められています。

(3) ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）

法律学専攻

修士課程においては，法律学分野において所定の単位を取得し，独力で研究を行いうる基礎的研究能力を養い，その結果として修士論文の審査に合格することが求められています。一般選抜で入学した学生には高度に学術的な内容の論文，社会人特例選抜で入学した学生には具体的関心を追究した高度に専門的な内容のものと評価される論文の執筆が求められています。論文提出後，口述試験を経て修士（法学）の学位を授与しています。

博士（後期）課程においては，高度な研究能力と広く豊かな学識を有し，法律学分野における教育・研究活

動を遂行する能力や高度の専門職業人として業務を遂行できる能力を有していると評価される論文を執筆し、口述試験を経てその能力が博士号取得にかなうと評価された場合に、博士（法学）の学位を授与しています。

政治学専攻

修士課程においては、政治学の各分野において所定の単位を取得し、独力で研究を行いうる基礎的研究能力を養い、その結果として修士論文の審査に合格することが求められています。一般選抜で入学した学生には高度に学術的な内容の論文、社会人特例選抜で入学した学生には具体的関心を追究した高度に専門的な内容のものと評価される論文の執筆が求められています。論文執筆後、口述試験を経て修士（政治学）の学位を授与しています。

博士（後期）課程においては、高度な研究能力と広く豊かな学識を有し、政治学分野における教育・研究活動を遂行する能力や高度の専門職業人として業務を遂行できる能力を有していると評価される論文を執筆し、口述試験を経てその能力が博士号取得にかなうと評価された場合に、博士（政治学）の学位を授与しています。

令和7年度 法学研究科 行事日程表

月	日	月 火 水 木 金 土	行 事 予 定
4 月		1 2 3 4 5	3月22日（土） ～29日（土） 履修登録票受付期間
	6	7 8 9 10 11 12	3月24日（月） ～4月2日（水） 北大特別聴講学生願書受付期間（予定）
	13	14 15 16 17 18 19	2日（水） 入学式
	20	21 22 23 24 25 26	5日（土） 時間割発表
	27	28 29 30	8日（火） 前期授業開始 29日（火）（昭和の日）
5 月		1 2 3	3日（土）（憲法記念日）
	4	5 6 7 8 9 10	4日（日）（みどりの日）
	11	12 13 14 15 16 17	5日（月）（こどもの日）
	18	19 20 21 22 23 24	6日（火）（振替休日）
	25	26 27 28 29 30 31	7日（水） 振替月曜日授業
			8日（木） 振替火曜日授業
6 月	1	2 3 4 5 6 7	8日（木）～15日（木） 博士論文（甲・乙）受付期間〔履修規程第8条、第8条の2〕
	8	9 10 11 12 13 14	16日（金）（学園創立記念日、休講）
	15	16 17 18 19 20 21	
	22	23 24 25 26 27 28	
	29	30	
7 月		1 2 3 4 5	18日（水）～25日（水） 修士論文受付期間（履修規程第8条）
	6	7 8 9 10 11 12	21日（土） 法学会学位論文中間報告会（修士・博士（後期）課程）希望者受付期間
	13	14 15 16 17 18 19	博士論文（甲・乙）審査試験
	20	21 22 23 24 25 26	
	27	28 29 30 31	
8 月		1 2	12日（土） 修士論文審査試験
	3	4 5 6 7 8 9	21日（月）（海の日）
	10	11 12 13 14 15 16	22日（火） 予備日①
	17	18 19 20 21 22 23	23日（水） 予備日②
	24	25 26 27 28 29 30	26日（土） 法学会学位論文中間報告会（予定）
			30日（水） 前期授業終了
9 月		1 2 3 4 5 6	8日（金） 夏季休業開始
	7	8 9 10 11 12 13	11日（月）（山の日）
	14	15 16 17 18 19 20	13日（水）～16日（土） 全学休業（事務取扱休止）
	21	22 23 24 25 26 27	22日（金） 修士課程第Ⅰ期選抜願書受付開始
	28	29 30	
9 月		1 2 3 4 5 6	5日（金）～12日（金） 北大特別聴講学生願書受付期間（予定）
	7	8 9 10 11 12 13	8日（月） 修士課程第Ⅰ期選抜願書受付締切
	14	15 16 17 18 19 20	12日（金） 博士（後期）課程・修士課程修了者発表（9月修了）
	21	22 23 24 25 26 27	12日（金）～19日（金） 研究生（後期）願書受付期間（予定）
	28	29 30	15日（月）（敬老の日）
			19日（金） 夏季休業終了
9 月			20日（土） 後期授業開始
			23日（火）（秋分の日）
			30日（火） 学位記授与式（9月修了）

月	日	月	火	水	木	金	土	行 事 予 定	
10 月				1	2	3	4	1日（水） 11日（土）～13日（月）	修士課程第Ⅰ期選抜 十月祭・工学祭（休講）
	5	6	7	8	9	10	11		
	12	13	14	15	16	17	18		
	19	20	21	22	23	24	25		
	26	27	28	29	30	31			
11 月							1	3日（月） 7日（金） 7日（金）～22日（土） 24日（月） 28日（金）	（文化の日） 修士課程第Ⅰ期選抜合格者発表 修士課程第Ⅰ期入学手続（第一次） （振替休日） 博士論文（甲・乙）受付開始
	2	3	4	5	6	7	8		
	9	10	11	12	13	14	15		
	16	17	18	19	20	21	22		
	23/ 30	24	25	26	27	28	29		
12 月		1	2	3	4	5	6	5日（金） 27日（土）	博士論文（甲・乙）受付締切〔履修規程第8条、第8条の2〕 冬季休業開始
	7	8	9	10	11	12	13		
	14	15	16	17	18	19	20		
	21	22	23	24	25	26	27		
	28	29	30	31					
1 月				1	2	3		7日（水） 8日（木） 8日（木）～15日（木） 9日（金）～14日（水） 12日（月） 14日（水） 15日（木） 17日（土）～18日（日） 24日（土） 26日（月）	冬季休業終了 後期授業再開・振替月曜日授業 修士課程第Ⅱ期、博士（後期）課程選抜願書受付期間 修士論文受付期間〔履修規程第8条〕 （成人の日） 予備日① 予備日② 大学入学共通テスト（1月16日：準備日）（3日間休講） 博士論文（甲・乙）・修士論文審査試験 後期授業終了
	4	5	6	7	8	9	10		
	11	12	13	14	15	16	17		
	18	19	20	21	22	23	24		
	25	26	27	28	29	30	31		
2 月	1	2	3	4	5	6	7	9日（月）～10日（火） 14日（土） 19日（木）～26日（木） 27日（金）	一般選抜（2月8日：準備日） 修士課程第Ⅱ期選抜、博士（後期）課程選抜 研究生・科目等履修生・聴講生願書受付期間 科目等履修生・聴講生選考試験（予定）
	8	9	10	11	12	13	14		
	15	16	17	18	19	20	21		
	22	23	24	25	26	27	28		
3 月	1	2	3	4	5	6	7	3日（火） 3日（火）～10日（火） 10日（火） 20日（金） 21日（土）～28日（土）	修士課程第Ⅱ期・博士（後期）課程選抜合格者発表 修士課程第Ⅰ・Ⅱ期、博士（後期）課程入学手続 博士（後期）課程・修士課程修了者発表 学位記授与式（卒業祝賀会）（春分の日）（予定） 履修登録受付期間
	8	9	10	11	12	13	14		
	15	16	17	18	19	20	21		
	22	23	24	25	26	27	28		
	29	30	31						

【修士課程】

法学・政治学専攻

[法学専攻 授業科目一覧]

授業科目	単位	担当教員	備考	ページ
憲法特論AⅠ・Ⅱ	各2	館 田 晶 子		14
憲法特論演習AⅠ・Ⅱ	各4	館 田 晶 子		15
憲法特論BⅠ・Ⅱ	各2	寺 島 壽 一		16
憲法特論演習BⅠ・Ⅱ	各4	寺 島 壽 一		17
個別行政法特論Ⅰ・Ⅱ	各2	鈴 木 光		18
個別行政法特論演習Ⅰ・Ⅱ	各4	鈴 木 光		19
民法原理特論Ⅰ・Ⅱ	各2	内 山 敏 和		20
民法原理特論演習Ⅰ・Ⅱ	各4	内 山 敏 和		21
民法債権特論AⅠ・Ⅱ	各2	大 滝 哲 祐		22
民法債権特論演習AⅠ・Ⅱ	各4	大 滝 哲 祐		23
民法債権特論BⅠ・Ⅱ	各2	四ッ谷 有 喜		24
民法債権特論演習BⅠ・Ⅱ	各4	四ッ谷 有 喜		25
民法契約特論Ⅰ・Ⅱ	各2	谷 本 陽 一		26
民法契約特論演習Ⅰ・Ⅱ	各4	谷 本 陽 一		27
比較民法特論Ⅰ・Ⅱ	各2	千 葉 華 月		28
比較民法特論演習Ⅰ・Ⅱ	各4	千 葉 華 月		29
損害賠償法特論Ⅰ・Ⅱ	各2	石 月 真 樹		30
損害賠償法特論演習Ⅰ・Ⅱ	各4	石 月 真 樹		31
企業法特論AⅠ・Ⅱ	各2	草 間 秀 樹		32
企業法特論演習AⅠ・Ⅱ	各4	草 間 秀 樹		33
企業法特論BⅠ・Ⅱ	各2	津 田 裕 介		34
企業法特論演習BⅠ・Ⅱ	各4	津 田 裕 介		35
刑法原理特論Ⅰ・Ⅱ	各2	瀬 川 行 太		36
刑法原理特論演習Ⅰ・Ⅱ	各4	瀬 川 行 太		37

[法律学専攻 授業科目一覧]

授業科目	単位	担当教員	備考	ページ
個別刑法特論Ⅰ・Ⅱ	各2	神 元 隆 賢		38
個別刑法特論演習Ⅰ・Ⅱ	各4	神 元 隆 賢		39
民事訴訟法原理特論Ⅰ・Ⅱ	各2	酒 井 博 行		40
民事訴訟法原理特論演習Ⅰ・Ⅱ	各4	酒 井 博 行		41
個別民事訴訟法特論Ⅰ・Ⅱ	各2	稻 垣 美穂子		42
個別民事訴訟法特論演習Ⅰ・Ⅱ	各4	稻 垣 美穂子		43
刑事訴訟法特論Ⅰ・Ⅱ	各2	飯 野 海 彦		44
刑事訴訟法特論演習Ⅰ・Ⅱ	各4	飯 野 海 彦		45
個別的労働関係法特論Ⅰ・Ⅱ	各2	浅 野 高 宏		46
個別的労働関係法特論演習Ⅰ・Ⅱ	各4	浅 野 高 宏		47
個別経済法特論Ⅰ・Ⅱ	各2	岡 本 直 貴		48
個別経済法特論演習Ⅰ・Ⅱ	各4	岡 本 直 貴		49
法哲学特論Ⅰ・Ⅱ	各2	菅 原 寧 格		50
法哲学特論演習Ⅰ・Ⅱ	各4	菅 原 寧 格		51
法律学特殊講義				
少年法	2	飯 野 海 彦	学部同時開講科目	52
刑事政策	2	神 元 隆 賢	学部同時開講科目	52
国際環境法Ⅰ・Ⅱ	各2	加 藤 信 行		53
海洋法	2	萬 歳 寛 之	夏季集中講義	54

[政治学専攻 授業科目一覧]

授業科目	単位	担当教員	備考	ページ
政治史特論 A I・II	各 2	十 河 和 貴		55
政治史特論演習 A I・II	各 4	十 河 和 貴		56
政治史特論 B I・II	各 2	松 戸 清 裕		57
政治史特論演習 B I・II	各 4	松 戸 清 裕		58
政治思想史特論 I・II	各 2	高 橋 義 彦		59
政治思想史特論演習 I・II	各 4	高 橋 義 彦		60
公共政策論特論 I・II	各 2	堀 内 匠		61
公共政策論特論演習 I・II	各 4	堀 内 匠		62
国際政治学特論 I・II	各 2	若 月 秀 和		63
国際政治学特論演習 I・II	各 4	若 月 秀 和		64
政治過程論特論 I・II	各 2	本 田 宏		65
政治過程論特論演習 I・II	各 4	本 田 宏		66
地方自治論特論 I・II	各 2	鹿 谷 雄 一		67
地方自治論特論演習 I・II	各 4	鹿 谷 雄 一		68
比較政治学特論 I・II	各 2	岩 坂 将 充		69
比較政治学特論演習 I・II	各 4	岩 坂 将 充		70
ジャーナリズム論特論 I・II	各 2	韓 永 學		71
ジャーナリズム論特論演習 I・II	各 4	韓 永 學		72
比較政治経済学特論 I・II	各 2	井 上 睦	非 開 講	—
比較政治経済学特論演習 I・II	各 4	井 上 睦	非 開 講	—
地域研究特論 I・II	各 2	高 橋 美野梨		73
地域研究特論演習 I・II	各 4	高 橋 美野梨		74

■授業科目 憲法特論A I	■単位 2	■担当教員 館田 晶子
●授業の到達目標及びテーマ テーマ：「憲法学の理論」 目標：憲法総論および基本的人権に関する憲法学説、判例などを理解する。		
●授業の概要 憲法の基本書または演習書を精読する。授業は演習形式で進めるため、参加者による文献や事例の報告と論点の提示、討論を基本とする。なお、授業計画は受講者と相談の上変更する場合がある。		
●授業計画 第1回 ガイダンス、文献の検討 第2回 憲法総論 第3回 立憲主義 第4回 日本憲法史 第5回 国民主権 第6回 人権享有主体 第7回 私人間効力 第8回 包括的基本権 第9回 法の下の平等 第10回 内心の自由 第11回 表現の自由 第12回 人身の自由 第13回 経済的自由 第14回 社会権 第15回 参政権		
●準備学習の内容 指示された文献および関連文献を熟読しておくこと。 報告者はレジュメの作成を含めた報告準備をしておくこと。		
●テキスト 初回授業時に履修者と相談の上で決定する。		
●参考書 適宜紹介する。		
●学生に対する評価 授業での発言50％、発表内容50％ 報告内容については授業内でその都度コメントする。		

■授業科目 憲法特論A II	■単位 2	■担当教員 館田 晶子
●授業の到達目標及びテーマ テーマ：「外国人の人権保障」 目標：憲法学における人権理論をふまえ、外国人の人権保障の理論を再構築する。		
●授業の概要 外国人や国籍に関連する憲法判例や学説を精読し検討する。授業は演習形式で進めるため、参加者による文献報告と論点の提示、討論を基本とする。なお、授業計画は受講者と相談の上変更する場合がある。		
●授業計画 第1回 ガイダンス 第2回 外国人の人権総論 第3回 日本国憲法制定と外国人政策 第4回 一般永住者と特別永住者 第5回 国民概念と国籍 第6回 人権享有主体性 第7回 出入国の自由 第8回 地方参政権 第9回 選挙権・被選挙権 第10回 公務就任権 第11回 社会権 第12回 国際人権条約 第13回 入管法と在留資格制度 第14回 移民政策と難民政策 第15回 まとめ		
●準備学習の内容 文献および関連判例を熟読しておくこと。報告者はレジュメの作成を含めた報告準備をしておくこと。		
●テキスト 初回授業時に履修者と相談の上で決定する。		
●参考書 適宜紹介する。		
●学生に対する評価 授業での発言50％、発表内容50％。報告内容については授業内でその都度コメントする。		

■授業科目 憲法特論演習 A I	■単位 4	■担当教員 館田 晶子
●授業の到達目標及びテーマ テーマ：憲法総論および基本的人権に関する諸問題 目標：修士論文のテーマとなりうる論点を抽出する。		
●授業の概要 受講者の関心に沿って、個別の研究テーマを設定し、文献講読・研究報告・論点に関する質疑応答を行い、論点に関する理解と考察を深める。受講者による報告と質疑応答が中心となる。なお、授業計画は受講者と相談の上変更する場合がある。		
●授業計画 第1回 ガイダンス 第2回 憲法の意味 第3回 立憲主義と民主主義 第4回 法の支配と権力分立 第5回 憲法史 第6回 国民主権と象徴天皇制 第7回 人権総論 第8回 人権享有主体性 第9回 幸福追求権 第10回 法の下での平等 第11回 思想・良心の自由 第12回 信教の自由と政教分離 第13回 表現の自由 第14回 集会・結社の自由 第15回 学問の自由 第16回 修士論文テーマ案の報告 第17回 居住・移転の自由 第18回 職業選択の自由 第19回 財産権の保障 第20回 人身の自由 第21回 生存権 第22回 教育を受ける権利 第23回 労働者の権利 第24回 参政権 第25回 修士論文テーマ報告 第26回 文献リストの検討 第27回 研究計画書の作成 第28回 アウトラインの報告 第29回 文献リストの提出 第30回 今後の研究計画の確認		
●準備学習の内容 指示された文献および関連文献を熟読するとともに、受講の準備を整えておくこと。		
●テキスト 受講者と相談の上で決定する。		
●参考書 適宜紹介する。		
●学生に対する評価 授業での発言・報告内容50%，レポートなど提出物50%。報告内容および提出物については授業内でその都度コメントする。		

■授業科目 憲法特論演習 A II	■単位 4	■担当教員 館田 晶子
●授業の到達目標及びテーマ テーマ：憲法総論および基本的人権に関する諸問題 目標：具体的なテーマを設定し、資料収集し、研究を進め、その成果を修士論文にまとめる。		
●授業の概要 受講者の関心に沿って、個別の研究テーマを設定し、文献講読・研究報告・論点に関する質疑応答を行い、論点に関する理解と考察を深める。受講者による報告と質疑応答が中心となる。なお、授業計画は受講者と相談の上変更する場合がある。		
●授業計画 第1回 ガイダンス 第2回 修士論文テーマの確認 第3回 研究計画書の提出 第4回 憲法総論の確認 第5回 民主主義・立憲主義の理論 第6回 国民主権と天皇制の理論 第7回 人権総論 第8回 包括的基本権 第9回 精神的自由 第10回 経済的自由 第11回 人身の自由 第12回 社会権 第13回 参政権 第14回 人権訴訟 第15回 前半のまとめ 第16回 修士論文アウトライン報告 第17回 参考文献リストの提出 第18回 修士論文構想報告 第19回 修士論文の目次の検討 第20回 重要文献の報告 第21回 重要文献の検討 第22回 重要判例の報告 第23回 重要判例の検討 第24回 論文序章の報告と検討 第25回 論文第一章の報告と検討 第26回 論文第二章の報告と検討 第27回 論文第三章の報告と検討 第28回 論文終章の報告と検討 第29回 修士論文の最終確認 第30回 まとめ		
●準備学習の内容 指示された文献および関連文献を熟読するとともに、受講の準備を整えておくこと。		
●テキスト 使用しない。		
●参考書 適宜紹介する。		
●学生に対する評価 授業での発言・報告内容50%，レポートなど提出物50%。報告内容および提出物については授業内でその都度コメントする。		

■授業科目 憲法特論B I	■単位 2	■担当教員 寺島 壽一
●授業の到達目標及びテーマ 授業のテーマは、違憲審査制の諸問題（その中でも特に、違憲審査制の性格に関わる諸問題）である。 これらの諸問題をめぐる憲法論議における論点の所在とその相互関連性について理解してもらうことが、この授業の到達目標である。		
●授業の概要 各回のテーマについて担当教員の指定する文献の講読を通じて、違憲審査制に関する諸問題について検討する。 なお、下記の授業計画は、おおよその予定であり、若干変更する場合もある。		
●授業計画 第1回 ガイダンス 第2回 違憲審査制の意義と類型 第3回 司法裁判所型違憲審査制 第4回 憲法裁判所型違憲審査制(1)：概観 第5回 憲法裁判所型違憲審査制(2)：ドイツ 第6回 憲法裁判所型違憲審査制(3)：フランス 第7回 日本の違憲審査制の概要 第8回 最高裁の構成と裁判官の選任方法、最高裁の法廷 第9回 違憲審査制の性格をめぐる論点(1)：抽象的違憲審査権の有無 第10回 違憲審査制の性格をめぐる論点(2)：違憲審査の主体と対象 第11回 違憲審査制の性格をめぐる論点(3)：違憲判決の効力と判決手法 第12回 違憲審査制の改革構想(1)：1950年代の最高裁機構改革案 第13回 違憲審査制の改革構想(2)：近年の憲法裁判所構想 第14回 違憲審査制をめぐる各種構想(3)：近年の最高裁改革構想 第15回 まとめ		
●準備学習の内容 授業前には指定する文献を熟読しておくとともに、指定された設問がある場合は、それについて検討しておくこと（120分以上の時間をかけることが望ましい）。		
●テキスト 以下のテキストの使用を予定しているが、詳細は開講時に指示する。 ・河島太郎『違憲審査制の論点（改訂版）』〔基本情報シリーズ23〕（国立国会図書館 調査及び立法考査局） ・木下智史・只野雅人（編）『新・コンメンタール憲法 〔第2版〕』（日本評論社） ・長谷部恭男・石川健治・宍戸常寿（編）『憲法判例百選Ⅱ 〔第7版〕』（有斐閣）		
●参考書 授業時にその都度紹介する。		
●学生に対する評価 平常点（授業時の報告〔60%〕・発言の内容〔20%〕、指示された課題への取り組み〔20%〕）により評価する。 報告内容や、レポートの結果については、授業内で個々にコメントする。		

■授業科目 憲法特論B II	■単位 2	■担当教員 寺島 壽一
●授業の到達目標及びテーマ 授業のテーマは、司法権・違憲審査制・憲法訴訟の諸問題（その中でも特に、司法権の限界、憲法判断の手法・司法救済の方法をめぐる諸問題）である。 これらの諸問題をめぐる憲法学上の基本的論点の所在とその相互関連性について理解してもらうことが、この授業の到達目標である。		
●授業の概要 各回のテーマについて担当教員の指定する文献の講読を通じて、司法権・違憲審査制・憲法訴訟に関する諸問題について検討する。 なお、下記の授業計画は、おおよその予定であり、若干変更する場合もある。		
●授業計画 第1回 ガイダンス 第2回 司法権の限界(1)：統治行為論 第3回 司法権の限界(2)：国会（議院）・地方議会 第4回 司法権の限界(3)：政党 第5回 憲法判断の手法(1)：適用違憲 第6回 憲法判断の手法(2)：部分違憲 第7回 平等違反の救済(1)：国籍法①（実体問題） 第8回 平等違反の救済(2)：国籍法②（救済方法） 第9回 平等違反の救済(3)：一票の較差（実体問題） 第10回 平等違反の救済(4)：一票の較差（救済方法） 第11回 国家賠償と憲法訴訟(1)：賠償請求権の制限 第12回 国家賠償と憲法訴訟(2)：立法行為と賠償 第13回 選挙権の実質的保障と司法救済 第14回 選挙制度と司法審査 第15回 まとめ		
●準備学習の内容 授業前には指定する文献を熟読しておくとともに、指定された設問がある場合は、それについて検討しておくこと（120分以上の時間をかけることが望ましい）。		
●テキスト 以下のテキストの使用を予定しているが、詳細は開講時に指示する。 ・佐藤幸治『日本国憲法論 〔第2版〕』（成文堂） ・木下智史・只野雅人（編）『新・コンメンタール憲法 〔第2版〕』（日本評論社） ・長谷部恭男・石川健治・宍戸常寿（編）『憲法判例百選Ⅱ 〔第7版〕』（有斐閣）		
●参考書 授業時にその都度紹介する。		
●学生に対する評価 平常点（授業時の報告〔60%〕・発言の内容〔20%〕、指示された課題への取り組み〔20%〕）により評価する。 報告内容や、レポートの結果については、授業内で個々にコメントする。		

■授業科目 憲法特論演習 B I	■単位 4	■担当教員 寺島 壽一
●授業の到達目標及びテーマ 授業テーマは、主に、司法権・違憲審査制・憲法訴訟をめぐる憲法学上の諸問題に関する研究（修士論文作成の予備的・導入的指導）である。 それらの諸問題の中から、一定の研究テーマを自分で選択・設定したうえで、それについて自分で資料を収集・研究するとともに、その成果を修士論文としてまとめる準備ができるようになるための、受講者の能力の開発・向上を図ることが、この授業の到達目標である。		
●授業の概要 前記のねらいに即して、毎回そのつと課題を課し、その課題に関する報告・発表を求め、それに続いて担当教員との間で質疑応答を行いながら、研究を深めてもらう。具体的には、テーマの選定・検討、テーマに関連する文献の収集と検討が主な内容となる。 なお、下記の授業計画は、おおよその予定であり、受講者の研究の進捗状況等に鑑みて若干変更する場合もある。		
●授業計画 第1回 ガイダンス 第2回 法学論文作成の基本(1) 一論文の構造 第3回 法学論文作成の基本(2) 一法律文献の種類 第4回 法学論文作成の基本(3) 一法律文献の探し方 第5回 法学論文作成の基本(4) 一法律文献等の出典の表示方法 第6回 法学論文作成の基本(5) 一法律文献検索の実際（発表） 第7回 研究テーマ候補（大枠）の検討 第8回 研究テーマ具体化に向けてまず読むべき先行研究の選定 第9回 選定した先行研究の検討(1) 一前半の発表 第10回 選定した先行研究の検討(2) 一後半の発表 第11回 選定した先行研究の検討(3) 一補正版の発表 第12回 研究テーマ具体化に向けた第一歩の発表 第13回 参考文献リスト作成(1) 一課題の提示 第14回 参考文献リスト作成(2) 一発表 第15回 参考文献リスト作成(3) 一補正版の発表・重要文献の選定 第16回 選定した重要文献の検討(1) 一前半の発表 第17回 選定した重要文献の検討(2) 一後半の発表 第18回 選定した重要文献の検討(3) 一補正版の発表 第19回 研究テーマの再検討に向けた準備 一課題の提示 第20回 研究テーマの再検討と論文目次案の作成(1) 一発表 第21回 研究テーマの再検討と論文目次案の作成(2) 一補正版の発表 第22回 さらに重要文献の検討(1) 一前半の発表 第23回 さらに重要文献の検討(2) 一後半の発表 第24回 さらに重要文献の検討(3) 一補正版の発表 第25回 次年度に向けての研究計画の検討 第26回 さらに重要文献の検討(4) 一再補正版の発表 第27回 論文目次案・参考文献リストの補充(1) 一発表 第28回 論文目次案・参考文献リストの補充(2) 一補正版の発表 第29回 論文目次案・参考文献リストの補充(3) 一再補正版の発表 第30回 研究テーマの再々検討		
●準備学習の内容 授業前には指定した資料に十分目を通すとともに、毎時指定した課題にしっかり取り組むこと（120分以上の時間をかけることが望ましい）。		
●テキスト 開講時に指示する。		
●参考書 授業時にそのつと紹介する。		
●学生に対する評価 平常点（毎回の課題への取り組み等）により評価する（100%）。報告内容や、レポートの結果については、授業内で個々にコメントする。		

■授業科目 憲法特論演習 B II	■単位 4	■担当教員 寺島 壽一
●授業の到達目標及びテーマ 授業テーマは、主に、司法権・違憲審査制・憲法訴訟をめぐる憲法学上の諸問題に関する研究（修士論文指導）である。 それらの諸問題の中から、一定のテーマを自分で選択・設定したうえで、それについて自分で資料を収集・研究するとともに、その成果を修士論文としてまとめることができるようになるための、受講者の能力の開発・向上を図ることが、この授業の到達目標である。		
●授業の概要 前記のねらいに即して、各回の課題を課し、その課題に関する報告を求め、それに続いて担当教員との質疑応答を重ねていくことを通して、研究を深めてもらい、修士論文の完成を目指してもらう。 なお、下記の授業計画は、おおよその予定であり、受講者の研究の進捗状況等に鑑みて若干変更する場合もある。		
●授業計画 第1回 ガイダンス・前年度の反省・今年度の展望 第2回 論文テーマの決定（確認）、目次の具体化（更新）の準備 第3回 目次の具体化（更新） 第4回 参考文献リストの作成（更新） 第5回 目次の補充・修正 第6回 参考文献リストの補充・修正 第7回 目次の再修正 第8回 参考文献リストの再修正 第9回 短い「全体の概要」（目次の拡大版）の作成 第10回 目次の再々修正＋「全体の概要」の補正(1) 一報告 第11回 目次の再々修正＋「全体の概要」の補正(2) 一補正版の報告 第12回 論文前半部分の骨格の作成（「全体の概要」前半の拡張） 第13回 論文後半部分の骨格の作成（「全体の概要」後半の拡張） 第14回 論文前半部分の骨格の補正 第15回 論文後半部分の骨格の補正 第16回 論文前半部分の作成 一「骨格」から「草稿」へ 第17回 論文後半部分の作成 一「骨格」から「草稿」へ 第18回 論文前半部分の補正 第19回 論文後半部分の補正 第20回 論文前半部分の再補正 第21回 論文後半部分の再補正 第22回 論文前半部分の再々補正 第23回 論文後半部分の再々補正 第24回 前半と後半の統合版の作成 第25回 前半と後半の統合版の補正 第26回 前半と後半の統合版の再補正 第27回 序論と結論の作成 第28回 序論と結論の補正、前半と後半の統合版の再々補正 第29回 序論と結論の再補正 第30回 修士論文完成への最終チェック		
●準備学習の内容 授業前には指定した資料に十分目を通すとともに、毎時指定した課題にしっかり取り組むこと（150分以上の時間をかけることが望ましい）。		
●テキスト 開講時に指示する。		
●参考書 授業時にそのつと紹介する。		
●学生に対する評価 平常点（毎回の課題への取り組み、修士論文の完成度等）により評価する（100%）。報告内容や、レポートの結果については、授業内で個々にコメントする。		

■授業科目 個別行政法特論Ⅰ	■単位 2	■担当教員 鈴木 光
●授業の到達目標及びテーマ 本科目の到達目標は、日本社会において行政法が果たす役割と課題を理解することにある。 本科目のテーマは、現代日本行政法の研究である。		
●授業の概要 日本社会における行政法が果たす役割と課題をさまざまな角度から検討する。		
●授業計画 第1回 ガイダンス 第2回 行政法の基本構造 第3回 法律による行政の原理 第4回 行政法の一般原則 第5回 行政上の法律関係 第6回 行政組織法 第7回 行政立法・行政準則 第8回 行政行為 第9回 行政裁量 第10回 行政裁量の司法審査 第11回 行政契約 第12回 行政指導 第13回 行政計画 第14回 行政調査 第15回 総まとめ		
●準備学習の内容 予習：毎回2時間程度、事前に参考書の該当部分を読むのが望ましい。 復習：毎回2時間程度、授業後にノートを復習し、理解度を確認するのが望ましい。		
●テキスト 指定しない。		
●参考書 宇賀克也ほか『行政判例百選Ⅰ・Ⅱ』有斐閣 畠山武道ほか『はじめての行政法』三省堂 大西有二ほか『設例で学ぶ行政法の基礎』八千代出版 櫻井敬子・橋本博之『行政法』弘文堂 伊藤真『判例シリーズ4行政法』弘文堂 藤井俊夫『行政法総論』成文堂 小林博志『行政法講義』成文堂 安達和志ほか『ホーンブック行政法』北樹出版 そのほか、授業内で紹介する。 履修者の希望により変更する場合もある。		
●学生に対する評価 報告（50％）と質疑応答（50％）により評価する。報告と質疑応答について授業中に講評し、フィードバックする。		

■授業科目 個別行政法特論Ⅱ	■単位 2	■担当教員 鈴木 光
●授業の到達目標及びテーマ 本科目の到達目標は、情報管理と救済の分野において日本の行政法が果たす役割と課題を理解することにある。 本科目のテーマは、情報管理と救済の分野を中心とする現代日本行政法の研究である。		
●授業の概要 情報管理と救済の分野において日本の行政法が果たす役割と課題をさまざまな角度から検討する。		
●授業計画 第1回 ガイダンス 第2回 行政上の義務履行確保 第3回 行政罰 第4回 行政手続 第5回 情報公開・個人情報保護 第6回 行政上の救済手続 第7回 行政事件訴訟法概観 第8回 取消訴訟—訴訟要件 第9回 取消訴訟—審理・判決・執行停止・教示 第10回 取消訴訟以外の抗告訴訟 第11回 当事者訴訟・争点訴訟 第12回 国家賠償—訴訟要件 第13回 国家賠償—判決 第14回 損失補償 第15回 総まとめ		
●準備学習の内容 予習：毎回2時間程度、事前に参考書の該当部分を読むのが望ましい。 復習：毎回2時間程度、授業後にノートを復習し、理解度を確認するのが望ましい。		
●テキスト 指定しない。		
●参考書 宇賀克也ほか『行政判例百選Ⅰ・Ⅱ』有斐閣 畠山武道ほか『はじめての行政法』三省堂 大西有二ほか『設例で学ぶ行政法の基礎』八千代出版 櫻井敬子・橋本博之『行政法』弘文堂 伊藤真『判例シリーズ4行政法』弘文堂 藤井俊夫『行政法総論』成文堂 小林博志『行政法講義』成文堂 安達和志ほか『ホーンブック行政法』北樹出版 そのほか、授業内で紹介する。 履修者の希望により変更する場合もある。		
●学生に対する評価 報告（50％）と質疑応答（50％）により評価する。報告と質疑応答について授業中に講評し、フィードバックする。		

■授業科目 個別行政法特論演習Ⅰ	■単位 4	■担当教員 鈴木 光
●授業の到達目標及びテーマ 本科目の到達目標は、修士論文の概要執筆である。 本科目のテーマは、修士論文の題目に即した文献・資料・判例等の確認である。		
●授業の概要 論文題目の選定、文献資料の収集・整理・分析、関連判例の研究、学説の整理・分析等を行う。		
●授業計画 第1回 ガイダンス 第2回 論文題目の選定 第3回 論文題目に関する知識の確認 第4回 問題点の明確化 第5回 基本文献の探し方 第6回 文献の収集 第7回 文献の概観 第8回 文献の整理 第9回 文献の熟読 第10回 文献の考察 第11回 文献の分析 第12回 資料の収集 第13回 資料の概観 第14回 資料の整理 第15回 資料の熟読 第16回 資料の考察 第17回 資料の分析 第18回 判例の収集 第19回 判例の概観 第20回 判例の整理 第21回 判例の熟読 第22回 判例の考察 第23回 判例の分析 第24回 修士論文の目次案の作成 第25回 修士論文の目次案の検討・議論 第26回 修士論文の目次案の修正 第27回 二年次に検討すべき文献の確認 第28回 二年次に検討すべき資料の確認 第29回 二年次に検討すべき判例の確認 第30回 総まとめ		
●準備学習の内容 予習：毎回2時間程度、論文題目に即した文献資料・判例などを読むのが望ましい。 復習：毎回2時間程度、授業中の議論を念頭に、論文草稿の執筆を進めるのが望ましい。		
●テキスト 指定しない。		
●参考書 宇賀克也ほか『行政判例百選Ⅰ・Ⅱ』有斐閣 畠山武道ほか『はじめての行政法』三省堂 大西有二ほか『設例で学ぶ行政法の基礎』八千代出版 櫻井敬子・橋本博之『行政法』弘文堂 伊藤真『判例シリーズ4 行政法』弘文堂 藤井俊夫『行政法総論』成文堂 小林博志『行政法講義』成文堂 安達和志ほか『ホーンブック行政法』北樹出版 そのほか、授業内で紹介する。 履修者の希望により変更する場合もある。		
●学生に対する評価 報告（50％）と質疑応答（50％）により評価する。報告と質疑応答について授業中に講評し、フィードバックする。		

■授業科目 個別行政法特論演習Ⅱ	■単位 4	■担当教員 鈴木 光
●授業の到達目標及びテーマ 本科目の到達目標は、修士論文の完成である。 本科目のテーマは、修士論文の題目に即した文献・資料・判例等の研究である。		
●授業の概要 論文題目に即した文献資料の収集・整理・分析、関連判例の研究、学説の整理・分析等を継続・発展させ、修士論文を完成させる。		
●授業計画 第1回 修士論文の進捗状況の確認 第2回 問題意識の確認 第3回 論文の全体的な流れについての報告 第4回 課題の指示を受けたあとの再報告 第5回 序論の報告 第6回 課題の指示を受けたあとの再報告 第7回 序論の文章化 第8回 表現方法等に関する指導 第9回 第一章の報告 第10回 課題の指示を受けたあとの再報告 第11回 第一章の文章化 第12回 構成・内容等に関する指導 第13回 表現方法・注等に関する指導 第14回 第一章と第二章とのつながりに関する指導 第15回 第一学期の総括 第16回 第二章の報告 第17回 課題の指示を受けたあとの再報告 第18回 第二章の文章化 第19回 構成・内容等に関する指導 第20回 表現方法・注等に関する指導 第21回 第二章・第三章とのつながりに関する指導 第22回 第三章の報告 第23回 課題の指示を受けたあとの再報告 第24回 第三章の文章化 第25回 構成・内容等に関する指導 第26回 表現方法・注等に関する指導 第27回 結論の報告 第28回 課題の指示を受けたあとの再報告 第29回 表現方法等についての指導 第30回 修士論文完成に向けた最終確認		
●準備学習の内容 予習：毎回2時間程度、論文題目に即した文献資料・判例などを読むのが望ましい。 復習：毎回2時間程度、授業中の議論を念頭に、論文草稿の執筆を進めるのが望ましい。		
●テキスト 指定しない。		
●参考書 宇賀克也ほか『行政判例百選Ⅰ・Ⅱ』有斐閣 畠山武道ほか『はじめての行政法』三省堂 大西有二ほか『設例で学ぶ行政法の基礎』八千代出版 櫻井敬子・橋本博之『行政法』弘文堂 伊藤真『判例シリーズ4 行政法』弘文堂 藤井俊夫『行政法総論』成文堂 小林博志『行政法講義』成文堂 安達和志ほか『ホーンブック行政法』北樹出版 そのほか、授業内で紹介する。 履修者の希望により変更する場合もある。		
●学生に対する評価 報告（50％）と質疑応答（50％）により評価する。報告と質疑応答について授業中に講評し、フィードバックする。		

■授業科目 民法原理特論Ⅰ	■単位 2	■担当教員 内山 敏和
●授業の到達目標及びテーマ 新判例・裁判例及び論文の精読を行なう。この作業を通じて、現在の社会における主要な法律問題の一端を感じることができ、さらに判例・論文の読み方が「身に付く」ものと期待している。		
●授業の概要 最新の判例時報に掲載された判例および裁判例のうち3～5件（民法に関連するもの）を採り上げ、報告者が紹介し、参加者で議論する。重要な、あるいは注目すべき判例等については、先例や学説状況を併せて紹介してもらい、当該判決の意義や射程を検討する。また、報告者が、民法に関連する最新の論文（ここ1、2年のもの）を選択して、その内容を要約した上で、当該論文の意義と問題点等について私見を交えつつ報告する。必要に応じて、債権法改正の動きをフォローしたい。 また、このほかに、債権法に関連する外国語（英仏独語）の文献（関連する諸法の文献を含む）の精読を行なうので、受講者には英仏独語のいずれかの読解能力が必要である。		
●授業計画 第1回 ガイダンス 第2回 判例時報1月分の検討 第3回 論文精読・その1 内山敏和「情報格差と詐欺の実相(1)～(7・完)」(以下の精読論文名は、あくまで仮のもので、受講者の関心に基づいて変更を加えていくものであることは、当然なので、安心してほしい。) 第4回 判例時報2月分の検討 第5回 論文精読・その2 内山敏和「消費者保護法規による意思表示法の実質化(1)～(5・完)」 第6回 判例時報3月分の検討 第7回 論文精読・その3 内山敏和「オランダ法における状況の濫用(1)」 第8回 判例時報4月分の検討 第9回 論文精読・その4 内山敏和「消費者取引における時間的圧迫からの不法行為法的救済」 第10回 判例時報5月分の検討 第11回 論文精読・その5 内山敏和「意思形成過程における損害賠償法の役割についての一考察」 第12回 判例時報6月分の検討 第13回 論文精読・その6 内山敏和「意思形成過程における不法行為法上の行為義務についての序論的考察」 第14回 判例時報7月分の検討 第15回 論文精読・その7 「南アフリカ法における錯誤法理」		
●準備学習の内容 テーマとなっている判例・論文を読んで、報告者はレジュメを作成すること。また、外国語文献の精読の際には、訳文を作成しておくこと。		
●テキスト 特になし。		
●参考書 特になし。		
●学生に対する評価 毎回の授業への参加姿勢、報告内容で評価する。		

■授業科目 民法原理特論Ⅱ	■単位 2	■担当教員 内山 敏和
●授業の到達目標及びテーマ 新判例・裁判例及び論文の精読を行なう。この作業を通じて、現在の社会における主要な法律問題の一端を感じることができ、さらに判例・論文の読み方が「身に付く」ものと期待している。		
●授業の概要 最新の判例時報に掲載された判例および裁判例のうち3～5件（民法に関連するもの）を採り上げ、報告者が紹介し、参加者で議論する。重要な、あるいは注目すべき判例等については、先例や学説状況を併せて紹介してもらい、当該判決の意義や射程を検討する。また、報告者が、民法に関連する論文を選択して、その内容を要約した上で、当該論文の意義と問題点等について私見を交えつつ報告する。必要に応じて、債権法改正の動きをフォローしたい。 また、このほかに、債権法に関連する外国語（英仏独語）の文献（関連する諸法の文献を含む）の精読を行なうので、受講者には英仏独語のいずれかの読解能力が必要である。		
●授業計画 第1回 ガイダンス 第2回 判例時報上半期分の検討の補充 第3回 我妻榮『近代法における債権の優越的地位』（文献選択については、民法原理特論Ⅰの注記を参照のこと） 第4回 判例時報7月分の検討 第5回 川島武宜『所有権法の理論』 第6回 判例時報8月分の検討 第7回 廣中俊雄『契約とその法的保護』 第8回 判例時報9月分の検討 第9回 北川善太郎『契約責任の研究』 第10回 判例時報10月分の検討 第11回 瀬川信久『不動産附合法の研究』 第12回 判例時報11月分の検討 第13回 大村敦志『典型契約と性質決定』 第14回 判例時報12月分の検討 第15回 山本敬三『公序良俗の再構成』		
●準備学習の内容 テーマとなっている判例・論文を読んで、報告者はレジュメを作成すること。また、外国語文献の精読の際には、訳文を作成しておくこと。		
●テキスト 特になし。		
●参考書 特になし。		
●学生に対する評価 毎回の授業への参加姿勢、報告内容で評価する。		

■授業科目 民法原理特論演習Ⅰ	■単位 4	■担当教員 内山 敏和
●授業の到達目標及びテーマ 民法を研究対象とする。その中から受講者各自が選択したテーマで修士論文を完成するための準備をサポートすることが本演習の目的である。		
●授業の概要 テーマの選定、文献収集、テーマに関する判例研究・学説の検討等が指導内容になる。 下記の「授業計画」なるものは、現時点で具体的な受講者の具体的な研究テーマが未定であるため、一応のモデル的な計画の一例であり、具体的な受講者の論文執筆計画に応じて変更することを予定しているものである。		
●授業計画 第1回 オリエンテーション 第2回 テーマ（大枠）の選定 第3回 テーマに関する知識の確認 第4回 問題の所在の明確化 第5回 基本文献の探し方 第6回 研究テーマに関する古典的文献の検討・その1—たとえば、民法制定前後の代表的文献 第7回 研究テーマに関する古典的文献の検討・その2—たとえば、我妻説などの伝統的通説 第8回 研究テーマに関する古典的文献の検討・その3—たとえば、伝統的通説に対する有力説 第9回 研究テーマに関する古典判例の検討・その1—たとえば、リーディングケースの前史 第10回 研究テーマに関する古典判例の検討・その2—たとえば、リーディングケースの分析 第11回 研究テーマに関する古典判例の検討・その3—たとえば、リーディングケースのその後の展開 第12回 研究テーマに関する近時の文献の検討・その1—たとえば、昭和末期の学説の展開 第13回 研究テーマに関する近時の文献の検討・その2—たとえば、最近の有力なモノグラフ 第14回 研究テーマに関する近時の文献の検討・その3—たとえば、最近の雑誌論文 前期の総括と夏期の研究の指導 第15回 夏期の研究の報告と後期の方向決定 第16回 研究テーマに関する近時の裁判例の検討・その1—たとえば、裁判例の分布状況 第17回 研究テーマに関する近時の裁判例の検討・その2—たとえば、裁判例の類型化 第18回 研究テーマに関する近時の裁判例の検討・その3—たとえば、裁判例における利益衡量 第19回 研究テーマに関する近時の裁判例の検討・その4—たとえば、裁判例と学説の応接関係 第20回 研究テーマに関する近時の裁判例の検討・その5—たとえば、裁判例からの示唆 第21回 修士論文の方向性の検討 第22回 方法論の検討・その1—たとえば、これまでの方法論の状況 第23回 方法論の検討・その2—たとえば、研究で用いる方法論の現在の状況 第24回 修士論文の目次の作成・その1—たとえば、大目次 第25回 修士論文の目次の作成・その2—たとえば、細目次 第26回 研究工程の検討・その1—たとえば、現時点での具体的研究内容の確認 第27回 研究工程の検討・その2—たとえば、細目次に基づいた時期の設定 第28回 研究工程の検討・その3—たとえば、特に調査に時間のかかる項目の洗い出し 第29回 後期の総括と春季の研究の指導 第30回		
●準備学習の内容 授業計画に沿って準備を進めること。		
●テキスト 特になし。		
●参考書 特になし。		
●学生に対する評価 論文作成がこの講義の目的であるから、それ以外の要素は、評価の対象にしない。 したがって、修士論文の準備状況及び授業への参加状況等で判断する。受講者への評価については、修士論文作成における指導において不可避免的に含まれることになる。		

■授業科目 民法原理特論演習Ⅱ	■単位 4	■担当教員 内山 敏和
●授業の到達目標及びテーマ 民法を研究対象とする。具体的には、その中から受講者各自が選択したテーマで修士論文を作成することをサポートすることが本演習の目的である。		
●授業の概要 民法原理特論演習で考察してきた事柄に基づき論文を作成することになるが、授業の方式としては、受講者に中間報告を度々してもらい、それに対してこちらから課題を提示し、それをさらに再検討してもらいながら進めて行く予定である。 なお、下記の「授業計画」なるものは、現時点で具体的な受講者の具体的な研究テーマが未定であるため、一応のモデル的な計画の一例であり、具体的な受講者の論文執筆計画に応じて変更することを予定しているものである。以下では、一応3章から成る論文を作成する場合を想定して記載することとする。		
●授業計画 第1回 昨年度の反省と今年度の展望 第2回 問題意識の確認 第3回 論文の全体的な流れについての報告 第4回 課題の提示を受けた後の再報告 第5回 序論（はじめに）に関する報告 第6回 課題の提示を受けた後の再報告 第7回 序論（はじめに）の文章化 第8回 表現方法等についての指導 第9回 第1章に関する報告 第10回 課題の提示を受けた後の再報告 第11回 第1章の文章化 第12回 構成・内容等に関する指導 第13回 表現方法・注等に関する指導 第14回 第1章と第2章とのつながりに関する指導 第15回 前期総括 第16回 第2章に関する報告 第17回 課題の提示を受けた後の再報告 第18回 第2章の文章化 第19回 構成・内容等に関する指導 第20回 表現方法・注等に関する指導 第21回 第2章と第3章とのつながりに関する指導 第22回 第3章に関する報告 第23回 課題の提示を受けた後の再報告 第24回 第3章の文章化 第25回 構成・内容等に関する指導 第26回 表現方法・注等に関する指導 第27回 結論に関する報告 第28回 課題の提示を受けた後の再報告 第29回 表現方法等についての指導 第30回 修士論文完成への最終チェック		
●準備学習の内容 作成中の修士論文について草稿を用意すること。		
●テキスト 特になし。		
●参考書 特になし。		
●学生に対する評価 修士論文の内容及び授業への参加状況等で判断する。受講者への評価については、修士論文作成における指導において不可避免的に含まれることになる。		

■授業科目 民法債権特論A I	■単位 2	■担当教員 大滝 哲祐
●授業の到達目標及びテーマ テーマ：債権総論（債権の目的・効力，責任財産の保全，多数当事者の債権関係，債権譲渡と債務引受，債権の消滅，有価証券）のうち，債権の目的・効力，責任財産の保全を取り扱う。 目標：債権総論の判例及び論文を精読することにより，専門文書の読解力の向上を図ると共に，債権総論の諸問題について理解を深めることを目標とする。		
●授業の概要 債権総論の判例及び論文の精読を行う。講義科目であるが，履修者の中で報告者となった者は，判例及び論文を要約して報告することが求められる。		
●授業計画 第1回 ガイダンス 第2回 債権の目的（金銭債権）①（判例） 第3回 債権の目的（金銭債権）②（論文） 第4回 債権の効力（債務不履行）①（判例） 第5回 債権の効力（債務不履行）②（論文） 第6回 債権の効力（安全配慮義務）③（判例） 第7回 債権の効力（安全配慮義務）④（論文） 第8回 債権の効力（損害賠償）⑤（判例） 第9回 債権の効力（損害賠償）⑥（論文） 第10回 責任財産の保全（債権者代位権）①（判例） 第11回 責任財産の保全（債権者代位権）②（論文） 第12回 責任財産の保全（詐害行為取消権の要件）③（判例） 第13回 責任財産の保全（詐害行為取消権の要件）④（論文） 第14回 責任財産の保全（詐害行為取消権の効果）⑤（判例） 第15回 責任財産の保全（詐害行為取消権の効果）（論文）⑥，総括		
●準備学習の内容 各回の指定判例及び論文を熟読して，自分の考えをまとめた上で出席すること（5時間）。		
●テキスト 第1回の講義時に判例及び論文を提示する。		
●参考書 円谷峻『債権総論－判例を通じて学ぶ－』【第2版】（成文堂，2010年） 潮見佳男『新債権総論Ⅰ』（信山社，2017年） 潮見佳男『新債権総論Ⅱ』（信山社，2017年） 中田裕康『債権総論』【第4版】（岩波書店，2020年） 内田貴『民法Ⅲ 債権総論・担保物権』【第4版】（東京大学出版会，2020年）		
●学生に対する評価 ①講義時の発言（50％）と，③報告の内容（50％）で評価する（100％）。報告内容は，講義内で個々にコメントする。		

■授業科目 民法債権特論A II	■単位 2	■担当教員 大滝 哲祐
●授業の到達目標及びテーマ テーマ：債権総論（債権の目的・効力，責任財産の保全，多数当事者の債権関係，債権譲渡と債務引受，債権の消滅，有価証券）のうち，多数当事者の債権関係，債権譲渡と債務引受，債権の消滅，有価証券を取り扱う。 目標：債権総論の判例及び論文を精読することにより，専門文書の読解力の向上を図ると共に，債権総論の諸問題について理解を深めることを目標とする。		
●授業の概要 債権総論の判例及び論文の精読を行う。講義科目であるが，履修者の中で報告者となった者は，判例及び論文を要約して報告することが求められる。		
●授業計画 第1回 ガイダンス 第2回 多数当事者の債権関係（連帯債務）①（判例） 第3回 多数当事者の債権関係（連帯債務）②（論文） 第4回 多数当事者の債権関係（保証）③（判例） 第5回 多数当事者の債権関係（保証）④（論文） 第6回 債権譲渡と債務引受（将来債権譲渡）①（判例） 第7回 債権譲渡と債務引受（将来債権譲渡）②（論文） 第8回 債権譲渡と債務引受（契約譲渡（契約上の地位の移転））③（判例） 第9回 債権譲渡と債務引受（契約譲渡（契約上の地位の移転））④（論文） 第10回 債権の消滅（受領権者としての外観を有する者への弁済（債権の準占有者への弁済））①（判例） 第11回 債権の消滅（受領権者としての外観を有する者への弁済（債権の準占有者への弁済））②（論文） 第12回 債権の消滅（相殺適状と相殺の禁止）③（判例） 第13回 債権の消滅（相殺適状と相殺の禁止）④（論文） 第14回 有価証券（無記名証券）①（判例） 第15回 有価証券（無記名証券）②（論文），総括		
●準備学習の内容 各回の指定判例及び論文を熟読して，自分の考えをまとめた上で出席すること（5時間）。		
●テキスト 第1回の講義時に判例及び論文を提示する。		
●参考書 円谷峻『債権総論－判例を通じて学ぶ－』【第2版】（成文堂，2010年） 潮見佳男『新債権総論Ⅰ』（信山社，2017年） 潮見佳男『新債権総論Ⅱ』（信山社，2017年） 中田裕康『債権総論』【第4版】（岩波書店，2020年） 内田貴『民法Ⅲ 債権総論・担保物権』【第4版】（東京大学出版会，2020年）		
●学生に対する評価 ①講義時の発言（50％）と，②報告の内容（50％）で評価する（100％）。報告内容は，講義内で個々にコメントする。		

■授業科目 民法債権特論演習A I	■単位 4	■担当教員 大滝 哲祐
●授業の到達目標及びテーマ テーマ：契約の成立，存続，消滅に関する議論の検討 目標：契約の成立，存続，消滅に関する議論のうち，契約の成立，存続の議論（契約締結上の過失（culpa in contrahendo））を検討して，法理論の生成と展開を把握する能力を身に付けることを目標とする。		
●授業の概要 契約の成立，存続に関する議論（契約締結上の過失（culpa in contrahendo））を検討する。履修者の中で報告者となった者は，論文及び文献を要約して報告することが求められる。基本的に日本の議論が中心となるが，比較としてドイツ民法も検討する。ドイツ民法の論文及び文献に関しては，教員が和訳したものを使用する。		
●授業計画 第1回 ガイダンス 第2回 契約の成立及び存続をめぐる議論（契約締結上の過失（culpa in contrahendo）） 第3回 原始的不能①（総論） 第4回 原始的不能②（学説） 第5回 原始的不能③（判例） 第6回 原始的不能のまとめ 第7回 契約交渉の不当破棄①（総論） 第8回 契約交渉の不当破棄②（学説） 第9回 契約交渉の不当破棄③（判例①（重要判例）） 第10回 契約交渉の不当破棄④（判例②（最近の判例）） 第11回 契約交渉の不当破棄⑤（中間的合意） 第12回 契約交渉の不当破棄のまとめ 第13回 説明義務・情報提供義務①（総論） 第14回 説明義務・情報提供義務②（学説） 第15回 説明義務・情報提供義務③（判例①（診療契約）） 第16回 説明義務・情報提供義務④（判例②（通常契約）） 第17回 説明義務・情報提供義務⑤（判例③（特殊契約）） 第18回 説明義務・情報提供義務のまとめ 第19回 隣接分野との比較①（総論） 第20回 隣接分野との比較②（詐欺） 第21回 隣接分野との比較③（錯誤） 第22回 隣接分野との比較④（契約不適合責任） 第23回 隣接分野との比較⑤（保証責任） 第24回 隣接分野との比較のまとめ 第25回 ドイツ民法との比較①（総論） 第26回 ドイツ民法との比較②（原始的不能） 第27回 ドイツ民法との比較②（契約交渉の不当破棄） 第28回 ドイツ民法との比較③（説明義務・情報提供義務） 第29回 ドイツ民法との比較のまとめ 第30回 総括		
●準備学習の内容 各回の論文及び文献を熟読し，自分の考えをまとめた上で出席すること（5時間）。		
●テキスト 第1回の演習時に論文及び文献を提示する。		
●参考書 北川善太郎『契約責任の研究—構造論』（有斐閣，1963年） 池田清治『契約交渉の破棄とその責任』（有斐閣，1997年） 本田純一『契約規範の成立と範囲』（一粒社，1999年） 円谷峻『新・契約の成立と責任』（成文堂，2004年） ディーター・ライボルト（円谷峻訳）『ドイツ民法総論—設例・設問を通じて学ぶ—』【第2版】（成文堂，2015年） Jörg Benedict, Culpa in Contrahendo-Transformationen des Zivilrechts Band I ,2018 Martin Schmidt-Kessel, Lehrbuch Verbraucherrecht, 2018 Schmidt-Kessel / Kramme, Handbuch zum Verbraucherrecht, 2023		
●学生に対する評価 演習時の発言（50%）及び報告内容（50%）を総合的に評価する（100%）。報告内容は，演習内で個々にコメントする。		

■授業科目 民法債権特論演習A II	■単位 4	■担当教員 大滝 哲祐
●授業の到達目標及びテーマ テーマ：契約の成立，存続，消滅に関する議論の検討 目標：契約の成立，存続，消滅に関する議論のうち，契約の消滅（解除，無効，取消し）の議論を検討して，法理論の生成と展開を把握する能力を身に付けることを目標とする。		
●授業の概要 民法債権特論演習 I を履修していることを前提に，契約の消滅（解除，無効，取消し）の議論を検討する。履修者の中で報告者となった者は，論文及び文献を要約して報告することが求められる。基本的に日本の議論が中心となるが，比較としてドイツ民法も検討する。ドイツ民法の判例及び文献に関しては，教員が和訳したものを使用する。		
●授業計画 第1回 ガイダンス 第2回 契約の消滅をめぐる問題 第3回 わが国における契約の解除，無効，取消し（総論） 第4回 契約解除の要件①（催告解除） 第5回 契約解除の要件②（無催告解除（全部解除）） 第6回 契約解除の要件③（無催告解除（一部解除）） 第7回 契約解除の要件④（催告解除と無催告解除との関係） 第8回 契約解除の要件⑤（危険負担との関係） 第9回 契約解除の要件のまとめ 第10回 契約解除の効果①（制度，歴史） 第11回 契約解除の効果②（学説） 第12回 契約解除の効果③（原状回復義務） 第13回 契約解除の効果のまとめ 第14回 契約の無効・取消し①（要件） 第15回 契約の無効・取消し②（効果） 第16回 契約の無効・取消し③（解除との関係） 第17回 契約の無効・取消しのまとめ 第18回 消費者法における解除・取消し①（消費者契約法） 第19回 消費者法における解除・取消し②（電子商取引） 第20回 消費者法における解除・取消し③（割賦販売法・貸金業法） 第21回 消費者契約法における解除・取消しのまとめ 第22回 ドイツ民法との比較①（契約解除総論） 第23回 ドイツ民法との比較②（契約解除の要件） 第24回 ドイツ民法との比較③（契約解除の効果（制度・歴史）） 第25回 ドイツ民法との比較④（契約解除の効果（原状回復義務）） 第26回 ドイツ民法との比較⑤（消費者法総論） 第27回 ドイツ民法との比較⑥（適用範囲） 第28回 ドイツ民法との比較⑦（消費者の撤回権） 第29回 ドイツ民法との比較のまとめ 第30回 総括		
●準備学習の内容 各回の論文及び文献を熟読し，自分の考えをまとめた上で出席すること（5時間）。		
●テキスト 第1回の演習時に論文及び文献を提示する。		
●参考書 北川善太郎『契約責任の研究—構造論』（有斐閣，1963年） 池田清治『契約交渉の破棄とその責任』（有斐閣，1997年） 本田純一『契約規範の成立と範囲』（一粒社，1999年） 円谷峻『新・契約の成立と責任』（成文堂，2004年） ディーター・ライボルト（円谷峻訳）『ドイツ民法総論—設例・設問を通じて学ぶ—』【第2版】（成文堂，2015年） Jörg Benedict, Culpa in Contrahendo-Transformationen des Zivilrechts Band I ,2018 Martin Schmidt-Kessel, Lehrbuch Verbraucherrecht, 2018 Schmidt-Kessel / Kramme, Handbuch zum Verbraucherrecht, 2023		
●学生に対する評価 演習時の発言（50%）や報告内容（50%）を総合的に評価する（100%）。報告内容は，演習内で個々にコメントする。		

■授業科目 民法債権特論B I	■単位 2	■担当教員 四ッ谷 有喜
●授業の到達目標及びテーマ - 各テーマに関する議論の内容を正確に理解する。 - この理解を通じて検討対象としている分野を自身の研究対象とするための素地を作る。 - 各テーマに関連する文献を読み込むことを通じて特定のテーマについて論じるとはどういうことかを理解する。		
●授業の概要 債権総論分野のうち、主として債権の目的・債務不履行を理由とする損害賠償・弁済・相殺に関する個別の論点を検討対象とする。授業計画中に各回で扱う予定のテーマを列挙するが、受講状況によっては受講者と相談の上、いくつかのテーマについて変更することも想定している。 予習していることを前提に必読文献の内容を確認した後、毎回のテーマについて受講生相互間で議論する。		
●授業計画 第1回 債権の概念 第2回 債権の発生時期 第3回 不特定物の特定 第4回 結果債務と手段債務の区別 第5回 不能な給付を目的とする契約 第6回 債務者の予見可能性 第7回 因果関係論（相当因果関係説と事実的因果関係説の比較） 第8回 安全配慮義務 第9回 債務不履行における債権者の損害軽減義務 第10回 契約上の情報提供義務・説明義務 第11回 受領遅滞の性質 第12回 弁済の提供の効果 第13回 第三者による債権侵害 第14回 債権に基づく妨害排除請求 第15回 共同不法行為者間の求償		
●準備学習の内容 【予習の内容と時間】 テーマごとの必読文献を熟読し、問題状況の整理や学説における議論状況を整理する。 予習時間 2 時間 【復習の内容】 以下の項目をまとめたミニペーパー（2000字程度）を毎回作成する。 - 論点が生じる背景 - 学説の議論状況の概略 - 授業における議論の概略 復習時間 2 時間		
●テキスト 必読のテキストは特に指定しない。テーマごとの必読文献等については追って提示する。		
●参考書 - 中田裕康『債権総論〔第4版〕』（2018年） - 潮見佳男『新債権総論Ⅰ』（2017年） - 潮見佳男『新債権総論Ⅱ』（2017年）		
●学生に対する評価 - 授業内での議論への参加態度：40% - ミニペーパーに対する評価：60%		

■授業科目 民法債権特論B II	■単位 2	■担当教員 四ッ谷 有喜
●授業の到達目標及びテーマ - 各テーマに関する議論の内容を正確に理解する。 - この理解を通じて検討対象としている分野を自身の研究対象とするための素地を作る。 - 各テーマに関連する文献を読み込むことを通じて特定のテーマについて論じるとはどういうことかを理解する。		
●授業の概要 債権総論分野のうち、債権回収に関連の深い分野に関する個別の論点を検討対象とする。授業計画中に各回で扱う予定のテーマを列挙するが、受講状況によっては受講者と相談の上、いくつかのテーマについて変更することも想定している。 予習していることを前提に必読文献の内容を確認した後、毎回のテーマについて受講生相互間で議論する。		
●授業計画 第1回 債権者平等の原則 第2回 間接強制の位置づけの変化 第3回 不作為債務の間接強制 第4回 債権者代位権の性質 第5回 債権の一身専属性 第6回 詐害行為に関する旧法下の判例と現行規定との関係 第7回 財産分与と詐害行為 第8回 第三者弁済と「利害関係人」 第9回 第三者弁済と債務者の意思 第10回 代物弁済契約上の債務の履行と債権の消滅 第11回 可分債権の共同相続 第12回 保証債務の履行と求償 第13回 根保証の随伴性 第14回 債権譲渡の対抗 第15回 将来債権譲渡における債権の移転時期		
●準備学習の内容 予習の内容と時間 テーマごとの必読文献を熟読し、問題状況の整理や学説における議論状況を整理する。 予習時間 2 時間 復習の内容と時間 以下の項目をまとめたミニペーパー（2000字程度）を毎回作成する。 - 論点が生じる背景 - 学説の議論状況の概略 - 授業における議論の概略 復習時間 2 時間		
●テキスト 特に指定しない。テーマごとの必読文献等については追って提示する。		
●参考書 - 中田裕康『債権総論〔第4版〕』（2018年） - 潮見佳男『新債権総論Ⅰ』（2017年） - 潮見佳男『新債権総論Ⅱ』（2017年）		
●学生に対する評価 - 授業内での議論への参加態度：40% - ミニペーパーに対する評価：60%		

■授業科目 民法債権特論演習BⅠ	■単位 4	■担当教員 四ッ谷 有喜
●授業の到達目標及びテーマ －対象とされている論文の内容を正確に理解することによって主に債権法に関する最近の議論状況に関する知見を得る。 －論文の精読を行うことで、文献を読み解く能力を涵養する。		
●授業の概要 比較的最近公表された論文の精読と、各論文で扱われているテーマに関する議論を行う。主に債権法に関する論文を中心に扱うが、いわば民法総論のようなテーマのものも扱う。 精読を行う回では、毎回その論文に関する報告者を決め、報告者が精読作業を主導する形で授業を進める。		
●授業計画 第1回 対象論文：大村敦志「民法における人間像の更新」（瀬川・吉田古稀） 授業内容：精読 第2回 対象論文：大村敦志「民法における人間像の更新」（瀬川・吉田古稀） 授業内容：議論 第3回 対象論文：大村敦志「星野英一の『人間・社会・法』など―その人間＝市民像と歴史観など」（河上古稀） 授業内容：精読 第4回 対象論文：大村敦志「星野英一の『人間・社会・法』など―その人間＝市民像と歴史観など」（河上古稀） 授業内容：議論 第5回 対象論文：小粥太郎「民法解釈方法論の近況」（中田古稀） 授業内容：精読 第6回 対象論文：小粥太郎「民法解釈方法論の近況」（中田古稀） 授業内容：議論 第7回 対象論文：小粥太郎「市場の力」（浦川・内田・鎌田古稀） 授業内容：精読 第8回 対象論文：小粥太郎「市場の力」（浦川・内田・鎌田古稀） 授業内容：議論 第9回 対象論文：中田裕康「民法（債権法）改正の対立軸」（松久古稀） 授業内容：精読 第10回 対象論文：中田裕康「民法（債権法）改正の対立軸」（松久古稀） 授業内容：議論 第11回 対象論文：大久保邦彦「法解釈方法論から見た改正債権法」（松久古稀） 授業内容：精読 第12回 対象論文：大久保邦彦「法解釈方法論から見た改正債権法」（松久古稀） 授業内容：議論 第13回 対象論文：森田修「フランスにおける『弁済の法的性質』論」（野村古稀） 授業内容：精読 第14回 対象論文：森田修「フランスにおける『弁済の法的性質』論」（野村古稀） 授業内容：議論 第15回 対象論文：瀬見佳男「債権者の責に帰すべき事由——債権法改正後の民法の文脈において」（中田古稀） 授業内容：精読 第16回 対象論文：瀬見佳男「債権者の責に帰すべき事由——債権法改正後の民法の文脈において」（中田古稀） 授業内容：議論 第17回 対象論文：森田修「履行請求権と填補賠償請求権との併存：新債権法と『浮動状態』（Schwebenzustand）論」（松久古稀） 授業内容：精読 第18回 対象論文：森田修「履行請求権と填補賠償請求権との併存：新債権法と『浮動状態』（Schwebenzustand）論」（松久古稀） 授業内容：議論 第19回 対象論文：松本克美「債権法の現代化と安全配慮義務」（松久古稀） 授業内容：精読 第20回 対象論文：松本克美「債権法の現代化と安全配慮義務」（松久古稀） 授業内容：議論 第21回 対象論文：平野裕之「安全配慮義務の契約法における密かなる浸透：使用者責任、不作為不法行為及び組織過失との関係」（松久古稀） 授業内容：精読 第22回 対象論文：平野裕之「安全配慮義務の契約法における密かなる浸透：使用者責任、不作為不法行為及び組織過失との関係」（松久古稀） 授業内容：議論 第23回 対象論文：渡辺達徳「安全配慮義務違反による損害賠償と義務の確定・免責の判断—最判昭56・2・16民集35巻1号56頁を読み直す」（河上古稀） 授業内容：精読 第24回 対象論文：渡辺達徳「安全配慮義務違反による損害賠償と義務の確定・免責の判断—最判昭56・2・16民集35巻1号56頁を読み直す」（河上古稀） 授業内容：議論 第25回 対象論文：濱口弘太郎「損害賠償法における『利得禁止』」（松久古稀） 授業内容：精読 第26回 対象論文：濱口弘太郎「損害賠償法における『利得禁止』」（松久古稀） 授業内容：議論 第27回 対象論文：白石大「フランスにおける将来債権譲渡法制の展開」（池田古稀） 授業内容：精読 第28回 対象論文：白石大「フランスにおける将来債権譲渡法制の展開」（池田古稀） 授業内容：議論 第29回 対象論文：白石大「債権譲渡制限特約に関する法改正の日仏比較」（松久古稀） 授業内容：精読 第30回 対象論文：白石大「債権譲渡制限特約に関する法改正の日仏比較」（松久古稀） 授業内容：議論		
●準備学習の内容 【予習の内容と時間】 －論文精読の回に向けた予習：精読の対象とする論文の下読み・疑問点のピックアップ、関連する文献の精読 －議論の回に向けた予習：議論における自身の発言内容の検討と準備 －予習時間：約2時間程度 【復習の内容と時間】 －精読の回に関する復習：予習時に用意した疑問点に対応する回答のまとめ作成 －議論の回に関する復習：議論内容のまとめ作成（2000字程度・要提出） －復習時間：2時間程度		
●テキスト 指定教科書はないが、各論文が所収されている論文集は以下の通りである。 －浦川道太郎先生・内田勝一先生・鎌田薫先生古稀記念論文編集委員会編『早稲田民法学の現在（浦川道太郎先生内田勝一先生鎌田薫先生古稀記念論文集）』（成文堂、2017年） 瀬川・吉田古稀：松久三四彦他編『社会の変容と民法の課題：瀬川信久先生・吉田克己先生古稀記念論文集』（成文堂、2018年） －池田眞朗先生古稀記念論文集『民法と金融法の新時代』（慶應義塾大学出版会、2020年） －中田古稀：岡本 裕樹・沖野 眞巳・鳥山 泰志・山野目 章夫 編『民法学の継承と展開 ― 中田裕康先生古稀記念』（有斐閣、2021年） －松久古稀：藤原正則・池田清治・曾野裕夫・遠山純弘・林誠司編『時効・民事法制度の新展開 ― 松久三四彦先生古稀記念』（信山社、2022年） －河上古稀：沖野眞巳・丸山絵美子・水野紀子・森田宏樹・森永淑子編『これからの民法・消費者法（Ⅰ）（Ⅱ） ― 河上正二先生古稀記念』（信山社、2023年）		
●参考書 各回に応じて適宜指示する。		
●学生に対する評価 成績基準・評価方法・割合 －報告内容に対する評価：30％ －議論内容のまとめに対する評価：30％ －議論への参加状況等の受講態度：40％		

■授業科目 民法債権特論演習BⅡ	■単位 4	■担当教員 四ッ谷 有喜
●授業の到達目標及びテーマ －対象とされている論文の内容を正確に理解することによって主に債権法に関する最近の議論状況に関する知見を得る。 －論文の精読を行うことで、文献を読み解く能力を涵養する。		
●授業の概要 比較的最近公表された論文の精読と、各論文で扱われているテーマに関する議論を行う。本授業では主として契約法に関するものを扱う。 精読を行う回では、毎回その論文に関する報告者を決め、報告者が精読作業を主導する形で授業を進める。		
●授業計画 第1回 対象論文：河上正二「改正民法における『定型約款』規定における若干の問題点」（松久古稀） 授業内容：精読 第2回 対象論文：河上正二「改正民法における『定型約款』規定における若干の問題点」（松久古稀） 授業内容：議論 第3回 対象論文：山城一真「契約の履行段階における行為規制とその限界：信義則による契約規制論の再考のために」（松久古稀） 授業内容：精読 第4回 対象論文：山城一真「契約の履行段階における行為規制とその限界：信義則による契約規制論の再考のために」（松久古稀） 授業内容：議論 第5回 対象論文：石川博康「イングランド法における契約解釈法理の変遷とその行方」（中田古稀） 授業内容：精読 第6回 対象論文：石川博康「イングランド法における契約解釈法理の変遷とその行方」（中田古稀） 授業内容：議論 第7回 対象論文：中田裕康「契約法から見た双方未履行双務契約——損害賠償を伴う解除権」（野村古稀） 授業内容：精読 第8回 対象論文：中田裕康「契約法から見た双方未履行双務契約——損害賠償を伴う解除権」（野村古稀） 授業内容：議論 第9回 対象論文：三枝健治「プラットフォーム提供者の契約責任——支配的影響論の考察を中心に」（後藤古稀） 授業内容：精読 第10回 対象論文：三枝健治「プラットフォーム提供者の契約責任——支配的影響論の考察を中心に」（後藤古稀） 授業内容：議論 第11回 対象論文：森田宏樹「貸借型契約の内的構造について」（河上古稀） 授業内容：精読 第12回 対象論文：森田宏樹「貸借型契約の内的構造について」（河上古稀） 授業内容：議論 第13回 対象論文：牛尾洋也「不動産賃貸借の効力に関する一考察—ローマ法を素材に」（河上古稀） 授業内容：精読 第14回 対象論文：牛尾洋也「不動産賃貸借の効力に関する一考察—ローマ法を素材に」（河上古稀） 授業内容：議論 第15回 対象論文：秋山靖浩「賃貸不動産の譲渡における賃貸人たる地位の留保：その要件に関する一考察」（松久古稀） 授業内容：精読 第16回 対象論文：秋山靖浩「賃貸不動産の譲渡における賃貸人たる地位の留保：その要件に関する一考察」（松久古稀） 授業内容：議論 第17回 対象論文：山野目章夫「不動産賃貸借の信頼関係破壊法理と消費者契約法に基づく差止請求権」（後藤古稀） 授業内容：精読 第18回 対象論文：山野目章夫「不動産賃貸借の信頼関係破壊法理と消費者契約法に基づく差止請求権」（後藤古稀） 授業内容：議論 第19回 対象論文：石川博康「不動産賃貸借における残置物処理と自力救済」（後藤古稀） 授業内容：精読 第20回 対象論文：石川博康「不動産賃貸借における残置物処理と自力救済」（後藤古稀） 授業内容：議論 第21回 対象論文：森田修「ローマ法における『賃約』（locatio conductio）とその現代的意義——「役務提供契約」の基礎理論のために」（中田古稀） 授業内容：精読 第22回 対象論文：森田修「ローマ法における『賃約』（locatio conductio）とその現代的意義——「役務提供契約」の基礎理論のために」（中田古稀） 授業内容：議論 第23回 対象論文：森田修「フランス民法における『賃約』概念—「役務提供契約」の基礎理論のために（その2）」（河上古稀） 授業内容：精読 第24回 対象論文：森田修「フランス民法における『賃約』概念—「役務提供契約」の基礎理論のために（その2）」（河上古稀） 授業内容：議論 第25回 対象論文：都筑 満雄「委任の任意解除と役務提供契約の類型」（後藤古稀） 授業内容：精読 第26回 対象論文：都筑 満雄「委任の任意解除と役務提供契約の類型」（後藤古稀） 授業内容：議論 第27回 対象論文：米村進人「受任者の自己執行義務と復委任の規制」（中田古稀） 授業内容：精読 第28回 対象論文：米村進人「受任者の自己執行義務と復委任の規制」（中田古稀） 授業内容：議論 第29回 対象論文：石畠剛士「診療報酬債権とは何か—位相・構造・内容」（河上古稀） 授業内容：精読 第30回 対象論文：石畠剛士「診療報酬債権とは何か—位相・構造・内容」（河上古稀） 授業内容：議論		
●準備学習の内容 予習の内容と時間 －論文精読の回に向けた予習：精読の対象とする論文の下読み・疑問点のピックアップ、関連する文献の精読 －議論の回に向けた予習：議論における自身の発言内容の検討と準備 －予習時間：約2時間程度 復習の内容と時間 －精読の回に関する復習：予習時に用意した疑問点に対応する回答のまとめ作成 －議論の回に関する復習：議論内容のまとめ作成（2000字程度・要提出） －復習時間：2時間程度		
●テキスト 各論文が所収されている論文集は以下のとおりである。 －野村古稀：能見 善久・岡 孝・樋口 範雄・大塚 直・沖野 眞巳・中山 信弘・本山 敦 編『野村豊弘先生古稀記念論文集—民法の未来』（商事法務、2014年） －中田古稀：岡本 裕樹・沖野 眞巳・鳥山 泰志・山野目 章夫 編『民法学の継承と展開 ― 中田裕康先生古稀記念』（有斐閣、2021年） －松久古稀：藤原正則・池田清治・曾野裕夫・遠山純弘・林誠司編『時効・民事法制度の新展開 ― 松久三四彦先生古稀記念』（信山社、2022年） －後藤古稀：都筑 満雄・白石 大・根本 尚徳・前田 太郎・山城 一真編『民法・消費者法理論の展開—後藤巻則先生古稀祝賀論文集』（弘文堂、2022年） －河上古稀：沖野眞巳・丸山絵美子・水野紀子・森田宏樹・森永淑子編『これからの民法・消費者法（Ⅰ）（Ⅱ） ― 河上正二先生古稀記念』（信山社、2023年）		
●参考書 各回の内容に応じて適宜指示する。		
●学生に対する評価 －報告内容に対する評価：30％ －議論内容のまとめに対する評価：30％ －議論への参加状況等の受講態度：40％		

■授業科目 民法契約特論Ⅰ	■単位 2	■担当教員 谷本 陽一
●授業の到達目標及びテーマ 【テーマ】現代の契約法理論の検討 【到達目標】契約法の多様な見方を理解する		
●授業の概要 現代の契約法の諸問題を検討する。担当教員の指定する文献を読み、履修者はレジュメを作成して報告する。報告をもとに、担当教員、報告者、それ以外の履修者で内容を検討し、議論する。		
●授業計画 第1回 ガイダンス 第2回 関係的契約論 第3回 制度的契約論 第4回 関係的契約論と制度的契約論の狙い 第5回 関係的契約論と制度的契約論のまとめと検討 第6回 デジタルプラットフォームと契約 第7回 デジタルプラットフォームの構造と特徴 第8回 デジタルプラットフォーム規制 第9回 デジタルプラットフォームに関する諸問題のまとめと検討 第10回 デジタル広告と契約法理 第11回 デイセプティブパターン 第12回 デジタル広告の透明性と消費者の意思決定 第13回 契約法における透明性 第14回 デジタル広告と現代の契約法理論のまとめと検討 第15回 総括		
●準備学習の内容 文献の内容を理解してレジュメを作成する（2時間程度）。フィードバックに基づいて、文献を再読しレジュメを修正する（1時間程度）。		
●テキスト 特になし。必要に応じてコピーを配付する。		
●参考書 特になし。適宜指示する。		
●学生に対する評価 【評価】授業における発言・貢献度50%、報告50% 【フィードバック】授業内でフィードバックする		

■授業科目 民法契約特論Ⅱ	■単位 2	■担当教員 谷本 陽一
●授業の到達目標及びテーマ 【テーマ】消費者法の制度設計と契約法理論 【到達目標】法解釈論とは異なる法へのアプローチを理解する		
●授業の概要 消費者法の立法を素材に、法学と隣接諸科学の協働のあり方と法政策について学ぶ。担当教員の指定する文献を読み、履修者はレジュメを作成して報告する。報告をもとに、担当教員、報告者、それ以外の履修者で内容を検討し、議論する。		
●授業計画 第1回 ガイダンス 第2回 民法解釈方法論の歴史1 - 我妻栄まで 第3回 民法解釈方法論の歴史2 - 法解釈論争と利益衡量論 第4回 日本における民法解釈方法論の特質 第5回 報告・消費者法の作り方 第6回 報告・価値と分配と効率性 第7回 報告・契約締結過程と行動経済学 第8回 報告・消費者法分野における民事立法の形式をめぐって 第9回 報告・消費者契約の協働的形成に関する一考察 第10回 報告・消費者法の規範・実現主体のベターミックスはいかにして可能か 第11回 報告・企業における行動学的転回（behavioral turn）と消費者取引規制の在り方 第12回 報告・消費貸借法制と行動経済学 第13回 報告・消費者法分野における自主規制の作り方 第14回 報告・消費者法の改正動向 第15回 総括		
●準備学習の内容 文献の内容を理解してレジュメを作成する（2時間程度）。フィードバックに基づいて、文献を再読しレジュメを修正する（1時間程度）。		
●テキスト 丸山絵美子（編）『消費者法の作り方 実効性のある法政策を求めて』（日本評論社、2022年）		
●参考書 特になし。適宜指示する。		
●学生に対する評価 【評価】授業における発言・貢献度50%、報告50% 【フィードバック】授業内でフィードバックする		

■授業科目 民法契約特論演習Ⅰ	■単位 4	■担当教員 谷本 陽一
●授業の到達目標及びテーマ 【テーマ】英米契約法の基礎理論 【到達目標】(1)英米契約法における自律の価値を理解する、(2) Choice theoryを理解する、(3)修士論文の作成に必要な翻訳技術と英米法の知識とを身に付ける		
●授業の概要 HANOCH DAGAN & MICHAEL HELLER, THE CHOICE THEORY OF CONTRACTS (2017) を輪読します。履修者は、予め指定された範囲を翻訳して報告し、その内容を参加者全員で検討・議論します。		
●授業計画 第1回 ガイダンス 第2回 Introduction 第3回 The Challenge of Autonomy 第4回 Promise Theory 第5回 Transfer Theory 第6回 Recovering Autonomy 第7回 Autonomy as a Contract Value 第8回 Utility 第9回 Community 第10回 The Goods of Contract 第11回 Contractual Freedom 1 - Roadmap 第12回 Contractual Freedom 2 - Law's Role 第13回 How Contract Values Relate 1 - Consumer Transactions 第14回 How Contract Values Relate 2 - Relational Equality 第15回 第1学期のまとめ 第16回 Contract Sphere 1 - Fales Core 第17回 Contract Sphere 2 - Four Spheres 第18回 Contract Types 1 - Local Values 第19回 Contract Types 2 - Adequate Range of Types 第20回 Contract Types 3 - How Mandatory Rules Can Enhance Autonomy 第21回 The Market for New Types 1 - Employment 第22回 The Market for New Types 2 - Families 第23回 The Market for New Types 3 - Homeownership 第24回 The Market for New Types 4 - European Pluralism 第25回 Choice Theory in Practice 第26回 Conclusion 第27回 The Choice Theory of Contracts 第28回 翻訳の統合 第29回 契約法における自律と契約自由はどのように理解されたか 第30回 総括		
●準備学習の内容 指定された範囲を翻訳する（2時間程度）。 翻訳を推敲してレジュメにする（1時間程度）。 フィードバックに従って翻訳を修正する（30分程度）。		
●テキスト 特になし。必要に応じてコピーを配付する。		
●参考書 特になし。適宜指示する。		
●学生に対する評価 【評価】授業における発言・貢献度50%、報告50% 【フィードバック】授業内でフィードバックする		

■授業科目 民法契約特論演習Ⅱ	■単位 4	■担当教員 谷本 陽一
●授業の到達目標及びテーマ 【テーマ】修士論文の作成 【到達目標】(1)契約法に関する研究能力を身に付ける、(2)学位の取得		
●授業の概要 修士論文の執筆状況に応じた指導を行う。		
●授業計画 第1回 ガイダンス 第2回 プランの提出 第3回 プランの検討・修正 第4回 ストーリーの流れの提示 第5回 ストーリーの流れの検討 第6回 ストーリーの流れの修正 第7回 本論1部の報告 第8回 本論1部の検討 第9回 本論1部の修正と整合性確認 第10回 本論2部の報告 第11回 本論2部の検討 第12回 本論2部の修正と整合性確認 第13回 本論3部の報告 第14回 本論3部の検討 第15回 本論3部の修正と整合性確認 第16回 進捗状況・ストーリーの確認 第17回 本論4部の報告 第18回 本論4部の検討 第19回 本論4部の修正と整合性確認 第20回 全体の構成の報告・検討 第21回 全体の構成の修正 第22回 結論の報告・検討 第23回 序論の報告・検討 第24回 論文概要の作成 第25回 論文概要の検討・修正 第26回 アウトラインの整合性とボリュームの調整 第27回 脚注の確認・修正 第28回 参考文献の確認・修正 第29回 完成報告・検討・修正 第30回 総括		
●準備学習の内容 論文の執筆を進める。適宜指導を求める。新たに執筆が進んだ部分を既に執筆した部分と統合して、振り返り、報告準備をする作業（2時間程度）。フィードバックに基づく修正と再調査（2時間）。		
●テキスト 特になし。		
●参考書 特になし。適宜指示する。		
●学生に対する評価 【評価】修士論文の完成度80%、報告20% 【フィードバック】授業内でフィードバックする		

■授業科目 比較民法特論Ⅰ	■単位 2	■担当教員 千葉 華月
●授業の到達目標及びテーマ (到達目標) 1. スウェーデンの婚姻法を理解し、日本法と比較検討する能力を身につけることができる。 2. 我が国における親族法上の諸問題について外国法から示唆を得ることができる。 (テーマ) 比較家族法研究：親族法：婚姻法を中心に 最先端の親族法であると評されることも多いスウェーデンの親族法を学び、我が国の親族法のあり方を考えます。		
●授業の概要 我が国の民法は、ドイツの民法、フランスの民法といったヨーロッパの民法を模範に制定されています。比較法研究は、我が国における民法を研究する上で、必要不可欠であると考えられます。 この講義では、我が国における家族法のあるべき姿について考察するために比較法研究を行います。比較法の対象はスウェーデン法です。諸外国の家族法、特に婚姻法とそれを取り巻く制度について検討するために外国語文献の精読を行います。		
●授業計画 第1回 比較法研究とは何か(1) 英米法と大陸法 第2回 比較法研究とは何か(2) 北欧法 第3回 スウェーデン民法の概要 第4回 スウェーデン家族法の概要(1) 歴史 第5回 スウェーデン家族法の概要(2) 親族法と相続法 第6回 婚姻(1) 婚姻の成立 第7回 婚姻(2) 婚姻の効果 第8回 離婚(1) 離婚の成立 第9回 離婚(2) 離婚の効果 第10回 同性婚、パートナーシップ法から婚姻法へ(1) 第11回 同性婚、パートナーシップ法から婚姻法へ(2) 第12回 同棲婚(1) サンボの定義と実情 第13回 同棲婚(2) サンボの解消 第14回 スウェーデン家族法と家族の実態 第15回 総括：スウェーデン家族法のまとめ		
●準備学習の内容 授業前には、参加者全員が指定する文献（英語又はスウェーデン語）を精読すること。レジュメ作成に1時間、復習に1時間。		
●テキスト 第1 回目の授業時にコピーして配付します。		
●参考書 授業時に適宜提示します。		
●学生に対する評価 報告内容（30%）、発言（20%）、レポート（50%）を統合して評価します。 評価について、フィードバックを行う。		

■授業科目 比較民法特論Ⅱ	■単位 2	■担当教員 千葉 華月
●授業の到達目標及びテーマ (到達目標) 1. スウェーデンの親子法を理解し、日本法と比較検討する能力を身につける。 2. 我が国の親子法上の諸問題について外国法から示唆をえることができる。 (テーマ) 比較家族法研究：親子法を中心にスウェーデンの親族法を学び、我が国の親子関係法のあり方を考えます。		
●授業の概要 我が国の民法は、ドイツ民法、フランス民法といったヨーロッパの民法を模範に制定されています。債権法改正でも比較法研究の成果が大変重要な役割を担っています。 この講義では、我が国における家族法、特に親子法のあるべき姿について考察するために比較法研究を行います。比較法の対象はスウェーデン法です。諸外国の家族法とそれを取り巻く制度について検討するために外国語文献の精読を行います。		
●授業計画 第1回 比較法研究とは何か(1) 第2回 スウェーデン家族法の概要 第3回 行政による家族支援 第4回 家事紛争と裁判所の役割 第5回 親子関係の確定(1) 母子関係 第6回 親子関係の確定(2) 父子関係 第7回 生殖補助医療と親子関係(1) 生殖補助医療への規制 第8回 生殖補助医療と親子関係(2) 親子関係 第9回 養子 第10回 監護(1) 概要 第11回 監護(2) 離婚後の共同監護 第12回 監護(3) 監護権への制限 行政の関与と裁判所の役割 第13回 居所及び面会交流 第14回 扶養と養育費 第15回 後見：財産管理人と成年後見人		
●準備学習の内容 授業前には、参加者全員が指定する文献（スウェーデン語または英語）を精読すること。レジュメ作成に1時間、復習に1時間。		
●テキスト 第1 回目の授業時にコピーして配付します。		
●参考書 授業時に適宜提示します。		
●学生に対する評価 報告内容（30%）、発言（20%）、レポート（50%）を統合して評価します。 評価についてフィードバックを行う。		

■授業科目 比較民法特論演習Ⅰ	■単位 4	■担当教員 千葉 華月
●授業の到達目標及びテーマ 到達目標 1. スウェーデン親族法を理解し、我が国の親族法のあるべき姿について検討できる能力を身につける。 2. 我が国の親族法をめぐる諸問題について外国法から示唆をえることができる。 テーマ 比較民法研究：スウェーデンの婚姻法、サンボ法等を通じて、婚姻、パートナーシップ、サンボ、離婚、関係の解消について学びます。		
●授業の概要 我が国の民法は、ドイツの民法、フランスの民法といったヨーロッパの民法を模範に制定されています。比較法研究は、我が国における民法を研究する上で必要不可欠であると考えられます。 この講義では、我が国における家族法のあるべき姿について考察するために比較法研究を行います。比較法の対象はスウェーデン法です。諸外国の親族法とそれを取り巻く制度について検討するために外国語文献（スウェーデン語、英語）の精読を行います。		
●授業計画 第1回 比較法研究とは何か(1) 英米法と大陸法 第2回 比較法研究とは何か(2) 北欧法 第3回 スウェーデン民法の概要 第4回 スウェーデン民法の歴史 第5回 スウェーデン家族法の概要 第6回 スウェーデン家族法の歴史 第7回 家族形態の多様化 第8回 行政による家族支援 第9回 家事紛争における裁判所の役割(1) 第10回 家事紛争における裁判所の役割(2) 第11回 統計からわかる家族の実態 第12回 同居生活に関する法の歴史 第13回 同居生活に関する法の概要 第14回 婚姻の成立 第15回 婚姻の効果 第16回 判例報告(1) 第17回 判例報告(2) 第18回 離婚の成立 第19回 離婚の効果 第20回 判例報告(1) 第21回 判例報告(2) 第22回 夫婦の財産関係(1) 第23回 夫婦の財産関係(2) 第24回 判例報告(1) 第25回 判例報告(2) 第26回 パートナーシップ登録法 第27回 パートナーシップ登録法の廃止 第28回 サンボの実態 第29回 サンボ法 第30回 スウェーデン婚姻法のまとめ		
●準備学習の内容 授業前には、参加者全員が指定する文献（スウェーデン語または英語）を精読すること。レジュメ作成に1時間、復習に1時間。		
●テキスト 第1 回目の授業時にコピーして配付します。		
●参考書 授業時に適宜提示します。		
●学生に対する評価 報告内容（30%）、発言（20%）、レポート（50%）を統合して評価します。 評価についてフィードバックを行う。		

■授業科目 比較民法特論演習Ⅱ	■単位 4	■担当教員 千葉 華月
●授業の到達目標及びテーマ 到達目標 1. スウェーデン家族法を理解できる。 2. 家族法のあるべき姿について検討できる能力を養成することができる。 テーマ 比較民法研究：スウェーデンの親子法と成年後見法について学び、我が国の親子関係法、成年後見法について考えます。		
●授業の概要 我が国の民法は、ドイツの民法、フランスの民法といったヨーロッパの民法を模範に制定されています。比較法研究は、わが国における民法を研究する上で、必要不可欠であると考えられます。 この講義では、我が国における親子関係法、成年後見法のあるべき姿について考察するために比較法研究を行います。比較法の対象はスウェーデン法です。諸外国の親子関係法と成年後見法、それを取り巻く制度について検討するために外国語文献の精読を行います。		
●授業計画 第1回 比較法研究とは何か 第2回 家族形態の多様化 第3回 スウェーデン家族法の概要 第4回 スウェーデン家族法の歴史 第5回 北欧統一家族法に向けた議論とその終焉 第6回 親子法の概要 第7回 親子法の歴史 第8回 親子法とLVU等の法律 第9回 子どもの権利条約の批准と親子法 第10回 親子関係の確定(1) 母子関係 第11回 親子関係の確定(2) 父子関係 第12回 生殖補助医療への法規制 第13回 生殖補助医療と規制法 第14回 生殖補助医療と親子関係 第15回 養子(1) 第16回 養子(2) 第17回 出自を知る権利 第18回 監護(1) 概要 第19回 監護(2) 離婚後の共同監護 第20回 監護(3) 監護権への制限 行政の関与と裁判所の役割 第21回 居所 第22回 面会交流 第23回 子どもの意見表明権 第24回 扶養 第25回 養育費 第26回 後見(1)財産管理人 第27回 後見(2)成年後見人 第28回 親子法をめぐる法改革(1) 生殖補助医療 第29回 親子法をめぐる法改革(2) 監護権 第30回 スウェーデン親子法のまとめ		
●準備学習の内容 授業前には、参加者全員が指定する文献（スウェーデン語または英語）を精読すること。レジュメ作成に1時間、復習に1時間。		
●テキスト 第1 回目の授業時にコピーして配付します。		
●参考書 授業時に適宜提示します。		
●学生に対する評価 報告内容（30%）、発言（20%）、レポート（50%）を統合して評価します。 評価についてフィードバックを行う。		

■授業科目 損害賠償法特論Ⅰ	■単位 2	■担当教員 石月 真樹
●授業の到達目標及びテーマ テーマ：債務不履行に基づく損害賠償の変容 到達目標：損害賠償法に関する基礎的知識の習得と問題点の検討		
●授業の概要 債権法改正は債務不履行に基づく損害賠償にどのような影響を与えたのか。文献をもとにした報告と議論により考察する。		
●授業計画 第1回 債務不履行の意義 第2回 債務不履行の類型 第3回 原始的不能 第4回 後発的不能 第5回 契約その他の債権の発生原因 第6回 取引上の社会通念 第7回 損害賠償の範囲1（通常損害） 第8回 損害賠償の範囲2（特別損害） 第9回 履行とともにする損害賠償 第10回 履行に代わる損害賠償 第11回 解除と危険負担 第12回 契約の解除の要件 第13回 解除と損害賠償請求 第14回 契約不適合責任の意義 第15回 契約不適合責任と損害賠償請求		
●準備学習の内容 事前に関連文献を熟読した上で問題点を整理しておくこと（2時間）。		
●テキスト 特になし。		
●参考書 適宜指示する。		
●学生に対する評価 授業中の発言（50％）と報告内容（50％）により評価する。報告内容の結果については授業内でコメントする。		

■授業科目 損害賠償法特論Ⅱ	■単位 2	■担当教員 石月 真樹
●授業の到達目標及びテーマ テーマ：不法行為に基づく損害賠償の様相 到達目標：不法行為に基づく損害賠償に関する基礎的知識の習得と問題点の検討		
●授業の概要 交通事故や医療過誤など、社会において損害発生の事例は多様に存在する。不法行為法は学説の展開が著しい分野であるが、文献をもとにした報告と議論により考察する。		
●授業計画 第1回 不法行為法の意義 第2回 故意・過失 第3回 権利利益侵害 第4回 損害の発生 第5回 損害賠償の範囲 第6回 損益相殺 第7回 過失相殺1（過失相殺能力等） 第8回 過失相殺2（素因） 第9回 損害賠償請求権の主体 第10回 監督義務者の責任 第11回 使用者責任 第12回 共同不法行為 第13回 差止 第14回 自動車損害賠償保障法 第15回 製造物責任		
●準備学習の内容 事前に関連文献を熟読した上で問題点を整理しておくこと（2時間）。		
●テキスト 特になし。		
●参考書 適宜指示する。		
●学生に対する評価 授業中の発言（50％）と報告内容（50％）により評価する。報告内容の結果については授業内でコメントする。		

■授業科目 損害賠償法特論演習Ⅰ	■単位 4	■担当教員 石月 真樹
●授業の到達目標及びテーマ テーマ：損害賠償法の理論の現在と今後の展望 到達目標：損害賠償法の理論に関して一定の理解を得た上で、解決すべき課題を発見すること		
●授業の概要 広く損害賠償に関わる文献を収集・講読し、損害賠償法における解決すべき課題を探索する。		
●授業計画 第1回 導入 第2回 債務不履行に基づく損害賠償法1：基本的枠組 第3回 債務不履行に基づく損害賠償法2：個別的問題 第4回 債務不履行に基づく損害賠償3：総括 第5回 不法行為に基づく損害賠償法1：基本的枠組 第6回 不法行為に基づく損害賠償法2：個別的問題 第7回 不法行為に基づく損害賠償法3：総括 第8回 債務不履行責任と不法行為責任の競合 第9回 判例研究の方法 第10回 文献の探し方 第11回 文献の講読1：債権法改正と債務不履行責任 第12回 文献の講読2：履行不能 第13回 文献の講読3：原始的不能 第14回 文献の講読3：受領遅滞 第15回 文献の講読4：帰責事由 第16回 文献の講読5：履行とともにする損害賠償 第17回 文献の講読6：履行に代わる損害賠償 第18回 文献の講読7：損害賠償の範囲(1)通常損害 第19回 文献の講読8：損害賠償の範囲(2)特別損害 第20回 文献の講読9：解除と損害賠償 第21回 文献の講読10：契約不適合責任 第22回 文献の講読11：追完とともにする損害賠償 第23回 文献の講読12：追完に代わる損害賠償 第24回 文献の講読13：故意又は過失 第25回 文献の講読14：権利又は法律上保護された利益 第26回 文献の講読15：損害 第27回 文献の講読16：因果関係 第28回 文献の講読17：事実的因果関係 第29回 文献の講読18：相当因果関係 第30回 総括		
●準備学習の内容 事前に関連文献を熟読した上で問題点を整理しておくこと（2時間）。		
●テキスト 特になし。		
●参考書 適宜指示する。		
●学生に対する評価 授業中の発言（50％）と報告内容（50％）により評価する。報告内容の結果については授業内でコメントする。		

■授業科目 損害賠償法特論演習Ⅱ	■単位 4	■担当教員 石月 真樹
●授業の到達目標及びテーマ テーマ：損害賠償法の課題 到達目標：損害賠償法に関して一定の知見を得ること		
●授業の概要 損害賠償法に関する理論について具体的紛争事例を素材に詳細に検討する。		
●授業計画 第1回 責任能力 第2回 過失相殺 第3回 消滅時効1（債務不履行） 第4回 消滅時効2（不法行為） 第5回 特定の救済1：原状回復 第6回 特定の救済2：差止 第7回 安全配慮義務 第8回 他人の不法行為に基づく責任 第9回 監督義務者等の責任1：未成年者 第10回 監督義務者等の責任2：精神疾患患者 第11回 使用者責任1：法理 第12回 使用者責任2：事業の執行 第13回 使用者責任3：使用関係 第14回 使用者責任4：求償 第15回 工作物責任 第16回 失火責任 第17回 国家賠償法 第18回 共同不法行為1：関連共同性 第19回 共同不法行為2：加害者不明等 第20回 共同不法行為と過失相殺 第21回 共同不法行為と使用者責任 第22回 安全配慮義務 第23回 取締法規違反 第24回 人格権 第25回 名誉毀損 第26回 家族関係 第27回 生活妨害 第28回 債権侵害 第29回 知的財産権 第30回 総括		
●準備学習の内容 授業前に関連文献を検討しておくこと（2時間）。		
●テキスト 特になし。		
●参考書 適宜指示する。		
●学生に対する評価 授業中の発言（50％）と報告内容（50％）により評価する。報告内容の結果については授業内でコメントする。		

■授業科目 企業法特論 A I	■単位 2	■担当教員 草間 秀樹
●授業の到達目標及びテーマ 会社法上の諸制度についての理解を深めることが本授業のテーマである。そして、判例を分析する能力を身に付けることが到達目標である。		
●授業の概要 授業の内容・範囲としては、会社法における会社の機関、特に株主総会と取締役（会）に関する諸問題を取り扱う。授業方法としては、下記の授業計画に沿って各回のテーマに関する最近の判例および論文等を読み、論点を検討していくこととする。なお、授業計画については、受講者と話し合いのうえ変更したり、また重要な判例が出た場合にはそれに関するテーマを取り上げたりすることもあり得る。		
●授業計画 第1回 株主総会における議決権 第2回 株主総会の運営 第3回 利益供与の禁止 第4回 株主総会決議の効力 第5回 取締役の報酬 第6回 取締役の善管注意義務と経営判断原則 第7回 取締役の競業取引規制・利益相反取引規制 第8回 取締役会決議の効力 第9回 取締役会の監督機能 第10回 内部統制システム 第11回 株主代表訴訟 第12回 取締役の第三者に対する責任 第13回 事実上の取締役 第14回 監査役など監査機関の責任 第15回 委員会型の会社における諸問題		
●準備学習の内容 事前に提示する判例その他の参考文献を熟読し、自分の見解をまとめてくること。（報告用のレジュメ作成に1時間30分、フィードバックに基づく修正に30分）		
●テキスト 特に指定はしない。		
●参考書 特に指定はしない。		
●学生に対する評価 授業中の発言（50％）と報告内容（50％）により評価する。報告内容に関するコメントは基本的に授業内で行う。		

■授業科目 企業法特論 A II	■単位 2	■担当教員 草間 秀樹
●授業の到達目標及びテーマ 会社法上の諸制度についての理解を深めることが本授業のテーマである。そして、判例を分析する能力を身に付けることが到達目標である。		
●授業の概要 授業の内容・範囲としては、会社法における株式・募集株式（新株）・新株予約権、社債、計算、組織再編等、会社の機関以外の諸問題について広く取り扱う。授業方法としては、下記の授業計画に沿って各回のテーマに関する最近の判例および論文等を読み、論点を検討していくこととする。なお、授業計画については、受講者と話し合いのうえ変更したり、また重要な判例が出た場合にはそれに関するテーマを取り上げたりすることもあり得る。		
●授業計画 第1回 オリエンテーション 第2回 個別株主通知と少数株主権等の行使 第3回 募集株式（新株）の有利発行 第4回 募集事項の公示の欠缺 第5回 募集株式（新株）の不正発行 第6回 違法な新株予約権の行使による株式の発行 第7回 新株予約権発行の差止め 第8回 合併比率の不正と合併無効事由 第9回 会社分割と詐害行為取消権 第10回 会社分割と労働契約 第11回 株式買取請求における公正な価格 第12回 キャッシュ・アウトにおける株式の取得価格 第13回 帳簿閲覧請求の拒絶事由 第14回 社債管理者の責任 第15回 総括		
●準備学習の内容 事前に提示する判例その他の参考文献を熟読し、自分の見解をまとめてくること。（報告用のレジュメ作成に1時間30分、フィードバックに基づく修正に30分）		
●テキスト 特に指定はしない。		
●参考書 特に指定はしない。		
●学生に対する評価 授業中の発言（50％）と報告内容（50％）により評価する。報告内容に関するコメントは基本的に授業内で行なう。		

■授業科目 企業法特論演習AⅠ	■単位 4	■担当教員 草間 秀樹
●授業の到達目標及びテーマ 授業のテーマは会社機関の諸問題に関する研究である。それらの諸問題における議論を検討し、解決すべき課題を発見することを到達目標とする。		
●授業の概要 会社機関の諸問題の中から設定した個別の研究テーマに関する文献講読・判例研究・報告をして頂き、質疑応答を通じて研究を深めてもらう。下記の授業計画はおおよその予定である。初回に受講者の関心を確認して、それに応じて授業計画を修正することができる。		
●授業計画 第1回 オリエンテーション 第2回 株主提案権の濫用 第3回 取締役の説明義務 第4回 議決権行使の代理資格の制限 第5回 議案を否決する総会決議の取消し 第6回 役員選任決議取消しの訴え 第7回 計算書類承認決議取消しの訴え 第8回 取締役選任決議の不存在とその後の取締役選任決議の効力 第9回 総会決議無効の訴えと決議取消しの主張 第10回 総会決議により代表取締役を選定する旨の定款の効力 第11回 取締役解任の正当事由 第12回 代表取締役職務執行代行者 第13回 表見代表取締役と第三者の過失 第14回 取締役の対会社責任と法令違反 第15回 銀行取締役の善管注意義務 第16回 内部統制システム 第17回 子会社管理に関する取締役の責任 第18回 MBOに関する取締役の責任 第19回 競業取引規制・利益相反取引規制が及ぶ範囲 第20回 招集手続の瑕疵と取締役会決議の効力 第21回 特別利害関係人が参加した取締役会決議の効力 第22回 取締役会議事録の閲覧請求と権利行使の必要性 第23回 取締役の報酬 第24回 株主代表訴訟の被告側への会社の補助参加の可否 第25回 取締役の監視義務と対第三者責任 第26回 株主による取締役の第三者に対する責任追及 第27回 従業員の過労死と取締役の対第三者責任 第28回 形式的な取締役の対第三者責任 第29回 計算書類の虚偽記載と対第三者責任 第30回 総括		
●準備学習の内容 授業前には指定する文献を熟読しておくこと。(報告用のレジュメ作成に1時間30分、フィードバックに基づく修正に30分)		
●テキスト 特になし。		
●参考書 特になし。		
●学生に対する評価 授業中の発言(50%)と報告内容(50%)により評価する。報告内容に関するコメントは基本的に授業内で行なう。		

■授業科目 企業法特論演習AⅡ	■単位 4	■担当教員 草間 秀樹
●授業の到達目標及びテーマ 授業のテーマは主に、株式・新株予約権、社債、計算、買収・結合・再編等の諸問題に関する研究である。それらの諸問題における議論を検討し、解決すべき課題を発見することを到達目標とする。		
●授業の概要 受講者が設定した個別の研究テーマに関する文献講読・判例研究・報告をして頂き、質疑応答を通じて研究を深めてもらう。下記の授業計画はおおよその予定である。初回に受講者の関心を確認して、それに応じて授業計画を修正することができる。		
●授業計画 第1回 オリエンテーション 第2回 共有株式の権利行使 第3回 株主名簿の名義書換え 第4回 個別株主通知と少数株主権の行使 第5回 振替株式に関する諸問題 第6回 上場会社における募集株式の有利発行 第7回 非上場会社における募集株式の有利発行 第8回 従業員持株制度 第9回 違法な新株予約権の行使による株式の発行 第10回 募集事項の公示の欠缺 第11回 帳簿閲覧請求の対象となる会計帳簿の意義 第12回 帳簿閲覧請求の要件・拒絶事由 第13回 社債管理者の責任 第14回 新株予約権付社債の有利発行 第15回 株式売渡請求にかかる価格決定申立てができる株主の範囲 第16回 株式買取請求における公正な価格 第17回 キャッシュ・アウトにおける株式の取得価格 第18回 合併比率の不正と合併無効事由 第19回 吸収分割承継会社が承継する債務の範囲 第20回 会社分割と詐害行為取消権 第21回 会社分割と労働契約 第22回 株式会社の解散判決における業務執行上の著しい難局 第23回 第三者割当による新株予約権発行の差止め 第24回 第三者割当増資と不正発行 第25回 公募増資と不正発行 第26回 不正発行と新株発行無効事由 第27回 差別的行使条件付新株予約権の無償割当て 第28回 発行差止仮処分違反の新株発行の効力 第29回 退社した無限責任社員の負担すべき損失の額 第30回 総括		
●準備学習の内容 授業前には指定する文献を熟読しておくこと。(報告用のレジュメ作成に1時間30分、フィードバックに基づく修正に30分)		
●テキスト 特になし。		
●参考書 特になし。		
●学生に対する評価 授業中の発言(50%)と報告内容(50%)により評価する。報告内容に関するコメントは基本的に授業内で行なう。		

■授業科目 企業法特論B I	■単位 2	■担当教員 津田 裕介
●授業の到達目標及びテーマ テーマ：米国司法制度の研究 到達目標：会社法の研究を進める上で必須となり得る米国の法制度に関する基礎的な知見を獲得し、それをもとに我が国における法制度と比較して議論をすることができるようになること。		
●授業の概要 会社法の研究を進める際、我が国の法制度と米国の法制度とを比較することが求められることが多い。こうした比較法研究を進めていく上では、米国における信託法や会社法（会社組織とその役割、会社と資本市場）のみならず、訴訟手続等についても一定の理解が求められる。本講義では、上記の信託法・会社法にとどまらず、米国の裁判制度や民事訴訟手続、契約法や物権法・財産法について考察を深めることを目的とする。		
●授業計画 第1回 ガイダンス・事業計画ないし報告者の割当て 第2回 米国裁判制度①：連邦制、連邦裁判所と州裁判所との関係 第3回 米国裁判制度②：州裁判所間の管轄権、連邦裁判所・州裁判所それぞれの内部構造、上訴制度 第4回 司法システムを支える人材：法曹養成、弁護士、裁判官（特に法曹一元制） 第5回 民事訴訟手続①：米国における民事訴訟手続の流れ、プレトリアル手続（争点整理手続）、トライアル（正式事実審理） 第6回 民事訴訟手続②：ポストトライアル手続、上訴、クラスアクション 第7回 契約法①：コモンローとエクイティ、契約救済法 第8回 契約法②：契約の成立（約束と合意、約因法理とその例外）、契約の拘束力の制限、契約責任からの解放、契約書の意義 第9回 物権法・財産法：propertyの対象と特徴、占有に関する財産権、権利の取得と移転 第10回 信託法：信託の基本構造、受託者による財産管理とエクイティ、信託義務とエクイティの拡大 第11回 会社法①：米国会社法の諸前提（会社法の法源、連邦制と会社、会社法の主体、会社役員の信託義務とそのエンフォースメント） 第12回 会社法②：会社役員の注意義務と経営判断、忠実義務と利益相反 第13回 会社法③：会社資本市場（M&Aと取締役の信託義務、各種審査基準） 第14回 会社法④：株主及び市場に対する情報開示、インサイダー取引規制 第15回 まとめ（進度調整日）		
●準備学習の内容 事前学習：概ね3時間程度、事後学習（講義内容の復習）：概ね2時間程度		
●テキスト 第1回目の講義で指示する。		
●参考書 第1回目の講義で指示する。		
●学生に対する評価 平常点100%（報告内容及び質疑応答や、講義室内での発言等の充実度に応じて評価する。明らかな準備不足等がうかがわれる場合や、過度なスマートフォンの操作など講義に参加する姿勢が著しく欠けている場合には、単位認定しない）。フィードバックは講義室内で行う。		

■授業科目 企業法特論B II	■単位 2	■担当教員 津田 裕介
●授業の到達目標及びテーマ テーマ：法と経済学の基礎的な知見の修得 到達目標：法と経済学を用いた分析手法を理解・修得すること。ある法制度の効用を評価する際に、経済的なものの考え方をを用いて論理的な説明ができるようになること。		
●授業の概要 会社法分野の研究を進めていくうえでは、欧米諸国との比較法スキルのほか、法と経済学と呼ばれる学問領域の知見を獲得しておくこともまた有意義である。このような視点に基づき、本講義では、会社法の研究を進めていくうえで将来的に有用であると思われる、法と経済学の基本的知識を習得することを目的とする。具体的には、ジャクソン他著＝神田・草野訳『数理法務概論』（有斐閣、2014年）、Cooter & Ulen, Law and Economics, 6th ed.（2016）を購読する。		
●授業計画 第1回 ガイダンス 第2回 法と経済学の基礎①：法の経済分析（概説、財産法） 第3回 法と経済学の基礎②：法の経済分析（不法行為法） 第4回 法と経済学の基礎③：法の経済分析（契約） 第5回 法と経済学の基礎④：法の経済分析（民事訴訟） 第6回 法と経済学の基礎⑤：法の経済分析（公的機関による法の実現、厚生経済学、法の経済分析に対する批判） 第7回 財産権に関する経済理論 第8回 ディスカッション：財産権に関する経済理論（第7回）の内容に関する討議&質疑応答 第9回 不法行為法に関する経済理論 第10回 ディスカッション：不法行為法に関する経済理論（第9回）の内容に関する討議&質疑応答 第11回 契約法に関する経済理論 第12回 ディスカッション：契約法に関する経済理論（第11回）の内容に関する討議&質疑応答 第13回 司法手続に関する経済理論 第14回 ディスカッション：司法手続に関する経済理論（第13回）の内容に関する討議&質疑応答 第15回 まとめ（進度調整日）		
●準備学習の内容 事前学習：概ね3時間程度、事後学習（講義内容の復習）：概ね2時間程度		
●テキスト 第1回目の講義で指示する。		
●参考書 第1回目の講義で指示する。		
●学生に対する評価 平常点100%（報告内容及び質疑応答や、講義室内での発言等の充実度に応じて評価する。明らかな準備不足等がうかがわれる場合や、過度なスマートフォンの操作など講義に参加する姿勢が著しく欠けている場合には、単位認定しない）。フィードバックは講義室内で行う。		

■授業科目 企業法特論演習 B I	■単位 4	■担当教員 津田 裕介
●授業の到達目標及びテーマ テーマ：米国会社及び会社法の制度や内容を、より一層詳しく正確に習得する。 到達目標：比較法を行う上で必須となる米国会社法についてのより詳細な知識を習得すること。		
●授業の概要 本講義では、まず①米国会社及び米国会社法の内容を把握し、②その理解を基に当該内容についてのディスカッションを行う。この過程を通じて、日本法と米国会社法との違いを相対的に学習し、なぜそうした違いが生じているのかを把握することを目的とする。具体的には、Pinto & Branson, Understanding Corporate Law 5th ed, Calorina Academic Press (2018) の該当箇所を輪読する。		
●授業計画 第1回 ガイダンス 第2回 導入と会社の形態 第3回 ディスカッション：導入と会社の形態（第2回）の内容に関する討議&質疑応答 第4回 会社設立及び会社設立の不備と発起人の責任 第5回 ディスカッション：会社設立及び会社設立の不備と発起人の責任（第4回）の内容に関する討議&質疑応答 第6回 法人格否認の法理 ディスカッション：法人格否認の法理（第6回）の内容に関する討議&質疑応答 第8回 資金調達 ディスカッション：資金調達（第8回）の内容に関する討議&質疑応答 第10回 州法のもとのコーポレートガバナンスと法的モデル ディスカッション：州法のもとのコーポレートガバナンスと法的モデル（第10回）の内容に関する討議&質疑応答 第12回 M&A ディスカッション：M&A（第12回）の内容に関する討議&質疑応答 第14回 議決権の代理行使と連邦法の規制 ディスカッション：議決権の代理行使と連邦法の規制（第14回）の内容に関する討議&質疑応答 第16回 信託義務（注意義務と経営判断原則等） ディスカッション：信託義務（注意義務と経営判断原則等、第16回）の内容に関する討議&質疑応答 第18回 忠実義務と利益相反 ディスカッション：忠実義務と利益相反（第18回）の内容に関する討議&質疑応答 第20回 支配株主 ディスカッション：支配株主（第20回）の内容に関する討議&質疑応答 第22回 閉鎖会社に関する特殊な問題 ディスカッション：閉鎖会社に関する特殊な問題（第22回）の内容に関する討議&質疑応答 第24回 敵対的買収 ディスカッション：敵対的買収（第24回）の内容に関する討議&質疑応答 第26回 SEC Rule 10b-5 に基づく情報開示とインサイダー取引 ディスカッション：SEC Rule 10b-5 に基づく情報開示とインサイダー取引（第26回）の内容に関する討議&質疑応答 第28回 会社関係訴訟 ディスカッション：会社関係訴訟（第28回）の内容に関する討議&質疑応答 第30回 まとめ（進度調整日）		
●準備学習の内容 事前学習：概ね3時間程度、事後学習（講義内容の復習）：概ね2時間程度		
●テキスト 第1回目の講義で指示する。		
●参考書 第1回目の講義で指示する。		
●学生に対する評価 平常点100%（報告内容及び質疑応答や、講義室内での発言等の充実度に応じて評価する。明らかな準備不足等がうかがわれる場合や、過度なスマートフォンの操作など講義に参加する姿勢が著しく欠けている場合には、単位認定しない）。フィードバックは講義室内で行う。		

■授業科目 企業法特論演習 B II	■単位 4	■担当教員 津田 裕介
●授業の到達目標及びテーマ テーマ：米国デラウェア州の会社法をめぐる法制度の変遷の研究 授業の到達目標：米国デラウェア州の法制度に関する議論を理解し、我が国の会社法の内容との差異を相対化して理解できるようにすること。		
●授業の概要 我が国の会社法を研究する際には、米国とりわけデラウェア州の会社法に関する制度や判例を比較することが求められる場合がある。もっとも、米国の会社法や判例も、日々進歩している。我が国において米国の議論を紹介する文献は、こうした変遷を反映していないことが多い。そこで、本講義では、こうした間隙を埋めるべく、米国における法制度の変遷について言及した文献を原語で購読する。具体的には、Davidoff et al.ed., The Corporate Contract in Changing Times Is the Law Keeping Up?, The University of Chicago Press (2019) を読み進める。		
●授業計画 第1回 ガイダンス 第2回 21世紀米国会社法の興隆 第3回 ディスカッション：21世紀米国会社法の興隆（第2回）の内容に関する討議&質疑応答 第4回 デラウェア州の公開買付け基準の隆盛と衰退 ディスカッション：デラウェア州の公開買付け基準の隆盛と衰退（第4回）の内容に関する討議&質疑応答 第6回 デラウェア州における「株主優先主義」の採用の是非 - もしデラウェア州が株主優先主義を採用していなかったら？ ディスカッション：デラウェア州における「株主優先主義」の採用の是非（第6回）の内容に関する討議&質疑応答 第8回 デラウェア州の衰退 ディスカッション：デラウェア州の衰退（第8回）の内容に関する討議&質疑応答 第10回 デラウェア州と金融リスク ディスカッション：デラウェア州と金融リスク（第10回）の内容に関する討議&質疑応答 第12回 ヘッジファンド・アクティビズム、ボイズン・ビルと厳格な審査基準の脅威 ディスカッション：ヘッジファンド・アクティビズム、ボイズン・ビルと厳格な審査基準の脅威（第12回）の内容に関する討議&質疑応答 第14回 経済を超越するコーポレートガバナンス ディスカッション：経済を超越するコーポレートガバナンス（第14回）の内容に関する討議&質疑応答 第16回 ビジネスローに関する近代の多様な法源 ディスカッション：ビジネスローに関する近代の多様な法源（第16回）の内容に関する討議&質疑応答 第18回 Dell事件判決後の株式買取請求権 ディスカッション：Dell事件判決後の株式買取請求権（第18回）の内容に関する討議&質疑応答 第20回 訴訟に対する契約に関する定款規程 ディスカッション：訴訟に関する契約に関する定款規定（第20回）の内容に関する討議&質疑応答 第22回 訴訟権限と株主間契約 ディスカッション：訴訟権限と株主間契約（第22回）の内容に関する討議&質疑応答 第24回 Trulia判決後の非公開化オファー（取引税と管轄地の問題を中心に） ディスカッション：Trulia判決後の非公開化オファー（第24回）の内容に関する討議&質疑応答 第26回 国際的な法令遵守体制 ディスカッション：国際的な法令遵守体制（第26回）の内容に関する討議&質疑応答 第28回 デラウェア州と公益目的企業との数奇な組み合わせ ディスカッション：デラウェア州と公益目的企業との数奇な組み合わせ（第28回）の内容に関する討議&質疑応答 第30回 まとめ（進度調整日）		
●準備学習の内容 事前学習：概ね3時間程度、事後学習（講義内容の復習）：概ね2時間程度		
●テキスト 第1回目の講義で指示する。		
●参考書 第1回目の講義で指示する。		
●学生に対する評価 平常点100%（報告内容及び質疑応答や、講義室内での発言等の充実度に応じて評価する。明らかな準備不足等がうかがわれる場合や、過度なスマートフォンの操作など講義に参加する姿勢が著しく欠けている場合には、単位認定しない）。フィードバックは講義室内で行う。		

■授業科目 刑法原理特論Ⅰ	■単位 2	■担当教員 瀬川 行太
●授業の到達目標及びテーマ 刑法総論の諸問題の検討をテーマとする。 刑法総論の諸問題について、判例及び学説の見解を正確に把握することが到達目標である。		
●授業の概要 担当教員が指定する文献（判例又は論文）の精読を通じて、刑法各論の諸問題を検討する。		
●授業計画 第1回 ガイダンス（あくまで現段階での予定である。受講者との相談により、内容が変わる可能性がある） 第2回 罪刑法定主義 第3回 因果関係 第4回 不作為犯 第5回 正当防衛 第6回 緊急避難 第7回 被害者の同意 第8回 危険の引き受け 第9回 事実の錯誤と違法性の錯誤 第10回 過失犯 第11回 違法性の意識の可能性 第12回 未遂犯 第13回 共謀共同正犯 第14回 過失犯の共同正犯 第15回 承継的共同正犯		
●準備学習の内容 教員が指定する文献（判例又は論文）を熟読すること。予習に2時間、復習に1時間程度を要する。		
●テキスト 受講者と相談の上、決定する。		
●参考書 授業の際に、適宜指示する。		
●学生に対する評価 授業への参加態度（20%）、発言（30%）、報告内容（50%）により評価する。 報告内容については授業内でその都度コメントする。		

■授業科目 刑法原理特論Ⅱ	■単位 2	■担当教員 瀬川 行太
●授業の到達目標及びテーマ 刑法各論の諸問題の検討をテーマとする。 刑法各論の諸問題について、判例及び学説の見解を正確に把握することが到達目標である。		
●授業の概要 担当教員が指定する文献（判例又は論文）の精読を通じて、刑法各論の諸問題を検討する。		
●授業計画 第1回 ガイダンス 第2回 殺人罪 第3回 堕胎罪 第4回 遺棄罪 第5回 暴行罪・傷害罪 第6回 未成年者略取・誘拐罪 第7回 住居侵入罪 第8回 窃盗罪 第9回 強盗罪 第10回 事後強盗罪 第11回 詐欺罪 第12回 横領罪 第13回 放火罪 第14回 犯人隠避罪 第15回 賄賂罪		
●準備学習の内容 教員が指定する文献（判例又は論文）を熟読すること。予習に2時間、復習に1時間程度を要する。		
●テキスト 受講者と相談の上、決定する。		
●参考書 授業の際に、適宜指示する。		
●学生に対する評価 授業への参加態度（20%）、発言（30%）、報告内容（50%）により評価する。 報告内容については授業内でその都度コメントする。		

■授業科目 刑法原理特論演習Ⅰ	■単位 4	■担当教員 瀬川 行太
●授業の到達目標及びテーマ 修士論文の完成度を高めることが、この授業の到達目標である。 修士論文のテーマに該当する論文及び判例を検討することが、この授業のテーマである。		
●授業の概要 受講者の修士論文のテーマに該当する論文及び判例を収集・整理した上で、検討する。		
●授業計画 第1回 ガイダンス 第2回 研究テーマ選定 第3回 研究テーマに関する理解度の確認 第4回 研究テーマに関する問題点の確認 第5回 論文作成のための文献収集方法について 第6回 研究テーマの文献収集（従来の論文） 第7回 研究テーマの文献の整理（従来の論文） 第8回 研究テーマにおける従来の文献の検討①（精読） 第9回 研究テーマにおける従来の文献の検討②（考察） 第10回 研究テーマにおける従来の文献の検討③（問題点の明確化） 第11回 研究テーマにおける従来の文献の検討④（自説の検討） 第12回 研究テーマの文献の収集（近時の論文） 第13回 研究テーマの文献の整理（近時の論文） 第14回 研究テーマにおける近時の文献の検討①（精読） 第15回 研究テーマにおける近時の文献の検討②（考察） 第16回 研究テーマにおける近時の文献の検討③（問題点の明確化） 第17回 研究テーマにおける近時の文献の検討④（自説の検討） 第18回 これまでの文献の検討のまとめ 第19回 研究テーマにおける判例の収集（従来の判例） 第20回 研究テーマにおける判例の整理（従来の判例） 第21回 研究テーマにおける従来の判例の検討①（精読） 第22回 研究テーマにおける従来の判例の検討②（考察） 第23回 研究テーマにおける従来の判例の検討③（問題点の明確化） 第24回 研究テーマにおける従来の判例の検討④（自説の検討） 第25回 研究テーマにおける判例の収集（近時の判例） 第26回 研究テーマにおける判例の整理（近時の判例） 第27回 研究テーマにおける近時の判例の検討①（精読） 第28回 研究テーマにおける近時の判例の検討②（考察） 第29回 研究テーマにおける近時の判例の検討③（問題点の明確化） 第30回 研究テーマにおける近時の判例の検討④（自説の検討）・まとめ		
●準備学習の内容 指示された論文や判例を収集し、精読しておくこと。 予習に2時間、復習に1時間程度を要する。		
●テキスト 受講者と相談の上、決定する。		
●参考書 適宜指示する。		
●学生に対する評価 受講態度（20%）、発言（30%）、報告内容（50%）により評価する。 報告内容については授業内でその都度コメントする。		

■授業科目 刑法原理特論演習Ⅱ	■単位 4	■担当教員 瀬川 行太
●授業の到達目標及びテーマ 修士論文の完成が授業の到達目標である。 受講者が修士論文の作成過程で、必要な知識を適宜習得することが、授業のテーマである。		
●授業の概要 受講者が修士論文を作成する過程において、適宜指導を行う。		
●授業計画 第1回 ガイダンス 第2回 論文テーマの確認 第3回 論文構想について①（問題意識） 第4回 論文構想について②（目次について） 第5回 研究計画書の作成 第6回 研究計画書の添削 第7回 序論に関する報告 第8回 序論に関する検討 第9回 序論の修正 第10回 第一章に関する報告 第11回 第一章に関する検討 第12回 第一章の修正 第13回 近時の文献についての報告 第14回 近時の文献についての検討 第15回 序論・第一章のまとめ 第16回 研究計画の確認（進捗状況等の報告） 第17回 第二章に関する報告 第18回 第二章に関する検討 第19回 第二章の修正 第20回 第三章に関する報告 第21回 第三章に関する検討 第22回 第三章の修正 第23回 第四章に関する報告 第24回 第四章に関する検討 第25回 第四章の修正 第26回 終章に関する報告 第27回 終章に関する検討 第28回 論文全体に関する検討①（結論の妥当性） 第29回 論文全体に関する検討②（論文校正） 第30回 これまでのまとめ		
●準備学習の内容 教員が指示する該当文献を読み、報告準備をすること。報告後は、問題点を把握し、論文を適宜修正すること。 予習に2時間、復習に1時間程度を要する。		
●テキスト 受講者と相談の上、決定する。		
●参考書 適宜指示する。		
●学生に対する評価 論文の完成度（50%）、報告内容（50%）により評価する。 報告内容については授業内でその都度コメントする。		

■授業科目 個別刑法特論Ⅰ	■単位 2	■担当教員 神元 隆賢
●授業の到達目標及びテーマ 受講生がすでに刑法と民法の基本的な知識を備えていることを前提に、財産犯を素材にして、2つの法が交錯する諸問題を刑法上はどのように解釈すべきかを考察しうる、多面的な法解釈能力を獲得することを到達目標とする。 テーマは、財産犯総論及び窃盗罪、強盗罪の各種論点の研究とする。		
●授業の概要 財産犯の諸問題について、判例の動向、学説の状況を参照したうえで、妥当な理論構成を模索する。 なお、毎回のレポートないし答案構成は必須である。		
●授業計画 第1回 講義ガイダンス 第2回 財産犯の保護法益 第3回 奪取罪の保護法益(1)所持説と本権説 第4回 奪取罪の保護法益(2)中間説 第5回 不法領得の意思(1)振る舞う意思 第6回 不法領得の意思(2)利用・処分する意思 第7回 「財物」の意義 第8回 死者の占有(1)窃盗型(第2・第3類型) 第9回 死者の占有(2)強盗殺人型(第1類型) 第10回 窃盗罪(1)窃盗罪の着手時期 第11回 窃盗罪(2)窃盗罪の既遂時期 第12回 窃盗罪(3)不正なパチンコ遊戯 第13回 強盗罪(1)不同意性交等後の財物領得 第14回 強盗罪(2)財物領得後の暴行と先後不問論 第15回 総括		
●準備学習の内容 授業前に以下の文献の該当部分を熟読しておくこと(2時間程度)。 川端博『財産犯論の点景』(成文堂, 1996年)		
●テキスト 講義中に紹介する。		
●参考書 随時紹介する。		
●学生に対する評価 提出物により100%評価する。毎回、提出物につきフィードバックする。		

■授業科目 個別刑法特論Ⅱ	■単位 2	■担当教員 神元 隆賢
●授業の到達目標及びテーマ 受講生がすでに刑法と民法の基本的な知識を備えていることを前提に、財産犯を素材にして、2つの法が交錯する諸問題を刑法上はどのように解釈すべきかを考察しうる、多面的な法解釈能力を獲得することを到達目標とする。 テーマは、強盗関連罪及び詐欺罪の各種論点の研究とする。		
●授業の概要 Iに引き続き、財産犯の諸問題について、判例の動向、学説の状況を参照したうえで、妥当な理論構成を模索する。 なお、毎回のレポートないし答案構成は必須である。		
●授業計画 第1回 事後強盗罪(1)事後強盗罪の性質 第2回 事後強盗罪(2)窃盗の機会 第3回 強盗致死傷罪(1)強盗致死傷罪の性質 第4回 強盗致死傷罪(2)強盗の機会 第5回 強盗不同意性交等罪の性質 第6回 詐欺罪(1)機械は錯誤に陥るか 第7回 詐欺罪(2)意識的処分行為の要否 第8回 詐欺罪(3)訴訟詐欺 第9回 詐欺罪(4)クレジットカード詐欺 第10回 詐欺罪(5)釣銭詐欺 第11回 詐欺罪(6)キセル乗車 第12回 詐欺罪(7)誤振込 第13回 詐欺罪(8)不法原因給付 第14回 詐欺罪(9)売淫料 第15回 総括		
●準備学習の内容 授業前に以下の文献の該当部分を熟読しておくこと(2時間程度)。 川端博『財産犯論の点景』(成文堂, 1996年)		
●テキスト 講義中に紹介する。		
●参考書 随時紹介する。		
●学生に対する評価 提出物により100%評価する。毎回、提出物につきフィードバックする。		

■授業科目 個別刑法特論演習Ⅰ	■単位 4	■担当教員 神元 隆賢
●授業の到達目標及びテーマ 修士論文を完成させるために必要な理論構成力、文章力を修得し、そのうえで修士論文の完成像を定めることを到達目標とする。 テーマすなわち修士論文の題材は、第1～4回にて決定する。		
●授業の概要 前半は修士論文の作成準備をし、併せて自らの考えを整理し文章化する訓練をする。後半は修士論文の本格的な作成に入る。		
●授業計画 第1回 講義ガイダンス 第2回 修士論文作成ガイダンス 第3回 問題の設定 第4回 問題の確認と指導 第5回 論文概要の提出 第6回 論文概要の指導 第7回 論文概要の修正 第8回 目次の作成 第9回 目次の指導 第10回 目次の修正 第11回 日本語資料の選定 第12回 日本語資料の収集① 第13回 日本語資料の収集② 第14回 日本語資料の確認 第15回 目次の再修正 第16回 ドイツ語資料の選定 第17回 ドイツ語資料の収集 第18回 ドイツ語資料の確認 第19回 「はじめに」の作成 第20回 「はじめに」の指導 第21回 「はじめに」の修正 第22回 「はじめに」の再指導 第23回 第1章前半の作成 第24回 第1章前半の指導 第25回 第1章前半の修正 第26回 第1章前半の再指導 第27回 第1章後半の作成 第28回 第1章後半の指導 第29回 第1章後半の修正 第30回 第1章後半の再指導		
●準備学習の内容 授業前に修士論文のひな形を作成し提出すること（2時間程度）。フィードバック後の修正は1時間を想定する。		
●テキスト 講義中に紹介する。		
●参考書 随時紹介する。		
●学生に対する評価 授業態度30％、提出物70％で評価する。毎回、フィードバックする。		

■授業科目 個別刑法特論演習Ⅱ	■単位 4	■担当教員 神元 隆賢
●授業の到達目標及びテーマ 受講生がすでに修士論文について具体的な構想を抱いていることを前提に、その構想を具体化し論文を完成させることを到達目標とする。 テーマすなわち修士論文の題材は、「個別刑法特論演習Ⅰ」にて受講生が選択したものとする。		
●授業の概要 執筆した論文の推敲、添削を行い、修士論文を仕上げていく。		
●授業計画 第1回 講義ガイダンス 第2回 第2章前半の作成 第3回 第2章前半の指導 第4回 第2章前半の修正 第5回 第2章前半の再指導 第6回 第2章後半の作成 第7回 第2章後半の指導 第8回 第2章後半の修正 第9回 第2章後半の再指導 第10回 第3章前半の作成 第11回 第3章前半の指導 第12回 第3章前半の修正 第13回 第3章前半の再指導 第14回 第3章後半の作成 第15回 第3章後半の指導 第16回 第3章後半の修正 第17回 第3章後半の再指導 第18回 第4章の作成 第19回 第4章の指導 第20回 第4章の修正 第21回 第4章の再指導 第22回 「おわりに」の作成 第23回 「おわりに」の指導 第24回 「おわりに」の修正 第25回 「おわりに」の再指導 第26回 脚注の確認、指導 第27回 脚注の修正 第28回 脚注の再指導 第29回 論文全体の校正 第30回 残された論点の検討		
●準備学習の内容 授業前に論文の執筆部分を提出すること（2時間程度）。フィードバック後の修正は1時間を想定する。		
●テキスト Thomas Fischer, Strafrechtsgesetzbuch mit Nebengesetzen 71. Aufl (2024) ＊なお、本書は例年、12-翌1月頃に改版があるので注意されたい。		
●参考書 随時紹介する。		
●学生に対する評価 修士論文の完成度により100％評価する。毎回、フィードバックする。		

■授業科目 民事訴訟法原理特論Ⅰ	■単位 2	■担当教員 酒井 博行
●授業の到達目標及びテーマ テーマ：民事訴訟法（判決手続）の諸問題の検討 到達目標：民事訴訟法（判決手続）に関する重要論点について、文献の講読を通じて、判例・学説の状況を把握することにより、理解を深めていく。		
●授業の概要 民事訴訟法（判決手続）に関する重要論点について、なるべく最近の文献（場合により、外国語文献も含む）を講読することによって、検討していきます。 下記の授業計画は、履修希望者との協議により、変更の可能性もあります。		
●授業計画 第1回 訴訟物理論 第2回 当事者の確定 第3回 民法上の組合の当事者能力 第4回 遺言執行者の当事者適格 第5回 訴訟上の和解における訴訟代理人の訴訟代理権 第6回 将来の給付の訴え 第7回 相殺の抗弁と二重起訴の禁止 第8回 弁論主義 第9回 釈明権・釈明義務 第10回 弁論の併合 第11回 主張責任・証明責任 第12回 文書提出義務(1)―自己専利用文書― 第13回 文書提出義務(2)―公務文書― 第14回 違法収集証拠 第15回 民事訴訟法248条の意義と機能		
●準備学習の内容 授業前には指定した文献を熟読しておくこと。 予習については、文献の熟読を最低2時間、復習については、授業の際に説明・議論した内容を踏まえての文献の再読を最低2時間、求めます。		
●テキスト 授業開講時に指示します。		
●参考書 民事訴訟法（判決手続）の全体の理解のために用いるのが望ましい体系書等については、授業開講時に紹介します。		
●学生に対する評価 報告・発言の内容を総合的に評価します（報告50％，発言50％）。報告内容等については授業内で個々にコメントします。		

■授業科目 民事訴訟法原理特論Ⅱ	■単位 2	■担当教員 酒井 博行
●授業の到達目標及びテーマ テーマ：民事訴訟法（判決手続）の諸問題の検討 到達目標：民事訴訟法（判決手続）に関する重要論点について、文献の講読を通じて、判例・学説の状況を把握することにより、理解を深めていく。		
●授業の概要 民事訴訟法（判決手続）に関する重要論点について、なるべく最近の文献（場合により、外国語文献も含む）を講読することによって、検討していきます。 本科目では、「民事訴訟法原理特論Ⅰ」で触れられなかった問題を扱います。 下記の授業計画は、履修希望者との協議により、変更の可能性もあります。		
●授業計画 第1回 一部請求と残部請求 第2回 一部請求に対する相殺の抗弁 第3回 既判力の時的限界 第4回 判決の反射的効力 第5回 固有必要的共同訴訟 第6回 類似必要的共同訴訟 第7回 独立当事者参加 第8回 同時審判の申出がある共同訴訟 第9回 補助参加の利益 第10回 訴訟告知 第11回 訴訟承継 第12回 控訴審における事後審的審理 第13回 上告受理の機能 第14回 送達の際の瑕疵と再審事由 第15回 法律上の争訟		
●準備学習の内容 授業前には指定した文献を熟読しておくこと。 予習については、文献の熟読を最低2時間、復習については、授業の際に説明・議論した内容を踏まえての文献の再読を最低2時間、求めます。		
●テキスト 授業開講時に指示します。		
●参考書 民事訴訟法（判決手続）の全体の理解のために用いるのが望ましい体系書等については、授業開講時に紹介します。		
●学生に対する評価 報告・発言の内容を総合的に評価します（報告50％，発言50％）。報告内容等については授業内で個々にコメントします。		

■授業科目 民事訴訟法原理特論演習Ⅰ	■単位 4	■担当教員 酒井 博行
●授業の到達目標及びテーマ テーマ：民事訴訟法分野のうち、判決手続を採り上げますが、その中から履修者各自が選択したテーマによる修士論文を執筆するための準備作業を行います。 到達目標：民事訴訟法（判決手続）に関する論点についての修士論文執筆のための検討・分析に必要な専門知識を身につける。		
●授業の概要 テーマの選定、文献収集、テーマに関する判例・学説等の検討が主な指導内容になります。 下記の授業計画は、履修者との協議により、変更の可能性もあります。		
●授業計画 第1回 オリエンテーション 第2回 テーマの選定 第3回 テーマに関する知識の確認 第4回 問題所在の明確化 第5回 基本文献の探し方 第6回 文献の熟読—訴訟物①旧訴訟物理論— 第7回 文献の熟読—訴訟物②新訴訟物理論— 第8回 文献の熟読—訴訟物③新実体法説・統一的請求権説— 第9回 文献の熟読—訴訟物④確認の訴えの訴訟物— 第10回 文献の熟読—訴訟物⑤形成の訴えの訴訟物— 第11回 判例・文献の熟読—既判力の時効的限界①基準時後の取消権の行使— 第12回 判例・文献の熟読—既判力の時効的限界②基準時後の解除権の行使— 第13回 判例・文献の熟読—既判力の時効的限界③基準時後の相殺権の行使— 第14回 判例・文献の熟読—既判力の時効的限界④基準時後の白地手形補充権の行使— 第15回 判例・文献の熟読—既判力の時効的限界⑤基準時後の建物買取請求権の行使— 第16回 判例・文献の熟読—判決効の客観的範囲①総論— 第17回 判例・文献の熟読—判決効の客観的範囲②相殺の抗弁の既判力— 第18回 判例・文献の熟読—判決効の客観的範囲③争点効— 第19回 判例・文献の熟読—判決効の客観的範囲④信義則による後訴の遮断— 第20回 判例・文献の熟読—判決効の客観的範囲⑤手続事実群と判決効— 第21回 判例・文献の熟読—判決効の主観的範囲①口頭弁論集結後の承継人— 第22回 判例・文献の熟読—判決効の主観的範囲②訴訟担当— 第23回 判例・文献の熟読—判決効の主観的範囲③法人格否認— 第24回 判例・文献の熟読—判決効の主観的範囲④反射効— 第25回 修士論文の構成 第26回 修士論文の目次の作成 第27回 2年次に向けての研究計画①判例分析の方向性 第28回 2年次に向けての研究計画②文献のまとめの方向性 第29回 2年次に向けての研究計画③問題意識の確認 第30回 2年次に向けての研究計画④派生する論点の洗い出し		
●準備学習の内容 授業前には指定した文献を熟読しておくこと。 予習については、文献の熟読を最低2時間、復習については、授業の際に説明・議論した内容を踏まえての文献の再読を最低2時間、求めます。		
●テキスト 開講時に指示します。		
●参考書 開講時に指示します。		
●学生に対する評価 報告・発言の内容を総合的に評価します（報告50％、発言50％）。報告内容等については授業内で個々にコメントします。		

■授業科目 民事訴訟法原理特論演習Ⅱ	■単位 4	■担当教員 酒井 博行
●授業の到達目標及びテーマ テーマ：民事訴訟法分野のうち、判決手続を採り上げ、その中から履修者各自が選択したテーマによる修士論文を執筆するための準備作業を行います。 到達目標：民事訴訟法（判決手続）に関する論点について、学問的な批判に十分たえうる修士論文を完成させる。		
●授業の概要 民事訴訟法原理特論演習Ⅰで学んだ内容に基づき、修士論文を執筆していきます。 授業では、履修者に修士論文に関する中間報告をしてもらい、それに対して課題を提示し、それをさらに検討しながら進めていくことを予定しています。 なお、下記の授業計画は、履修者の修士論文執筆状況や論文の内容によっては、変更の可能性もありますが、一応、3章から成る論文を執筆する場合を想定しています。		
●授業計画 第1回 昨年度の反省と今年度の展望 第2回 修士論文における問題意識の確認 第3回 修士論文の全体的な流れに関する報告 第4回 課題の提示を踏まえての再報告 第5回 序論に関する報告 第6回 課題の提示を踏まえての再報告 第7回 序論の文章化 第8回 表現方法等に関する指導 第9回 第1章に関する報告 第10回 課題を踏まえての再報告 第11回 第1章の文章化 第12回 構成・内容等に関する指導 第13回 表現方法、脚注の付け方等に関する指導 第14回 第1章と第2章とのつながりに関する指導 第15回 第1学期の総括 第16回 第2章に関する報告 第17回 課題を踏まえての再報告 第18回 第2章の文章化 第19回 構成・内容等に関する指導 第20回 表現方法、脚注の付け方等に関する指導 第21回 第2章と第3章とのつながりに関する指導 第22回 第3章に関する報告 第23回 課題を踏まえての再報告 第24回 第3章の文章化 第25回 構成・内容等に関する指導 第26回 表現方法、脚注の付け方等に関する指導 第27回 結論に関する報告 第28回 課題を踏まえての再報告 第29回 表現方法、脚注の付け方等に関する指導 第30回 修士論文完成に向けての最終確認		
●準備学習の内容 授業前には指定した文献を熟読しておくこと。 予習については、文献の熟読を最低2時間、復習については、授業の際に説明・議論した内容を踏まえての文献の再読を最低2時間、求めます。		
●テキスト 特になし		
●参考書 特になし		
●学生に対する評価 報告・発言・修士論文の内容を総合的に評価します（報告25％、発言25％、修士論文50％）。修士論文の執筆状況の報告に対しては、その都度指導を行います。		

■授業科目 個別民事訴訟法特論Ⅰ	■単位 2	■担当教員 稲垣 美穂子
●授業の到達目標及びテーマ テーマ：倒産法の基本理論を学ぶ1 目標：Thomas H. Jackson「The Logic and Limits of Bankruptcy Law（倒産法の理論と限界）」は社会における倒産法の存在意義を明らかにした論文である。この文献講読を通じて、倒産法の基本理論及び倒産法上の諸制度に対する理解を深める。		
●授業の概要 参加者は全員、各回取り上げる部分について全文翻訳した上で授業に参加する必要がある（授業中に翻訳チェックを行う）。その上であらかじめ指名された報告者には、論文の該当部分の内容をまとめると共に、日本法ではどのように理解されているかについて併せて報告してもらう。		
●授業計画 第1回 ガイダンス 第2回 The Two Roles of Bankruptcy Law（倒産法の二つの役割）（p. 1-6） 第3回 The Role of Bankruptcy Law and Collective Action in Debt Collection（債権回収における倒産法の役割と集団的行為）（p. 7-12） [コモンプール・プロブレム（魚釣りの例）] 第4回 The Role of Bankruptcy Law and Collective Action in Debt Collection（p.12-19） [コモンプール・プロブレム（与信の例）] 第5回 Determining Liabilities and the Basic Role of Nonbankruptcy Law（責任の決定と倒産外法の基本的役割）（p.20-27） [倒産における相対的権利変更の破壊的效果] 第6回 Determining Liabilities and the Basic Role of Nonbankruptcy Law（p.27-35） [相対的価値に着目した責任決定] 第7回 Determining Liabilities and the Basic Role of Nonbankruptcy Law（p.35-43） [倒産外の性質による名目的価値の決定、総論] 第8回 Determining Liabilities and the Basic Role of Nonbankruptcy Law（p.43-57） [倒産外の性質による名目的価値の決定、具体例] 第9回 Determining Liabilities and the Basic Role of Nonbankruptcy Law（p.57-67） [手続参加債権者をどのように決定するか：相対的価値の問題] 第10回 Refining Liabilities: The Basic Trustee Avoiding Powers of Section 544（責任の調整：管財人の否認権）（p.68-79） [仮想的担保権者、善意の第三取得者としての地位を有する管財人] 第11回 Refining Liabilities: The Basic Trustee Avoiding Powers of Section 544（p.79-88） [倒産法544(b)に明文化されたMoore v. Bay判決] 第12回 Determining the Assets Available for Distribution（配当可能資産の決定）（p.89-96） [資産とその価値の帰属者の確認、総論] 第13回 Determining the Assets Available for Distribution（p.96-104） [資産とその価値の帰属者の確認、各論] 第14回 Executory Contracts in Bankruptcy: The Combination of Assets and Liabilities（倒産における未履行契約：資産と責任の結合）（p.105-113） [債務不履行と契約違反の倒産外における性質] 第15回 Executory Contracts in Bankruptcy: The Combination of Assets and Liabilities（p.113-121） [一般ルールと倒産法365(c), (f)に対する批判]		
●準備学習の内容 日本の倒産処理法について概要を押さえておくこと。 演習参加者はあらかじめ指定された文献を読んでくること。 なお、履修者の文章読解力にもよるが、毎回最低2時間、場合によってはそれ以上の予習が必要となる。また、履修者には、授業の際のコメントに基づき、毎回少なくとも30分の復習をするよう求める。		
●テキスト Thomas H. Jackson, The Logic and Limits of Bankruptcy Law (2001) . テキストの入手方法については、初回に指示する。		
●参考書 適宜指示する。		
●学生に対する評価 報告内容（50%）や授業中の発言（50%）を総合的に評価する。報告内容については授業内でコメントする。		

■授業科目 個別民事訴訟法特論Ⅱ	■単位 2	■担当教員 稲垣 美穂子
●授業の到達目標及びテーマ テーマ：倒産法の基本理論を学ぶ2 目標：特論Ⅰに引き続き、Jacksonの文献講読を通じて、倒産法の基本理論及び倒産法上の諸制度に対する理解を深める。		
●授業の概要 参加者は全員、各回取り上げる部分について全文翻訳した上で授業に参加する必要がある（授業中に翻訳チェックを行う）。その上であらかじめ指名された報告者には、論文の該当部分の内容をまとめると共に、日本法ではどのように理解されているかについて併せて報告してもらう。		
●授業計画 第1回 ガイダンス 第2回 Prebankruptcy Opt-Out Activity and the Role of Preference Law（債権者による倒産前脱退行為と偏頗行為法の役割）（p.122-131） [偏頗行為法：否認権の対象となる行為類型] 第3回 Prebankruptcy Opt-Out Activity and the Role of Preference Law（p.131-138） [偏頗行為法：standardとruleとのバランスのとり方] 第4回 Prebankruptcy Opt-Out Activity and the Role of Preference Law（p.138-150） [偏頗行為法における担保権者の取り扱い] 第5回 Running Bankruptcy's Collective Proceeding（倒産における集団的手続の進行）（p.151-163） [債権者による個別の権利行使の自動的停止と倒産債権者の倒産後の地位、総論] 第6回 Running Bankruptcy's Collective Proceeding（p.163-172） [債権者による個別の権利行使の自動的停止と倒産債権者の倒産後の地位、各論] 第7回 Running Bankruptcy's Collective Proceeding（p.172-181） [倒産後取引と倒産債権者の行為の区別の必要性] 第8回 Running Bankruptcy's Collective Proceeding（p.181-192） [自動的停止からの救済と遅延コスト] 第9回 Timing the Bankruptcy Proceeding: The Problems of Proper Commencement（倒産手続開始のタイミング：過時手続開始の問題）（p.193-208） 第10回 Reconsidering Reorganizations（更生手続再考）（p.209-218） [資産売却の一形態としての更生手続] 第11回 Reconsidering Reorganizations（p.218-224） [なぜ第11章を削除しないか？] 第12回 The Fresh-Start Policy in Bankruptcy Law（倒産法におけるフレッシュスタートポリシー）（p.225-241） [フレッシュスタートポリシー概観] 第13回 The Fresh-Start Policy in Bankruptcy Law（p.241-252） [フレッシュスタートポリシー根拠論] 第14回 The Scope of Discharge and Exempt Property（免責の範囲と財団除外財産）（p.253-264） [倒産免責とフレッシュスタートポリシーとの関連性] 第15回 The Scope of Discharge and Exempt Property（p.264-279） [免責の効果と財団除外財産の性質]		
●準備学習の内容 日本の倒産処理法について概要を押さえておくこと。 演習参加者はあらかじめ指定された文献を読んでくること。 なお、履修者の文章読解力にもよるが、毎回最低2時間、場合によってはそれ以上の予習が必要となる。また、履修者には、授業の際のコメントに基づき、毎回少なくとも30分の復習をするよう求める。		
●テキスト Thomas H. Jackson, The Logic and Limits of Bankruptcy Law (2001) . テキストの入手方法については初回に指示する。		
●参考書 適宜指示する。		
●学生に対する評価 報告内容（50%）や授業中の発言（50%）を総合的に評価する。報告内容については授業内でコメントする。		

■授業科目 個別民事訴訟法特論演習Ⅰ	■単位 4	■担当教員 稲垣 美穂子
●授業の到達目標及びテーマ テーマ：倒産法の諸問題。 目標：倒産法に関する幅広い文献を講読、検討する。これにより倒産法を俯瞰し知識の深化を図る。		
●授業の概要 演習で取り上げるテーマにつき、立場の異なる複数の文献を講読し、検討する。演習参加者は全員あらかじめ指定された文献を読んで演習に参加しなければならない。また、あらかじめ指名された報告者については、議論の足掛かりを提供するため、レジュメを作成し、報告してもらう。 演習で扱う文献は基本的には参加者の希望するところによる。		
●授業計画 第1回 ガイダンス 第2回 文献講読（破産手続開始） 第3回 文献講読（破産手続の機関） 第4回 文献講読（破産財団の意義及び範囲） 第5回 文献講読（破産債権等） 第6回 文献講読（破産管財人の法的地位） 第7回 文献講読（取戻権） 第8回 文献講読（別除権－総論－） 第9回 文献講読（別除権－先取特権－） 第10回 文献講読（別除権－所有権留保－） 第11回 文献講読（別除権－譲渡担保－） 第12回 文献講読（相殺権－総論－） 第13回 文献講読（相殺権－各論－） 第14回 文献講読（否認権－詐害行為否認－） 第15回 文献講読（否認権－偏頗行為否認－） 第16回 文献講読（否認権－その他否認権及び否認の効果－） 第17回 文献講読（法人役員の責任） 第18回 文献講読（双方未履行双務契約－総論－） 第19回 文献講読（双方未履行双務契約－賃貸借契約－） 第20回 文献講読（双方未履行双務契約－請負契約－） 第21回 文献講読（免責） 第22回 文献講読（破産手続全体） 第23回 文献講読（再生手続開始） 第24回 文献講読（再生手続の機関及び利害関係人） 第25回 文献講読（再生債務者財産の確保） 第26回 文献講読（再生債権等） 第27回 文献講読（再生手続における別除権、相殺権、否認権） 第28回 文献講読（再生計画） 第29回 文献講読（小規模個人再生及び給与所得者等再生） 第30回 文献講読（再生手続全体）		
●準備学習の内容 演習参加者は、演習開始前までに演習で扱うことを希望する文献をあらかじめ選定しておくこと。 なお、事前の文献講読および下調べに毎回最低2時間程度の予習が必要となる。また、履修者には、授業の際のコメントに基づき、毎回少なくとも30分の復習をするよう求める。		
●テキスト 適宜指示する。		
●参考書 適宜指示する。		
●学生に対する評価 報告内容（50%）や授業中の発言（50%）を総合的に評価する。報告内容については授業内でコメントする。		

■授業科目 個別民事訴訟法特論演習Ⅱ	■単位 4	■担当教員 稲垣 美穂子
●授業の到達目標及びテーマ テーマ：倒産における相殺の諸問題。 目標：倒産手続における相殺をテーマとする幅広い文献を講読、検討することで、倒産手続内で許容される相殺の範囲についての理解を深める。		
●授業の概要 演習テーマである相殺権の諸問題について、外国法を含む複数の文献を講読し、検討する。演習参加者は全員あらかじめ指定された文献を読んで演習に参加しなければならない。また、あらかじめ指名された報告者については、議論の足掛かりを提供するため、レジュメを作成し、報告してもらう。		
●授業計画 第1回 ガイダンス 第2回 日本法の議論（民法における相殺－差押えと相殺に関する判例の整理） 第3回 日本法の議論（民法における相殺－差押えと相殺に関する判例の検討） 第4回 日本法の議論（民法における相殺－差押えと相殺に関する学説の整理） 第5回 日本法の議論（民法における相殺－差押えと相殺に関する学説の検討） 第6回 日本法の議論（民法における相殺の議論まとめ） 第7回 日本法の議論（倒産法における相殺－立法史の整理） 第8回 日本法の議論（倒産法における相殺－立法史の検討） 第9回 日本法の議論（倒産法における相殺－判例の整理検討 [最判平成17年1月17日]） 第10回 日本法の議論（倒産法における相殺－判例の整理検討 [最判昭和63年10月18日]） 第11回 日本法の議論（倒産法における相殺－判例の整理検討 [最判昭和40年11月2日]） 第12回 日本法の議論（倒産法における相殺－判例の整理検討 [最判平成26年6月5日]） 第13回 日本法の議論（倒産法における相殺－判例の整理検討 [東京地判平成21年11月10日]） 第14回 日本法の議論（倒産法における相殺－判例の整理検討 [最判昭和52年12月6日]） 第15回 日本法の議論（倒産法における相殺－判例の整理検討 [最判平成24年5月28日]） 第16回 日本法の議論（倒産法における相殺－判例の整理検討 [最判平成28年7月8日]） 第17回 日本法の議論（倒産法における相殺－学説の整理） 第18回 日本法の議論（倒産法における相殺－学説の検討） 第19回 日本法の議論（倒産法における相殺の議論まとめ） 第20回 日本法の議論まとめ 第21回 フランス法文献講読：C Saint-Alary-Houin et al., Droit des entreprises en difficulté (経営難企業法), 14 ^e éd., LGDJ, 2024, n° 708-709 [特定の債権者優遇禁止に対する法律上の例外-相殺の有効性-] 第22回 フランス法文献講読：C Saint-Alary-Houin et al., préc., n° 710 [特定の債権者優遇禁止に対する法律上の例外-相殺の条件-] 第23回 フランス法文献講読：P-M Le Corre, Droit et pratique des procédures collectives (集団的手続の法と適用), 10 ^e éd., 2018, n° 632.100 [相殺の原則的禁止], n° 632.200 [手続開始判決前の相殺] 第24回 フランス法文献講読：Le Corre, préc., n° 632.300 [手続開始判決後の相殺に関する規律の内容], n° 632.411 [牽連性ある債務間の相殺-問題の変遷-] 第25回 フランス法文献講読：Le Corre, préc., n° 632.421 [牽連性ある債務間の相殺-同一口座における交互計算と牽連性-], n° 632.43 [牽連性ある債務間の相殺-銀行勘定と相殺の一般的規律-] 第26回 フランス法文献講読：Le Corre, préc., n° 632.44 [双務契約から発生した債務間の手続開始後の相殺], n° 632.45 [経済的一体性を有する取引から発生した債務間の相殺] 第27回 フランス法文献講読：Le Corre, préc., n° 632.46 [発生根拠の同一性を欠く場合の相殺制限], n° 632.47 [手続開始判決後の相殺制限-債権届出、債権調査手続との関連性-] 第28回 フランス法文献講読：Le Corre, préc., n° 632.48 [請求可能性、債権存在の確定性を欠くことを理由とする相殺制限], n° 632.49 [処分不可能な債務であることを理由とする相殺制限] 第29回 フランス法の議論まとめ 第30回 全体の検討とまとめ-日本法とフランス法の議論から何を引き出すことができるか-		
●準備学習の内容 演習参加者はあらかじめ指定された文献を読んでくること。 なお、事前の文献講読および下調べに毎回最低2時間程度の予習が必要となる。また、履修者には、授業の際のコメントに基づき、毎回少なくとも30分の復習をするよう求める。		
●テキスト 日本法のテキストについては授業内で指示する。 フランス法のテキストについては、以下のテキストを用いる。 C Saint-Alary-Houin et al., Droit des entreprises en difficulté, 14 ^e éd., LGDJ, 2024. P-M Le Corre, Droit et pratique des procédures collectives, 10 ^e éd., DALLOZ, 2018. フランス法テキストの入手方法については、初回に指示する。		
●参考書 特になし。		
●学生に対する評価 報告内容（50%）や授業中の発言（50%）を総合的に評価する。報告内容については授業内でコメントする。		

■授業科目 刑事訴訟法特論Ⅰ	■単位 2	■担当教員 飯野 海彦
●授業の到達目標及びテーマ 授業の到達目標：刑事訴訟法学を「究める」 テーマ：裁判員制度を中心に刑事司法改革を検討する。		
●授業の概要 I においてはまず、学部の講義・演習等では、おそらく全容を掴むというには程遠い刑事訴訟法学について、深く修めていく。		
●授業計画 第1回 オリエンテーション 第2回 手続き的保障とは何か 第3回 手続きを構成する人及びもの(1) 捜査機関…警察機構と検察 第4回 手続きを構成する人及びもの(2) 被告人の訴訟能力…近年の事例を題材に 第5回 捜査の端緒(1) 告訴・告発及び被害届…「受理」とは何か 第6回 捜査の端緒(2) 職務質問における有形力行使…「留め置き」事例の検討 第7回 任意捜査の限界…任意取調べにおける拘束的要素 第8回 逮捕と勾留(1) …事件単位原則 第9回 逮捕と勾留(2) …「人質司法」について；微罪と勾留 第10回 取調べの可視化 第11回 通信傍受 第12回 公訴時効…近年の改正を素材に 第13回 訴因と公訴事実 第14回 公判前整理手続 第15回 証拠法(1) …証明責任		
●準備学習の内容 議題についてレジュメを作成し、報告するための準備をする。30～40分の報告を目安。		
●テキスト その都度指示します。 当方で用意		
●参考書 特になし		
●学生に対する評価 平常点(20%)・報告(80%)。フィードバック：授業毎に報告について、評価すべき点、改善すべき点等についてお話しします。		

■授業科目 刑事訴訟法特論Ⅱ	■単位 2	■担当教員 飯野 海彦
●授業の到達目標及びテーマ 授業の到達目標：刑事訴訟法学を「究める」 テーマ：裁判員制度を中心に刑事司法改革を検討する。		
●授業の概要 I で修めたことの続きからはじめ、その後刑事司法改革について裁判員制度を中心に検討する。		
●授業計画 第1回 証拠法(2) …自白法則の展開 第2回 証拠法(3) …違法収集証拠 第3回 証拠法(4) …科学的証拠：DNA 鑑定等 第4回 裁判の効力 第5回 非常救済手続(1) …概要と歴史的冤罪事件の検討 第6回 非常救済手続(2) …近年の冤罪事件の検討 第7回 刑事司法手続改革の概要 第8回 国民の司法参加(1) …裁判員制度導入以前の課題：陪審制の検討 第9回 国民の司法参加(2) …検察審査会制度改革 第10回 被害者参加 第11回 裁判員制度構築…素描段階から現行制度確定まで：参審制か陪審制か等 第12回 対象事件と裁判員選任の問題 第13回 公判前審理手続…審理促進と情報格差 第14回 評議…説示、公開、守秘義務等 第15回 量刑…死刑事件、少年事件		
●準備学習の内容 議題についてレジュメを作成し、報告するための準備をする。30～40分の報告を目安。		
●テキスト その都度指示します。 当方で用意		
●参考書 特になし		
●学生に対する評価 平常点(20%)・報告(80%)。フィードバック：授業毎に報告について、評価すべき点、改善すべき点等についてお話しします。		

■授業科目 刑事訴訟法特論演習Ⅰ	■単位 4	■担当教員 飯野 海彦
●授業の到達目標及びテーマ テーマ：手続的正義及び刑事裁判の機能の考察 到達目標：修士論文テーマの設定と論文執筆の準備		
●授業の概要 特論演習Ⅰでは、履修者が研究計画で示したテーマを各方向から検討することからはじめ、それが修士論文のテーマとして維持可能かを検証の上、次年度作成する論文の下準備を万全なものとする。		
●授業計画 第1回 オリエンテーション 第2回 研究計画の検討(1)何故それをテーマとしたのか 第3回 研究計画の検討(2)研究完成の可能性を検討（入学前の研究状況） 第4回 研究計画の検討(3)研究完成の可能性を検討（先行文献の有無等） 第5回 修士論文テーマ選定 第6回 論点ないし章立てに盛り込むべき問題の明確化と選定 第7回 方法論の研究(1)岩波講座現代法15碧海、加藤、平野論文 第8回 方法論の研究(2)碧海編『法学における理論と実践』 第9回 方法論の研究(3)宮沢俊義「学説と言うもの」ほか 第10回 基本文献の探し方 第11回 関連判例の探し方 第12回 外国法文献の探し方 第13回 過去の修士論文を読む(1) 刑事訴訟にかかわるもの 第14回 過去の修士論文を読む(2) テーマに近接したもの 第15回 博士論文・助手論文を読む(1)刑事訴訟にかかわるもの 第16回 博士論文・助手論文を読む(2)テーマに近接したもの 第17回 修士論文に関わる判例研究 (1) 第18回 修士論文に関わる判例研究 (2) 第19回 修士論文に関わる判例研究 (3) 第20回 修士論文に関わる判例研究 (4) 第21回 修士論文に関わる判例研究 (5) 第22回 修士論文に関わる判例研究 (1) ～ (5) のまとめ 第23回 修士論文に関わる文献熟読 (1) 第24回 修士論文に関わる文献熟読 (2) 第25回 修士論文に関わる文献熟読 (3) 第26回 修士論文に関わる文献熟読 (4) 第27回 修士論文に関わる文献熟読 (5) 第28回 修士論文に関わる文献熟読 (1) ～ (5) のまとめ 第29回 2年次研究計画の立案 (1) 第30回 2年次研究計画の立案 (2)		
●準備学習の内容 指定された文献の熟読とそのまとめ、レジュメを作成（2時間）。講義後授業で得た内容を論文に反映させるべくまとめる（1時間）。		
●テキスト 特になし		
●参考書 特になし		
●学生に対する評価 平常点（20％）・報告（80％）。フィードバック：授業毎に報告について、評価すべき点、改善すべき点等についてお話しします。		

■授業科目 刑事訴訟法特論演習Ⅱ	■単位 4	■担当教員 飯野 海彦
●授業の到達目標及びテーマ テーマ：手続的正義及び刑事裁判の機能の考察 到達目標：修士論文を完成させる		
●授業の概要 特論演習Ⅱでは、修士論文を完成させるまでの指導を内容とする。		
●授業計画 第1回 特論演習Ⅰを踏まえて今後の展望を検討 第2回 研究テーマの再検討と確認 第3回 修士論文の概要作成(1)概要の報告 第4回 修士論文の概要作成(2)前回で指摘された問題点を修正 第5回 序論の素描を報告…修士論文全体として取り上げるべき点の網羅 第6回 序論の再構成…指摘された問題点を踏まえての修正 第7回 第1章の素描を報告…各節をも素描 第8回 第1章の再構成…指摘された問題点を踏まえての修正 第9回 文章及び注の表記について指導 第10回 第2章の素描を報告 第11回 第2章の再構成…指摘された問題点を踏まえての修正 第12回 中間報告会準備(1)序論・1・2章の文章化 第13回 中間報告会準備(2)指摘された問題点を踏まえての修正 第14回 中間報告会準備(3)プレゼンテーション指導 第15回 第1学期のまとめ 第16回 第3章の素描を報告 第17回 第3章の再構成…指摘された問題点を踏まえての修正 第18回 第3章までを文章化の上報告(1)序論と第2章 第19回 第3章までを文章化の上報告(2)第3章 第20回 論文の全体構成の再検討…章立ての再構成の要否 第21回 論文の構成変更後の報告 第22回 結論へ向けて、論文内容を検討 第23回 指摘された修正点を踏まえての報告 第24回 結論の素描を報告 第25回 結論の再構成…指摘された問題点を踏まえての修正 第26回 結論まで含めた論文の内容検討 第27回 指摘された問題点を踏まえての修正 第28回 表現等についての最終チェック 第29回 注釈・引用等は適切か、最終チェック 第30回 修士論文提出前の最終チェック 進学希望者については、今後の研究計画を立てる		
●準備学習の内容 毎回論文内容を出来る範囲で報告できるようにしておくこと（1時間）。講義後はその内容をまとめ、修士論文に反映させる（1時間）。		
●テキスト 特になし		
●参考書 特になし		
●学生に対する評価 平常点（20％）・報告（50％）・修士論文完成度（30％）。フィードバック：授業毎に報告について、評価すべき点、改善すべき点等についてお話しします。		

■授業科目 個別的労働関係法特論Ⅰ	■単位 2	■担当教員 浅野 高宏
●授業の到達目標及びテーマ 目標：判例の検討を通じて判例法理を理解するとともに労働法学における学説上の対立点を検討し、今後の法理の展望について考察する。 テーマ：労働条件変更、雇用終了時における労働者の同意の真意性		
●授業の概要 毎回、事前に指定した裁判例について事実の概要と判旨及び検討（私見）について報告してもらいます。このような報告を通じて判例の読み方を体得し、労働法学において重要な役割を果たしている判例法理の理解を深めていきます。さらに本講義では1年間を通じて労働条件変更や雇用終了時における労働者の同意と真意性を大きなテーマに据えており、授業では当該テーマを扱った論文などを適宜指摘していきますので、1年間の授業を通じて学説の対立状況や今後の判例法理の展望を考察していくことになります。		
●授業計画 第1回 労働条件（特に賃金）の不利益変更と労働者の同意の有効性判断①【総論】 第2回 同②（退職金制度の不利益変更と労働者の同意） 第3回 同③（賞与制度の不利益変更と労働者の同意） 第4回 同④（曖昧不明確条項に基づく賃金減額と労働者の同意） 第5回 同⑤（個別同意による労働条件不利益変更と集团的コントロール） 第6回 労働条件（特に雇用契約上の身分）の変更と労働者の同意の有効性判断①【総論】 第7回 同②（合意退職の認定の問題） 第8回 同③（退職勧奨と労働者の同意の効力） 第9回 労働条件の変更と労使慣行①【総論】 第10回 同②（労使慣行の変更の問題） 第11回 就業規則上の賃金減額条項の有効性とその適用範囲①【総論】 第12回 同②（賃金減額条項と労働契約法7条の合理性） 第13回 同③（賃金減額条項の新設・適用と労働契約法10条、11条、12条との関係） 第14回 雇用終了時における労働条件変更と労働者の同意の有効性判断①【変更解約告知を中心に】 第15回 同②（有期雇用の更新時における新たな労働条件提示と労働者の同意の問題）		
●準備学習の内容 授業前には指定する文献を熟読しておくこと		
●テキスト 村中孝史・荒木尚志編「労働判例百選（第10版）」（有斐閣、2022年）、水町勇一郎「詳解 労働法 第3版」（東京大学出版会、2023年）、土田道夫著「労働契約法（第3版）」（有斐閣、2024年）		
●参考書 テーマごとに事前に指定する。		
●学生に対する評価 出席点（20％）と課題についての報告内容及び授業における議論（80％）によって評価する。評価結果や到達度については、毎回の授業後に講評の形で受講生にフィードバックする。		

■授業科目 個別的労働関係法特論Ⅱ	■単位 2	■担当教員 浅野 高宏
●授業の到達目標及びテーマ 目標：判例の検討を通じて判例法理を理解するとともに労働法学における学説上の対立点を検討し、今後の法理の展望について考察する。 テーマ：労働条件変更、雇用終了時における労働者の同意の真意性（集団法的コントロールを含む）		
●授業の概要 毎回、事前に指定した裁判例について事実の概要と判旨及び検討（私見）について報告してもらいます。このような報告を通じて判例の読み方を体得し、労働法学において重要な役割を果たしている判例法理の理解を深めていきます。さらに本講義では1年間を通じて労働条件変更や雇用終了時における労働者の同意と真意性を大きなテーマに据えており、授業では当該テーマを扱った論文などを適宜指摘していきますので、1年間の授業を通じて学説の対立状況や今後の判例法理の展望を考察していくことになります。		
●授業計画 第1回 定年後の再雇用と労働条件の変更①【総論】 第2回 同②（定年後の再雇用時の賃金の減額提示と労働者の同意） 第3回 同③（定年後の再雇用時の職種変更と労働者の同意） 第4回 有期雇用契約の更新時における労働条件の変更①【総論】 第5回 同②（有期雇用契約の更新時における賃金、職種の変更提案と労働者の同意） 第6回 同③（無期転換ルール及び転換後の労働条件設定について） 第7回 有期雇用契約の不更新の合意の有効性①【総論】 第8回 同②（更新時における最終更新条項の提示と労働者の同意、予めの更新回数制限の有効性） 第9回 就業規則の不利益変更に対する労働者の同意①【総論】 第10回 同②（労働契約法12条、10条との関係） 第11回 同③（労働契約法9条反対解釈、8条との関係） 第12回 労働時間管理義務と労働時間の立証①【総論】 第13回 同②（労働時間管理義務違反と立証責任の転換） 第14回 労働条件の決定・変更に関する集団法的コントロール①（労働組合の役割） 第15回 労働条件の決定・変更に関する集団法的コントロール②（労働組合以外の関与の集団的コントロールのあり方）		
●準備学習の内容 授業前には指定する文献を熟読しておくこと		
●テキスト 村中孝史・荒木尚志編「労働判例百選（第10版）」（有斐閣、2022年）、水町勇一郎「詳解 労働法 第3版」（東京大学出版会、2023年）、土田道夫著「労働契約法（第3版）」（有斐閣、2024年）		
●参考書 テーマごとに事前に指定する。		
●学生に対する評価 出席点（20％）と課題についての報告内容及び授業における議論（80％）によって評価する。なお、受講生の報告内容及び議論についての評価及び到達点並びに問題点は毎回の授業の講評の中で、受講生にフィードバックする。		

■授業科目 個別的労働関係法特論演習Ⅰ	■単位 4	■担当教員 浅野 高宏
●授業の到達目標及びテーマ テーマ 労働関係法規及び労働判例の検討 到達目標 昨今、労働契約法をはじめ労働者派遣法等について改正がなされ、従来の判例法理が新法のもとでどのように展開するか注視していく必要がある。また多様な就労形態で働くものが出現し、労働法の適用射程が問題となる事例も多い。さらに社会全体の雇用構造に目を向けると、比較的若い世代はモーレツ社員型の働き方から仕事と生活の調和を重視する方向へ転換しつつあり、少子高齢化社会の中で高齢者雇用安定法等に基づく再雇用制度も普及している。このように急速に変貌しつつあるわが国における雇用の在り方を総合的に検討していく必要がある。そこで労働関係法規の基本論点に関する理解を深め、修士論文を書くためのテーマを設定する。また、これを書くための土台となる知識を習得するのが到達目標である。		
●授業の概要 各労働関係法規に関する基本的文献・判例を検討するとともに、受講生が興味をもっているテーマに関する判例・文献を検討する。授業では、最初に、受講生に報告をしてもらい、これに関して私が質問・コメント等をし、また受講生全員で討論をして、毎回のテーマについての理解を深めるという作業を行う。最後に、レポートの提出が義務付けられます。		
●授業計画 第1回 ガイダンス 第2回 日本語文献および判例の収集方法 第3回 個別的労働関係法総論（テキスト第3章第1節～第7節）雇用平等（テキスト第5章第1節～第2節） 第4回 ワーク・ライフ・バランス法制（テキスト5章第3節） 第5回 賃金（テキスト第6章） 第6回 判例の検討(1)賃金の不利益変更（検討判例は事前に指定） 第7回 判例の検討(2)賃金の不利益変更と就業規則（検討判例は事前に指定） 第8回 判例の検討(3)賞与・退職金を巡る問題（検討判例は事前に指定） 第9回 判例の検討(4)多様な就労形態と労働条件の決定（検討判例は事前に指定） 第10回 判例検討(5)多様な就労形態と労働条件の変更（検討判例は事前に指定） 第11回 労働時間規制と労働時間の概念（テキスト第7章第1節・第2節、第5節） 第12回 時間外労働と割増賃金（テキスト第7章第3節） 第13回 みなし労働時間制（テキスト第5章第6節） 第14回 労働時間規制の適用除外（テキスト第5章第7節） 第15回 受講生が関心を持っているテーマに関する判例・学説の報告・検討(1)（前期段階のもの） 第16回 前期の総括的検討と後期までの研究に関する指導 第17回 雇用保障と雇用システム（テキスト第12章第1節～第3節） 第18回 高齢者雇用安定法をめぐる問題①（検討判例は事前に指定） 第19回 高齢者雇用安定法をめぐる問題②（検討判例は事前に指定） 第20回 就業規則と労働条件設定・変更①（テキスト第14章第1節～第4節） 第21回 就業規則と労働条件設定・変更②（テキスト第14章第5節～第6節） 第22回 就業規則と労働条件設定・変更をめぐる判例の検討（検討判例は事前に指定） 第23回 非正規雇用をめぐる問題①（テキスト第18章第1節～第3節） 第24回 非正規雇用をめぐる問題②（テキスト第18章第4節） 第25回 非正規雇用をめぐる判例の検討①（検討判例は事前に指定） 第26回 非正規雇用をめぐる判例の検討②（検討判例は事前に指定） 第27回 労働者派遣法改正と今後の争点（資料を配布） 第28回 労働契約法・労働基準法改正をめぐる今後の争点（資料を配布） 第29回 受講生が関心を持っているテーマに関する判例・学説の報告・検討(2)（後期段階のもの） 第30回 全体の総括と今後の研究に向けた取組に関する指導		
●準備学習の内容 報告担当者は、各授業のテーマに関して指示された判例・文献を分析・整理して報告する必要があります。参加者は、テキストの該当部分を読んでくる必要があります。		
●テキスト 水町勇一郎「詳解 労働法 第3版」（東京大学出版会、2023年）、 荒木尚志『労働法第5版』（有斐閣、2022年）		
●参考書 村中孝史・荒木尚志編『労働判例百選（第10版）』（有斐閣、2022年） その他は、テーマごとに授業中に説明する。		
●学生に対する評価 報告内容、発言内容、授業に対する取組姿勢（以上で80％）、出席状況（20％）で評価する。なお、受講生への評価は毎回の授業後の講評の中でフィードバックし、到達度、課題の有無等について伝達する。		

■授業科目 個別的労働関係法特論演習Ⅱ	■単位 4	■担当教員 浅野 高宏
●授業の到達目標及びテーマ テーマ 雇用保障と雇用システムの研究 到達目標 雇用保障と雇用システムに関する修士論文を完成させる。		
●授業の概要 雇用保障と雇用システム（非典型雇用も含む。また休職制度の検討も含む）に関する基本的文献・判例を検討し、修士論文を完成させる作業を行う。授業では、受講生が報告をして、それに関して私が質問・コメント等をし、討論することによって、修士論文の基礎となる知識を習得し、これをもとに受講生が自ら雇用保障と雇用システムに関する制度・歴史・判例・学説等・法改正の動向を調査分析し、修士論文を完成させる。なお、法改正による新制度の施行や判例理論の発展がみられる分野でもあるので、立法資料及び判例検討が中心となる。		
●授業計画 第1回 ガイダンス 第2回 雇用保障と雇用システムに関する判例・文献の探索方法 第3回 基本文献の分析(1) 第4回 基本文献の分析(2) 第5回 立法資料の分析 第6回 判例の分析(1)解雇法制をめぐる問題 第7回 判例の分析(2)定年後の雇用保障 第8回 判例の分析(3)非典型雇用と雇用保障 第9回 判例の分析(4)私傷病による休業と休職制度 第10回 判例の分析(5)私傷病による休業からの復帰と復職判定 第11回 判例の分析(6)その他 第12回 雇用保障に関する法制度の検討－解雇規制緩和をめぐる法改正の動向 第13回 雇用保障に関する法制度の検討－解雇規制緩和の波及効果と問題点 第14回 受講生による雇用保障と雇用システムに関する判例・学説の整理・分析の報告 第15回 雇用保障と雇用システムに関する総括的考察と後期の作業に関する指導 第16回 後期・ガイダンス・受講生による雇用保障と雇用システムに関する修士論文構想の報告 第17回 論文構成等の指導 第18回 論文構成等の指導に基づく変更後の修士論文構想の報告① 第19回 論文構成等の指導に基づく変更後の修士論文構想の報告② 第20回 方法論の検討(1)学説の分析視角の設定 第21回 方法論の検討(2)判例の分析視角の設定 第22回 方法論の検討(3)法令の変遷と判例・学説の交錯の分析視角の設定 第23回 方法論の検討からする学説の再整理 第24回 方法論の検討からする判例の再整理 第25回 方法論の検討からする法令の変遷と判例・学説の再整理 第26回 受講生による方法論を意識した修士論文の構想報告 第27回 修士論文構想の検討(1)論文構成の見地から 第28回 修士論文構想の検討(2)方法論の見地から 第29回 修士論文構想の検討(3)文献引用の仕方等体裁の見地から 第30回 修士論文の完成		
●準備学習の内容 受講生は、各授業のテーマに関して指示された判例・文献・立法資料等を分析・整理して報告し、又は指示された作業をしてくる必要があります。		
●テキスト なし		
●参考書 授業中に説明します。		
●学生に対する評価 報告内容・発言・受講姿勢および修士論文の内容等で総合評価します。評価割合は、出席点（20％）と課題についての報告内容及び授業における議論（80％）によって評価する。なお、受講生に対する評価は毎回の授業後の講評及び論文指導の過程でフィードバックし伝達する。		

■授業科目 個別経済法特論Ⅰ	■単位 2	■担当教員 岡本 直貴
●授業の到達目標及びテーマ テーマ：独占禁止法違反事件の検討。 到達目標：本講義では、独占禁止法の主要判例・審決を検討する。一回の講義で、1件ないし2件の事件を扱う。経済法の中核である独占禁止法につき、高度な知見を得ることが到達目標である。		
●授業の概要 履修者は、毎回指定された文献を事前に読み、授業中に疑問点や私見を述べることが要求される。なお、本講義では、独占禁止法のうち、不当な取引制限・私的独占のみを取り上げるので、履修者は、「経済法原理特論Ⅱ」も履修することが望ましい。		
●授業計画 第1回 ガイダンス 第2回 総論～「事業者」に関する事件 第3回 不当な取引制限(1)～合意（意思の連絡）に関する事件 第4回 不当な取引制限(2)～相互拘束に関する事件 第5回 不当な取引制限(3)～対市場効果に関する事件 第6回 不当な取引制限(4)～正当化事由に関する事件 第7回 不当な取引制限(5)～国際カルテルに関する事件 第8回 私的独占(1)～支配行為に関する事件 第9回 私的独占(2)～排除行為に関する事件 第10回 私的独占(3)～支配行為・排除行為に関する事件 第11回 私的独占(4)～近年の私的独占事件(1)：日本医療食事件 第12回 私的独占(5)～近年の私的独占事件(2)：パラマウントベッド事件 第13回 私的独占(6)～近年の私的独占事件(3)：ニプロ事件 第14回 私的独占(7)～近年の私的独占事件(4)：NTT東日本事件 第15回 私的独占(8)～近年の私的独占事件(5)：JASRAC事件		
●準備学習の内容 ・報告者以外の者は、事件の原典をあらかじめ熟読し、自分なりの意見をまとめたうえで出席すること。 ・報告者は、原典・二次的資料（解説・評釈）を熟読した上で、報告原稿を作成・印刷して出席すること。レジュメ形式は認めない。		
●テキスト 第一回講義時に指示する。		
●参考書 金井貴嗣＝泉水文雄＝武田邦宣編『経済法審決・判例百選〔第2版〕』（有斐閣，2017年） 金井貴嗣＝川濱昇＝泉水文雄『独占禁止法〔第5版〕』（弘文堂，2015年） 泉水文雄『経済法入門』（有斐閣，2018年） 根岸哲編『注解独占禁止法』（有斐閣，2009年） 白石忠志『独禁法事例集』（有斐閣，2017年）		
●学生に対する評価 報告原稿の内容（60％）と、毎回の発言内容（40％）を基に、総合的に評価する。 フィードバックは授業内で行う。		

■授業科目 個別経済法特論Ⅱ	■単位 2	■担当教員 岡本 直貴
●授業の到達目標及びテーマ テーマ：独占禁止法違反事件の検討 到達目標：本講義では、「経済法原理特論Ⅰ」に引き続き、独占禁止法の主要判例・審決を検討する。一回の講義で、1件ないし2件の事件を扱う。経済法の中核である独占禁止法につき、高度な知見を得ることが到達目標である。		
●授業の概要 履修者は、毎回指定された文献を事前に読み、授業中に疑問点や私見を述べることが要求される。なお、本講義では、独占禁止法のうち、企業結合・不公正な取引方法のみを取り上げるので、履修者は、「経済法原理特論Ⅰ」も履修することが望ましい。		
●授業計画 第1回 企業結合(1)～株式保有・役員兼任に関する事件 第2回 企業結合(2)～合併に関する事件(1)：新日鉄合併事件 第3回 企業結合(3)～合併に関する事件(2)：JAL・JAS統合事件 第4回 企業結合(4)～国際的な企業結合 第5回 不公正な取引方法(1)～排他条件付取引に関する事件 第6回 不公正な取引方法(2)～再販売価格維持に関する事件(1)：和光堂事件 第7回 不公正な取引方法(3)～再販売価格維持に関する事件(2)：ナイキ事件 第8回 不公正な取引方法(4)～拘束条件付取引に関する事件(1)：資生堂事件 第9回 不公正な取引方法(5)～拘束条件付取引に関する事件(2)：SCE事件 第10回 不公正な取引方法(6)～取引拒絶に関する事件 第11回 不公正な取引方法(7)～抱き合わせに関する事件(1)：マイクロソフト事件 第12回 不公正な取引方法(8)～抱き合わせに関する事件(2)：東芝昇降機事件 第13回 不公正な取引方法(9)～優越的地位の濫用に関する事件：三越事件 第14回 不公正な取引方法(10)～取引妨害に関する事件：第一興商事件 第15回 総まとめ～競争政策の現代的課題		
●準備学習の内容 ・報告者以外の者は、事件の原典をあらかじめ熟読し、自分なりの意見をまとめたうえで出席すること。 ・報告者は、原典・二次的資料（解説・評釈など）を熟読した上で、事実の概要・判旨・検討をまとめた原稿（脚注も整えたもの）を作成し、印刷して全員に配布し、報告しなければならない。レジュメ形式は、認めない。		
●テキスト 第一回講義時に指示する。		
●参考書 金井貴嗣＝泉水文雄＝武田邦宣編『経済法審決・判例百選〔第2版〕』（有斐閣，2017年） 金井貴嗣＝川濱昇＝泉水文雄『独占禁止法〔第5版〕』（弘文堂，2015年） 泉水文雄『経済法入門』（有斐閣，2018年） 根岸哲編『注解独占禁止法』（有斐閣，2009年） 白石忠志『独禁法事例集』（有斐閣，2017年）		
●学生に対する評価 報告原稿の内容（60％）と、毎回の発言内容（40％）を基に、総合的に評価する。 フィードバックは授業内で行う。		

■授業科目 個別経済法特論演習Ⅰ	■単位 4	■担当教員 岡本 直貴
●授業の到達目標及びテーマ テーマ：アメリカ反トラスト法と日本独占禁止法 到達目標：前半は、アメリカ反トラスト法（独占禁止法）の入門書であるJ.H.Shenefield & I.M.Stelzer（シェネフィールド&ステルツァー）著“The Antitrust Laws -A Primer-（反トラスト法入門）”（4th ed, 2001）を講読する。これは日本独占禁止法の母法であるアメリカ法に関して、平易な英語で書かれた入門書である。後半は、毎回テーマを設定し、当該分野において定評ある日米の文献及び判例・審決を検討する。以上の作業によって、経済法に関する修士論文のテーマを見出すことを目指す。		
●授業の概要 毎回設定されたテーマにつき、論点を設定する報告者を定め、議論を行う。		
●授業計画 第1回 各回のテーマと講読文献の確認、担当者の決定 第2回 Shenefield & Stelzer（シェネフィールド&ステルツァー）(1)イントロダクション 第3回 Shenefield & Stelzer（シェネフィールド&ステルツァー）(2)反トラスト法の起源と目的 第4回 Shenefield & Stelzer（シェネフィールド&ステルツァー）(3)法律上の規定 第5回 Shenefield & Stelzer（シェネフィールド&ステルツァー）(4)執行機関と手続 第6回 Shenefield & Stelzer（シェネフィールド&ステルツァー）(5)市場と市場支配力 第7回 Shenefield & Stelzer（シェネフィールド&ステルツァー）(6)独占行為 第8回 Shenefield & Stelzer（シェネフィールド&ステルツァー）(7)競争者との共同行為 第9回 Shenefield & Stelzer（シェネフィールド&ステルツァー）(8)企業結合 第10回 Shenefield & Stelzer（シェネフィールド&ステルツァー）(9)顧客との関係 第11回 Shenefield & Stelzer（シェネフィールド&ステルツァー）(10)知的財産権 第12回 Shenefield & Stelzer（シェネフィールド&ステルツァー）(11)補完的な制度 第13回 Shenefield & Stelzer（シェネフィールド&ステルツァー）(12)反トラスト法の国際的執行 第14回 Shenefield & Stelzer（シェネフィールド&ステルツァー）(13)法令遵守 第15回 Shenefield & Stelzer（シェネフィールド&ステルツァー）(14)ガイドライン 第16回 Shenefield & Stelzer（シェネフィールド&ステルツァー）(15)エピソード 第17回 小括 第18回 カルテル・共同行為(1)：共謀と協調 第19回 カルテル・共同行為(2)：市場支配力 第20回 カルテル・共同行為(3)：カルテルの正当化事由 第21回 私的独占(1)：独占行為の規制枠組み 第22回 私的独占(2)：関連市場の画定 第23回 私的独占(3)：市場支配力の濫用 第24回 私的独占(4)：独占企業による戦略的行動 第25回 垂直的取引制限(1)：当然違法と合理的原則 第26回 垂直的取引制限(2)：再販売価格維持 第27回 垂直的取引制限(3)：非価格拘束行為 第28回 垂直的取引制限(4)：抱き合わせ販売 第29回 知的財産権と独占禁止法 第30回 国際取引と独占禁止法		
●準備学習の内容 各回の指定文献を熟読し、議論に耐えうる準備をした上で出席すること。		
●テキスト 第1回講義時及び適宜指示する。		
●参考書 必要に応じて紹介する。		
●学生に対する評価 毎回における報告（60％）や発言内容（40％）を基に、総合的に評価する。 フィードバックは授業内で行う。		

■授業科目 個別経済法特論演習Ⅱ	■単位 4	■担当教員 岡本 直貴
●授業の到達目標及びテーマ テーマ：独占禁止法と競争政策 到達目標：前半は、独占禁止法に関する主要事件及び文献を検討する。後半は、「法と経済学」の観点から独占禁止法及び競争政策を再検討する。以上の作業により、経済法領域の中核である独占禁止法と競争政策につき、高度な知見を得ることが到達目標となる。		
●授業の概要 毎回設定されたテーマにつき、論点を設定する報告者を定め、議論を行う。		
●授業計画 第1回 各自の問題意識の紹介と今後の進め方の設定 第2回 川濱ほか著『ベーシック経済法』の批判的検討(1)：合併規制 第3回 川濱ほか著『ベーシック経済法』の批判的検討(2)：私的独占 第4回 川濱ほか著『ベーシック経済法』の批判的検討(3)：不公正な取引方法 第5回 カルテル規制についての代表的事件(1)：新聞販路協定事件 第6回 カルテル規制についての代表的事件(2)：大阪バス事件 第7回 私的独占についての代表的事件：東洋製缶事件 第8回 私的独占についての代表的事件：農林中金事件 第9回 企業結合規制についての代表的事件：広島電鉄事件 第10回 企業結合規制についての代表的事件：BHPビリトン事件 第11回 垂直的取引制限についての代表的事件：育児用粉ミルク事件 第12回 垂直的取引制限についての代表的事件：資生堂事件 第13回 垂直的取引制限についての代表的事件：ソニー・コンピュータエンタテインメント事件 第14回 国際取引についての代表的事件(1)：マリンホース事件 第15回 国際取引についての代表的事件(2)：ブラウン管事件 第16回 小括～理解度確認プレゼンテーション大会 第17回 競争政策の法と経済学(1)：ゲーム理論の「法と経済学」への応用 第18回 競争政策の法と経済学(2)：競争はなぜ重要か 第19回 競争政策の法と経済学(3)：競争政策の生い立ちと仕組み 第20回 競争政策の法と経済学(4)：共謀と協調 第21回 競争政策の法と経済学(5)：コンテストابل市場理論と参入阻止戦略 第22回 競争政策の法と経済学(6)：一般集中と独占的状态 第23回 競争政策の法と経済学(7)：合併・集中 第24回 競争政策の法と経済学(8)：垂直的取引制限 第25回 競争政策の法と経済学(9)：不当廉売 第26回 競争政策の法と経済学(10)：下請取引と優越的地位 第27回 競争政策の法と経済学(11)：技術革新と知的財産権 第28回 競争政策の法と経済学(12)：公益事業における競争 第29回 競争政策の法と経済学(13)：グローバル化する競争政策 第30回 総括～理解度確認プレゼンテーション大会		
●準備学習の内容 各回の指定文献を熟読し、議論に耐えうる準備をした上で出席すること。		
●テキスト 第1回講義時及び適宜指示する。		
●参考書 必要に応じて紹介する。		
●学生に対する評価 毎回における報告（20％）や発言内容（20％）及び論文（60％）を基に、総合的に評価する。 フィードバックは授業内で行う。		

■授業科目 法哲学特論Ⅰ	■単位 2	■担当教員 菅原 寧格
●授業の到達目標及びテーマ 「政治的なもの」の概念に関する文献研究を踏まえた上で、「国家」のあり方について自らの立場を論じることができるようになること。「国家学」研究をテーマとする。		
●授業の概要 カール・シュミットとハンナ・アレントの論考を輪読し、両者における「政治的なもの」の概念の異同を確認する。 その上で、「国家」とはいかにあるべきかという問題について考察する。		
●授業計画 第1回 ガイダンス。 第2回 シュミットの思想成立背景。 第3回 シュミットにおける「政治的なもの」の概念の検討(1):「政治的なもの」と「法的なもの」。 第4回 シュミットにおける「政治的なもの」の概念の検討(2):「政治的なもの」の外延。 第5回 シュミットにおける「政治的なもの」の概念の検討(3):「政治的なもの」の内包。 第6回 シュミットの国家観(1): 国家の正統性。 第7回 シュミットの国家観(2): 自由主義と民主主義。 第8回 アレントの思想成立背景。 第9回 アレントにおける「政治的なもの」と「社会的なもの」。 第10回 アレントにおける「公的領域」と「私的領域」。 第11回 アレントにおける「労働」。 第12回 アレントにおける「制作」。 第13回 アレントにおける「活動」。 第14回 アレントの国家観と「ドイツ的なもの」。 第15回 まとめ。		
●準備学習の内容 指定・関連文献は事前・事後に熟読しておくこと（計4時間程度）。		
●テキスト 開講時に指示する。		
●参考書 適宜指示する。		
●学生に対する評価 レポート50点（担当分の報告）＋日常点50点（討論における発言の内容と頻度）。また、それぞれに講評を行う。		

■授業科目 法哲学特論Ⅱ	■単位 2	■担当教員 菅原 寧格
●授業の到達目標及びテーマ 自由主義／民主主義の思想理解を踏まえた上で、「国家」の正当性と正統性をめぐる問題について自らの立場を論じることができるようになること。「国家」の正当性と正統性に関する研究をテーマとする。		
●授業の概要 自由主義と民主主義の思想を対比することによって、「国家」の正当性と正統性の基盤をどのように構想することができるのか、各自の問題関心から検討を重ねていく。		
●授業計画 第1回 ガイダンス 第2回 戦後日本が直面した国家の正統性問題(1): 丸山真男が直面した問題 第3回 戦後日本が直面した国家の正統性問題(2): 丸山真男の諸論文の検討 第4回 戦後日本が直面した国家の正統性問題(3): 丸山真男の問題性 第5回 戦後日本が直面した国家の正統性問題(4): 丸山真男の現代的意義 第6回 「戦後民主主義」の思想と法哲学的思考の一端(1): 民主主義の立場から 第7回 「戦後民主主義」の思想と法哲学的思考の一端(2): 自由主義の立場から 第8回 民主主義思想の法哲学的意義と問題(1): グスタフ・ラートブルフの場合 第9回 民主主義思想の法哲学的意義と問題(2): ハンス・ケルゼンの場合 第10回 自由主義思想の法哲学的意義と問題(1): J. S. ミルの場合 第11回 自由主義思想の法哲学的意義と問題(2): アイザイア・バーリンの場合 第12回 自由主義思想と民主主義をめぐる相克(1): カール・シュミットの場合 第13回 自由主義思想と民主主義をめぐる相克(2): ハンナ・アレントの場合 第14回 前近代・近代・超近代と自由主義・民主主義 第15回 まとめ		
●準備学習の内容 指定・関連文献は事前・事後に熟読しておくこと（計4時間程度）。		
●テキスト 開講時に指示する。		
●参考書 適宜指示する。		
●学生に対する評価 レポート50点（担当分の報告）＋日常点50点（討論における発言の内容と頻度）。また、それぞれに講評を行う。		

■授業科目 法哲学特論演習Ⅰ	■単位 4	■担当教員 菅原 寧格
●授業の到達目標及びテーマ 修士論文の執筆に向けた先行研究の整理と文献収集および輪読を行う。修士論文作成の方法論的基礎について習得することをテーマとする。		
●授業の概要 修士論文を執筆するための土台作りとして、みずからのテーマに関連する研究文献はもちろん、古典や隣接領域にも目を配りながら研究を進めていく。		
●授業計画 第1回 ガイダンス。 第2回 卒業研究の再検討(1)：問題点の整理。 第3回 卒業研究の再検討(2)：意義と積み残した課題の整理。 第4回 卒業研究の再検討(3)：現在の研究テーマと比較検討。 第5回 現代法哲学の検討(1)近年の学会における問題状況の整理。 第6回 現代法哲学の検討(2)近年の学会における問題状況の検討。 第7回 現代法哲学の検討(3)従来の学会における議論状況の整理。 第8回 現代法哲学の検討(4)従来の学会における議論状況の検討。 第9回 現代法哲学の検討(5)隣接分野との交錯状況の整理。 第10回 現代法哲学の検討(6)隣接分野との交錯状況の検討。 第11回 現代法哲学の検討(7)自己の研究テーマとの関連づけ。 第12回 現代法哲学の検討(8)自己の研究テーマの再整理。 第13回 現代法哲学の検討(9)自己の研究テーマのリファイン。 第14回 現代法哲学の検討(10)自己の研究テーマの再設定。 第15回 前半のまとめ。 第16回 法思想史文献の検討(1)：必読文献の整理。 第17回 法思想史文献の検討(2)：必読文献の収集。 第18回 原典の検討(1)：問題点の整理。 第19回 原典の検討(2)：問題点の検討。 第20回 原典の検討(3)：新たな課題の発見とさらなる必読文献のリストアップ。 第21回 原典の検討(4)：問題点の再整理。 第22回 原典の検討(5)：問題点の再検討。 第23回 法思想史文献の検討(3)：得られた知見の整理。 第24回 法思想史文献の検討(4)：得られた知見の検討。 第25回 現代法哲学と法思想史(1)：自己の研究テーマの位相の確認。 第26回 現代法哲学と法思想史(2)：これまでの要約。 第27回 現代法哲学と法思想史(3)：これまでに考察してきた内容の吟味。 第28回 現代法哲学と法思想史(4)：自己の研究テーマの位相の再確認。 第29回 後半のまとめ。 第30回 一年間のまとめ。		
●準備学習の内容 指定・関連文献は事前・事後に熟読しておくこと（計4時間程度）。		
●テキスト 開講時に指示する。		
●参考書 適宜指示する。		
●学生に対する評価 各回の授業内容に関連して討論したい事柄についての事前準備(50%)と討論への参加状況(50%)によって判断する。また、それぞれに講評を行う。		

■授業科目 法哲学特論演習Ⅱ	■単位 4	■担当教員 菅原 寧格
●授業の到達目標及びテーマ 各自のテーマに従い、修士論文を完成させること。修士論文完成に向けて必要な方法論的基礎をテーマとする。		
●授業の概要 前半は修士論文を執筆する準備を進めつつ、不足している文献研究を継続して行っていく。後半は論文指導が中心となる。		
●授業計画 第1回 ガイダンス。 第2回 これまでに進めてきた研究の再検討（1）：問題点のリストアップ。 第3回 これまでに進めてきた研究の再検討（2）：取り得る対策の吟味。 第4回 今後の研究計画についての検討。 第5回 修士論文の概要の作成（1）：目次部分 第6回 修士論文の概要の作成（2）：序論部分 第7回 修士論文の概要の作成（3）：本論部分の前半 第8回 修士論文の概要の作成（4）：本論部分の後半 第9回 修士論文の概要の作成（5）：結論部分 第10回 概要の問題点についての検討。 第11回 問題点を補うための文献整理と収集。 第12回 現時点における必読文献の輪読。 第13回 必読文献の整理と検討。 第14回 概要への反映作業。 第15回 前半のまとめ。 第16回 修士論文の中間構想報告。 第17回 中間構想報告で明らかになった問題点への対応。 第18回 使用する文献の点検と補充。 第19回 補充する文献の輪読。 第20回 補充する文献の検討。 第21回 修士論文の概要への反映作業。 第22回 概要の具体的な肉付け作業としての論文執筆（1）：章と章との間の接続。 第23回 執筆進行具合のチェックと検討（1）：章と章との間の接続を中心に。 第24回 概要の具体的な肉付け作業としての論文執筆（2）：導入と展開部分を中心に。 第25回 執筆進行具合のチェックと検討（2）：導入と展開部分を中心に。 第26回 概要の具体的な肉付け作業としての論文執筆（3）：本論を中心に。 第27回 執筆進行具合のチェックと検討（3）：論述の過不足を中心に。 第28回 概要の具体的な肉付け作業としての論文執筆（4）：結論へと至る過程。 第29回 執筆進行具合のチェックと検討（4）：結論へと至る過程を中心に。 第30回 修士論文の総仕上げ。		
●準備学習の内容 指定・関連文献は事前・事後に熟読しておくこと（計4時間程度）。		
●テキスト 開講時に指示する。		
●参考書 適宜指示する。		
●学生に対する評価 準備（50%）と参加状況（50%）によって判断する。また、それぞれに講評を行う。		

■授業科目 法律学特殊講義：少年法	■単位 2	■担当教員 飯野 海彦
●授業の到達目標及びテーマ 少年法の宿命について考える。 我が国の少年保護制度の概要及び法律としての少年法の解釈・運用の一般論を展開すると共に、20世紀半ばに制定された、非常に先進的な我が国の少年法が、「厳罰化」をキーワードに変容していく様について学習する。		
●授業の概要 授業のねらい：全刑法犯に占める少年による事件の割合（少年比）は、少子化に伴い一時期の約6割から大分減少したものの、それでも5分の1を占め、子供は逸脱しやすい存在であることが判る。他方、子供は周囲の大人が少し手助けをすることで、容易く立直ることが多い。「少年犯罪にも大人と同じ責任を取らせるべき（つまり刑罰を科す）」というよくある主張は正しいのか、犯罪統制・教育等多方面から考察・検証する。 授業の目標： 1. 刑事訴訟法の特別法としての少年法とその手続の概要と、健全育成、保護主義と言った少年保護手続の背景にある理念を理解できるようにする。 2. 少年保護手続に登場する各種発見機関や家裁調査官、少年鑑別所、児童福祉機関等の役割と権限とを理解できるようにする。 3. 少年を取り巻く諸問題や法改正問題などに関する情報を「正確に」収集したうえで、問題に対し発言できるようにする。 4. 少年保護手続に対する福祉と司法との何れを重視するかによって分かれる学説等を理解し、少年の最善の利益を考えつつ、個々の解釈問題等に対する解答を見出すことができるようにする。		
●授業計画 第1回 少年法の理念と特質、そして「宿命」：少年非行の動向、保護主義と健全育成概念 第2回 少年保護手続の担い手と非行少年の発見過程(1)：発見機関、関係者 第3回 少年保護手続の担い手と非行少年の発見過程(2)：少年警察 第4回 保護手続の対象：「非行のある少年」とは、年齢・責任能力 第5回 家庭裁判所の受理：全件送致主義、不告不理、児童福祉機関先議 第6回 社会調査：家裁調査官による調査と観護措置、試験観察、少年鑑別所法 第7回 審判の意義：審判条件、審判能力、審判の対象 第8回 審判手続：審判手続の諸原則、審判廷の構成・方式、非公開原則と傍聴 第9回 少年審判と証拠法則 第10回 非行事実・要保護性の認定 第11回 処分決定(1)保護処分：保護処分の種類、改正少年院法 第12回 処分決定(2)検察官送致：逆送の規準、原則逆送 第13回 処分決定(3)児童福祉法上の措置：児童相談所、児童自立支援施設 第14回 事後手続：抗告、抗告受理の申立、不利益変更の禁止、保護処分の取消と「再審」、収容継続、戻し収容 第15回 少年の刑事事件：量刑一少年に対する死刑、少年事件と裁判員裁判、少年法55条移送		
●準備学習の内容 一時保存状態_nao		
●テキスト 服部朗著『少年法、融合分野としての』（成文堂 2021年）3,000円（本体）、川出敏裕編『少年法判例百選〔第2版〕』（有斐閣 2024年）2,900円（本体）		
●参考書 丸山雅夫『少年法講義〔第4版〕』（成文堂 2022年）3,300円（本体）、廣瀬健二『少年法』（成文堂 2021年）4,800円（本体）、川出敏弘『少年法〔第2版〕』（有斐閣 2022年）3,700円（本体）、守山正＝後藤弘子編著『ビギナーズ少年法〔第3版〕』（成文堂 2017年）2,900円（本体）、澤登俊雄『少年法入門〔第6版〕』（有斐閣 2015年）2,600円（本体）		
●学生に対する評価 定期試験、課題に対する授業中の報告を評価し、合計100点のうち、60点以上を合格とする。		

■授業科目 法律学特殊講義：刑事政策	■単位 2	■担当教員 神元 隆賢
●授業の到達目標及びテーマ 刑事政策とは、犯罪の発生を防止するために国家や地方公共団体が行う政策である。この授業では、犯罪がどのようにして発生するのかを考察したうえで、それに対して国家や地方公共団体がどのような活動を行うべきであるのかを検討することをテーマとする。犯罪の原因と対策を理解できるようになることを目標とする。		
●授業の概要 犯罪の発生過程を理解したうえで、犯罪防止のためにどのような方策を採るべきであるのかを、様々な視点から検討する知識と能力を身につけることを目標とする。		
●授業計画 第1回 刑事政策の意義 第2回 犯罪原因論 第3回 刑罰制度(1)刑罰の意義・目的 第4回 刑罰制度(2)死刑存廃論 第5回 犯罪者処遇の処遇 第6回 各種犯罪対策(1)少年非行 第7回 各種犯罪対策(2)外国人犯罪 第8回 各種犯罪対策(3)女性犯罪 第9回 各種犯罪対策(4)交通犯罪 第10回 各種犯罪対策(5)薬物犯罪 第11回 各種犯罪対策(6)触法精神障害者 第12回 各種犯罪対策(7)暴力団犯罪 第13回 各種犯罪対策(8)高齢者犯罪 第14回 各種犯罪対策(9)性犯罪 第15回 各種犯罪対策(10)児童虐待 被害者の救済		
●準備学習の内容 授業はPowerPoint中心で行い、PowerPointデータをエクスポートしたPDFファイルを授業前日までにLMSにて配布する。 なお、本講義は担当教員の学会出張等のため、1～2回程度、オンライン授業となる可能性がある（休講にはしない）。その際はMP4動画とPDFファイルを授業前日までにLMSにて配布する。 《予習》事前に配布ファイルを熟読しておく。目安は2時間である。 《復習》授業終了後、改めて配布ファイルを熟読して知識を定着させる。目安は2時間である。		
●テキスト とくに指定しない。小型六法必携。		
●参考書 藤本哲也『刑事政策概論』（全訂第7版・2015年）青林書院 法務省法務総合研究所『犯罪白書』（法務省Web上で公開されている） 警察庁『警察白書』（警察庁Web上で公開されている）		
●学生に対する評価 知識を問う選択・穴埋め問題40点、基本的な思考力を問う論述問題60点の100点満点。フィードバックは模範解答と講評の配布によって行う。		

■授業科目 法律学特殊講義(国際環境法Ⅰ)	■単位 2	■担当教員 加藤 信行
●授業の到達目標及びテーマ 国際環境法の全体像を体系的に理解することによって、個別具体的な事案の国際法上の論点を的確に把握できるようになる。 テーマは、「国際環境法の体系的理解」である。		
●授業の概要 各回のテーマに関して、履修生は、指定テキスト2冊における関連部分を読み、その概要および論点・問題点・疑問点等を報告する。報告にあたり、簡単な報告レジュメを作成する。報告をふまえ、テーマに関する理解を深めるべく議論するとともに、レジュメの出来映えをチェックする。		
●授業計画 第1回 ガイダンス 第2回 国際環境法概念と歴史 第3回 国際環境法の特徴 第4回 国際環境法の基本原則 第5回 環境損害防止義務 第6回 予防的アプローチ 第7回 持続可能な開発 第8回 共通だが差異のある責任 第9回 人権としての環境 第10回 環境保護と自由貿易 第11回 武力紛争における環境保護 第12回 環境損害被害者の救済 第13回 地球環境条約①生物多様性の保全 第14回 地球環境条約②気候変動対策 第15回 まとめ		
●準備学習の内容 テキストの関連部分を読み、簡単な報告レジュメを作成するとともに、問題点・疑問点をメモしておく。		
●テキスト 松井芳郎『国際環境法の基本原則』（東信堂、2010年） 加藤信行ほか編著『概説国際法』（有斐閣、2024年）		
●参考書 P. Birnie, A. Boyle, C. Redgwell, <i>International Law & the Environment, 3rd Edition</i> (Oxford University Press) . P. Sands and J. Peel, <i>Principles of International Environmental Law, 4th Edition</i> (Cambridge University Press) . L. Rajamani and J. Peel (ed.) , <i>The Oxford Handbook of International Environmental Law, 2nd Edition</i> (Oxford University Press) . L. Guruswamy, <i>International Environmental Law in a Nutshell, 2nd Edition</i> (West Publishing Co.)		
●学生に対する評価 報告内容60%, レジュメの出来映え40%。 各授業の終了時および最終回の授業のときにフィードバックする。		

■授業科目 法律学特殊講義(国際環境法Ⅱ)	■単位 2	■担当教員 加藤 信行
●授業の到達目標及びテーマ 国際環境法に関わる重要な判例・事例を研究することによって、国際環境法の具体的適用や実質的創造の実像を理解できる。 テーマは「国際環境法の判例・事例研究」である。		
●授業の概要 日本語の判例集を下に、毎回の授業で1件または2件の事件を取り上げる。必要に応じて、 <i>I.C.J. Reports</i> , <i>R.I.A.A.</i> などのオリジナルを参照する。報告者の報告に基づいて、各判例・事例を国際法の観点から考察する。		
●授業計画 第1回 ガイダンス 第2回 トレイル溶鉱所事件仲裁判決 第3回 ガブチコボ・ナジュマロシユ計画事件ICJ判決 第4回 ラヌー湖事件仲裁判決 第5回 道路建設事件（サンファン川事件）ICJ判決 第6回 鉄のライン事件仲裁判決 第7回 バルブ工場事件ICJ判決 第8回 ポプラー川事件仲裁判決、インダス川キシエンガンガ事件仲裁判決 第9回 ジョホール海峡埋め立て事件ITLOS判決 第10回 チャゴス諸島事件仲裁判決 第11回 第5福竜丸事件（事例）、核実験事件ICJ判決 第12回 チェルノブイリ原発事故（事例）、福島第1原発事故（事例） 第13回 トリー・キャニオン号事件（事例）、ナホトカ号事件（事例） 第14回 南極海捕鯨事件ICJ判決 第15回 まとめ		
●準備学習の内容 報告レジュメを作成する。報告レジュメでは、事案の概要、当事国の主張、判旨等をまとめたうえで、国際法上の論点を整理し、当該判例・事例の法的意義についても触れる。		
●テキスト 繁田泰宏・佐古田彰編集代表『ケースブック国際環境法』（東信堂、2020年） 森川幸一ほか編『国際法判例百選（第3版）』（有斐閣、2021年）		
●参考書 P. Birnie, A. Boyle, C. Redgwell, <i>International Law & the Environment, 3rd Edition</i> (Oxford University Press) . P. Sands and J. Peel, <i>Principles of International Environmental Law, 4th Edition</i> (Cambridge University Press) . L. Rajamani and J. Peel (ed.) , <i>The Oxford Handbook of International Environmental Law, 2nd Edition</i> (Oxford University Press) . L. Guruswamy, <i>International Environmental Law in a Nutshell, 2nd Edition</i> (West Publishing Co.) 加藤信行ほか編著『概説国際法』（有斐閣、2024年）		
●学生に対する評価 報告内容60%, レジュメの出来映え40%。 各授業の終了時および最終回の授業のときにフィードバックする。		

■授業科目 法律学特殊講義（海洋法）	■単位 2	■担当教員 萬歳 寛之
●授業の到達目標及びテーマ 【到達目標】 海洋法の体系の中で、サンゴ礁の保護を含めた、生物資源の保護・保全に関するルールを理解する。 【テーマ】 海洋法における生物資源の保護・保全		
●授業の概要 この授業は、講義と報告の部分から構成される。講義の回では、下記のテキストに従って、教員が解説を行い、学生との質疑応答を行う。報告の回では、学生が、レジュメにもとづいてプレゼンテーションを行い、教員との質疑応答を行う。こうした講義と報告を通じて、海洋法の基本知識を習得することを目指します。		
●授業計画 第1回（講義）海洋法とは 第2回（講義）海洋法条約上の海域区分 第3回（講義）海洋法条約の現代的課題 第4回（報告）海洋法の歴史 第5回（報告）海洋法条約上の主権・主権的権利・管轄権の配分 第6回（講義）海洋環境の保護・保全 第7回（講義）海洋生物資源の保存・管理 第8回（講義）日本と海洋保護区 第9回（報告）海洋生態系と海洋法 第10回（報告）サンゴ礁の保護と海洋法 第11回（講義）海洋の科学的調査 第12回（講義）海洋の安全保障 第13回（講義）海洋境界画定 第14回（報告）科学と法の関係から見た海洋環境の保護・保全 第15回 まとめと到達度チェック		
●準備学習の内容 講義：文献（指示のあった章）の熟読。報告：レジュメの作成・提出。		
●テキスト 萬歳寛之〔編〕『海洋法』（信山社、2024年）		
●参考書 特になし。必要に応じて、指示する。		
●学生に対する評価 講義の理解度（質疑応答を通じて確認する。50%）、報告（40%）、出席（10%）。フィードバック：授業毎に報告の内容について、評価すべき点、改善すべき点等についてフィードバックします。あわせて、授業・報告・フィードバックへの質問があれば、その場で回答します。		

■授業科目 政治史特論 A I	■単位 2	■担当教員 十河 和貴
●授業の到達目標及びテーマ テーマ：明治憲法体制をめぐる諸論点 到達目標：近代日本政治史の研究動向を的確に把握し、明治憲法体制の運用をめぐる政治の展開、およびそれによる政治構造の変化について深く理解する。		
●授業の概要 近代日本政治史を理解するため、明治憲法体制の構造と政治展開の連関性について専門書を通じて学んでいく。各回の指定文献をもとに、担当の受講生が報告をおこない、それをもとに議論を進める。		
●授業計画 第1回 日本政治史の論点 第2回 明治憲法体制成立過程 第3回 内閣制度の運用と明治立憲制 第4回 産業革命と政党政治 第5回 政党と官僚の調和 第6回 首相選定と元老・宮中 第7回 総力戦構想と立憲政治 第8回 「憲政常道」の理念と実態 第9回 危機の時代と二大政党制 第10回 予算調整からみる意思決定過程 第11回 財界と政党の関係 第12回 革新官僚・陸軍と総力戦体制 第13回 政官関係からみる大政翼賛会結成過程 第14回 戦争指導体制と内閣 第15回 総括		
●準備学習の内容 毎回の授業で文献を指定する。報告者は指定文献のみならず、他の参考文献も読み込み、論点を整理して報告に臨む必要がある。また、その他の受講生も事前に文献を読み込み、論点をまとめたうえで出席すること。		
●テキスト 初回講義時に指定する。		
●参考書 講義のなかで適宜紹介する。		
●学生に対する評価 授業中の発言内容（50％）と報告内容（50％）により総合的に評価する。評価は適宜個別にコメントする。		

■授業科目 政治史特論 A II	■単位 2	■担当教員 十河 和貴
●授業の到達目標及びテーマ テーマ：対外政策・植民地行政からみる近代日本政治の展開 到達目標：日本外交史・植民地史をめぐる研究動向を的確に把握し、対外政策をめぐる諸構想の対立関係、およびそれが日本政治にもたらした影響について理解する。		
●授業の概要 近代日本の対外政策をめぐる諸勢力の対立や、植民地経営の特徴について、専門書を通じて学んでいく。各回の指定文献をもとに、担当の受講生が報告をおこない、それをもとに議論を進める。		
●授業計画 第1回 日本外交史・植民地史の論点 第2回 植民地官庁の成立過程 第3回 陸軍・外務省の二重外交 第4回 植民地改革と枢密院 第5回 台湾の統治構造 第6回 朝鮮の統治構造 第7回 南満州鉄道会社の植民地経営 第8回 ワシントン体制をめぐる諸論点 第9回 対中国政策と外務省 第10回 植民地行政と外交政策の相克 第11回 幣原外交と満州事変 第12回 満州国をめぐる対立構造 第13回 大東亜共栄圏構想と日本政治 第14回 戦時体制と軍政 第15回 総括		
●準備学習の内容 毎回の授業で文献を指定する。報告者は指定文献のみならず、他の参考文献も読み込み、論点を整理して報告に臨む必要がある。また、その他の受講生も事前に文献を読み込み、論点をまとめたうえで出席すること。		
●テキスト 初回講義時に指定する。		
●参考書 講義のなかで適宜紹介する。		
●学生に対する評価 授業中の発言内容（50％）と報告内容（50％）により総合的に評価する。評価は適宜個別にコメントする。		

■授業科目 政治史特論演習 A I	■単位 4	■担当教員 十河 和貴
●授業の到達目標及びテーマ テーマ：修士論文に向けた基礎的指導 到達目標：修士論文執筆に必要な基礎的スキルを身に付ける。		
●授業の概要 受講生の選定したテーマについて、先行研究の検討、史料の収集・読解、未翻刻史料の読解、中間報告などを主な内容とする。		
●授業計画 第1回 オリエンテーション 第2回 研究テーマの選定と課題確認 第3回 方法論の検討 第4回 文献の調査方法 第5回 先行研究の検討① 第6回 先行研究の検討② 第7回 先行研究の検討③ 第8回 先行研究の検討④ 第9回 先行研究の検討⑤ 第10回 研究史整理と課題設定 第11回 史料の読解方法①（新聞・雑誌） 第12回 史料の読解方法②（新聞・雑誌） 第13回 史料の読解方法③（行政文書） 第14回 史料の読解方法④（行政文書） 第15回 中間報告 第16回 前期の反省と状況報告 第17回 史料の読解方法⑤（書翰・日記） 第18回 史料の読解方法⑥（書翰・日記） 第19回 くずし字の読解①（頻出表現について） 第20回 くずし字の読解②（篇・傍のポイント） 第21回 くずし字の読解③（仮名について） 第22回 くずし字の読解④（文脈から考える） 第23回 くずし字の読解⑤（翻刻の確認） 第24回 くずし字の読解⑥（翻刻の確認） 第25回 中間報告 第26回 先行研究の再検討 第27回 論点の整理と方法論の検討 第28回 調査史料の精読① 第29回 調査史料の精読② 第30回 1年目の総括と課題の確認		
●準備学習の内容 授業前に指定した文献・史料を熟読しておくこと。また、日常的に隣接諸科学も含めた研究書・論文を熟読するとともに、一次史料・二次史料を収集・精読することが求められる。		
●テキスト 児玉幸多編『くずし字用例辞典 普及版』（東京堂出版、1993年）ほか、適宜指定する。		
●参考書 講義中に適宜指定する。		
●学生に対する評価 報告内容（50%）および討論（50%）により総合的に評価する。評価は適宜個別にコメントする。		

■授業科目 政治史特論演習 A II	■単位 4	■担当教員 十河 和貴
●授業の到達目標及びテーマ テーマ：修士論文の完成 到達目標：高度な実証をとまなう学術的価値の高い修士論文の完成を目指す。		
●授業の概要 政治史特論演習 A II で設定した研究テーマに基づき、論文を作成していく。受講生の設定したテーマに基づき、最新の研究動向の検討や史料の読解、受講者の中間報告に対する課題提示を通じて、修士論文を完成させる。		
●授業計画 第1回 課題の確認と方針の決定 第2回 作業状況の確認 第3回 論文の流れについての報告 第4回 最新の研究動向の検討① 第5回 最新の研究動向の検討② 第6回 最新の研究動向の検討③ 第7回 方法論の再検討 第8回 史料の精読と論点整理① 第9回 史料の精読と論点整理② 第10回 史料の精読と論点整理③ 第11回 第1章の報告と討論 第12回 第1章の作成 第13回 第1章作成内容に基づく討論 第14回 第2章の全体像についての報告 第15回 前期の総括と第2章・第3章の課題確認 第16回 第2章の報告と討論 第17回 史料の精読と論点整理④ 第18回 史料の精読と論点整理⑤ 第19回 史料の精読と論点整理⑥ 第20回 第3章の報告と討論 第21回 序論・結論の検討 第22回 第1章の検討 第23回 第1章の検討 第24回 第2章の検討 第25回 第2章の検討 第26回 第3章の検討 第27回 第3章の検討 第28回 序論・結論の検討 第29回 修士論文全体の検討と修正 第30回 修士論文完成稿の最終確認		
●準備学習の内容 授業前には指定された文献を読み込み、論点をまとめておく必要がある。また、日常的に隣接諸科学も含めた研究書・論文を熟読するとともに、一次史料・二次史料を収集・精読することが求められる。		
●テキスト 受講生のテーマによって決定する。		
●参考書 講義中に適宜指定する。		
●学生に対する評価 報告内容および討論（50%）、修士論文の内容（50%）により総合的に評価する。評価は適宜個別にコメントする。		

■授業科目 政治史特論B I	■単位 2	■担当教員 松戸 清裕
●授業の到達目標及びテーマ 修士論文を書くうえでの基礎能力・基礎知識を身につけることが目標となる。 歴史学の考え方を学ぶことを通じて政治史を学ぶ基礎を身につけることがテーマとなる。		
●授業の概要 遅塚忠躬『史学概論』を読み、歴史学の考え方について学ぶ。		
●授業計画 第1回 各回の計画と進め方の確認。 第2回 「はしがき」と「序論 史学概論の目的」を読む。 第3回 「第1章 歴史学の目的」の「第1節 歴史学の目的の三分」と「第2節 三様の歴史学の相違点と相互関係」を読む。 第4回 「第1章 歴史学の目的」の「第3節 歴史学の目的と効用」と「第2章 歴史学の対象とその認識」の「第1節 人類の過去の文化」を読む。 第5回 「第2章 歴史学の対象とその認識」の「第2節 事実についての予備的考察」、「第3節 事実の種類とそれぞれの性質」および「第4節 史料による事実の確認と復元」を読む。 第6回 「第2章 歴史学の対象とその認識」の「第5節 事実認識についての学界の論議」の前半を読む。 第7回 「第2章 歴史学の対象とその認識」の「第5節 事実認識についての学界の論議」の後半を読み、この節での主張について考える。 第8回 「第2章 歴史学の対象とその認識」の「第6節 事実認識の可能性と限界」を読む。 第9回 「第3章 歴史学の境界」の「第1節 歴史学とその周辺」と「第2節 歴史学と隣接諸科学」を読む。 第10回 「第3章 歴史学の境界」の「第3節 歴史的世界における事実と真実」と「第4節 歴史学と文学」を読む。 第11回 「第4章 歴史認識の基本的性格」の「第1節 歴史学の主観性と客観性」を読む。 第12回 「第4章 歴史認識の基本的性格」の「第2節 歴史認識の蓋然性と歴史の趨勢」と「第3節 歴史における因果関係と因果的必然性」を読む。 第13回 「第4章 歴史認識の基本的性格」の「第4節 歴史における偶然性と自由意志」と「第5節 歴史における相互連関の円環構造」を読む。 第14回 「第4章 歴史認識の基本的性格」の「第6節 歴史学の社会的責任」と「むすび ソフトな科学としての歴史学、およびその後」を読む。 第15回 本書全体を振り返って、歴史学の考え方について検討する。		
●準備学習の内容 各回の対象範囲を熟読し、自分なりの考えをまとめたうえで出席すること。		
●テキスト 遅塚忠躬『史学概論』東京大学出版会、2010年。		
●参考書 必要に応じて指示する。		
●学生に対する評価 毎回の発言内容で評価する（100%）。求めに応じて講評をおこなう。		

■授業科目 政治史特論B II	■単位 2	■担当教員 松戸 清裕
●授業の到達目標及びテーマ 比較の観点から歴史を検討することができるようになることが目標となる。 「現存した社会主義」に関する基本的な知識を確認し、世界史における「現存した社会主義」について検討することがテーマとなる。		
●授業の概要 塩川伸明『現存した社会主義』を読み、「現存した社会主義」について検討する。		
●授業計画 第1回 各回の計画や進め方の確認。 第2回 「はじめに」と「序章 対象および視角」を読む。 第3回 第1章「方法と枠組み」の「1 緒論」と「2 体制間比較」を読む。 第4回 第1章「方法と枠組み」の「3 社会主義諸国の比較」を読む。 第5回 第Ⅱ章「社会主義体制の基本的特徴」の「1 経済体制」を読む。 第6回 第Ⅱ章「社会主義体制の基本的特徴」の「2 政治体制」を読む。 第7回 第Ⅱ章「社会主義体制の基本的特徴」の「3 時系列的変動」を読む。 第8回 第Ⅲ章「各国の独自性・個性を規定する諸要因」の「1 文化としての『現存した社会主義』」を読む。 第9回 第Ⅲ章「各国の独自性・個性を規定する諸要因」の「2 近代化と高度産業社会化」を読む。 第10回 第Ⅲ章「各国の独自性・個性を規定する諸要因」の「3 国際的要因」を読む。 第11回 第Ⅳ章「変動と体制転換」の「1 社会主義体制内での変化」を読む。 第12回 第Ⅳ章「変動と体制転換」の「2 変動の拡大と体制転換の選択」を読む。 第13回 第Ⅴ章「脱社会主義過程およびその展望」の「1 総論」と「2 経済体制移行」を読む。 第14回 第Ⅴ章「脱社会主義過程およびその展望」の「3 政治体制の転換」と「4 国家のアイデンティティ」を読む。 第15回 第Ⅴ章「脱社会主義過程およびその展望」の「5 小括」と終章「世界史の中の社会主義」を読む。		
●準備学習の内容 各回の対象範囲を熟読し、自分なりの評価をまとめたうえで出席すること。		
●テキスト 塩川伸明『現存した社会主義』勁草書房、1999年。		
●参考書 松戸清裕『ソ連史』ちくま新書、2011年。 松戸清裕『ソ連という実験 国家が管理する民主主義は可能か』筑摩選書、2017年。 松戸清裕責任編集『ロシア革命とソ連の世紀3 冷戦と平和共存』岩波書店、2017年。 松戸清裕『ソヴィエト・デモクラシー 非自由主義的民主主義下の「自由」な日常』岩波書店、2024年。		
●学生に対する評価 毎回の発言内容で評価する（100%）。求めに応じて講評をおこなう。		

■授業科目 政治史特論演習 B I	■単位 4	■担当教員 松戸 清裕
●授業の到達目標及びテーマ 修士論文の大まかな主題を見出だすことが目標となる。 現代ヨーロッパの政治史に関する修士論文を書くことを念頭に置き、基礎的かつ一般的な知識を身につけることがテーマとなる。		
●授業の概要 毎回テーマを設定し、そのテーマに関して定評のある概説的な本または論文を読んで検討する。毎回、論点を提供する担当者を指定し、示された論点を中心に検討する。		
●授業計画 第1回 毎回のテーマと文献の確認。担当者の決定。 第2回 第一次世界大戦と帝国の危機 第3回 ロシア革命 第4回 ドイツ革命とワイマール体制の成立 第5回 ファシズム体制の成立（イタリア） 第6回 革命から権威主義体制の成立へ（ハンガリー） 第7回 「議会改革」（第一次大戦前後の時期のイギリス） 第8回 第三共和政の危機（フランス） 第9回 ワイマール体制の危機とナチ政権の成立 第10回 「強制的同質化」（ナチ体制の成立） 第11回 スターリン体制の成立(1) 一党内論争— 第12回 スターリン体制の成立(2) 一農業集団化と5ヵ年計画— 第13回 スターリン体制の成立(3) 一1936年憲法とソヴェト型民主主義— 第14回 戦間期ヨーロッパの国際関係 第15回 宥和政策から第二次世界大戦へ 第16回 「大同盟」の成立 第17回 「民主主義の勝利」と「冷たい戦争」 第18回 第四共和政の成立（フランス） 第19回 戦後スターリン体制（ソ連） 第20回 東西ドイツの成立 第21回 「新路線」から「雪どけ」へ（ソ連と国際社会） 第22回 「アメリカ合衆国に追いつき、追い越す」（ソ連） 第23回 「ベルリンの壁」建設（東ドイツと国際社会） 第24回 資本主義の変容（福祉国家）(1) 一イギリス— 第25回 資本主義の変容（福祉国家）(2) 一フランス— 第26回 資本主義の変容（福祉国家）(3) 一西ドイツ— 第27回 「デタント」から「新冷戦」へ 第28回 「東欧革命」と「東西冷戦終結」 第29回 ドイツ統一 第30回 冷戦後の世界		
●準備学習の内容 各回の指定文献を熟読し、自分なりの評価をまとめたうえで出席すること。		
●テキスト テーマと担当者を決めたうえで、相談のうえ文献を決める。		
●参考書 テーマ、担当者および扱う文献を決めたうえで、参考になる文献も紹介する。		
●学生に対する評価 担当した回の論点整理の内容と、毎回の発言内容とに基づいて評価する（各50%）。求めに応じて講評をおこなう。		

■授業科目 政治史特論演習 B II	■単位 4	■担当教員 松戸 清裕
●授業の到達目標及びテーマ 現代ヨーロッパの政治史に関する修士論文を書き上げることが目標となる。 研究史を整理すること、修士論文のテーマを決定すること、および論文執筆に関して学ぶことがテーマとなる。		
●授業の概要 各自が関心のあるテーマについて専門的な文献を渉猟することでテーマを決定し、その後は研究史の整理を通じた論点の把握、史料の検討と論文の構成の検討を進めていく。歴史研究の論文を実質的に初めて書くことを念頭に置いて、歴史研究のあり方についても考えていく。		
●授業計画 第1回 問題関心の紹介と次回以降の進め方の確認。 第2回 E. H. カール『歴史とは何か』について考える。 第3回 邦語の先行研究の確認(1) 一概説的な研究について— 第4回 小田中直樹『歴史学ってなんだ?』について考える。 第5回 邦語の先行研究の確認(2) 一再度、概説的な研究について— 第6回 溪内謙『現代史を学ぶ』について考える。 第7回 邦語の先行研究の確認(3) 一専門研究について— 第8回 小田中直樹『歴史学のアポリア』について考える。 第9回 邦語の先行研究の確認(4) 一再度、専門研究について— 第10回 西川正雄『現代史の読みかた』について考える。 第11回 修士論文のテーマの確認。 第12回 西川正雄他編『現代歴史学入門』について考える。 第13回 先行研究の整理(1) 一邦語の研究について— 第14回 塩川伸明『〈20世紀史〉を考える』について考える。 第15回 先行研究の整理(2) 一英語の研究について— 第16回 先行研究の整理(3) 一対象とする国における研究について— 第17回 先行研究の整理(4) 一再度、対象とする国における研究について— 第18回 修士論文のテーマと論点の再確認。 第19回 論文指導(1) 一研究史を書く— 第20回 論文指導(2) 一再度、研究史を書く— 第21回 論文指導(3) 一テーマを研究史に位置づけ— 第22回 論文指導(4) 一史料紹介— 第23回 論文指導(5) 一史料の検討— 第24回 論文指導(6) 一史料に基づく論点の検討— 第25回 論文指導(7) 一研究史と史料に基づく全体の構想の検討— 第26回 論文指導(8) 一再度、研究史と史料に基づく全体の構想の検討— 第27回 論文指導(9) 一事実立脚性についての最終確認— 第28回 論文指導(10) 一論拠となる事例の取捨選択についての最終確認— 第29回 論文指導(11) 一論理整合性についての最終確認— 第30回 論文指導(12) 一論文全体の最終確認—		
●準備学習の内容 文献を扱う回は、各回の指定文献を熟読し、自分なりの評価をまとめたうえで出席すること。 論文指導の回は、各自の研究と論文について十分に準備したうえで出席すること。		
●テキスト 授業計画中に挙げた7冊。		
●参考書 必要に応じて指示する。		
●学生に対する評価 事前の準備と毎回の発言によって評価する（各50%）。求めに応じて講評をおこなう。		

■授業科目 政治思想史特論Ⅰ	■単位 2	■担当教員 高橋 義彦
●授業の到達目標及びテーマ 政治思想史を学ぶ上で必読文献である古典を読解することで、政治思想史に対する理解を深めること。ホッブズ、ロック、ルソーの思想について、大学院水準の議論が可能になるような知識を習得すること。政治思想史の古典を正確に読めるようになること。		
●授業の概要 近代政治思想の古典であるホッブズ『市民論』、『リヴァイアサン』、ロック『統治二論』、ルソー『社会契約論』の講読を行います。受講者には内容の要約並びに論点の提示をしてもらい、それを基に議論を行います。		
●授業計画 第1回 イントロダクション——近代政治思想についての説明と担当決め 第2回 ホッブズ『市民論』より「自由」の読解 第3回 ホッブズ『市民論』より「命令権」の読解 第4回 ホッブズ『市民論』より「宗教」の読解 第5回 ホッブズ『リヴァイアサン』第一巻前半の読解 第6回 ホッブズ『リヴァイアサン』第一巻後半の読解 第7回 ホッブズ『リヴァイアサン』第二巻前半の読解 第8回 ホッブズ『リヴァイアサン』第二巻後半の読解 第9回 ロック『統治二論』前篇前半の読解 第10回 ロック『統治二論』前篇後半の読解 第11回 ロック『統治二論』後篇前半の読解 第12回 ロック『統治二論』後篇後半の読解 第13回 ルソー『社会契約論』第一章の読解 第14回 ルソー『社会契約論』第二章の読解 第15回 ルソー『社会契約論』第三・四章の読解		
●準備学習の内容 テキストを熟読して読書ノートを作成し、自分で読んだだけでは理解できなかった疑問点を整理すること（2時間程度）。		
●テキスト トマス・ホッブズ『市民論』（本田裕志訳、京都大学学術出版会、2008年）、『リヴァイアサン』（水田洋訳、岩波文庫、1954年）、ジョン・ロック『統治二論』（加藤節訳、岩波文庫、2010年）、ジャン・ジャック・ルソー『世界の名著・ルソー』（平岡昇編、中央公論社、1966年）。		
●参考書 堤林剣『政治思想史入門』（慶應義塾大学出版会、2016年）		
●学生に対する評価 担当回での報告（50%）、議論への参加度（50%）		

■授業科目 政治思想史特論Ⅱ	■単位 2	■担当教員 高橋 義彦
●授業の到達目標及びテーマ 戦間期のヨーロッパ各国の政治情勢、政治思想の内容を説明できるようになること。各国のファシズム運動の共通点と相違点を説明できるようになること。英語の研究文献を正確に読解できるようになること。		
●授業の概要 20世紀前半の世界を席卷した政治運動であるファシズムとは何だったのかの思想史的検討を行います。授業を通じ「ファシズム」という政治思想の定義を理解すると同時に、各国（特にドイツとオーストリア）におけるその内容の異同についての理解を深めることを目指します。比較ファシズム研究にかかわる英語文献をテキストに、受講者に内容の要約と論点の提示を行ってもらい、それに基づき議論を行います。		
●授業計画 第1回 イントロダクション——テキストの説明と分担決め 第2回 理論編（一）Payne論文の読解 第3回 理論編（二）Andreski論文の読解 第4回 理論編（三）Milward論文の読解 第5回 理論編（四）Hagtvet論文の読解 第6回 理論編（五）Kuhnl論文の読解 第7回 理論編（六）Hagtvet and Rokkan論文の読解 第8回 理論編（七）Linz論文の読解 第9回 事例編（一）Batz論文の読解 第10回 事例編（二）Pauley論文の読解 第11回 事例編（三）Haag論文の読解 第12回 事例編（四）Rath and Schm論文の検討 第13回 事例編（五）Merkel論文の読解 第14回 事例編（六）Passchier論文の読解 第15回 事例編（七）Zipfel論文の読解		
●準備学習の内容 テキストを熟読して読書ノートを作成し、自分で読んだだけでは理解できなかった疑問点を整理すること。		
●テキスト Stein Ugelvik Larsen, Bernt Hagtvet, Jan Petter Myklebust, Gerhard Botz (ed.), Who were the Fascists: Social Roots of European Fascism, Columbia University Press, 1980.		
●参考書 特になし		
●学生に対する評価 担当回での報告（50%）、議論への参加度（50%）		

■授業科目 政治思想史特論演習Ⅰ	■単位 4	■担当教員 高橋 義彦
●授業の到達目標及びテーマ 修士論文作成のために必要な先行研究の検討を行うこと。修士論文執筆のために基本的な知識を習得すること。		
●授業の概要 修士論文執筆のための基本的文献の読解を行います。文献は受講者の修士論文のテーマにより決めます。		
●授業計画 第1回 修士論文構想検討（一）修論のテーマ 第2回 修士論文構想検討（二）先行研究の整理——日本語文献編 第3回 修士論文構想検討（三）先行研究の整理——外国語文献編 第4回 日本語先行研究の検討（一）全体にかかわる文献 第5回 日本語先行研究の検討（二）序章にかかわる文献 第6回 日本語先行研究の検討（三）第一章にかかわる文献 第7回 日本語先行研究の検討（四）第二章にかかわる文献 第8回 日本語先行研究の検討（五）第三章にかかわる文献 第9回 日本語先行研究の検討（六）第四章にかかわる文献 第10回 日本語先行研究の検討（七）第五章にかかわる文献 第11回 日本語先行研究の検討（八）先行研究の整理とその問題点の提示 第12回 外国語先行研究の検討（一）全体にかかわる文献 第13回 外国語先行研究の検討（二）序章にかかわる文献 第14回 外国語先行研究の検討（三）第一章にかかわる文献 第15回 外国語先行研究の検討（四）第二章にかかわる文献 第16回 外国語先行研究の検討（五）第三章にかかわる文献 第17回 外国語先行研究の検討（六）第四章にかかわる文献 第18回 外国語先行研究の検討（七）第五章にかかわる文献 第19回 外国語先行研究の検討（八）先行研究の整理とその問題点の提示 第20回 修士論文仮執筆（一）序章 第21回 修士論文仮執筆（二）第一章 第22回 修士論文仮執筆（三）第二章 第23回 修士論文仮執筆（四）第三章 第24回 修士論文仮執筆（五）第四章 第25回 修士論文仮執筆（六）第五章 第26回 修士論文仮執筆の評価・検討（一）序・第一章 第27回 修士論文仮執筆の評価・検討（二）第二章 第28回 修士論文仮執筆の評価・検討（三）第三章 第29回 修士論文仮執筆の評価・検討（四）第四章 第30回 修士論文仮執筆の評価・検討（五）第五章		
●準備学習の内容 論文執筆に必要な先行研究をしっかりと読み込み、そのうえで自分なりの論点が提示できるようノートを作ってまとめること。		
●テキスト 受講者の修士論文のテーマにより決定します。		
●参考書 受講者の修士論文のテーマにより決定します。		
●学生に対する評価 講義での報告（50%）、討論への参加度（50%）		

■授業科目 政治思想史特論演習Ⅱ	■単位 4	■担当教員 高橋 義彦
●授業の到達目標及びテーマ 修士論文を執筆、完成させること。		
●授業の概要 修士論文完成のための文献講読と受講者の論文の検討を行います。		
●授業計画 第1回 修士論文追加日本語資料の検討（一）序章 第2回 修士論文追加日本語資料の検討（二）第一章 第3回 修士論文追加日本語資料の検討（三）第二章 第4回 修士論文追加日本語資料の検討（四）第三章 第5回 修士論文追加日本語資料の検討（五）第四章 第6回 修士論文追加日本語資料の検討（六）第五章 第7回 修士論文追加外国語資料の検討（一）序章 第8回 修士論文追加外国語資料の検討（二）第一章 第9回 修士論文追加外国語資料の検討（三）第二章 第10回 修士論文追加外国語資料の検討（四）第三章 第11回 修士論文追加外国語資料の検討（五）第四章 第12回 修士論文追加外国語資料の検討（六）第六章 第13回 修士論文の検討——序章前半 第14回 修士論文の検討——序章後半 第15回 修士論文の検討——第一章前半 第16回 修士論文の検討——第一章後半 第17回 修士論文の検討——第二章前半 第18回 修士論文の検討——第二章後半 第19回 修士論文の検討——第三章前半 第20回 修士論文の検討——第三章後半 第21回 修士論文の検討——第四章前半 第22回 修士論文の検討——第四章後半 第23回 修士論文の検討——第五章前半 第24回 修士論文の検討——第五章後半 第25回 修士論文の見直し——序章 第26回 修士論文の見直し——第一章 第27回 修士論文の見直し——第二章 第28回 修士論文の見直し——第三章 第29回 修士論文の見直し——第四章 第30回 修士論文の見直し——第五章		
●準備学習の内容 しっかりと先行研究を読み込み、自分なりの論点を提示した修士論文の執筆を進めること。		
●テキスト 受講者の修士論文のテーマにより決定します。		
●参考書 受講者の修士論文のテーマにより決定します。		
●学生に対する評価 講義での報告（20%）、執筆された修士論文の内容（80%）		

■授業科目 公共政策論特論Ⅰ	■単位 2	■担当教員 堀内 匠
●授業の到達目標及びテーマ テーマ：公共政策のプロセスと具体的な公共政策の展開について多角的に学ぶ 到達目標： 1.我々が直面している社会問題と公共政策との関係について知る。 2.公共政策に関わる多様な主体について知る。 3.公共政策のプロセスに関する基礎的な知識を理解する。 4.具体的な公共政策を理解・分析し、立案するための基礎的能力を身につける。		
●授業の概要 私たちの日常生活と地域を支えるため、国や自治体などを舞台に多様な主体が公共政策の形成過程にかかわっています。本講義においては、多様化する住民・市民のニーズをどのように捉えて公共政策に反映させているのかについて、公共政策に関わる主体、制度、そして公共政策の歴史的動向を見渡し、公共政策のプロセスとその各段階について理解を深めることを目的とします。 なお、講義担当教員は、地方自治に関する研究機関における実務経験を有しており、本講義においては、そのなかで携わった現地調査・研究で得た知見から複数の事例を取り扱うこととしています。		
●授業計画 第1回 オリエンテーション：公共政策とは何か 第2回 政府の体系と公共政策 第3回 公共政策の舞台 第4回 公共政策の主体 第5回 事例編1：市場開放と買い物難民 第6回 政策過程の考え方 第7回 政策サイクル1（課題の設定） 第8回 政策サイクル2（立案） 第9回 政策サイクル3（決定） 第10回 政策サイクル4（評価） 第11回 日本型政策決定の特質 第12回 立法過程と予算過程 第13回 地方議会と地域社会 第14回 地域社会と地域政策 第15回 まとめ		
●準備学習の内容 自分のテーマと講義の内容の接点について、毎回ディスカッションの時間を設けます。考えをまとめてくるようにしてください。必要に応じてグループワーク、ディベート、プレゼン、フィールドワーク調査報告など主体的に行うことになります。		
●テキスト 指定なし		
●参考書 講義の際に指定する。		
●学生に対する評価 授業への参加度（討論への参加及びリアクションペーパーの提出）40%、課題レポート60%。		

■授業科目 公共政策論特論Ⅱ	■単位 2	■担当教員 堀内 匠
●授業の到達目標及びテーマ テーマ：公共政策のプロセスと具体的な公共政策の展開について多角的に学ぶ 到達目標： 1.我々が直面している社会問題に対する公共政策の効用について具体的な事例から考えられること 2.公共政策の実施における利害の両面について、具体的な利害関係者単位に分解して把握できること 3.公共性の空間における多重性を理解しながら課題と対策を設定できること		
●授業の概要 私たちの日常生活と地域を支えるため、国や自治体などを舞台に多様な主体が公共政策の形成過程にかかわっています。本講義においては、多様化する住民・市民のニーズをどのように捉えて公共政策に反映させているのかについて、政策テーマごとの具体的な事例に即してその困難性を学びます。 なお、講義担当教員は、地方自治に関する研究機関における実務経験を有しており、本講義においては、そのなかで携わった現地調査・研究で得た知見から複数の事例を取り扱うこととしています。		
●授業計画 第1回 ガイダンス 第2回 事例編2：廃棄物処理施設の立地 第3回 市町村合併と地域 第4回 事例編3：政令指定都市の中の村 第5回 人口減少と地方創生 第6回 事例編4：地方移住促進と災害対策 第7回 冗長性の確保と財政危機 第8回 事例編5：インフラ老朽化と行政改革 第9回 選挙制度改革と議会改革 第10回 事例編6：議員のなり手不足と議会改革 第11回 地方分権改革 第12回 自治制度改革の動向1：官邸政策と地方制度 第13回 自治制度改革の動向2：地方制度改革のアリーナ 第14回 自治制度改革の動向3：直近の改革動向 第15回 まとめ		
●準備学習の内容 事例については事前に論文を配布するので、予め読んだ上で自分なりの意見をまとめてくること。また、内容については受講者の研究テーマに応じて変更の可能性がある。必要に応じてグループワーク、ディベート、プレゼン、フィールドワーク調査報告など主体的に行うことになる。		
●テキスト 指定なし		
●参考書 講義の際に指定する。		
●学生に対する評価 授業への参加度（討論への参加及びリアクションペーパーの提出）40%、課題レポート（学期中）60%。		

■授業科目 公共政策論特論演習Ⅰ	■単位 4	■担当教員 堀内 匠
●授業の到達目標及びテーマ 公共政策をテーマとする。 自ら定めた政策テーマについて、多角的に分析する視座を得ることを目標とする。		
●授業の概要 政策過程論に関する基本文献の読解を通じて、自らの研究テーマにその知見をフィードバックする方途を学ぶ。		
●授業計画 第1回 ガイダンス 第2回 F.E.ローク（今村都南雄訳＝1981年）『官僚制の権力と政策過程』中央大学出版会 第1章「政治的支持の動員」 第3回 F.E.ローク（今村都南雄訳＝1981年）『官僚制の権力と政策過程』中央大学出版会 第2章「官僚制の専門的技能」 第4回 F.E.ローク（今村都南雄訳＝1981年）『官僚制の権力と政策過程』中央大学出版会 第3章「機関権力の差異」 第5回 F.E.ローク（今村都南雄訳＝1981年）『官僚制の権力と政策過程』中央大学出版会 第4章「官僚制における政策過程」 第6回 F.E.ローク（今村都南雄訳＝1981年）『官僚制の権力と政策過程』中央大学出版会 第5章「政策決定の新しい意匠」 第7回 F.E.ローク（今村都南雄訳＝1981年）『官僚制の権力と政策過程』中央大学出版会 第6章「パワー・エリートとしての官僚集団」 第8回 G.マヨーネ（今村都南雄訳＝1996年）『政策過程論の視座』三嶺書房 第1章「政策分析と公的審議」 第9回 G.マヨーネ（今村都南雄訳＝1996年）『政策過程論の視座』三嶺書房 第2章「議論としての政策分析」 第10回 G.マヨーネ（今村都南雄訳＝1996年）『政策過程論の視座』三嶺書房 第3章「職人技としての分析」 第11回 G.マヨーネ（今村都南雄訳＝1996年）『政策過程論の視座』三嶺書房 第4章「実行可能性の議論」 第12回 G.マヨーネ（今村都南雄訳＝1996年）『政策過程論の視座』三嶺書房 第5章「制度的制約の変革」 第13回 G.マヨーネ（今村都南雄訳＝1996年）『政策過程論の視座』三嶺書房 第6章「政策手段間の選択－公害規制のケース」 第14回 G.マヨーネ（今村都南雄訳＝1996年）『政策過程論の視座』三嶺書房 第7章「政策展開」 第15回 G.マヨーネ（今村都南雄訳＝1996年）『政策過程論の視座』三嶺書房 第8章「評価と責任」 第16回 小括：研究テーマに関する知見（第9回～第16回） 第17回 C.E.リンドプロム・E.J.ウッドハウス（藪野祐三,案浦朋子訳＝2004年）『政策形成の過程－民主主義と公共性』東京大学出版会 第1章「政策形成をめぐる諸問題」 第18回 第2章「分析の限界」 第19回 C.E.リンドプロム・E.J.ウッドハウス（藪野祐三,案浦朋子訳＝2004年）『政策形成の過程－民主主義と公共性』東京大学出版会 第3章「民主主義の潜在的知性」 第20回 第4章「投票の不確実性」 第21回 C.E.リンドプロム・E.J.ウッドハウス（藪野祐三,案浦朋子訳＝2004年）『政策形成の過程－民主主義と公共性』東京大学出版会 第5章「公選職公務員」 第22回 第6章「官僚による政策形成」 第23回 C.E.リンドプロム・E.J.ウッドハウス（藪野祐三,案浦朋子訳＝2004年）『政策形成の過程－民主主義と公共性』東京大学出版会 第7章「政策形成における利益集団」 第24回 第8章「政策形成において経済界の占める役割」 第25回 C.E.リンドプロム・E.J.ウッドハウス（藪野祐三,案浦朋子訳＝2004年）『政策形成の過程－民主主義と公共性』東京大学出版会 第9章「政治的不平等」 第26回 第10章「調査の機能不全」 第27回 C.E.リンドプロム・E.J.ウッドハウス（藪野祐三,案浦朋子訳＝2004年）『政策形成の過程－民主主義と公共性』東京大学出版会 第11章「分析の最大限の活用」 第28回 第12章「さらなる民主主義を求めて」 第29回 小括：研究テーマに関する知見（第18回～第23回） 第30回 L.M.サラモン（江上哲ほか訳＝2007年）『NPOと公共サービス－政府と民間のパートナーシップ』ミネルヴァ書房 第Ⅰ部「理論的展望」 第31回 L.M.サラモン（江上哲ほか訳＝2007年）『NPOと公共サービス－政府と民間のパートナーシップ』ミネルヴァ書房 第Ⅱ部「一般的現実：非営利セクターと政府」 第32回 L.M.サラモン（江上哲ほか訳＝2007年）『NPOと公共サービス－政府と民間のパートナーシップ』ミネルヴァ書房 第Ⅲ部「政府支援の結果」 第33回 L.M.サラモン（江上哲ほか訳＝2007年）『NPOと公共サービス－政府と民間のパートナーシップ』ミネルヴァ書房 第Ⅳ部「小さな政府の衝撃」 第34回 L.M.サラモン（江上哲ほか訳＝2007年）『NPOと公共サービス－政府と民間のパートナーシップ』ミネルヴァ書房 第Ⅴ部「将来への動向」 第35回 まとめ		
●準備学習の内容 各回の指定文献を読み、自分なりの論点・コメントをまとめたうえで出席すること。必要に応じてグループワーク、ディベート、プレゼン、フィールドワーク調査報告など主体的に行うことになる。		
●テキスト 計画中に示した4冊。ただし受講者の関心に応じて入れ替える可能性がある。詳細は初回開講時に指示する。		
●参考書 研究内容に応じて相談する。		
●学生に対する評価 毎回の発言内容で評価する（100%）。		

■授業科目 公共政策論特論演習Ⅱ	■単位 4	■担当教員 堀内 匠
●授業の到達目標及びテーマ 公共政策をテーマとする。 自ら定めた政策テーマについて、多角的に分析する視座を得ることを目標とする。		
●授業の概要 文献通読によって日本における政府・公共政策領域の拡大について学び、後半では日本の自治制度改革に関する中長期的パースペクティブにたった研究スタイルに接する。		
●授業計画 第1回 ガイダンス 第2回 松下圭一（1991年）『政策型思考と政治』東京大学出版会 1「政治・政策と市民」～5「日本の政策条件」 第3回 松下圭一（1991年）『政策型思考と政治』東京大学出版会 6「政策発想の再編」～8「政策の資源と類型」 第4回 松下圭一（1991年）『政策型思考と政治』東京大学出版会 9「政策型思考への論理」～11「政策型思考の熟成」 第5回 松下圭一（1991年）『政策型思考と政治』東京大学出版会 12「政策決定と政府・基本法」～16「政策の実効・演出・転換」 第6回 松下圭一（1991年）『政策型思考と政治』東京大学出版会 17「自治体レベルの政策」～19「国際機構レベルの政策」 第7回 松下圭一（1991年）『政策型思考と政治』東京大学出版会 20「政治制御と市民文化」 第8回 篠原一編（2012年）『討議デモクラシーの挑戦－ミニ・パブリックスが拓く新しい政治』岩波書店 第Ⅰ部「ミニ・パブリックス型討議の基本類型」 第9回 篠原一編（2012年）『討議デモクラシーの挑戦－ミニ・パブリックスが拓く新しい政治』岩波書店 第Ⅱ部「民衆会議の諸形態」 第10回 篠原一編（2012年）『討議デモクラシーの挑戦－ミニ・パブリックスが拓く新しい政治』岩波書店 第Ⅲ部「市民討議の多元化」 第11回 大杉覚（1991）『戦後地方制度改革の＜不決定＞形成』東京大学歳行政研究会研究叢書 序章「問題状況への接近」 第12回 大杉覚（1991）『戦後地方制度改革の＜不決定＞形成』東京大学歳行政研究会研究叢書 第1章「地方制」答申の＜不決定＞形成、第2章「首都改革と地域開発」 第13回 大杉覚（1991）『戦後地方制度改革の＜不決定＞形成』東京大学歳行政研究会研究叢書 第3章「事務再配分答申の＜不決定＞形成」、第4章「地方財政論争と『広域』概念の転換」 第14回 大杉覚（1991）『戦後地方制度改革の＜不決定＞形成』東京大学歳行政研究会研究叢書 第5章「創造的諸概念の展開」、第6章「行政改革下の地方制度論議とその帰結」 第15回 大杉覚（1991）『戦後地方制度改革の＜不決定＞形成』東京大学歳行政研究会研究叢書 第7章「＜不決定＞形成の分析」、終章「政府間関係の構想と管理手法の焦点化」 第16回 地方制度調査会の役割（講義） 第17回 谷本有美子（2019）『地方自治の責任部局』の研究—その存続メカニズムと軌跡 [1947-2000]』公人の友社 序章「地方自治の責任部局」存続メカニズムへのアプローチ」 第18回 谷本有美子（2019）『地方自治の責任部局』の研究—その存続メカニズムと軌跡 [1947-2000]』公人の友社 第1章「代弁・擁護」機能の必要性と官僚機構の存続」 第19回 谷本有美子（2019）『地方自治の責任部局』の研究—その存続メカニズムと軌跡 [1947-2000]』公人の友社 第2章「監督・統制」機能の体系化と組織基盤の確立」 第20回 谷本有美子（2019）『地方自治の責任部局』の研究—その存続メカニズムと軌跡 [1947-2000]』公人の友社 第3章「牽制・干渉」機能の定型化と地位の安定」 第21回 谷本有美子（2019）『地方自治の責任部局』の研究—その存続メカニズムと軌跡 [1947-2000]』公人の友社 第4章「3機能の転回局面と組織目的の変容」 第22回 谷本有美子（2019）『地方自治の責任部局』の研究—その存続メカニズムと軌跡 [1947-2000]』公人の友社 終章「地方自治の責任部局」存続の意味」 第23回 辻山幸章（1994）『地方分権と自治体連合』敬文堂 序章「混声合唱『地方分権』」 第24回 辻山幸章（1994）『地方分権と自治体連合』敬文堂 第1章「80年代行政改革の軌跡」 第25回 辻山幸章（1994）『地方分権と自治体連合』敬文堂 第2章「市町村広域行政の新展開」 第26回 辻山幸章（1994）『地方分権と自治体連合』敬文堂 第3章「行政の再編成と地方自治のゆくえ」 第27回 辻山幸章（1994）『地方分権と自治体連合』敬文堂 第4章「市町村連合」イメージとその条件」 第28回 辻山幸章（1994）『地方分権と自治体連合』敬文堂 第5章「都道府県連合への史的接近」 第29回 辻山幸章（1994）『地方分権と自治体連合』敬文堂 第6章「都道府県機能の現状と『都道府県連合』」 第30回 辻山幸章（1994）『地方分権と自治体連合』敬文堂 終章「地方分権と広域連合」		
●準備学習の内容 各回の指定文献を読み、自分なりの論点・コメントをまとめたうえで出席すること。必要に応じてグループワーク、ディベート、プレゼン、フィールドワーク調査報告など主体的に行うことになる。		
●テキスト 計画中に示した4冊。ただし受講者の関心に応じて入れ替える可能性がある。詳細は初回開講時に指示する。		
●参考書 研究内容に応じて相談する。		
●学生に対する評価 毎回の発言内容（100%）で評価する。		

■授業科目 国際政治学特論Ⅰ	■単位 2	■担当教員 若月 秀和
●授業の到達目標及びテーマ テーマ：主権国家体制の変容 到達目標：国際政治学に関する深い知識を修得することを通して、国際問題に関する幅広い認識を養う。		
●授業の概要 17世紀の西欧国際社会の成立から20世紀の東西冷戦までの国際関係の歴史を、専門書を通じて学ぶ。授業では、最初に文献内容について受講生に報告してもらい、これに関して教員が質問・コメント等をし、また受講生全員で討論して、毎回のテーマについての理解を深める。		
●授業計画 第1回 西欧国家体系と勢力均衡 第2回 第一次世界大戦と米国の登場 第3回 脆弱な基盤に立つヴェルサイユ体制 第4回 戦後国際秩序の崩壊 第5回 第二次大戦期の国際政治 第6回 東西冷戦対立の生成 第7回 アジアへの冷戦の波及 第8回 東西冷戦の雪解け 第9回 冷戦対立下でのヨーロッパ 第10回 中ソ対立の顕在化とベトナム戦争 第11回 米ソデタントと冷戦の変容 第12回 パレスチナ問題と中東戦争 第13回 イスラム革命と東西対立の再燃 第14回 新冷戦 第15回 東欧の民主革命とソ連の崩壊		
●準備学習の内容 授業前には指定する文献を熟読しておくこと。報告者は文献の内容を分析・整理して報告する必要がある。また、その他の受講生も文献内容から論点を抽出しておくこと。		
●テキスト 適宜指示する。		
●参考書 適宜指示する。		
●学生に対する評価 授業中の発言内容（50％）と報告内容（50％）で評価。報告内容の結果については授業内で個々にコメントする。		

■授業科目 国際政治学特論Ⅱ	■単位 2	■担当教員 若月 秀和
●授業の到達目標及びテーマ テーマ：国際政治の諸アクター 到達目標：国際政治学に関する理論と国際政治の現状への理解を修得することを通して、現代の国際社会に関する幅広い認識を養う。		
●授業の概要 国際政治の理論と現状を専門書を通じて学ぶ。授業では、最初に文献内容について受講生に報告してもらい、これに関して教員が質問・コメント等をし、また受講生全員で討論して、毎回のテーマについての理解を深める。		
●授業計画 第1回 国際政治学の基礎概念 第2回 国際政治とイデオロギー 第3回 国際政治学の理論 第4回 国家と外交政策 第5回 国際機構の役割 第6回 非国家アクター 第7回 安全保障 第8回 米国 第9回 ロシア 第10回 中国 第11回 EU諸国 第12回 南アジア 第13回 中東 第14回 アフリカ 第15回 ラテンアメリカ		
●準備学習の内容 授業前には指定する文献を熟読しておくこと。報告者は文献の内容を分析・整理して報告する必要がある。また、その他の受講生も文献内容から論点を抽出しておくこと。		
●テキスト 適宜指示する。		
●参考書 適宜指示する。		
●学生に対する評価 授業中の発言内容（50％）と報告内容（50％）で評価。報告内容の結果については授業内で個々にコメントする。		

■授業科目 国際政治学特論演習Ⅰ	■単位 4	■担当教員 若月 秀和
●授業の到達目標及びテーマ テーマ：修士論文の大枠形成 到達目標：受講者各自が選択したテーマで修士論文を作成するための準備をサポートすることが、本講義の目的である。		
●授業の概要 テーマの選定，文献収集，先行研究の検討などが指導内容になる。		
●授業計画 第1回 オリエンテーション 第2回 テーマ（大枠）の選定 第3回 テーマに関する知識の確認 第4回 問題所在の明確化 第5回 基本文献の探し方 第6回 先行研究の熟読①濱砂孝弘『安保改定と政党政治—岸信介と「独立の完成」』吉川弘文館，2024年 序章 第7回 先行研究の熟読②同上 第1章 第8回 先行研究の熟読③同上 第2章 第9回 先行研究の熟読④同上 第3章 第10回 先行研究の熟読⑤同上 第4章 第11回 先行研究の熟読⑥同上 第5章・結論 第12回 先行研究の熟読⑦保城広至『ODAの国際政治経済学—戦後日本外交と対外援助 1952～2022』，2024年，序章・第1章 第13回 先行研究の熟読⑧同上 第2章 第14回 先行研究の熟読⑨同上 第3章と第4章 第15回 先行研究の熟読⑩同上 第5章と第6章 第16回 先行研究の熟読⑪同上 第7章 第17回 先行研究の熟読⑫同上 第8章 第18回 先行研究の熟読⑬同上 第9章と終章 第19回 上記先行研究（濱砂著）の整理① 第20回 上記先行研究（濱砂著）の整理② 第21回 上記先行研究（保城著）の整理③ 第22回 上記先行研究（保城著）の整理④ 第23回 上記先行研究（濱砂・保城著）の総合的整理① 第24回 上記先行研究（濱砂・保城著）の総合的整理② 第25回 修士論文の目次の検討 第26回 修士論文の目次の作成 第27回 二年次に向けての研究計画についての検討 第28回 二年次に向けての研究計画の原案発表 第29回 二年次に向けての研究計画原案の検討 第30回 二年次に向けての研究計画成案の発表		
●準備学習の内容 授業前に指定する文献を読んでおくこと。		
●テキスト 上記授業計画に記したもの。		
●参考書 適宜指示する。		
●学生に対する評価 授業中の発言内容（50%）と報告内容（50%）で評価。報告内容の結果については授業内で個々にコメントする。		

■授業科目 国際政治学特論演習Ⅱ	■単位 4	■担当教員 若月 秀和
●授業の到達目標及びテーマ テーマ：修士論文の完成に向けて 到達目標：国際政治学特論演習Ⅰを踏まえて，受講者各自が選択したテーマで修士論文の完成にアプローチすることが、本講義の目的である。		
●授業の概要 特論演習Ⅰで考察してきた事柄に基づき論文を作成していくことになる。授業の方式としては，受講者が中間報告を随時行い，それに対して担当者が課題を提示したうえで，内容の再検討を重ね，論文の完成に近づけていく。		
●授業計画 第1回 昨年度の反省と今年度の展望 第2回 問題意識の確認 第3回 論文の全体的な流れの報告 第4回 問題の提示を受けた後の再報告 第5回 序章（はじめに）に関する報告 第6回 課題の提示を受けた後の再報告 第7回 序章（はじめに）の文章化 第8回 表現方法等についての指導 第9回 第1章に関する報告 第10回 課題の提示を受けた後の再報告 第11回 第1章の文章化 第12回 構成・内容等に関する指導 第13回 表現方法・注などに関する指導 第14回 第1章と第2章とのつながりに関する指導 第15回 前期総括 第16回 第2章に関する報告 第17回 課題の提示を受けた後の再報告 第18回 第2章の文章化 第19回 構成・内容などに関する指導 第20回 表現方法・注などに関する指導 第21回 第2章と第3章とのつながりに関する指導 第22回 第3章に関する報告 第23回 課題の提示を受けた後の再報告 第24回 第3章の文章化 第25回 構成・内容などに関する指導 第26回 表現方法・注などに関する指導 第27回 結論に関する報告 第28回 課題の提示を受けた後の再報告 第29回 表現方法などについての指導 第30回 修正論文完成への最終チェック		
●準備学習の内容 授業前に指定する文献を読んでおくこと。		
●テキスト 適宜指示する。		
●参考書 適宜指示する。		
●学生に対する評価 報告内容で評価する（100%）。報告内容の結果については授業内で個々にコメントする。		

■授業科目 政治過程論特論Ⅰ	■単位 2	■担当教員 本田 宏
●授業の到達目標及びテーマ 比較政治理論がテーマ。現代政治理論について理解を深めるとともに英語読解力をつけるのが目標。		
●授業の概要 比較政治学の英文テキストの中から、受講生の関心のある章を選んで読む。「授業計画」に記載したのは各章のタイトルであり、毎回1章ずつ読むわけではない。受講生の英語読解力に応じて読むスピードは変わる。「政治過程論特論Ⅱ」の「授業計画」に掲載した章の中から選んで読むことも可能。		
●授業計画 第1回 ガイダンス 第2回 0. Introduction to comparative politics 第3回 1 The relevance of comparative politics 第4回 2 Approaches in comparative politics 第5回 3 Comparative research methods 第6回 4 The nation-state 第7回 5 Democracies 第8回 6 Authoritarian regimes 第9回 7 Legislatures 第10回 8 Governments and bureaucracies 第11回 9 Constitutions, rights, and judicial power 第12回 10 Elections and referendums 第13回 11 Multilevel governance 第14回 12 Political parties 第15回 まとめ		
●準備学習の内容 毎回担当部分を全訳し、印刷して持参すること。仮訳の段階ではインターネット翻訳を使ってかまわないが、文と文、段落と段落の間で論理的に意味が通るかどうか、適切な用語になっているかどうかを吟味し、最終的な訳文をつくること。		
●テキスト Caramani, Daniel (2020) Comparative Politics. 5th Edition. Oxford University Press. PDF版があるので、購入は不要。		
●参考書 授業中に紹介する。		
●学生に対する評価 報告内容で100%評価する。授業中にフィードバックを行う。		

■授業科目 政治過程論特論Ⅱ	■単位 2	■担当教員 本田 宏
●授業の到達目標及びテーマ 比較政治理論がテーマ。現代政治理論について理解を深めるとともに英語読解力をつけるのが目標。		
●授業の概要 比較政治学の英文テキストの中から、受講生の関心のある章を選んで読む。「授業計画」に記載したのは各章のタイトルであり、毎回1章ずつ読むわけではない。受講生の英語読解力に応じて読むスピードは変わる。「政治過程論特論Ⅰ」の「授業計画」に掲載した章の中から選んで読むことも可能。		
●授業計画 第1回 ガイダンス 第2回 13 Party systems 第3回 14 Interest groups 第4回 15 Regions 第5回 16 Social movements 第6回 17 Political culture 第7回 18 Political participation 第8回 19 Political communication 第9回 20 Policy-making 第10回 21 The welfare state 第11回 22 The impact of public policies 第12回 23 The EU as a new political system 第13回 24 Globalization and the nation-state 第14回 25 From supporting democracy to supporting autocracy 第15回 まとめ		
●準備学習の内容 毎回担当部分を全訳し、印刷して持参すること。仮訳の段階ではインターネット翻訳を使ってかまわないが、文と文、段落と段落の間で論理的に意味が通るかどうか、適切な用語になっているかどうかを吟味し、最終的な訳文をつくること。		
●テキスト Caramani, Daniel (2020) Comparative Politics. 5th Edition. Oxford University Press. PDF版があるので、購入は不要。		
●参考書 授業中に紹介する。		
●学生に対する評価 報告内容で100%評価する。授業中にフィードバックを行う。		

■授業科目 政治過程論特論演習Ⅰ	■単位 4	■担当教員 本田 宏
●授業の到達目標及びテーマ 修士論文の完成に向けた準備作業をすませるのが目標である。テーマは受講生が決める。		
●授業の概要 受講者が設定したテーマに関して、研究計画・方法の練り直しを繰り返すとともに、段階的に論文のテーマを確定する。		
●授業計画 第1回 ガイダンス 第2回 研究計画の大枠の検討 第3回 研究計画の個別の再検討 第4回 方法論に関するブレインストーミング 第5回 テーマに関するブレインストーミング 第6回 分析視角に関するブレインストーミング 第7回 参考文献の調査 第8回 参考文献の検討 第9回 参考文献の再検討 第10回 先行研究の調査 第11回 先行研究の検討 第12回 先行研究の再検討 第13回 テーマの暫定的な設定 第14回 テーマの再検討 第15回 特定文献の読み合わせ 第16回 特定文献の要約 第17回 特定文献の整理 第18回 特定文献の検討 第19回 特定文献の再検討 第20回 特定文献の考察 第21回 特定文献の再考 第22回 特定文献の読み込み 第23回 分析視角の検討 第24回 分析視角の再検討 第25回 分析視角の形成 第26回 分析視角の整理 第27回 調査方法の検討 第28回 調査方法の再検討 第29回 テーマの確定 第30回 まとめ		
●準備学習の内容 文献を読み込んで要約しておくこと。		
●テキスト 初回以降に決定する。		
●参考書 演習時に適宜紹介する。		
●学生に対する評価 報告内容で100%評価する。授業内でフィードバックを行う。		

■授業科目 政治過程論特論演習Ⅱ	■単位 4	■担当教員 本田 宏
●授業の到達目標及びテーマ 修士論文の完成が目標である。受講生がテーマを決定する。		
●授業の概要 受講者が設定したテーマに関して、研究計画書の作成を出発点として、研究計画・方法の練り直しを繰り返すとともに、段階的に論文を作成する。		
●授業計画 第1回 研究テーマに関するブレイン・ストーミング 第2回 テーマの暫定的な設定 第3回 暫定的な研究計画書の作成 第4回 文献・分析視角・調査方法の検討 第5回 分析視角と調査方法の再検討 第6回 研究計画書の完成 第7回 論文序章前半作成 第8回 論文序章後半作成 第9回 論文序章修正 第10回 論文第一章第一節作成 第11回 論文第一章第二節作成 第12回 論文第一章第三節作成 第13回 論文第一章第四節作成 第14回 論文第二章第一節作成 第15回 論文第二章第二節作成 第16回 論文第二章第三節作成 第17回 論文第二章第四節作成 第18回 論文第三章第一節作成 第19回 論文第三章第二節作成 第20回 論文結論修正 第21回 論文第三章第三節作成 第22回 論文第三章第四節作成 第23回 論文結論作成 第24回 論文序章修正 第25回 論文各章修正 第26回 論文各章の整合性の確保 第27回 論文各章の整合性の確認 第28回 論文結論の修正 第29回 論文序章の修正 第30回 論文全体の最終点検・完成		
●準備学習の内容 研究計画書を十分に検討し、論文を一定のペースで書いていくことが求められる。		
●テキスト 初回以降に決定する。		
●参考書 特になし。		
●学生に対する評価 報告内容と論文（各50%）による。授業内にフィードバックを行う。		

■授業科目 地方自治論特論Ⅰ	■単位 2	■担当教員 鹿谷 雄一
●授業の到達目標及びテーマ テーマ：地方自治に関する基礎的知識の習得と改革動向。 到達目標：地方自治の基本的なしくみと改革が必要とされる背景について理解する。		
●授業の概要 地方自治をめぐる環境は戦後の諸改革や自治体の取組みなどにより大きく変容している。地方政治や地方行政に関するしくみ、理論、歴史、取組事例などの基礎的な知識や背景を理解するために、指定文献をもとにした報告と議論・考察により展開していく。 なお、受講者の問題関心により、授業計画の内容を一部変更することがある。		
●授業計画 第1回 地方自治の現状 第2回 自治制度1：基本的なしくみ 第3回 自治制度2：執行機関（行政組織） 第4回 自治制度3：議事機関（議会） 第5回 比較地方自治1：多様な自治制度のあり方 第6回 比較地方自治2：戦前と戦後の地方自治制度 第7回 比較地方自治3：諸外国の地方自治制度 第8回 住民1：さまざまな権利 第9回 住民2：参加と協働 第10回 自治の規模1：広域行政と狭域行政 第11回 自治の規模2：市町村合併 第12回 自治の規模3：大都市制度 第13回 自治の課題1：地方分権改革 第14回 自治の課題2：地方公営企業・第三セクター 第15回 自治の課題3：公共サービス		
●準備学習の内容 授業前には指定文献を熟読し意見・コメントをまとめたペーパーを用意すること（3時間）。 レポート作成及びこれに関連する情報を収集すること（1時間）。		
●テキスト 特になし。		
●参考書 馬場健・南島和久編著『地方自治入門』法律文化社、2023年。 ヒジケン・ビクター・レオナード『日本のローカルデモクラシー』芦書房、2015年。 伊藤正次編『多機関連携の行政学』有斐閣、2019年。 上記のほか、適宜紹介する。		
●学生に対する評価 報告・発言（70%）とレポート（30%）により総合的に評価する。授業で個々にコメント・フィードバックする。		

■授業科目 地方自治論特論Ⅱ	■単位 2	■担当教員 鹿谷 雄一
●授業の到達目標及びテーマ テーマ：地方自治における住民の役割。 到達目標：住民自治の状況を理解し地域社会における住民の役割やあり方とそれらの課題について理解する。		
●授業の概要 地方自治が抱える諸課題を解決するために、単に住民の理解を求めるだけではなく、参加などにより住民が担うべき役割の見直しについても取り組まれている。各地で模索されている住民自治のあり方の議論や住民が担うべき役割などについて、指定文献をもとにした報告と議論・考察により展開していく。 なお、受講者の問題関心により、授業内容を一部変更することがある。		
●授業計画 第1回 地方自治における住民 第2回 地方選挙1：データからみる地方選挙 第3回 地方選挙2：地方選挙の課題 第4回 直接請求制度1：制度の概要 第5回 直接請求制度2：自治立法 第6回 住民参加1：さまざまな参加手法と住民運動 第7回 住民参加2：住民参加条例と住民投票条例 第8回 住民参加3：住民投票の実践と住民総会の可能性 第9回 地域社会と住民1：地域社会における組織 第10回 地域社会と住民2：地域社会における住民の役割 第11回 地域社会と住民3：都市コミュニティと農村コミュニティ 第12回 地域社会と住民4：地域公共人材 第13回 課題解決に向けて1：民意と合意形成 第14回 課題解決に向けて2：ミニ・パブリックス 第15回 課題解決に向けて3：新しい自治のあり方		
●準備学習の内容 授業前には指定文献を熟読し意見・コメントをまとめたペーパーを用意すること（3時間）。 レポート作成及びこれに関連する情報を収集すること（1時間）。		
●テキスト 特になし。		
●参考書 馬場健・南島和久編著『地方自治入門』法律文化社、2023年。 豊中・伊藤編著『ローカル・ガバナンスー地方政府と市民社会ー』木鐸社、2010年。 山本啓編『ローカル・ガバメントとローカル・ガバナンス』法政大学出版局、2008年。 上記のほか、適宜指示する。		
●学生に対する評価 報告・発言（70%）とレポート（30%）により総合的に評価する。授業で個々にコメント・フィードバックする。		

■授業科目 地方自治論特論演習Ⅰ	■単位 4	■担当教員 鹿谷 雄一
●授業の到達目標及びテーマ テーマ：地方自治に関する基礎的な調査研究。 到達目標：地方自治に関する資料やデータを収集する方法を修得し、これらの内容を分析できるようになる。		
●授業の概要 修士論文の作成に向けて、研究テーマに必要な論点を取り上げていく。 地方自治に関する基本文献・先行研究などについて報告し検討するとともに、受講者の問題関心を踏まえた資料の収集方法と収集資料の解題の報告を通して地方自治の研究手法を修得していく。 なお、受講者の問題関心により、精読する基本文献・先行研究や授業計画などを変更することがある。		
●授業計画 第1回 インTRODクシヨ 第2回 問題関心の確認 第3回 テーマ選定と研究手法 第4回 資料の収集1：図書 第5回 基本文献の精読1（村松岐夫『地方自治』1章～2章） 第6回 基本文献の精読2（村松岐夫『地方自治』3章～4章） 第7回 収集資料の解題1：図書 第8回 資料の収集2：雑誌記事 第9回 基本文献の精読3（村松岐夫『地方自治』5章～6章） 第10回 基本文献の精読4（村松岐夫『地方自治』終章） 第11回 収集資料の解題2：雑誌記事 第12回 資料の収集3：統計等 第13回 先行研究の精読1（金井利之『自治制度』（序章～2章） 第14回 先行研究の精読2（金井利之『自治制度』3章～4章） 第15回 収集資料の解題3：統計等 第16回 資料の収集4：公文書 第17回 先行研究の精読3（金井利之『自治制度』5章～6章） 第18回 先行研究の精読4（金井利之『自治制度』終章） 第19回 収集資料の解題4：公文書 第20回 資料の収集5：歴史的史料 第21回 先行研究の精読5（西尾勝『地方分権改革』1章） 第22回 先行研究の精読6（西尾勝『地方分権改革』2章～3章） 第23回 収集資料の解題5：歴史的史料 第24回 収集資料の整理 第25回 先行研究の精読7（西尾勝『地方分権改革』4章） 第26回 先行研究の精読8（西尾勝『地方分権改革』5章～おわりに） 第27回 収集資料の解題6：未報告の資料 第28回 先行研究の報告（前半） 第29回 先行研究の報告（後半） 第30回 まとめ		
●準備学習の内容 基本文献の精読と先行研究の精読では、授業前に指定文献を熟読し意見・コメントをまとめたペーパーを用意して参加すること（4時間）。 収集資料の解題では、それぞれの資料の特徴・ポイントと意見・コメントのメモを用意し、先行研究の報告のための準備をすること（4時間）。		
●テキスト 村松岐夫『地方自治』東京大学出版会、1988年。 金井利之『自治制度』東京大学出版会、2007年。 西尾勝『地方分権改革』東京大学出版会、2007年。		
●参考書 適宜紹介する。		
●学生に対する評価 報告内容（70％）と準備状況（30％）により総合的に評価する。 報告内容について、授業で個々にコメント・フィードバックする。		

■授業科目 地方自治論特論演習Ⅱ	■単位 4	■担当教員 鹿谷 雄一
●授業の到達目標及びテーマ テーマ：修士論文作成に向けて、地方自治に関する資料・データの解明とその説明力の向上。 到達目標：資料やデータの内容を分析し解明するとともに、これらを利用して自分の主張を裏付けることができるようになる。		
●授業の概要 修士論文の完成に向けて、必要な作法と技術を修得しながら、研究テーマの理解と考察を深めていく。 地方自治に関する資料の原典や議事録などにあたりながら改革や制度改正が必要とされた背景や地方自治体での事例について分析・解明していく。これを踏まえて、説得力のある説明をする方法を模索していく。 なお、受講者の問題関心により、精読する原典資料や授業計画などを変更することがある。		
●授業計画 第1回 インTRODクシヨ 第2回 論文作成の技法 第3回 目次・構成内容の検討 第4回 目次・構成内容の再検討 第5回 答申・勧告・報告書へのアプローチ 第6回 原典の精読1（市町村史・誌） 第7回 原典の精読2（都道府県史） 第8回 原典の精読3（地方制度調査会答申） 第9回 原典の精読4（地方分権推進委員会中間報告と勧告） 第10回 原典の精読5（地方分権推進計画） 第11回 原典の精読6（地方制度関連の審議会・研究会報告書） 第12回 原典の精読7（地方行政関連の審議会・研究会報告書） 第13回 原典の精読8（自治体における答申・勧告・報告書） 第14回 答申・勧告・報告書を活用した報告 第15回 法令・条例へのアプローチ 第16回 関連法とその沿革1（地方自治法） 第17回 関連法とその沿革2（地方自治法以外の関連法） 第18回 関連法とその沿革3（国会審議など） 第19回 関連法とその沿革4（口述資料など） 第20回 条例の制定過程1（自主条例の活用・制定状況） 第21回 条例の制定過程2（自治基本条例・議会基本条例） 第22回 条例の制定過程3（自治基本条例・議会基本条例の制定過程） 第23回 条例の制定過程4（自主条例研究） 第24回 法令・条例を活用した報告 第25回 白書・統計・新聞等の利用1（事象・施策等の状況） 第26回 白書・統計・新聞等の利用2（過去の事象・施策等） 第27回 白書・統計・新聞等の利用3（統計調査等の利用） 第28回 白書・統計・新聞等の利用4（図表の作成） 第29回 これまでの報告を組み合わせた報告 第30回 まとめ		
●準備学習の内容 原典の精読（第6回～第13回）では、授業前には指定文献を熟読し、必要なメモを用意してくること（4時間）。 報告（第14回、第24回、第29回）では、目次・構成内容を踏まえて収集資料を精読した上で文章化してくること（4時間）。 これら以外の回では、授業後に次の授業で準備すべき事項について指示するが、目次・構成内容の検討を踏まえて修士論文の作成の準備を進めること（4時間）。		
●テキスト 特になし。		
●参考書 適宜指示する。		
●学生に対する評価 報告内容（70％）と準備状況（30％）により総合的に評価する。 報告内容について、授業で個々にコメント・フィードバックする。		

■授業科目 比較政治学特論Ⅰ	■単位 2	■担当教員 岩坂 将充
●授業の到達目標及びテーマ テーマ：「民主化」（非民主主義体制から民主主義体制への移行／定着） 到達目標：民主化研究にかんする古典的文献の読解をととしての知識の獲得，および英語の学術書・学術論文を読みこなす力の獲得		
●授業の概要 指定されたテキストの該当箇所について，担当の受講生が報告（要約ならびに論点の整理）をおこない，それを踏まえたうえで議論を進めていく。		
●授業計画 第1回 ガイダンス 第2回 民主主義とその諸領域 第3回 国家性・ナショナリズム・民主化 第4回 現代の非民主主義体制 第5回 旧体制のタイプと移行・定着 第6回 アクターと文脈 第7回 南欧①：スペインの事例 第8回 南欧②：ポルトガルの事例 第9回 南欧③：ギリシャの事例 第10回 南米①：ウルグアイの事例 第11回 南米②：ブラジルの事例 第12回 南米③：アルゼンチンの事例 第13回 南米④：チリの事例 第14回 旧共産圏ヨーロッパ①：地域の特質 第15回 旧共産圏ヨーロッパ②：まとめ		
●準備学習の内容 テキストを指定しているので，報告担当者でなくとも，事前にならず該当箇所を読み込んでおくことが求められる。なお，指定テキストは部分的な邦語訳（第2回～第6回相当分）も出版されているため，原著を読み込む際の補助テキストとしてこれを利用することもできる。		
●テキスト Juan J. Linz and Alfred Stepan, Problems of Democratic Transition and Consolidation: Southern Europe, South America, and Post-Communist Europe. Baltimore and London: The Johns Hopkins University Press, 1996.		
●参考書 適宜紹介する。		
●学生に対する評価 発言・質問内容（50%）および報告（50%）により総合的に判断する。なお，評価は随時個別にコメントする。		

■授業科目 比較政治学特論Ⅱ	■単位 2	■担当教員 岩坂 将充
●授業の到達目標及びテーマ テーマ：中東地域の「民主化」 到達目標：中東地域の「民主化」をめぐる状況について比較政治的な視点から分析・理解する力の獲得，および比較政治学の知識を事例に適用・応用する能力の獲得		
●授業の概要 指定されたテキストの該当箇所について，担当の受講生が報告（要約ならびに論点の整理）をおこない，それを踏まえたうえで議論を進めていく。 なお，比較政治学の知識が前提となるので，「比較政治学特論Ⅰ」を合わせて履修することが望ましい。		
●授業計画 第1回 ガイダンス 第2回 トランスナショナル性 第3回 パレスティナ問題 第4回 中東における「介入」 第5回 湾岸諸国における移民労働者 第6回 政治体制①：エジプトの事例 第7回 政治体制②：シリアの事例 第8回 政治体制③：サウジアラビアの事例 第9回 対立の調整①：イエメンの事例 第10回 対立の調整②：レバノンの事例 第11回 対立の調整③：イラクの事例 第12回 対立の調整④：アフガニスタンの事例 第13回 衝突①：イランの事例 第14回 衝突②：エジプトの事例 第15回 衝突③：パレスティナの事例		
●準備学習の内容 テキストを指定しているので，報告担当者でなくとも，事前にならず該当箇所を読み込んでおくことが求められる。		
●テキスト 酒井啓子編『中東政治学』有斐閣，2012年。		
●参考書 適宜紹介する。		
●学生に対する評価 発言・質問内容（50%）および報告（50%）により総合的に判断する。なお，評価は随時個別にコメントする。		

■授業科目 比較政治学特論演習Ⅰ	■単位 4	■担当教員 岩坂 将充
●授業の到達目標及びテーマ テーマ：比較政治学に関する修士論文執筆に必要な、基本文献・先行研究の読解 到達目標：修士論文執筆において求められる準備や基本知識の獲得		
●授業の概要 受講生が報告を随時おこないつつ、基本文献・先行研究の読解をすすめる。文献は受講生のテーマによって決定する。		
●授業計画 第1回 ガイダンス 第2回 テーマの選定と執筆に必要な知識・情報の報告 第3回 リサーチクエスションの報告 第4回 基本文献・先行研究の報告 第5回 基本文献・先行研究の検討 第6回 リサーチクエスションの再報告と設定 第7回 分析枠組みの検討 第8回 基本文献・先行研究の読解（邦語：全体の最初の1/5相当）① 第9回 基本文献・先行研究の読解（邦語：全体の第二1/5相当）② 第10回 基本文献・先行研究の読解（邦語：全体の第三1/5相当）③ 第11回 基本文献・先行研究の読解（邦語：全体の第四1/5相当）④ 第12回 基本文献・先行研究の読解（邦語：全体の第五1/5相当）⑤ 第13回 分析枠組みの再検討 第14回 リサーチクエスションの再検討 第15回 論文構成の検討 第16回 基本文献・先行研究の読解（外国語：全体の最初の1/5相当）① 第17回 基本文献・先行研究の読解（外国語：全体の第二1/5相当）② 第18回 基本文献・先行研究の読解（外国語：全体の第三1/5相当）③ 第19回 基本文献・先行研究の読解（外国語：全体の第四1/5相当）④ 第20回 基本文献・先行研究の読解（外国語：全体の第五1/5相当）⑤ 第21回 修士論文草稿の執筆状況報告①（全体の最初の1/4相当） 第22回 修士論文草稿の執筆状況報告②（全体の第二1/4相当） 第23回 修士論文草稿の執筆状況報告③（全体の第三1/4相当） 第24回 修士論文草稿の執筆状況報告④（全体の第四1/4相当） 第25回 修士論文草稿の執筆状況報告⑤（全体） 第26回 修士論文草稿の検討①（全体の最初の1/4相当） 第27回 修士論文草稿の検討②（全体の第二1/4相当） 第28回 修士論文草稿の検討③（全体の第三1/4相当） 第29回 修士論文草稿の検討④（全体の第四1/4相当） 第30回 修士論文草稿の検討⑤（全体）		
●準備学習の内容 受講生には、自らのテーマに沿って基本文献・先行研究を読み進めるだけでなく、報告や議論、そこから得たヒントをまとめるアイデア・ノートを作成して発想の経緯を記録することを強くすすめる。		
●テキスト 受講生のテーマによって決定するが、以下の3冊を候補として挙げておく。 ①東島雅昌『民主主義を装う権威主義—世界化する選挙独裁とその論理』千倉書房、2023年。 ②日本比較政治学会編『競争的権威主義の安定性と不安定性』（日本比較政治学会年報第19号）ミネルヴァ書房、2017年。 ③S. Levitsky and L. A. Way, Competitive Authoritarianism: Hybrid Regimes After the Cold War. Cambridge University Press, 2010.		
●参考書 適宜紹介する。		
●学生に対する評価 発言・質問内容（50%）および報告（50%）により総合的に判断する。なお、評価は随時個別にコメントする。		

■授業科目 比較政治学特論演習Ⅱ	■単位 4	■担当教員 岩坂 将充
●授業の到達目標及びテーマ テーマ：比較政治学に関する修士論文の完成に必要な、追加文献・先行研究の読解 到達目標：修士論文の完成		
●授業の概要 受講生が報告を随時おこないつつ、追加文献・先行研究の読解をすすめる。文献は受講生のテーマによって決定する。		
●授業計画 第1回 追加文献・先行研究の読解（邦語：全体の最初の1/5相当）① 第2回 追加文献・先行研究の読解（邦語：全体の第二1/5相当）② 第3回 追加文献・先行研究の読解（邦語：全体の第三1/5相当）③ 第4回 追加文献・先行研究の読解（邦語：全体の第四1/5相当）④ 第5回 追加文献・先行研究の読解（邦語：全体の第五1/5相当）⑤ 第6回 邦語文献の読解をふまえたうえでの執筆方針の再検討と確認 第7回 追加文献・先行研究の読解（外国語：全体の最初の1/5相当）① 第8回 追加文献・先行研究の読解（外国語：全体の第二1/5相当）② 第9回 追加文献・先行研究の読解（外国語：全体の第三1/5相当）③ 第10回 追加文献・先行研究の読解（外国語：全体の第四1/5相当）④ 第11回 追加文献・先行研究の読解（外国語：全体の第五1/5相当）⑤ 第12回 外国語文献の読解をふまえたうえでの執筆方針の再検討と確認 第13回 修士論文の執筆状況報告①（全体の最初の1/4相当） 第14回 修士論文の執筆状況報告②（全体の第二1/4相当） 第15回 修士論文の執筆状況報告③（全体の第三1/4相当） 第16回 修士論文の執筆状況報告④（全体の第四1/4相当） 第17回 修士論文の執筆状況報告⑤（全体） 第18回 修士論文の中間確認 第19回 修士論文の執筆状況報告⑥（全体の最初の1/4相当） 第20回 修士論文の執筆状況報告⑦（全体の第二1/4相当） 第21回 修士論文の執筆状況報告⑧（全体の第三1/4相当） 第22回 修士論文の執筆状況報告⑨（全体の第四1/4相当） 第23回 修士論文の執筆状況報告⑩（全体） 第24回 修士論文の最終確認 第25回 修士論文完成稿の投稿に向けた検討①（全体の最初の1/4相当） 第26回 修士論文完成稿の投稿に向けた検討②（全体の第二1/4相当） 第27回 修士論文完成稿の投稿に向けた検討③（全体の第三1/4相当） 第28回 修士論文完成稿の投稿に向けた検討④（全体の第四1/4相当） 第29回 修士論文完成稿の投稿に向けた検討⑤（全体） 第30回 まとめ		
●準備学習の内容 受講生には、自らのテーマに沿って基本文献・先行研究を読み進めるだけでなく、報告や議論、そこから得たヒントをまとめるアイデア・ノートを作成して発想の経緯を記録することを強くすすめる。		
●テキスト 受講生のテーマによって決定する。		
●参考書 適宜紹介する。		
●学生に対する評価 発言・質問・報告内容（50%）および修士論文の内容（50%）により総合的に判断する。なお、評価は随時個別にコメントする。		

■授業科目 ジャーナリズム論特論Ⅰ	■単位 2	■担当教員 韓 永學
●授業の到達目標及びテーマ 到達目標：ジャーナリズムの基礎理論と制度について理解すること テーマ：ジャーナリズムの理論と制度		
●授業の概要 本講義では、ジャーナリズムの基礎理論と制度について概説したうえで、日本のジャーナリズムの構造的特徴（日本型ジャーナリズム）について多角的に分析・検討する。 下記の授業計画は、受講者との協議により、変更の可能性もある。		
●授業計画 第1回 オリエンテーション 第2回 ジャーナリズムの定義 第3回 メディアとジャーナリズム 第4回 取材・編集・報道のプロセスとその自由 第5回 ジャーナリズムと知る権利 第6回 調査報道 第7回 ジャーナリズムと権力 第8回 ジャーナリズムと世論 第9回 ジャーナリズムと人権 第10回 ジャーナリズムの倫理と責任 第11回 日本型ジャーナリズム(1)：組織ジャーナリズム 第12回 日本型ジャーナリズム(2)：記者クラブと発表報道 第13回 日本型ジャーナリズム(3)：メディアスクラム 第14回 日本型ジャーナリズム(4)：貧弱なメディア責任制度 第15回 総括		
●準備学習の内容 (予習) 指定の文献・資料を読むこと（2時間程度）。 (復習) 参考書を用いて講義で取り上げた内容の理解を深めること（2時間程度）。		
●テキスト 初回の講義時に指示する。		
●参考書 講義の中で適宜紹介する。		
●学生に対する評価 報告内容（50%）及び討論（50%）により総合的に評価する。 報告内容やレポートの結果については講義内で個々にコメントする。		

■授業科目 ジャーナリズム論特論Ⅱ	■単位 2	■担当教員 韓 永學
●授業の到達目標及びテーマ 到達目標：ジャーナリズムの法と倫理について理解すること テーマ：ジャーナリズムの法と倫理		
●授業の概要 本講義では、ジャーナリズムの法と倫理の基礎理論について概説したうえで、現代日本のジャーナリズムの法と倫理の構造的特徴について多角的に分析・検討する。 下記の授業計画は、受講者との協議により、変更の可能性もある。		
●授業計画 第1回 オリエンテーション 第2回 表現の自由の歴史と理論 第3回 表現・報道の自由と知る権利 第4回 表現の自由と名誉権 第5回 表現の自由とプライバシー権 第6回 表現の自由と国家機密 第7回 表現の自由と性秩序・青少年保護 第8回 表現の自由と選挙の公正 第9回 表現の自由と裁判の公正 第10回 メディアへの市民のアクセス 第11回 ジャーナリズムの原則 第12回 ジャーナリズムの倫理 第13回 メディアの社会的責任 第14回 メディア責任制度 第15回 総括		
●準備学習の内容 (予習) 指定の文献・資料を読むこと（2時間程度）。 (復習) 参考書を用いて講義で取り上げた内容の理解を深めること（2時間程度）。		
●テキスト 初回の講義時に指示する。		
●参考書 講義の中で適宜紹介する。		
●学生に対する評価 報告内容（50%）及び討論（50%）により総合的に評価する。 報告内容やレポートの結果については講義内で個々にコメントする。		

■授業科目 ジャーナリズム論特論演習Ⅰ	■単位 4	■担当教員 韓 永學
●授業の到達目標及びテーマ 到達目標：修士論文作成に向けて必要な知識やスキルを習得すること テーマ：修士論文の構想と執筆準備		
●授業の概要 本演習では、受講生の問題関心及び研究計画に基づき、メディアやジャーナリズムに関する修士論文の作成に向けてテーマの設定、先行研究の検討、修士論文の骨子の作成等、必要な研究指導を行う。		
●授業計画 第1回 オリエンテーション 第2回 メディアやジャーナリズムに関する問題関心の確認 第3回 仮研究テーマの設定 第4回 仮研究テーマの基本文献の調査(1)：日本語文献 第5回 仮研究テーマの基本文献の調査(2)：外国語文献 第6回 仮研究テーマの基本文献の収集(1)：日本語文献 第7回 仮研究テーマの基本文献の収集(2)：外国語文献 第8回 仮研究テーマの基本文献の読解(1)：日本語文献 第9回 仮研究テーマの基本文献の読解(2)：外国語文献 第10回 仮研究テーマの関連学説や判例の概観 第11回 仮研究テーマの独創性及び研究の実現可能性の検討 第12回 研究テーマの再設定 第13回 修士論文研究計画案の策定と検討 第14回 先行研究の調査(1)：日本語文献 第15回 先行研究の調査(2)：外国語文献 第16回 先行研究の収集(1)：日本語文献 第17回 先行研究の収集(2)：外国語文献 第18回 先行研究の熟読(1)：日本語文献 第19回 先行研究の熟読(2)：外国語文献 第20回 先行研究の批判的分析 第21回 先行研究の課題析出 第22回 関連学説や判例の分析・検討 第23回 補充的な文献の収集・熟読 第24回 補充的な文献の批判的分析と課題析出 第25回 研究テーマの確定 第26回 修士論文研究計画の策定と検討：研究の背景、目的、対象、方法等 第27回 修士論文の骨子の作成(1)：序論 第28回 修士論文の骨子の作成(2)：本論 第29回 修士論文の骨子の作成(3)：結論 第30回 総括		
●準備学習の内容 (予習) 研究テーマに即した文献・資料を読むこと（2時間程度）。 (復習) 修士論文の大枠を構築し、骨子を作成すること（2時間程度）。		
●テキスト 初回の講義時に指示する。		
●参考書 講義の中で適宜紹介する。		
●学生に対する評価 報告内容（50％）及び討論（50％）により総合的に評価する。 報告内容については講義内で個々にコメントする。		

■授業科目 ジャーナリズム論特論演習Ⅱ	■単位 4	■担当教員 韓 永學
●授業の到達目標及びテーマ 到達目標：修理論文を完成すること テーマ：修士論文の作成		
●授業の概要 本演習では、受講生の問題関心及び研究計画に基づき、メディアやジャーナリズムに関する修士論文が作成できるように必要な研究指導を行う。		
●授業計画 第1回 オリエンテーション 第2回 修士論文研究計画の再確認 第3回 修士論文の骨子の検討 第4回 序論のドラフト作成 第5回 序論の報告と討論 第6回 序論の作成 第7回 序論の再検討と補正 第8回 第1章のドラフト作成 第9回 第1章の報告と討論 第10回 第1章の作成 第11回 第1章の再検討と補正 第12回 第2章のドラフト作成 第13回 第2章の報告と討論 第14回 第2章の作成 第15回 第2章の再検討と補正 第16回 第3章のドラフト作成 第17回 第3章の報告と討論 第18回 第3章の作成 第19回 第3章の再検討と補正 第20回 第4章のドラフト作成 第21回 第4章の報告と討論 第22回 第4章の作成 第23回 第4章の再検討と補正 第24回 結論のドラフト作成 第25回 結論の報告と討論 第26回 結論の作成 第27回 結論の再検討と補正 第28回 修士論文の全体の再検討と補正 第29回 修士論文の最終確認 第30回 総括		
●準備学習の内容 (予習) 研究テーマに即した文献・資料を読むこと（2時間程度）。 (復習) 修士論文の執筆を進めること（2時間程度）。		
●テキスト 初回の講義時に指示する。		
●参考書 講義の中で適宜紹介する。		
●学生に対する評価 報告内容（30％）、討論（20％）及び修士論文の内容（50％）により総合的に評価する。 報告内容については講義内で個々にコメントする。		

■授業科目 地域研究特論Ⅰ	■単位 2	■担当教員 高橋 美野梨
●授業の到達目標及びテーマ テーマ：地域研究と国際関係学の共振をテーマに、地域研究の役割を考えます。 到達目標：地域研究とは、単にある特定の「地域」(部分)の掘り下げを意味するのではなく、部分と部分とを「つなぐ」論理を提示しようとすることを含むものです。こうした営為は、しばしば個々の研究者の視覚や嗅覚などの五感に頼りつつ、ディシプリンからは見えてこない対象それぞれの性質と状態を明らかにすることを目指すものです。本授業では、こうした地域研究が持つ役割を積極的に評価しつつ、その意義と課題とを自分の言葉で理解し、表現する力を養います。		
●授業の概要 本授業で取り上げるのは、これまで地域研究とは縁遠かった(縁遠いと考えられてきた)軍事基地をめぐる政治＝基地政治(Base Politics)です。従来の基地政治、延いては(国家)安全保障研究は、戦略論や同盟論などに紐づく形で成り立ってきました。しかし、近年では基地を実際に受け入れる自治体等の動向を内在的に理解していくことで、基地政治の理論(Base Politics Theory)の精緻化が目指されています。本授業では、その現在地を捉え、地域研究の持つ可能性を明らかにしていきます。川名晋史編著『基地問題の国際比較―「沖縄」の相対化』明石書店、2021年。を輪読します。		
●授業計画 第1回 ガイダンス、概要説明、役割分担 第2回 地域研究と国際関係学：実践として地域研究 川名晋史編著『基地問題の国際比較―「沖縄」の相対化』明石書店、2021年「序文」 第3回 川名晋史編著『基地問題の国際比較―「沖縄」の相対化』明石書店、2021年 第1章「なぜ、どのように比較するのか」 第4回 川名晋史編著『基地問題の国際比較―「沖縄」の相対化』明石書店、2021年 第2章「国内政治への転回」 第5回 川名晋史編著『基地問題の国際比較―「沖縄」の相対化』明石書店、2021年 第3章「トルコの反基地運動が沖縄に与える示唆」 第6回 川名晋史編著『基地問題の国際比較―「沖縄」の相対化』明石書店、2021年 第4章「米韓同盟における基地政」 第7回 川名晋史編著『基地問題の国際比較―「沖縄」の相対化』明石書店、2021年 第5章「有機フッ素化合物汚染をめぐる政治・行政対策過程」※ドイツ 第8回 川名晋史編著『基地問題の国際比較―「沖縄」の相対化』明石書店、2021年 第6章「空母艦載機部隊の岩国基地への移駐」 第9回 川名晋史編著『基地問題の国際比較―「沖縄」の相対化』明石書店、2021年 第7章「サウジアラビアにおける米軍基地と基地政治」 第10回 川名晋史編著『基地問題の国際比較―「沖縄」の相対化』明石書店、2021年 第8章「対話の基地政治」※デンマーク/グリーンランド 第11回 川名晋史編著『基地問題の国際比較―「沖縄」の相対化』明石書店、2021年 第9章「スペインの民主化と基地の返還合意」 第12回 川名晋史編著『基地問題の国際比較―「沖縄」の相対化』明石書店、2021年 第10章「シンガポールの「準基地」政策」 第13回 川名晋史編著『基地問題の国際比較―「沖縄」の相対化』明石書店、2021年 第11章「イタリアの米軍基地」 第14回 川名晋史編著『基地問題の国際比較―「沖縄」の相対化』明石書店、2021年 終章「政策の処方箋」 第15回 まとめ		
●準備学習の内容 参加者は、担当する回か否かにかかわらず、指定文献を事前に読み、論点や疑問を言語化できるようにしておくこと。報告者はレジュメを作成し、それを基に報告することが求められる。		
●テキスト 川名晋史編著『基地問題の国際比較―「沖縄」の相対化』明石書店、2021年。		
●参考書 川名晋史編著『世界の基地問題と沖縄』明石書店、2022年。		
●学生に対する評価 授業への参加態度、報告内容を総合して評価する(参加態度50%、報告内容50%)。1. 質問は随時受け付ける。2. 授業の冒頭では、前回までの内容を振り返り、報告の講評を行う。		

■授業科目 地域研究特論Ⅱ	■単位 2	■担当教員 高橋 美野梨
●授業の到達目標及びテーマ テーマ：地域研究にはある特定の国や地域で起こる現象を、視覚や嗅覚など五感を研ぎすませながら、総合的に理解し、記述し、説明するという意義と同時に、一見するとつながりが見えない、時にそれは分野や地域をも超えた、それぞれ別々の文脈に紐づけられてきた「部分」と「部分」とを、関係的に、あるいは通文化的——文化横断的——に比較するという意義もあります。本授業では特に後者に軸足を置きながら、多種共存(multispecies assemblages)をテーマに、気候危機下の人間と人間以外の結び目を考えます。 到達目標：本授業では、「マツタケ」を通じて世界の複数の地域を調査し、人間社会を再定位することを目指す人類学者アナ・チンの著作を頼りに、(特に気候危機下の)人間と人間以外の交差、グローバル(市場)とローカル(な採集活動)の交差等について考え、理解し、現状への批評とオルタナティブを表現する力を養います。		
●授業の概要 本授業では、「マツタケ」を媒介に、脱人間的視座を意識した地域研究の役割を考えます。		
●授業計画 第1回 ガイダンス、概要説明、地域研究特論Ⅰとの関連、報告の役割分担 第2回 「人間以外」への視線 pp.v-17 第3回 第一部：残されたもの、1章：気づく術、2章染めあう 第4回 3章：スケールにまつわる諸問題、幕間：かおり、第二部：進歩にかわってーサルベージ・アキュミュレーション 第5回 4章：周縁を活かす、5章：オレゴン州オープンチケット村 第6回 6章：戦争譚、7章：国家におこったことーふたとおりのアジア系アメリカ人 第7回 8章：ドルと円のはざま、9章：贈り物・商品・贈り物、10章：サルベージ・リズムー攪乱下のビジネス 第8回 幕間：たどる、第三部：攪乱ー意図しえぬ設計、11章：森のいぶき 第9回 12章：歴史、13章：蘇生 第10回 14章：セレンディピティ、15章：残骸 第11回 16章：科学と翻訳、17章：飛びまわる胞子 第12回 幕間：ダンス、第四部：事態のまっただなかで、18章：まっただけ十字軍ーマツタケの応答を待ちながら 第13回 19章：みんなもの、20章：結末に抗ってー旅すがらに出合った人びと、胞子のゆくえ 第14回 マツタケにきくー訳者あとがき 第15回 まとめ		
●準備学習の内容 参加者は、担当する回か否かにかかわらず、指定文献を事前に読み、論点や疑問を言語化できるようにしておくこと。報告者はレジュメを作成し、それを基に報告することが求められる。		
●テキスト アナ・チン『マツタケー不確定な時代を生きる術』みすず書房、2019年。		
●参考書 特になし。		
●学生に対する評価 授業への参加態度、報告内容を総合して評価する(参加態度50%、報告内容50%)。1. 質問は随時受け付ける。2. 授業の冒頭では、前回までの内容を振り返り、報告の講評を行う。		

■授業科目 地域研究特論演習Ⅰ	■単位 4	■担当教員 高橋 美野梨
●授業の到達目標及びテーマ		
テーマ：「先住民は歴史の盲点から姿を現した」という一文から始まるジェイムズ・クリフォードの『リターンズ』は、1980年代以降の「先住民の現前」を正面から受け止め、その本質を、生成・節合・パフォーマンスといったキーワードを通じて検討しています。本演習では、クリフォードの著作を頼りに、歴史の複数性について考えます。 到達目標：本演習では、先住民 (Indigenous peoples) に焦点を当てながら、とりわけ1980年代以降に顕著になった歴史の複数性をめぐる動向を確認し、それを分析するための視座を身につけます。		
●授業の概要		
歴史の複数性とは、無節操な「混淆」を意味しません。本授業では、先住民の現前を捉える以下3つのポッドから、400ページを超えるクリフォードの議論を整理しつつ、正史＝Aへの包摂でも、Aからの排除でもなく、複数の歴史＝B,C,D…をAと併置させた上で、私たちがB,C,D…という選択肢をいかに引き受けていけるかを考えます。 ポッド1—まなざされる ここで捉えるのは、植民地化／キリスト教化との相乗以降の他者表象です。先住民は、文明を知らず、呪術等の迷信に囚われる幼稚な異教徒であると同時に、厳しい自然環境に適応しながら生存する存在として、あるいは文明の側が失った人間のあるべき姿、いわば原初性のようなものを投影した空間としても機能してきました。他者性を与えられた先住民はいかに描かれ、自己と他者の差異はどのように拡張されていたのでしょうか。 ポッド2—まなざす ここで捉えるのは、先住民自身による一人称としての自己表象です。先住民は、外部者（非先住民）によって固定化され、テキスト化される客体ではありません。より流動性をもった主体として、近代（科学）の還元主義とは異なる因果律＝在来知的実践から、近代に対する異議申し立てを行う自己にもなり得ます。もともと、この視角は、「内部性」を特権化する、つまり先住民の語りを無毒化して聖域化することと表裏一面的の関係にあります。この限りでは、ポッド1の二項の図式を、先住民の側から再生産するジレンマを抱え得るものです。 ポッド3—まなざし合う ここで捉えるのは、ポッド1と2の二分法からでは十分に咀嚼できない先住民＝非先住民の「あわい」です。たとえば、シャーマニズムにおける<エクスタシー（脱魂）>が、<癒しの効果>へと再解釈されていくネオ・シャーマニズム、あるいはそうした外部＝非先住民の消費対象になった先住民の諸実践が、彼ら自身に折り返す（再帰化する）ことなどが、あわいのケースを説明します。この加工のプロセスは、先住民の内部性を単線的かつ垂直的に表現するのではなく、内部と外部を超えて、両者の往還を捉えるものになり得ます。		
●授業計画		
第1回	ガイダンス、自己紹介、演習概要、役割分担	
第2回	プロローグ	
第3回	第一部 1 複数の歴史の間で—先住民性／複数の他なる歴史1	
第4回	第一部 1 複数の歴史の間で—ポストモダニティを脱節合すること／複数の他なる歴史2／民族誌的リアリズム	
第5回	第一部 1 複数の歴史の間で—複数の他なる歴史3／節合、パフォーマンス、翻訳	
第6回	第一部 2 先住民の複数の節合—旅するネイティブたちから読む複数の伝統	
第7回	第一部 2 先住民の複数の節合—節合理論	
第8回	第一部 3 先住民経験の多様性—ネイティブ、土着を「緩める」	
第9回	第一部 3 先住民経験の多様性—アン・フィエナップ＝リオーダーの仕事から	
第10回	第一部 3 先住民経験の多様性—先住民ディアスポラ	
第11回	第二部 4 イシの物語—恐怖と癒し	
第12回	第二部 4 イシの物語—二つの世界のイシ	
第13回	第二部 4 イシの物語—帰ってきたイシ(2)使者	
第14回	第二部 4 イシの物語—帰ってきたイシ(2)治療師	
第15回	第二部 4 イシの物語—イシの変奏	
第16回	第二部 4 イシの物語—イシと人類学（者）	
第17回	第二部 4 イシの物語—ユートピア	
第18回	第三部 5 ハウオファの希望—ユートピア的思考	
第19回	第三部 5 ハウオファの希望—リアリズム的思考	
第20回	第三部 6 幾つもの道を見ながら—アイデンティティの政治経済、[両方の道を見ながら]	
第21回	第三部 6 幾つもの道を見ながら—先行企画、相互作用（アラスカ先住民文化遺産センター）、出現と節合	
第22回	第三部 6 幾つもの道を見ながら—文化遺産の諸関係、変わりゆく天候、共同作業の地平	
第23回	第三部 7 第二の生—仮面の帰還 帰還の複数の経路、第二の生（準理論的問案）	
第24回	第三部 7 第二の生—仮面の帰還 仮面を返還する、三冊のカタログ	
第25回	第三部 7 第二の生—仮面の帰還 翻訳で失われたものと見いだされたもの	
第26回	第三部 7 第二の生—仮面の帰還 呼びかけそして／あるいは節合（理論的問案）、縫い合った複数の行為主体性	
第27回	第三部 7 第二の生—仮面の帰還 複数のリンク（結びつき）	
第28回	エピローグ『交差点アラスカ』へのまなざし	
第29回	訳者あとがき—先住民「であることbeing」と「になることbecoming」	
第30回	まとめ	
●準備学習の内容		
参加者は、担当する回か否かにかかわらず、指定文献を事前に読み、論点や疑問を言語化できるようにしておくこと。報告者はレジュメを作成し、それを基に報告することが求められる。		
●テキスト		
ジェイムズ・クリフォード『リターンズ 二十一世紀に先住民になること』みすず書房、2020年。		
●参考書		
高橋美野梨編著『グリーンランド 人文社会科学から照らす極北の島』藤原書店、2023年。		
●学生に対する評価		
授業への参加態度、報告内容を総合して評価する（参加態度50％、報告内容50％）。1. 質問は随時受け付ける。2. 授業の冒頭では、前回までの内容を振り返り、報告の講評を行う。		

■授業科目 地域研究特論演習Ⅱ	■単位 4	■担当教員 高橋 美野梨
●授業の到達目標及びテーマ		
テーマ：人新世（Anthropocene）という時代区分を政治学から定位します。 到達目標：人新世時代を、私たち一人一人の眼前に広がる現実として捉えていくための視座を養います。		
●授業の概要		
私たちが「知らぬ間に」地球それ自体に及ぼしてきた影響ゆえに、人間の活動に不可欠であり不変であると信じられてきた自然が揺らぎ始めています。人間と自然との関係が定義し直される中で、地域研究には変化に対応する柔軟性がこれまで以上に求められています。こうした今日の状況を「新気候体制」と名付け、いかに生き抜くかを考えた哲学者/人類学者のブルーノ・ラトゥールの著作『地球に降り立つ—新気候体制を生き抜くための政治』新評論、2019年）を軸とし、地域研究、延いては社会科学の在り方を考えます。		
●授業計画		
第1回	ガイダンス、自己紹介、演習概要、役割分担	
第2回	ブルーノ・ラトゥール『地球に降り立つ—新気候体制を生き抜くための政治』新評論、2019年 第1章「政治的フィクションという仮説」の読解とディスカッション	
第3回	ブルーノ・ラトゥール『地球に降り立つ—新気候体制を生き抜くための政治』新評論、2019年 第2章「米国がイリノイ協定の離脱を明を行ったおかげで、私たちはどのような戦争が暴を切ったのかをはっきりと知るようになった」の読解とディスカッション	
第4回	ブルーノ・ラトゥール『地球に降り立つ—新気候体制を生き抜くための政治』新評論、2019年 第3章「移民の問題はいますべてでこのにのつての問題となった。それが新たな邪悪な普遍性をもたらす。すなわち、誰もが見下ろした地面を失うということだ」の読解とディスカッション	
第5回	ブルーノ・ラトゥール『地球に降り立つ—新気候体制を生き抜くための政治』新評論、2019年 第4章「プラスのグローバルセッションとマイナスのグローバルセッションとを混同しないように心がけなければならない」の読解とディスカッション	
第6回	ブルーノ・ラトゥール『地球に降り立つ—新気候体制を生き抜くための政治』新評論、2019年 第5章「グローバル主義者の支配階級は連帯の重荷のすべてを少しづつ投げ捨てていくことに決めた。それはどのように決められたのか」の読解とディスカッション	
第7回	ブルーノ・ラトゥール『地球に降り立つ—新気候体制を生き抜くための政治』新評論、2019年 第6章「共有世界の廃棄は認識論的難題状態を引き起こす」の読解とディスカッション	
第8回	ブルーノ・ラトゥール『地球に降り立つ—新気候体制を生き抜くための政治』新評論、2019年 第7章「第3のトラクターの登場が、ローカルとグローバルの二極に分析された近代の古典的組織を解体する」の読解とディスカッション	
第9回	ブルーノ・ラトゥール『地球に降り立つ—新気候体制を生き抜くための政治』新評論、2019年 第8章「トラップ主義が發明されたおかげで、第4のトラクター「この世界の外側へ」の存在を知ることができた」の読解とディスカッション	
第10回	ブルーノ・ラトゥール『地球に降り立つ—新気候体制を生き抜くための政治』新評論、2019年 第9章「私たちはテレトリアルと呼ぶアトラクターを見出したことは、新たな地政治的組織を確認することにつながった」の読解とディスカッション	
第11回	ブルーノ・ラトゥール『地球に降り立つ—新気候体制を生き抜くための政治』新評論、2019年 第10章「なぜ政治的エコロジーの成功は、機会に見合う成功に一度たりとも結びつかなかったのか」の読解とディスカッション	
第12回	ブルーノ・ラトゥール『地球に降り立つ—新気候体制を生き抜くための政治』新評論、2019年 第11章「なぜ政治的エコロジーは、右派／左派の二分法から逃れることがそれほど難しかったのか」の読解とディスカッション	
第13回	ブルーノ・ラトゥール『地球に降り立つ—新気候体制を生き抜くための政治』新評論、2019年 第12章「社会闘争とエコロジー闘争をうまくつなげるにはどうすればいいか」の読解とディスカッション	
第14回	ブルーノ・ラトゥール『地球に降り立つ—新気候体制を生き抜くための政治』新評論、2019年 第13章「階級闘争が地理—社会的立場間の闘争に変わる」の読解とディスカッション	
第15回	ブルーノ・ラトゥール『地球に降り立つ—新気候体制を生き抜くための政治』新評論、2019年 第14章「ある種の「自然」概念が政治的立場を凝縮した。そのメカニズムを理解を、歴史を通る迂回路が可能になる」の読解とディスカッション	
第16回	ブルーノ・ラトゥール『地球に降り立つ—新気候体制を生き抜くための政治』新評論、2019年 第15章「右派／左派を二分する近代的視点によって「自然」は固定されてきた。その転換を解かなければならない」の読解とディスカッション	
第17回	ブルーノ・ラトゥール『地球に降り立つ—新気候体制を生き抜くための政治』新評論、2019年 第16章「物理的対象からなる世界」は「エージェントからなる世界」が備える抵抗性を持ちえない」の読解とディスカッション	
第18回	ブルーノ・ラトゥール『地球に降り立つ—新気候体制を生き抜くための政治』新評論、2019年 第17章「クリティカル・ゾーンの科学は、それ以外の自然科学とは持っている政治的機能がある政治」の読解とディスカッション	
第19回	ブルーノ・ラトゥール『地球に降り立つ—新気候体制を生き抜くための政治』新評論、2019年 第18章「生産システムと発生システムのあいだに生じる矛盾が増大している」の読解とディスカッション	
第20回	ブルーノ・ラトゥール『地球に降り立つ—新気候体制を生き抜くための政治』新評論、2019年 第19章「居住場所を記述する新たな試み—フランスで実施された苦情の白紙づくりを一つのモデルとして」の読解とディスカッション	
第21回	ブルーノ・ラトゥール『地球に降り立つ—新気候体制を生き抜くための政治』新評論、2019年 第20章「旧大陸を個人として再渡する」の読解とディスカッション	
第22回	ブルーノ・ラトゥール『地球に降り立つ—新気候体制を生き抜くための政治』新評論、2019年 訳者解題「架空の物質の上に築かれた文明（1—1 結びが止まらない近代社会）」の読解とディスカッション	
第23回	ブルーノ・ラトゥール『地球に降り立つ—新気候体制を生き抜くための政治』新評論、2019年 訳者解題「架空の物質の上に築かれた文明（1—2 問い直される科学と社会の関係）」の読解とディスカッション	
第24回	ブルーノ・ラトゥール『地球に降り立つ—新気候体制を生き抜くための政治』新評論、2019年 訳者解題「架空の物質性の上に築かれた文明（2—1 物質の創造によって「確実性」を担保する）」の読解とディスカッション	
第25回	ブルーノ・ラトゥール『地球に降り立つ—新気候体制を生き抜くための政治』新評論、2019年 訳者解題「架空の物質性の上に築かれた文明（2—2 「精神」の創造を通して「砂上の楼閣」を築く）」の読解とディスカッション	
第26回	ブルーノ・ラトゥール『地球に降り立つ—新気候体制を生き抜くための政治』新評論、2019年 訳者解題「架空の物質性の上に築かれた文明（3—1 テレストリアル」を発生させ続ける）」の読解とディスカッション	
第27回	ブルーノ・ラトゥール『地球に降り立つ—新気候体制を生き抜くための政治』新評論、2019年 訳者解題「架空の物質性の上に築かれた文明（3—2 「テレストリアル」を発生させ続ける）」の読解とディスカッション	
第28回	リチャード・フォーク『パワー・ソフト—新しい世界秩序に向かって』岩波書店、2020年 第6章「グローバルな危機への対応」の前半部の読解とディスカッション	
第29回	リチャード・フォーク『パワー・ソフト—新しい世界秩序に向かって』岩波書店、2020年 第6章「グローバルな危機への対応」の後半部の読解とディスカッション	
第30回	まとめ	
●準備学習の内容		
参加者は、担当する回か否かにかかわらず、指定文献を事前に読み、論点や疑問を言語化できるようにしておくこと。報告者はレジュメを作成し、それを基に報告することが求められる。		
●テキスト		
1. ブルーノ・ラトゥール『地球に降り立つ—新気候体制を生き抜くための政治』新評論、2019年。 2. 第28～29回：リチャード・フォーク『パワー・ソフト—新しい世界秩序に向かって』岩波書店、2020年所収の「第6章：グローバルな危機への対応」pp.125-145。		
●参考書		
1. 葛谷彩、芝崎厚士編『「国際政治学」は終わったのか：日本からの応答』ナカニシヤ出版、2018年。 2. ジョセフ・S・ナイ・ジュニア/デイヴィッド・A・ウェルチ『国際紛争：理論と歴史 [原書第10版]』有斐閣、2020 [2017] 年。		
●学生に対する評価		
授業への参加態度、報告内容を総合して評価する（参加態度50％、報告内容50％）。1. 質問は随時受け付ける。2. 授業の冒頭では、前回までの内容を振り返り、報告の講評を行う。		

【博士（後期）課程】

法律学・政治学専攻

[法律学専攻 授業科目一覧]

授業科目	単位	担当教員	備考	ページ
憲法特殊研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	各4	館 田 晶 子		78・79
行政法特殊研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	各4	鈴 木 光		79・80
民法特殊研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	各4	内 山 敏 和		81・82
民法特殊研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	各4	谷 本 陽 一		82・83
民法特殊研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	各4	千 葉 華 月		84・85
民法特殊研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	各4	四ッ谷 有 喜		85・86
商法特殊研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	各4	草 間 秀 樹		87・88
刑法特殊研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	各4	神 元 隆 賢		88・89
民事訴訟法特殊研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	各4	酒 井 博 行		90・91
刑事訴訟法特殊研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	各4	飯 野 海 彦		91・92
労働法特殊研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	各4	浅 野 高 宏		93・94
法哲学特殊研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	各4	菅 原 寧 格		94・95
論文指導Ⅱ	4	福 士 明		96
論文指導Ⅲ	4	福 士 明		96
特別研究				
環境影響評価法	2	鈴 木 光		97

[政治学専攻 授業科目一覧]

授業科目	単位	担当教員	備考	ページ
政治史特殊研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	各4	松戸清裕		98・99
政治過程論特殊研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	各4	本田宏		99・100
国際政治学特殊研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	各4	若月秀和		101・102
地方自治論特殊研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	各4	鹿谷雄一		102・103
比較政治学特殊研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	各4	岩坂将充		104・105
ジャーナリズム論特殊研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	各4	韓永學		105・106
論文指導Ⅲ	4	若月秀和	後期集中講義	107

■授業科目 憲法特殊研究Ⅰ	■単位 4	■担当教員 館田 晶子
●授業の到達目標及びテーマ テーマ：「憲法総論および基本的人権」 目標：憲法学に関する学術論文を執筆するための基礎的な知識とスキルを身につけることを目標とする。		
●授業の概要 テーマに関する学説及び判例を精査しながらその理解を深める。授業は演習形式で進めるため、受講者による文献報告と論点の提示、討論を基本とする。なお、授業計画は受講者と相談の上変更する場合がある。		
●授業計画 第1回 ガイダンス 第2回 憲法の意味 第3回 立憲主義 第4回 民主主義 第5回 法の支配と権力分立 第6回 憲法史 第7回 国民主権 第8回 象徴天皇制 第9回 平和主義 第10回 人権総論 第11回 外国人の人権 第12回 幸福追求権 第13回 自己決定権 第14回 法の下での平等 第15回 性別による差別 第16回 思想・良心の自由 第17回 信教の自由 第18回 政教分離 第19回 表現の自由 第20回 報道・取材の自由 第21回 集会・結社の自由 第22回 学問の自由 第23回 居住・移転の自由 第24回 職業選択の自由 第25回 財産権の保障 第26回 人身の自由 第27回 生存権 第28回 教育を受ける権利 第29回 参政権 第30回 まとめ		
●準備学習の内容 指定された文献および関連文献を熟読しておくこと。報告者はレジュメの作成を含めた報告準備をしておくこと。		
●テキスト 受講者と相談の上で決定する。		
●参考書 適宜紹介する。		
●学生に対する評価 授業での発言50%，報告内容50%。報告内容については授業内でその都度コメントする。		

■授業科目 憲法特殊研究Ⅱ	■単位 4	■担当教員 館田 晶子
●授業の到達目標及びテーマ テーマ：「国際人権法」 目標：人権保障の国際水準をふまえた上で日本国憲法の人権規定を解釈できるようにすることをめざす。憲法学に関する学術論文を執筆するための知識とスキルを身につける。		
●授業の概要 日本が加入している国際人権条約の内容、政府報告及び条約委員会によるその審査、日本が受けてきた勧告、国際人権条約の国内実施（裁判所による言及を含む）などを精査し、国内裁判所における国際人権法の援用可能性を検討する。演習形式ですすめるため、受講者による報告と論点の提示、討論を基本とする。なお、授業計画は受講者と相談の上変更する場合がある。		
●授業計画 第1回 ガイダンス 第2回 国際人権法の国内適用 第3回 国際法の実効性確保 第4回 社会権規約の内容 第5回 社会権規約の国内実施状況 第6回 社会権規約委員会審査 第7回 自由権規約の内容 第8回 自由権規約の国内実施状況 第9回 自由権規約委員会審査 第10回 女性差別撤廃条約の内容 第11回 女性差別撤廃条約の国内実施 第12回 女性差別撤廃委員会審査 第13回 子どもの権利条約の内容 第14回 子どもの権利条約の国内実施状況 第15回 子どもの権利委員会審査 第16回 人種差別撤廃条約の内容 第17回 人種差別撤廃条約の国内実施状況 第18回 人種差別撤廃委員会審査 第19回 拷問等禁止条約の内容 第20回 拷問等禁止条約の国内実施状況 第21回 拷問等禁止委員会審査 第22回 難民条約の内容 第23回 難民条約の国内実施状況 第24回 強制失踪条約の内容 第25回 強制失踪条約の国内実施および国際的対応 第26回 障害者権利条約の内容 第27回 障害者権利条約の国内実施状況 第28回 個人通報制度 第29回 憲法解釈と国際人権法 第30回 まとめ		
●準備学習の内容 指定された文献および関連文献を熟読しておくこと。報告者はレジュメの作成を含めた報告準備をしておくこと。		
●テキスト 受講者と相談の上で決定する。		
●参考書 適宜紹介する。		
●学生に対する評価 授業での発言50%，報告内容50%。報告内容については授業内でその都度コメントする。		

■授業科目 憲法特殊研究Ⅲ	■単位 4	■担当教員 館田 晶子
●授業の到達目標及びテーマ テーマ：憲法思想および人権保障 目標：個別の論点を扱った学術論文を読み、博士論文を執筆することを目標とする。		
●授業の概要 公刊された論文集を精読し、論点の抽出と検討を行う。演習形式で進めるため、受講者による報告と論点の提示、討論を基本とする。なお、授業計画は一例であり、具体的内容は受講者と相談の上変更する場合がある。		
●授業計画 第1回 ガイダンス 第2回 博士論文構想報告 第3回 民主主義と立憲主義 第4回 主権論 第5回 大日本帝国憲法史 第6回 日本国憲法史 第7回 国民の定義 第8回 人権の観念 第9回 外国人の人権 第10回 人権享有主体性と象徴天皇制 第11回 個人の尊重と個人の尊厳 第12回 プライバシーの権利 第13回 自己決定権 第14回 法の下の平等 第15回 性別による差別 第16回 博士論文中間報告 第17回 性的マイノリティと差別 第18回 婚姻の自由と家族生活における両性の平等 第19回 人種差別および出自による差別 第20回 思想・良心の自由 第21回 政教分離 第22回 表現の自由と知る権利 第23回 ヘイトスピーチと表現の自由 第24回 海外渡航の自由と旅券法 第25回 国籍離脱の自由と国籍の抵触 第26回 参政権の性質 第27回 小括 第28回 博士論文最終確認 第29回 博士論文全体報告 第30回 総括		
●準備学習の内容 指定された文献および関連文献を熟読しておくこと。報告者はレジュメの作成を含めた報告準備をしておくこと。		
●テキスト 受講者と相談の上で決定する。		
●参考書 適宜紹介する。		
●学生に対する評価 授業での発言50％、報告内容50％。報告内容については授業内でその都度コメントする。		

■授業科目 行政法特殊研究Ⅰ	■単位 4	■担当教員 鈴木 光
●授業の到達目標及びテーマ 本科目の到達目標は、現代日本社会における行政法の果たす役割と課題等を理解することである。 本科目のテーマは、現代日本行政法の研究である。		
●授業の概要 研究報告と質疑を行い、現代日本社会における行政法の果たす役割と課題等を把握する。		
●授業計画 第1回 ガイダンス 第2回 行政法の存在意義（報告） 第3回 行政法の存在意義（補足と質疑） 第4回 行政法のモデル論（報告） 第5回 行政法のモデル論（補足と質疑） 第6回 行政法の規範体系（報告） 第7回 行政法の規範体系（補足と質疑） 第8回 公権力と公益（報告） 第9回 公権力と公益（補足と質疑） 第10回 行政の主体（報告） 第11回 行政の主体（補足と質疑） 第12回 議会と行政（報告） 第13回 議会と行政（補足と質疑） 第14回 行政の自己制御と法（報告） 第15回 行政の自己制御と法（補足と質疑） 第16回 地方自治と行政法（報告） 第17回 地方自治と行政法（補足と質疑） 第18回 協働の進展と行政法学の課題（報告） 第19回 協働の進展と行政法学の課題（補足と質疑） 第20回 行政上の規範（報告） 第21回 行政上の規範（補足と質疑） 第22回 行政判断の構造（報告） 第23回 行政判断の構造（補足と質疑） 第24回 リスク管理・安全性に関する判断と統制の構造（報告） 第25回 リスク管理・安全性に関する判断と統制の構造（補足と質疑） 第26回 行政と司法（報告） 第27回 行政と司法（補足と質疑） 第28回 グローバル化と行政法（報告） 第29回 グローバル化と行政法（補足と質疑） 第30回 総まとめ		
●準備学習の内容 予習：毎回2時間程度、事前に参考書の該当部分を読むのが望ましい。 復習：毎回2時間程度、授業後にノートを復習し、理解度を確認するのが望ましい。		
●テキスト 指定しない。		
●参考書 磯部力・小早川光郎・芝池義一編『行政法の新構想Ⅰ』有斐閣 宇賀克也ほか『行政判例百選Ⅰ・Ⅱ』有斐閣 畠山武道ほか『はじめての行政法』三省堂 大西有二ほか『設例で学ぶ行政法の基礎』八千代出版 櫻井敬子・橋本博之『行政法』弘文堂 伊藤真『判例シリーズ4 行政法』弘文堂 藤井俊夫『行政法総論』成文堂 小林博志『行政法講義』成文堂 安達和志ほか『ホーンブック行政法』北樹出版 そのほか、授業内で紹介する。		
●学生に対する評価 報告（50％）と質疑応答（50％）により評価する。報告と質疑応答について授業中に講評し、フィードバックする。		

■授業科目 行政法特殊研究Ⅱ	■単位 4	■担当教員 鈴木 光
●授業の到達目標及びテーマ 本科目の到達目標は、行政法特殊研究Ⅰで得た知識をもとに、現代日本社会における行政法の果たす役割と課題等を深く理解することである。 本科目のテーマは、現代日本行政法の研究である。		
●授業の概要 研究報告と質疑を行い、現代日本社会における行政法の果たす役割と課題等を深く理解する。		
●授業計画 第1回 行政介入の形態（報告） 第2回 行政介入の形態（補足と質疑） 第3回 行政立法——「裁判規範性」に関する一分析（報告） 第4回 行政立法——「裁判規範性」に関する一分析（補足と質疑） 第5回 行政計画（報告） 第6回 行政計画（補足と質疑） 第7回 行政処分の法効果・規律・公定力（報告） 第8回 行政処分の法効果・規律・公定力（補足と質疑） 第9回 行政契約（報告） 第10回 行政契約（補足と質疑） 第11回 行政強制・実力行使（報告） 第12回 行政強制・実力行使（補足と質疑） 第13回 行政罰・強制金（報告） 第14回 行政罰・強制金（補足と質疑） 第15回 行政指導（報告） 第16回 行政指導（補足と質疑） 第17回 行政上の誘導（報告） 第18回 行政上の誘導（補足と質疑） 第19回 事前手続と事後手続（報告） 第20回 事前手続と事後手続（補足と質疑） 第21回 裁量権行使に係る行政手続の意義——統合過程論的考察（報告） 第22回 裁量権行使に係る行政手続の意義——統合過程論的考察（補足と質疑） 第23回 申請手続過程と法（報告） 第24回 申請手続過程と法（補足と質疑） 第25回 手続過程の公開と参加（報告） 第26回 手続過程の公開と参加（補足と質疑） 第27回 行政による情報の収集、保管、利用等（報告） 第28回 行政による情報の収集、保管、利用等（補足と質疑） 第29回 行政保有情報の開示・公表と情報的行政手法（報告） 第30回 行政保有情報の開示・公表と情報的行政手法（補足と質疑）		
●準備学習の内容 予習：毎回2時間程度、事前に参考書の該当部分を読むのが望ましい。 復習：毎回2時間程度、授業後にノートを復習し、理解度を確認するのが望ましい。		
●テキスト 指定しない。		
●参考書 磯部力・小早川光郎・芝池義一編『行政法の新構想Ⅱ』有斐閣 宇賀克也ほか『行政判例百選Ⅰ・Ⅱ』有斐閣 畠山武道ほか『はじめての行政法』三省堂 大西有二ほか『設例で学ぶ行政法の基礎』八千代出版 櫻井敬子・橋本博之『行政法』弘文堂 伊藤真『判例シリーズ4行政法』弘文堂 藤井俊夫『行政法総論』成文堂 小林博志『行政法講義』成文堂 安達和志ほか『ホーンブック行政法』北樹出版 そのほか、授業内で紹介する。		
●学生に対する評価 報告（50%）と質疑応答（50%）により評価する。報告と質疑応答について授業中に講評し、フィードバックする。		

■授業科目 行政法特殊研究Ⅲ	■単位 4	■担当教員 鈴木 光
●授業の到達目標及びテーマ 本科目の到達目標は、行政法特殊研究Ⅰ・Ⅱで得た知識をもとに、現代日本社会における行政法の果たす役割と課題等をより深く理解し、それを博士論文の執筆に活かすことである。 本科目のテーマは、現代日本行政法の研究である。		
●授業の概要 研究報告と質疑を行い、現代日本社会における行政法の果たす役割と課題等を深く理解する。		
●授業計画 第1回 ガイダンス 第2回 法律上の争訟と司法権の範囲（報告） 第3回 法律上の争訟と司法権の範囲（補足と質疑） 第4回 抗告訴訟と法律関係訴訟（報告） 第5回 抗告訴訟と法律関係訴訟（補足と質疑） 第6回 義務付け訴訟・差止訴訟（報告） 第7回 義務付け訴訟・差止訴訟（補足と質疑） 第8回 行政訴訟の当事者・参加人（報告） 第9回 行政訴訟の当事者・参加人（補足と質疑） 第10回 行政訴訟における行政の説明責任（報告） 第11回 行政訴訟における行政の説明責任（補足と質疑） 第12回 行政判断と司法審査（報告） 第13回 行政判断と司法審査（補足と質疑） 第14回 行政訴訟の審判の対象と判決の効力（報告） 第15回 行政訴訟の審判の対象と判決の効力（補足と質疑） 第16回 行政不服審査（報告） 第17回 行政不服審査（補足と質疑） 第18回 行政による紛争処理の諸形態（報告） 第19回 行政による紛争処理の諸形態（補足と質疑） 第20回 行政救済法における権利・利益（報告） 第21回 行政救済法における権利・利益（補足と質疑） 第22回 行政救済法における違法性（報告） 第23回 行政救済法における違法性（補足と質疑） 第24回 行政介入請求権と危険管理責任（報告） 第25回 行政介入請求権と危険管理責任（補足と質疑） 第26回 国家補償の体系の意義（報告） 第27回 国家補償の体系の意義（補足と質疑） 第28回 行政の多元化和行政責任（報告） 第29回 行政の多元化和行政責任（補足と質疑） 第30回 総まとめ		
●準備学習の内容 予習：毎回2時間程度、事前に参考書の該当部分を読むのが望ましい。 復習：毎回2時間程度、授業後にノートを復習し、理解度を確認するのが望ましい。		
●テキスト 指定しない。		
●参考書 磯部力・小早川光郎・芝池義一編『行政法の新構想Ⅲ』有斐閣 宇賀克也ほか『行政判例百選Ⅰ・Ⅱ』有斐閣 畠山武道ほか『はじめての行政法』三省堂 大西有二ほか『設例で学ぶ行政法の基礎』八千代出版 櫻井敬子・橋本博之『行政法』弘文堂 伊藤真『判例シリーズ4行政法』弘文堂 藤井俊夫『行政法総論』成文堂 小林博志『行政法講義』成文堂 安達和志ほか『ホーンブック行政法』北樹出版 そのほか、授業内で紹介する。		
●学生に対する評価 報告（50%）と質疑応答（50%）により評価する。報告と質疑応答について授業中に講評し、フィードバックする。		

■授業科目 民法特殊研究Ⅰ	■単位 4	■担当教員 内山 敏和
●授業の到達目標及びテーマ 民法上の基本的制度及び先端的問題を研究できる基礎力をつけることを目的とする。テーマは、民法（債権関係）改正法に留意した民法総則上の重要問題に関する判例・学説の研究である。		
●授業の概要 各回のテーマについて、報告と討論を中心に行なう。あわせて、博士論文完成に向けた論文作成指導を行なう。		
●授業計画 第1回 オリエンテーション（テーマ、判例、論文の打合せ） 第2回 信義誠実の原則・権利濫用（判例〔物権の請求事例を中心に〕・検討） 第3回 信義誠実の原則・権利濫用（判例〔消費者契約法違反事例を中心に〕・検討） 第4回 信義誠実の原則・権利濫用（論文・検討） 第5回 法人の重要問題（判例〔営利法人事例を中心に〕・検討） 第6回 法人の重要問題（判例〔非営利法人事例を中心に〕・検討） 第7回 法人の重要問題（論文〔営利法人事例を中心に〕・検討） 第8回 法人の重要問題（論文〔非営利法人事例を中心に〕・検討） 第9回 錯誤の重要問題（判例〔表示錯誤事例を中心に〕・検討） 第10回 錯誤の重要問題（判例〔動機錯誤事例を中心に〕・検討） 第11回 錯誤の重要問題（論文〔表示錯誤事例を中心に〕・検討） 第12回 錯誤の重要問題（論文〔動機錯誤事例を中心に〕・検討） 第13回 表見代理の重要問題（判例・検討） 第14回 表見代理の重要問題（論文〔代理権授与表示を中心に〕・検討） 第15回 表見代理の重要問題（論文〔正当理由を中心に〕・検討） 第16回 無権代理の重要問題（判例・検討） 第17回 無権代理の重要問題（論文〔無権代理人の責任を中心に〕・検討） 第18回 無権代理の重要問題（論文〔無権代理・他人物売買と相続を中心に〕・検討） 第19回 時効通則の重要問題（判例・検討） 第20回 時効通則の重要問題（論文〔存在理論を中心に〕・検討） 第21回 時効通則の重要問題（論文〔援用権者の範囲論を中心に〕・検討） 第22回 取得時効の重要問題（判例・検討） 第23回 取得時効の重要問題（論文〔比較法を中心に〕・検討） 第24回 取得時効の重要問題（論文〔取得時効と登記の問題を中心に〕・検討） 第25回 消滅時効の重要問題（判例・検討） 第26回 消滅時効の重要問題（論文〔消滅時効の起算点を中心に〕・検討） 第27回 消滅時効の重要問題（論文〔一部請求と時効完成猶予・更新を中心に〕・検討） 第28回 消滅時効の重要問題（論文〔債権法改正を中心に〕・検討） 第29回 除斥期間（判例・検討） 第30回 除斥期間（論文・検討）		
●準備学習の内容 報告者は、各回のテーマに関する判例・学説の状況を報告する準備を行なう（レジュメ作成に2時間）。他の者は、事前に文献を熟読しておくこと（2時間）。復習に2時間。取り上げる判例・事前に読むべき論文については、オリエンテーションで、受講者とともに決定する。		
●テキスト 特になし。		
●参考書 特になし。		
●学生に対する評価 報告および討論の内容を各50%の割合で評価する。これらの評価については、後日、文書で説明する。		

■授業科目 民法特殊研究Ⅱ	■単位 4	■担当教員 内山 敏和
●授業の到達目標及びテーマ 民法上の基本的制度及び先端的問題を研究できる基礎力をつけることを目的とする。テーマは、民法（債権関係）改正法に留意した物権法上の重要問題に関する判例・学説の研究である。		
●授業の概要 各回のテーマについて、報告と討論を中心に行なう。あわせて、博士論文完成に向けた論文作成指導を行なう。		
●授業計画 第1回 オリエンテーション（テーマ、判例、論文の打合せ） 第2回 物権の請求権と費用負担（判例・検討） 第3回 物権の請求権と費用負担（論文〔比較法に関するものを中心に〕・検討） 第4回 物権の請求権と費用負担（論文〔日本法に関するものを中心に〕・検討） 第5回 占有の訴えと本権の訴えの関係（判例・検討） 第6回 占有の訴えと本権の訴えの関係（論文〔訴訟物・重複基礎・既判力との関係に関するものを中心に〕・検討） 第7回 占有の訴えと本権の訴えの関係（論文〔本件に基づく抗弁・反訴・別訴に関するものを中心に〕・検討） 第8回 付合（判例〔不動産の付合に関するもの〕・検討） 第9回 付合（判例〔動産の付合に関するもの〕・検討） 第10回 付合（論文〔不動産の付合に関するもの〕・検討） 第11回 付合（論文〔動産の付合に関するもの〕・検討） 第12回 共有制度の重要問題（判例〔実体法上の問題に関するもの〕・検討） 第13回 共有制度の重要問題（判例〔訴訟法上の問題に関するもの〕・検討） 第14回 共有制度の重要問題（論文〔訴訟法上の問題に関するもの〕・検討） 第15回 共有制度の重要問題（論文〔実体法上の問題に関するもの〕・検討） 第16回 留置権の重要問題（論文・検討） 第17回 留置権の重要問題（判例・検討） 第18回 先取特権の重要問題（判例・検討） 第19回 先取特権の重要問題（論文・検討） 第20回 抵当権の重要問題（判例〔抵当権の及ぶ範囲に関するもの〕・検討） 第21回 抵当権の重要問題（判例〔抵当権の物上代位に関するもの〕・検討） 第22回 抵当権の重要問題（論文〔抵当権の及ぶ範囲に関するもの〕・検討） 第23回 抵当権の重要問題（論文〔抵当権の物上代位に関するもの〕・検討） 第24回 事業譲渡と根抵当権（判例・検討） 第25回 事業譲渡と根抵当権（論文・検討） 第26回 譲渡担保の法的構成と効力（判例・検討） 第27回 譲渡担保の法的構成と効力（論文・検討） 第28回 集合債権の譲渡担保（判例・検討） 第29回 集合債権の譲渡担保（論文・検討） 第30回 新たな資金調達仕組み（論文・検討）		
●準備学習の内容 報告者は、民法（債権関係）改正法に留意しつつ、各回のテーマに関する判例・学説の状況を報告する準備を行なう（レジュメ作成に2時間）。その他の者は、事前に文献を熟読しておくこと（2時間）。復習に2時間。取り上げる判例・事前に読むべき論文については、オリエンテーションで、受講者とともに決定する。		
●テキスト 特になし。		
●参考書 特になし。		
●学生に対する評価 報告および討論の内容を各50%の割合で評価する。これらの評価については、後日、文書で説明する。		

■授業科目 民法特殊研究Ⅲ	■単位 4	■担当教員 内山 敏和
●授業の到達目標及びテーマ 民法上の基本的制度及び先端的問題を研究できる基礎力をつけることを目的とする。テーマは、民法（債権関係）改正法に留意した債権法上の重要問題に関する判例・学説の研究である		
●授業の概要 各回のテーマについて、報告と討論を中心に行なう。あわせて、博士論文完成に向けた論文作成指導を行なう。		
●授業計画 第1回 オリエンテーション（テーマ、判例、論文の打合せ） 第2回 当事者の認定（判例・検討） 第3回 当事者の認定（論文・検討） 第4回 損害軽減義務（論文・検討） 第5回 弁済による代位（判例・検討） 第6回 弁済による代位（論文・検討） 第7回 債権侵害（判例〔二重譲渡事例を中心に〕・検討） 第8回 債権侵害（判例〔競業禁止義務違反・不正競争事例を中心に〕・検討） 第9回 債権侵害（論文・検討） 第10回 請求権の競合（判例・検討） 第11回 請求権の競合（論文・検討） 第12回 債権者代位権（改正法の検討を中心に） 第13回 詐害行為取消権（改正法の検討を中心に〔要件論を中心に〕） 第14回 詐害行為取消権（改正法の検討を中心に〔効果論を中心に〕） 第15回 譲渡禁止特約の現代的機能（論文・検討） 第16回 相殺の現代的機能（論文・検討） 第17回 情報提供義務（判例・検討） 第18回 情報提供義務（論文・検討） 第19回 定型約款（改正法の検討を中心に） 第20回 継続的契約関係（判例・検討） 第21回 継続的契約関係（論文・検討） 第22回 契約の第三者効（判例・検討） 第23回 契約の第三者効（論文・検討） 第24回 現代の無償契約（論文・検討） 第25回 サブリース（判例・検討） 第26回 サブリース（論文・検討） 第27回 信頼関係破壊の法理（判例・論文・検討） 第28回 名誉・プライバシー（判例・検討） 第29回 共同不法行為（判例・検討） 第30回 共同不法行為（論文・検討）		
●準備学習の内容 報告者は、民法（債権関係）改正法に留意しつつ、各回のテーマに関する判例・学説の状況を報告する準備を行なう（レジュメ作成に2時間）。その他の者は、事前に文献を熟読しておくこと（2時間）。復習に2時間。取り上げる判例・事前に読むべき論文については、オリエンテーションで、受講者とともに決定する。		
●テキスト 特になし。		
●参考書 特になし。		
●学生に対する評価 報告および討論の内容を各50%の割合で評価する。これらの評価については、後日、文書で説明する。		

■授業科目 民法特殊研究Ⅰ	■単位 4	■担当教員 谷本 陽一
●授業の到達目標及びテーマ 【テーマ】契約法の博士論文の作成に必要な比較法の能力の養成 【到達目標】(1)外国語の論文を正確に翻訳する能力の習得、(2)日本法と外国法の差異を考慮に入れて比較検討する技術の習得		
●授業の概要 MELVIN A. EISENBERG, FOUNDATIONAL PRINCIPLES OF CONTRACT LAW (2018) を輪読する。		
●授業計画 第1回 ガイダンス 第2回 前提作業、対象と範囲、術語 第3回 Theories of Contract Law 1 - Formalist Theories 第4回 Theories of Contract Law 2 - Interpretive Theories, Normative Theories 第5回 Four Underlying Principles of Contract Law and the Foundational Contract - Law Standard 第6回 The Transformation of Contract Law from Classical to Modern 第7回 契約法理論のまとめ - 日本法との比較 第8回 Bargain Promises and the Bargain Principle 1 - Structural Agreements 第9回 Bargain Promises and the Bargain Principle 2 - The Legal-Duty Rule 第10回 Bargain Promises and the Bargain Principle 3 - Surrender of or Forbearance to Assert a Claim That Turns Out to Be Invalid 第11回 Bargain Promises and the Bargain Principle 4 - The Doctrine of Mutuality and the Illusory-Promise Rule 第12回 The Theory of Efficient Breach 1 - The Overbidder Paradigm 第13回 The Theory of Efficient Breach 2 - The Loss Paradigm 第14回 約束の強制可能性のまとめ - 日本法との比較 第15回 The Unconscionability Principle 1 - Introduction 第16回 The Unconscionability Principle 2 - Distress 第17回 The Unconscionability Principle 3 - Price-Gouging, Transactional Incapacity, Unfair Persuasion 第18回 The Unconscionability Principle 4 - Unfair Surprise, Sales at Above-Market Prices and the Exploitation of Price-Ignorance 第19回 The Unconscionability Principle 5 - Substantive Unconscionability 第20回 Donative Promises 1 - Simple Donative Promises 第21回 Donative Promises 2 - Formal Donative Promises 第22回 Donative Promises 3 - Promise Based on a Moral Obligation to Compensate for a Prior Benefit 第23回 Donative Promises 4 - The Role of Reliance 第24回 Donative Promises 5 - The Life of Reliance 第25回 The Duty to Rescue in Contract Law 1 - The No-Duty Rule, Offer and Acceptance 第26回 The Duty to Rescue in Contract Law 2 - Performance 第27回 The Mitigation Principle 第28回 契約法における精神的要素のまとめ - 日本法との比較 第29回 総括 - Eisenbergの契約観 第30回 総括 - アメリカ法と日本法との接合に関する諸問題		
●準備学習の内容 各回の範囲を読み、少なくとも口頭で概要を説明することができるようにしておくこと（3時間程度）。 ※ 翻訳を作成することは禁止しないが、それを読み上げるだけの報告は許さない。 ※ 一度作成した翻訳を何度も推敲することが翻訳の能力、ひいては日本語の文章力を高める。 フィードバックに従って復習すること（1時間程度）。		
●テキスト 特になし。必要に応じてコピーを配付する。		
●参考書 特になし。適宜指示する。		
●学生に対する評価 【評価】授業における発言・貢献度50%、報告50% 【フィードバック】授業内でフィードバックする		

■授業科目 民法特殊研究Ⅱ	■単位 4	■担当教員 谷本 陽一
●授業の到達目標及びテーマ 【テーマ】博士論文の作成に向けた準備 【到達目標】(1)博士論文のテーマ決定、(2)基本文献の収集・読み込み、(3)プランの確定		
●授業の概要 博士論文のテーマを確定し、その分野の文献を渉猟して、完成までのプランを作成するとともに、部分々々の下書きを進める。		
●授業計画 第1回 ガイダンス 第2回 修士論文との接続 第3回 テーマ決定1－分野の絞り込み 第4回 テーマ決定2－比較法の対象決定 第5回 テーマ決定3－テーマの具体化 第6回 テーマ決定4－テーマ決定と現時点におけるストーリーの確認 第7回 日本法に関する文献調査1－主要文献の調査 第8回 日本法に関する文献調査2－主要文献の読み込み 第9回 日本法に関する文献調査3－主要文献のまとめ 第10回 日本法に関する文献調査4－芋蔓式文献調査 第11回 日本法に関する文献調査5－文献の読み込み 第12回 日本法に関する文献調査6－文献のまとめと補充 第13回 日本法に関する文献調査7－日本法に関するまとめ 第14回 日本法におけるテーマの定位 第15回 日本法に関する中間報告と今後の検討課題の設定 第16回 外国法に関する文献調査1－主要文献の調査 第17回 外国法に関する文献調査2－主要文献の読み込み 第18回 外国法に関する文献調査3－主要文献のまとめ 第19回 外国法に関する文献調査4－議論状況の確認 第20回 外国法に関する文献調査5－芋蔓式文献調査 第21回 外国法に関する文献調査6－文献の読み込み 第22回 外国法に関する文献調査7－文献のまとめと補充 第23回 外国法に関する文献調査8－外国法に関するまとめ 第24回 外国法におけるテーマの定位 第25回 外国法に関する中間報告と今後の課題設定 第26回 博士論文のプランの作成 第27回 博士論文のプランの検討 第28回 博士論文のプランの具体化 第29回 中間報告と次年度のプランの検討 第30回 総括		
●準備学習の内容 文献の調査報告の準備（2時間程度）、フィードバックに基づく修正と再調査（2時間程度）。 なお、日常的に文献を収集し、読み込むことが当然の前提である。		
●テキスト 特になし。		
●参考書 特になし。適宜指示する。		
●学生に対する評価 【評価】授業における発言・貢献度50%、報告50% 【フィードバック】授業内でフィードバックする		

■授業科目 民法特殊研究Ⅲ	■単位 4	■担当教員 谷本 陽一
●授業の到達目標及びテーマ 【テーマ】博士論文の完成 【到達目標】(1)研究者としての人格を確立する、(2)学位の取得		
●授業の概要 博士論文の執筆状況に応じた指導を行う。		
●授業計画 第1回 ガイダンス 第2回 プランの提出 第3回 プランの検討・修正 第4回 ストーリーの流れの提示 第5回 ストーリーの流れの検討 第6回 ストーリーの流れの修正 第7回 本論1部の報告 第8回 本論1部の検討 第9回 本論1部の修正と整合性確認 第10回 本論2部の報告 第11回 本論2部の検討 第12回 本論2部の修正と整合性確認 第13回 本論3部の報告 第14回 本論3部の検討 第15回 本論3部の修正と整合性確認 第16回 進捗状況・ストーリーの確認 第17回 本論4部の報告 第18回 本論4部の検討 第19回 本論4部の修正と整合性確認 第20回 全体の構成の報告・検討 第21回 全体の構成の修正 第22回 結論の報告・検討 第23回 序論の報告・検討 第24回 論文概要の作成 第25回 論文概要の検討・修正 第26回 アウトラインの整合性とボリュームの調整 第27回 脚注の確認・修正 第28回 参考文献の確認・修正 第29回 完成報告・検討・修正 第30回 総括		
●準備学習の内容 論文の執筆を進める。適宜指導を求める。 新たに執筆が進んだ部分を既に執筆した部分と統合して、振り返り、報告準備をする作業（2時間程度）。 フィードバックに基づく修正と再調査（2時間）。		
●テキスト 特になし。		
●参考書 特になし。適宜指示する。		
●学生に対する評価 【評価】博士論文の完成度80%、報告20% 【フィードバック】授業内でフィードバックする		

■授業科目 民法特殊研究Ⅰ	■単位 4	■担当教員 千葉 華月
●授業の到達目標及びテーマ 到達目標：親族法上の重要な問題に関する判例、学説の検討を通じて、親族法の基本原理を学び、問題を分析、検討できるようになる。 テーマ：親族法（実子、養子）の重要な問題に関する判例・学説の研究を行うこと。博士論文作成にむけて、論文の執筆方法もあわせて学ぶ。基本的には、我が国の判例、学説の検討を行うが、必要に応じて外国法の文献も取り扱う。		
●授業の概要 受講者の報告後、質疑応答を行った上で、テーマを決めて議論する。		
●授業計画 第1回 オリエンテーション：博士論文のテーマについての相談と授業の進め方についての説明 第2回 実子と養子：概要 第3回 実子(1)親子関係：基本的枠組み 第4回 実子(2)母子関係 第5回 実子(3)母子関係に関する重要な判例 第6回 実子(4)父子関係 第7回 実子(5)嫡出推定・推定される嫡出子 第8回 実子(6)嫡出推定に関する重要な判例 第9回 オリエンテーション：博士論文のテーマについての相談と授業の進め方についての説明 第10回 実子(7)嫡出否認 第11回 実子(8)推定を受けない嫡出子 第12回 実子(9)推定の及ばない子 第13回 実子(10)嫡出でない子 第14回 実子(11)任意認知 第15回 実子(12)強制認知 第16回 実子(13)DNA鑑定の利用 第17回 実子(14)嫡出でない子：外国法 第18回 実子(15)生殖補助医療と親子関係：概要 第19回 実子(16)生殖補助医療と親子関係に関する重要な判例① 第20回 実子(17)生殖補助医療と親子関係に関する重要な判例② 第21回 実子(18)生殖補助医療と親子関係に関する重要な判例③ 第22回 実子(19)生殖補助医療と親子関係に関する立法の動向 第23回 実子(20)生殖補助医療と親子関係：外国法 第24回 養子(1)基本的枠組み 第25回 養子(2)普通養子 第26回 養子(3)普通養子に関する重要な判例 第27回 養子(4)離縁 第28回 養子(5)特別養子 第29回 養子(6)特別養子：民法改正 第30回 養子(7)特別養子に関する重要な判例		
●準備学習の内容 報告者は、事前にレジュメを作成し、配付することが望まれる。その他の受講者は、指定された文献または判例を熟読してから授業に参加すること。レジュメ作成に1時間、復習に1時間。		
●テキスト 第1回目の授業時に説明する。		
●参考書 適宜提示する。		
●学生に対する評価 報告内容（30%）、発言（20%）、レポート（50%）を総合して評価する。評価についてはフィードバックする。		

■授業科目 民法特殊研究Ⅱ	■単位 4	■担当教員 千葉 華月
●授業の到達目標及びテーマ 到達目標：親族法上の重要な問題に関する判例、学説の検討を通じて、親族法の基本原理を学び、先端的問題を研究することができる。博士論文作成にむけて、論文の執筆方法もあわせて学び論文を書く力がつく。基本的には、我が国の判例、学説の検討を行うが、必要に応じて外国法の文献も取り扱う。 テーマ：日本と諸外国の親族法の基本原理を学ぶこと		
●授業の概要 親族法（親権、後見）における基本原理を学び、先端的問題について検討すること。		
●授業計画 第1回 オリエンテーション：授業の進め方に関する説明 第2回 親権(1)親権の帰属 第3回 親権(2)親権の行使：身上監護 第4回 親権(3)親権の行使：財産管理 第5回 親権(4)親子間の利益相反行為 第6回 親権(5)親子間の利益相反行為に関する重要な判例 第7回 親権(6)親権の制限（親権喪失、親権停止、管理権喪失） 第8回 親権(7)親権の制限：2011年民法改正 第9回 親権(8)親権の制限に関する重要な判例 第10回 親権(9)離婚後の親子 第11回 親権(10)離婚後の親権者・監護者の指定 第12回 親権(11)子の年齢および成熟性と子の意思の考慮 第13回 親権(12)子の年齢および成熟性と子の意思の考慮：外国法 第14回 親権(13)離婚後の親権者・監護者の指定に関する重要な判例 第15回 親権(14)離婚後の親権・監護権のあり方をめぐる議論 第16回 親権(15)離婚後の親権・監護権のあり方をめぐる議論：外国法 第17回 親権(16)面会交流 第18回 親権(17)養育費の取り決め 第19回 親権(18)子の引渡し 第20回 親権(19)子の引渡しに関する重要な判例 第21回 後見(1)未成年後見 第22回 後見(2)成年後見：法定後見と任意後見 第23回 後見(3)成年後見、法定後見：後見人 第24回 後見(4)成年後見、法定後見：保佐人 第25回 後見(5)成年後見、法定後見：補助人 第26回 後見(6)任意後見 第27回 後見(7)成年後見：超高齢社会と成年後見 第28回 後見(8)成年後見：身上監護をめぐる議論 第29回 後見(9)成年後見：介護をめぐる問題 第30回 後見(10)成年後見：医療をめぐる問題		
●準備学習の内容 報告者は、事前にレジュメを作成し、配付することが望まれる。その他の受講者は、指定された文献、判例を熟読してから授業に参加すること。レジュメ作成に1時間、復習に1時間。		
●テキスト 第1回目の授業時に説明する。		
●参考書 適宜提示する。		
●学生に対する評価 報告内容（30%）、発言（20%）、レポート（50%）を総合して評価する。評価についてはフィードバックする。		

■授業科目 民法特殊研究Ⅲ	■単位 4	■担当教員 千葉 華月
●授業の到達目標及びテーマ 到達目標：スウェーデン親族法の基本原理と諸制度を学び、スウェーデン親族法の法改正に向けた議論についても検討し、スウェーデン親族法の現状を理解することができる。博士論文作成にむけて、外国法文献の読み方についても勉強し、着実に読めるようになる。 テーマ：スウェーデンの親族法の基本原理と諸制度を学ぶこと		
●授業の概要 授業では、受講者の報告後、皆で論文、教科書または政府報告書を熟読し、テーマを決めて議論する。		
●授業計画 第1回 オリエンテーション：授業についての説明、外国法文献の読み方についての説明 第2回 スウェーデン家族法の概要 第3回 婚姻(1)婚姻の成立 第4回 婚姻(2)婚姻の効果 第5回 婚姻(3)婚姻法の改正 第6回 離婚(1)離婚の成立 第7回 離婚(2)離婚の効果 第8回 同居生活に関する法律 第9回 同居生活の解消 第10回 同性婚(1)パートナーシップ登録法 第11回 同性婚(2)パートナーシップ登録法の廃止 第12回 平等の原則：婚姻夫婦、サンボ、同性カップル、单身者 第13回 行政による家族支援、家事紛争と裁判所の役割 第14回 親子法改革 第15回 親子関係の確定(1)母子関係 第16回 親子関係の確定(2)父子関係 第17回 生殖補助医療と親子関係(1)生殖補助医療への規制 第18回 生殖補助医療と親子関係(2)親子関係 第19回 生殖補助医療と親子関係(3)最高裁判決を読む 第20回 生殖補助医療と親子関係(4)法改革：政府報告書を読む 第21回 監護(1)概要 第22回 監護(2)離婚、サンボ解消後の共同監護 第23回 監護(3)離婚、サンボ解消後の単独監護に関する議論 第24回 監護(4)監護権への制限、行政の関与と裁判所の役割 第25回 監護(5)法改革：政府報告書を読む① 第26回 監護(6)法改革：政府報告書を読む② 第27回 居所 第28回 面会交流 第29回 後見(1)God man, förvaltare, förmyndare 第30回 後見(2)法改革：政府報告書を読む		
●準備学習の内容 準備学習の内容 報告者は、事前にレジュメを作成し、配付することが望まれる。その他の受講者は、指定された文献を熟読してから授業に参加すること。レジュメ作成に1時間、復習に1時間。		
●テキスト 第1回目の授業時に説明するが、スウェーデン語または英語の文献を読む予定である。		
●参考書 適宜指示する。		
●学生に対する評価 報告内容（30%）、発言（20%）、レポート（50%）を総合して評価する。評価についてはフィードバックする。		

■授業科目 民法特殊研究Ⅰ	■単位 4	■担当教員 四ッ谷 有喜
●授業の到達目標及びテーマ - 各論稿で扱われているテーマについて正確に理解する。 - 各論稿の精読と授業中の議論を通じて民法解釈の方法論について今後の研究に資するレベルに至るまで理解を深める。 - 民法解釈の方法論と各自が現在行っている研究の関係性について検討する機会を提供する。		
●授業の概要 毎回、民法解釈の方法論に関する論稿を素材に、各論稿で扱われているテーマについて議論する。事前に各論稿を精読している前提で、各テーマについて受講学生・担当教員と相互に議論する。		
●授業計画 第1回 対象論文：我妻栄「私法の方法論に関する一考察」法協44巻6号・7号・10号（1926年） 第2回 対象論文：来栖三郎「法の解釈と法律家」同「来栖著作集Ⅰ」（1954年） 第3回 対象論文：広渡清吾「法的判断論の構図—法の解釈・適用とは何か」同「比較法社会論研究」（日本評論社・2009年） 第4回 対象論文：川島武宜「科学としての法学」同『科学としての法学（新版）』（弘文堂・1964年） 第5回 対象論文：川島武宜「市民の実用法学の方法と課題」同『科学としての法学（新版）』（弘文堂・1964年） 第6回 対象論文：川島武宜「判例研究の方法」科学としての法学（新版）』（弘文堂・1964年） 第7回 対象論文：瀬川信久「民法の解釈」星野英一編集代表『民法講座（別巻1）』（有斐閣・1990年）1頁 第8回 対象論文：瀬川信久「梅・富井の民法解釈方法論と思想」北大法学論集41巻5・6号（1991年） 第9回 対象論文：山本敬三「法的思考の構造と特質—自己理解の現況と課題」岩村正彦ほか編『岩波講座現代の法Ⅲ』（岩波書店・1997年）231頁 第10回 対象論文：藤原正則「法ドグマティックの伝統と発展—ドイツ法学方法論覚え書き」瀬川信久編『私法学の再構築』（北海道大学図書刊行会・1999年）38頁 第11回 対象論文：辻伸行「石坂音四郎の民法学とドイツ民法理論の導入—ドイツ民法理論導入全盛期の民法学の一面面」水本浩＝平井一雄編『日本民法学史・通史』（信山社・1998年） 第12回 対象論文：得津晶「民商の壁—商法学者からみた法解釈方法論争」新世代法政策学研究2号（2009年）233頁。 第13回 対象論文：加藤一郎「法解釈学における論理と利益衡量」同『民法における論理と利益衡量』（有斐閣・1974年） 第14回 対象論文：星野英一「民法解釈論序説」同『民法論集(1)』（有斐閣・1970年） 第15回 対象論文：星野英一「民法の解釈の方法について」同『民法論集(4)』（有斐閣・1978年） 第16回 対象論文：星野英一「民法の解釈のしかたとその背景」同『民法論集(8)』（有斐閣・1996年） 第17回 対象論文：瀬川信久「民法解釈論の今日的位相」瀬川信久編『私法学の再構築』（北海道大学図書刊行会・1999年）3頁 第18回 対象論文：吉田邦彦「リアリズム法学と利益考量論に関する『基礎理論』的考察—民法解釈学方法論の思想的系譜 その一」同『民法解釈と揺れ動く所有論』（有斐閣・2000年） 第19回 対象論文：大村敦志「利益考量論の再検討」同『学術としての民法Ⅱ—新しい日本の民法学へ』（東京大学出版会・2009年） 第20回 対象論文：大村敦志「提言—新利益衡量法学へ」同『性法・大学・民法学—ポスト司法制度改革の民法学』（有斐閣・2019年）59頁 第21回 対象論文：広中俊雄「現代の法解釈学に関する一つのおぼえがき」同『民法論集』（東京大学出版会・1971年） 第22回 対象論文：平井宜雄「現代法律学の課題」同『法律学基礎論の研究 平井宜雄著作集Ⅰ』（有斐閣・2010年） 第23回 対象論文：平井宜雄「法の解釈 論覚書」加藤一郎編『民法学の歴史と課題』（東京大学出版会・1982年） 第24回 対象論文：吉田邦彦「現代思想から見た民法解釈方法論—平井教授の研究を中心として」同『民法解釈と揺れ動く所有論』（有斐閣・2000年） 第25回 対象論文：田中成明「法的思考と正義・裁判」論叢102巻3・4号（1978年）94頁 第26回 対象論文：亀本洋「法的議論の論理学—ツールミンの理論を手がかりに」同『法的思考』（有斐閣・2006年） 第27回 対象論文：大村敦志「紛争解決の民法学から制度構想の民法学へ」同『民法総論』（岩波書店・2001年） 第28回 対象論文：山本敬三「民法における動的システム論の検討—法的評価の構造と方法に関する序章的考察」論叢138巻1・2・3号（1995年）208頁 第29回 対象論文：大久保邦彦「動的体系論と原理理論の関係に関する一考察」神戸学院法学31巻2号（2001年）189頁 第30回 山本敬三「日本における民法解釈方法論の変遷とその特質」山本敬三・中川久夫編『法解釈の方法論—その諸相と展望』（有斐閣・2021年）		
●準備学習の内容 - 対象論文の精読 - 疑問点のピックアップ （予習時間2時間）		
●テキスト 特に指定しない。		
●参考書 毎回の内容に応じて事前・事後に適宜指示する。		
●学生に対する評価 - 授業中の議論への参加態度：30% - 毎回の授業で扱ったテーマに関するミニペーパーへの評価：40% - 民法解釈の方法論に関する議論と自身が現在取り組んでいるテーマとの関係についてのレポート（8000字程度）への評価：30%		

■授業科目 民法特殊研究Ⅱ	■単位 4	■担当教員 四ッ谷 有喜
●授業の到達目標及びテーマ － 判例研究の手法を学ぶ － 判例評釈を執筆するための手順と方法を学ぶ		
●授業の概要 － 民法分野に関する研究を念頭に、判例研究及び判例評釈の方法を学ぶ。判例評釈のあり方について論じた文献を素材に授業中で議論するほか、実際に1万字程度の判例評釈を執筆するための指導を行う。 － 作成した原稿をもとに判例報告を行ってもらい、これに対する指導を行う。		
●授業計画 第1回 テーマ：判例研究を行う意義 (予習) 関連文献の精読(対象となる文献については追って提示する) (復習) 関連文献の内容及び授業中の質疑応答を踏まえて「判例研究を行う意義」についてまとめる 第2回 テーマ：判例評釈とは何か (予習) 関連文献の精読(対象となる文献については追って提示する) (復習) 関連文献の内容及び授業中の質疑応答を踏まえて「判例評釈とは何か」についてまとめる 第3回 テーマ：モデルとなる判例評釈を読み、疑問点をまとめる (予習) モデルとなる判例評釈を読み、疑問点をまとめる (復習) 予習及び授業中の質疑応答を踏まえ、現段階で理解できている範囲で「判例評釈には何が書かれているべきか」をまとめる 第4回 テーマ：執筆のための資料収集の方法を学ぶ (予習) 評釈の対象とする判決を選び、当該判決を読む (復習) 授業中の質疑応答を踏まえ、執筆予定としている判例評釈を作成するために必要となるであろう文献のリストを作成する。(第5回の予習も兼ねる) 第5回 テーマ：文献リストの検証 (復習) 検証内容を踏まえ、文献リストを更新する 第6回 テーマ：文献の読み方・メモの取り方・情報整理の方法を学ぶ (予習) 文献リストに挙がっている複数の文献を読みながら執筆のためのメモを作成する (復習) 授業中の質疑応答を踏まえ、文献の読み方・メモの取り方・情報整理の方法で改善すべき点がないか検証する 第7回 テーマ：仮原稿①をレビューする (予習) 仮原稿を作成する (復習) 授業中に行ったレビューを踏まえ、現段階で不足している事項を整理する。(第8回の予習も兼ねる) 第8回 テーマ：不足を補うために何が必要かを検討する (復習) 授業中の検討結果をまとめる 第9回 テーマ：仮原稿②をレビューする (予習) 仮原稿②を作成する (復習) 授業中に行ったレビューを踏まえて仮原稿②に加筆修正を加える 第10回 テーマ：判例報告のためのレジュメ作成技法を学ぶ (予習) 仮原稿②の内容を30分程度で報告することを想定し、報告のためのレジュメを作成する (復習) 授業中の質疑応答を踏まえ、レジュメの修正を行う(第10回の予習も兼ねる) 第11回 テーマ：判例報告を行う (復習) 報告についての改善点をまとめる 第12回 テーマ：判例報告での議論を訴釈原稿に反映させる方法を学ぶ (予習) 第11回で受けた質問や指摘の内容をまとめる (復習) 授業中の質疑応答を踏まえ、訴釈原稿完成に向けて必要なことをリスト化する(第13回の予習も兼ねる) 第13回 テーマ：原稿完成に向けて必要なことは何かを検討する (復習) 授業中の質疑応答を踏まえ、必要なことリスト」を修正しリストに沿って原稿を完成させる(第14回の予習も兼ねる) 第14回 テーマ：完成原稿のレビュー (復習) 授業中に行われたレビューの内容をまとめる 第15回 テーマ：「判例研究とは何か」「判例評釈とは何か」を再確認する (予習) 第14回までの内容を踏まえ、「判例研究とは何か」「判例評釈とは何か」をまとめる 第16回 テーマ：判例評釈執筆計画を作る (予習) 第15回までに得た知見を踏まえ、1万字程度の判例評釈を執筆することを想定した執筆計画を構想する (復習) 授業中の質疑応答を踏まえ、執筆計画を完成させる 第17回 テーマ：事実概要と判旨の要約の仕方を学ぶ (予習) 事実概要と判旨の要約を作成する (復習) 授業中の質疑応答を踏まえ、予習時に作成したものを加筆修正する 第18回 テーマ：先例及び関連判例の調べ方を学ぶ (予習) 対象としている判決に関する先例及び関連判例探しをリストを作成する (復習) 授業中の質疑応答を踏まえ、予習時に作成したものを加筆修正する 第19回 テーマ：先例及び関連判例について評述する方法を学ぶ (予習) 先例及び関連判例について仮原稿を作成する (復習) 授業中の質疑応答を踏まえて予習時に作成した仮原稿を加筆修正する 第20回 テーマ：対象判決の位置づけについて評述する方法を学ぶ (予習) 対象判決の位置づけについて仮原稿を作成する (復習) 授業中の質疑応答を踏まえて予習時に作成した仮原稿を加筆修正する 第21回 テーマ：関連する学説の状況について評述する方法を学ぶ (予習) 関連する学説の状況についての仮原稿を作成する (復習) 授業中の質疑応答を踏まえて予習時に作成した仮原稿を加筆修正する 第22回 テーマ：判決に関する検討の書き方を学ぶ①アウトラインの検証 (予習) 判決に関する検討として書くべき内容のアウトラインを作成する (復習) 授業中の質疑応答を踏まえて、アウトラインを修正する 第23回 テーマ：判決に関する検討の書き方を学ぶ②検討内容のレビュー (予習) 判決に関する検討についての仮原稿を作成する (復習) 授業中の質疑応答を踏まえて予習時に作成した仮原稿を加筆修正する 第24回 テーマ：先例・関連判例に関する仮原稿の再検討 (予習) これまでに作成し加筆修正した「判決に関する検討についての仮原稿」と「先例・関連判例に関する仮原稿」の内容を確認する (復習) 授業中の質疑応答を踏まえて「先例・関連判例に関する仮原稿」を加筆修正する 第25回 テーマ：関連する学説の状況についての仮原稿の再検討 (予習) これまでに作成し加筆修正した「判決に関する検討についての仮原稿」と「関連する学説の状況についての仮原稿」の内容を確認する (復習) 授業中の質疑応答を踏まえて「関連する学説の状況についての仮原稿」を加筆修正する 第26回 テーマ：判決の射程についての仮原稿を作成する (予習) 判決の射程についての仮原稿を作成する (復習) 授業中の質疑応答を踏まえて予習時に作成した仮原稿を加筆修正する 第27回 テーマ：判例報告 (予習) これまでに作成した仮原稿の内容を踏まえて30分程度の判例報告を想定したレジュメを作成する (復習) 報告に対する質問及び指摘を踏まえ、これまでに作成した仮原稿を加筆修正する(第28回の予習も兼ねる) 第28回 テーマ：原稿全体のレビュー①全体構成と内容に関するレビュー (復習) レビュー内容を踏まえて仮原稿を加筆修正する 第29回 テーマ：原稿全体のレビュー②文章表現に関するレビュー (予習) 第28回の復習時に加筆修正した仮原稿を再度見直し、文章表現が適切であるかを確認する (復習) 授業中の質疑応答を踏まえて原稿を加筆修正する 第30回 テーマ：自分用「判例評釈執筆マニュアル」を完成させる (予習) これまでの授業内容と執筆経験を踏まえて、判例評釈執筆マニュアルを作成する (復習) 授業中の質疑応答を踏まえて判例評釈執筆マニュアルを完成させる		
●準備学習の内容 毎回の授業計画に記載の通り。		
●テキスト 特になし。		
●参考書 必要に応じて適宜指示する。		
●学生に対する評価 － 授業中の質疑応答・議論への参加態度：30％ － 判例評釈の最終原稿(第15回終了時に1本・第29回終了時に1本)に対する評価：50％ － 判例評釈執筆マニュアルに対する評価：20％		

■授業科目 民法特殊研究Ⅲ	■単位 4	■担当教員 四ッ谷 有喜
●授業の到達目標及びテーマ － 平成後期の民法改正に大きな影響を与えた諸学説の内容を概観する － 学説に対する評価の仕方を学ぶ		
●授業の概要 吉永一行編『民法理論の進化と革新－令和に読む平成民法学の歩み出し』所収の各論稿を毎回1つ取り上げ、各論稿の内容に基づき議論する。		
●授業計画 第1回 平井宜雄「法律学基礎論覚書」……吉永一行 第2回 広中俊雄『民法綱要 第一巻総論 上』……根本尚徳 第3回 山本敬三「現代社会におけるリベラリズムと私的自治(1)(2)——私法関係における憲法原理の衝突」 ……高 秀成 第4回 吉田克己「現代市民社会と民法学」……山城一真 第5回 藤原正則「法ドグマ－ティクの伝統と発展：ドイツ法学方法論覚え書き」 ……水津太郎 第6回 大村敦志『公序良俗と契約正義』……原田昌和 第7回 沖野真己「契約の解釈に関する一考察(1)～(3・未完)」……竹中悟人 第8回 原島重義「児玉寛「対抗の意義」「登記がなければ対抗できない物権変動」……水津太郎 第9回 七戸克彦「登記の推定力(1)～(3完)」……石田 剛 第10回 瀬川信久「日本の借地」……山城一真 第11回 松岡久和「物上代位権の成否と限界(1)～(3)」……和田勝行 第12回 道垣内弘人「買主の倒産における動産売主の保護」……阿部裕介 第13回 森田宏樹「契約責任の帰責構造」……吉永一行 第14回 片山直也「一般債権者の地位と『対抗』——詐害行為取消制度の基礎理論として」……白石 大 第15回 池田真朗『債権譲渡の研究(初版)』……白石 大 第16回 山本顕治「契約交渉関係の法的構造についての一考察(1)～(3・完)——私的自治の再生に向けて」……石川博康 第17回 内田 貴「契約の再生」……石川博康 第18回 大村敦志「消費者・消費者契約の特性」……原田昌和 第19回 中田裕康「継続的売買の解消」……中原太郎 第20回 山田史子「契約解除における『重大な契約違反』と帰責事由(一)(二・完)」……田中 洋 第21回 山本 豊『不当条項規制と自己責任・契約正義』……吉永一行 第22回 大村敦志『典型契約と性質決定』……田中 洋 第23回 小粥太郎「フランス契約法におけるコースの理論」……竹中悟人 第24回 北居 功「売主瑕疵担保責任と危険負担との関係」……根本尚徳 第25回 道垣内弘人「信託法理と私法体系」……高 秀成 第26回 吉田邦彦「債権侵害論再考」……木村敦子 第27回 潮見佳男「民事過失の帰責構造」……中原太郎 第28回 窪田充見『過失相殺の法理』……和田勝行 第29回 大村敦志「フランスにおける『立法』と『立法学』——家族法を素材に」……幡野弘樹 第30回 水野紀子「中川理論——身分法学の体系と身分行為理論に関する一考察」……木村敦子		
●準備学習の内容 対象となる論稿の精読、疑問点の整理		
●テキスト 吉永一行編『民法理論の進化と革新－令和に読む平成民法学の歩み出し』(日本評論社・2025年2月刊行予定)		
●参考書 各回の内容に応じて別途適宜指示する。		
●学生に対する評価 － 毎回の授業に対する受講態度：30％ － 毎回の論稿に対する私見を示したミニペーパー(2000字程度)に対する評価：30％ － 各論稿において検討対象とされた論稿から1ないし2を選び、その内容と自身の研究テーマとの関係についてレポート(8000字程度)を提出してもらう。このレポートに対する評価：40％		

■授業科目 商法特殊研究Ⅰ	■単位 4	■担当教員 草間 秀樹
●授業の到達目標及びテーマ 主要なテーマは、イギリスのコーポレート・ガバナンスである。それに関するテキストを読みながら、受講者の問題意識を高めることが授業の到達目標である。		
●授業の概要 受講者による翻訳をチェックしたうえで、わが国の制度との比較検討を行う。		
●授業計画 第1回 オリエンテーション 第2回 Introduction (CA 2006 reforms) 第3回 Appointment and Vacation of Office (1)Board appointments 第4回 Appointment and Vacation of Office (2) Vacation of Office 第5回 Appointment and Vacation of Office (3)Shadow directors and de facto directors 第6回 Directors' Duties (1)To Whom do the general duties apply? 第7回 Directors' Duties (2)The general duties 第8回 Directors' Duties (3)Duty to act within powers 第9回 Directors' Duties (4)Duty to exercise independent judgment 第10回 Directors' Duties (5)Duty to exercise reasonable care, skill and diligence 第11回 Directors' Duties (6)Duty to avoid conflicts of interest 第12回 Potential Liabilities 第13回 Fair Dealing and Connected Persons 第14回 Remuneration of directors 第15回 Share Dealing by Directors and Connected Persons 第16回 Directors' Powers and Proceedings 第17回 Corporate Governance (1)Introduction 第18回 Corporate Governance (2)Background 第19回 Corporate Governance (3)The UK Corporate Governance Code 第20回 Corporate Governance (4)The Stewardship Code 第21回 Corporate Governance (5)The corporate governance implications of the CA 2006 第22回 Directors Facing Disputes 第23回 Duties of Directors Facing Insolvency (1)Statutory duties under IA 1986 第24回 Duties of Directors Facing Insolvency (2)Fiduciary and statutory duties of directors 第25回 Regulatory Investigations (1) Investigations under the Companies Acts and by the Financial Services Regulators 第26回 Regulatory Investigations (2)Limits on investigative powers 第27回 Disqualification of Directors (1)Procedure 第28回 Disqualification of Directors (2)Determining unfitness 第29回 Disqualification of Directors (3) Disqualification undertakings 第30回 総括		
●準備学習の内容 テキストの指定された箇所を翻訳（抄訳）し、基本的に、報告用のレジюмеを作成する（報告用のレジюме作成に1時間30分、フィードバックに基づく修正に30分）。		
●テキスト Tim Boxell, A Practitioner's Guide to Directors' Duties and Responsibilities, Sixth Edition (SWEET & MAXWELL, 2019)		
●参考書 必要に応じて指示する。		
●学生に対する評価 授業における報告100%で評価する。フィードバック：報告内容に関するコメントは基本的に授業内で行います。		

■授業科目 商法特殊研究Ⅱ	■単位 4	■担当教員 草間 秀樹
●授業の到達目標及びテーマ 大きなテーマとしては、日・米・英国におけるコーポレート・ガバナンスの比較研究であるが、具体的に取り扱うべきテーマについては受講者の関心による。本授業では、博士論文の構想を固めていくことを到達目標とする。		
●授業の概要 商法特殊研究Ⅰにおいて関心を抱いたテーマについて、国内・外における判例・学説を広く考察、整理しながら、博士論文の構想を固めていく。		
●授業計画 第1回 オリエンテーション 第2回 問題の所在の明確化 第3回 イギリス法におけるコーポレート・ガバナンスに関する法制度の概観 第4回 イギリス法におけるコーポレート・ガバナンスに関する法制度の考察 第5回 イギリス法におけるコーポレート・ガバナンスに関する法制度の整理 第6回 イギリス法におけるコーポレート・ガバナンスに関する判例の概観 第7回 イギリス法におけるコーポレート・ガバナンスに関する判例の考察 第8回 イギリス法におけるコーポレート・ガバナンスに関する判例の整理 第9回 イギリス法におけるコーポレート・ガバナンスに関する学説の概観 第10回 イギリス法におけるコーポレート・ガバナンスに関する学説の考察 第11回 イギリス法におけるコーポレート・ガバナンスに関する学説の整理 第12回 アメリカ法におけるコーポレート・ガバナンスに関する法制度の概観 第13回 アメリカ法におけるコーポレート・ガバナンスに関する法制度の考察 第14回 アメリカ法におけるコーポレート・ガバナンスに関する法制度の整理 第15回 アメリカ法におけるコーポレート・ガバナンスに関する判例の概観 第16回 アメリカ法におけるコーポレート・ガバナンスに関する判例の考察 第17回 アメリカ法におけるコーポレート・ガバナンスに関する判例の整理 第18回 アメリカ法におけるコーポレート・ガバナンスに関する学説の概観 第19回 アメリカ法におけるコーポレート・ガバナンスに関する学説の考察 第20回 アメリカ法におけるコーポレート・ガバナンスに関する学説の整理 第21回 日本法におけるコーポレート・ガバナンスに関する法制度の概観 第22回 日本法におけるコーポレート・ガバナンスに関する法制度の考察 第23回 日本法におけるコーポレート・ガバナンスに関する法制度の整理 第24回 日本法におけるコーポレート・ガバナンスに関する判例の概観 第25回 日本法におけるコーポレート・ガバナンスに関する判例の考察 第26回 日本法におけるコーポレート・ガバナンスに関する判例の整理 第27回 日本法におけるコーポレート・ガバナンスに関する学説の概観 第28回 日本法におけるコーポレート・ガバナンスに関する学説の考察 第29回 日本法におけるコーポレート・ガバナンスに関する学説の整理 第30回 総括		
●準備学習の内容 基本的に、毎回、報告用のレジюмеを作成し、事前に提出する（報告用のレジюме作成に1時間30分、フィードバックに基づく修正に30分）。		
●テキスト 特に指定しない。		
●参考書 必要に応じて指示する。		
●学生に対する評価 授業における報告100%で評価する。フィードバック：報告内容に関するコメントは基本的に授業内で行います。		

■授業科目 商法特殊研究Ⅲ	■単位 4	■担当教員 草間 秀樹
●授業の到達目標及びテーマ 大きなテーマとしては、日・米・英国におけるコーポレート・ガバナンスの比較研究であるが、具体的に取り扱うべきテーマについては受講者の関心による。本授業では、博士論文の完成を到達目標とする。		
●授業の概要 商法特殊研究Ⅱにおいて考察・整理してきた事柄に基づき博士論文を作成して頂くことになるが、授業の方式としては、受講者に中間報告を度々して頂き、それに対してこちらから課題を提示し、それをさらに再検討して頂きながら進めていく予定である。なお、下記の授業計画は一応三章から成る論文を作成する場合を想定して記載してあるが、あくまでも目安であり、実際には各受講者の進捗状況等によって随時変更していく。		
●授業計画 第1回 オリエンテーション 第2回 博士論文作成に向けての問題意識の確認 第3回 商法特殊研究Ⅱで取り組んだ内容の確認 第4回 博士論文の全体的な流れについての報告 第5回 序論に関する報告 第6回 課題の提示を受けた後の再報告 第7回 序論の文章化 第8回 表現方法等についての指導 第9回 第一章に関する報告 第10回 課題の提示を受けた後の再報告 第11回 第一章の文章化 第12回 構成・内容等に関する指導 第13回 表現方法・注等に関する指導 第14回 第一章と第二章とのつながりに関する指導 第15回 前期総括 第16回 第二章に関する報告 第17回 課題の提示を受けた後の再報告 第18回 第二章の文章化 第19回 構成・内容等に関する指導 第20回 表現方法・注等に関する指導 第21回 第二章と第三章とのつながりに関する指導 第22回 第三章に関する報告 第23回 課題の提示を受けた後の再報告 第24回 第三章の文章化 第25回 構成・内容等に関する指導 第26回 表現方法・注等に関する指導 第27回 結論に関する報告 第28回 課題の提示を受けた後の再報告 第29回 表現方法等についての指導 第30回 博士論文完成への最終チェック		
●準備学習の内容 基本的に、毎回、報告用のレジュメを作成し、事前に提出する（報告用のレジュメ作成に1時間30分、フィードバックに基づく修正に30分）。		
●テキスト 特に指定しない。		
●参考書 必要に応じて指示する。		
●学生に対する評価 授業における報告50%、博士論文の内容50%で評価する。フィードバック：報告内容に関するコメントは基本的に授業内で行います。		

■授業科目 刑法特殊研究Ⅰ	■単位 4	■担当教員 神元 隆賢
●授業の到達目標及びテーマ 刑法の学術論文の作成をテーマとする。 博士論文を完成させるために必要な理論構成力、文章力を修得し、博士論文の完成像を定め、さらに翌年度での大学院紀要への掲載あるいは学会報告・学会誌掲載を前提とした小型論文の大部分の作成を到達目標とする。		
●授業の概要 前半は博士論文の作成準備をし、併せて自らの考えを整理し文章化する訓練をする。後半は博士論文の準備段階として、修士論文をまとめたもの、あるいはその論点の一部を抜粋したものをアップデートし、2万字程度を目安とした（博士論文と比べて、という意味での）小型論文を作成する。テーマすなわち博士論文の題材は第1～4回、小型論文の題材は第16～19回にて決定する。		
●授業計画 第1回 講義ガイダンス 第2回 【博士論文】作成ガイダンス 第3回 問題の設定 第4回 問題の確認と指導 第5回 論文概要の提出 第6回 論文概要の指導 第7回 論文概要の修正 第8回 目次の作成 第9回 目次の指導 第10回 目次の修正 第11回 資料の選定 第12回 資料の収集① 第13回 資料の収集② 第14回 資料の確認 第15回 目次の再修正 第16回 【小型論文】作成ガイダンス 第17回 問題の設定・論点の選択 第18回 概要の提出・指導 第19回 「はじめに」の作成 第20回 「はじめに」の指導・修正 第21回 第1章の作成 第22回 第1章の指導 第23回 第1章の修正 第24回 第2章の作成 第25回 第2章の指導 第26回 第2章の修正 第27回 第3章の作成 第28回 第3章の指導 第29回 第3章の修正 第30回 まとめ、及び春休み中の課題（第4章、「おわりに」作成）指示		
●準備学習の内容 授業前に博士論文のひな形を作成し提出すること。作成時間は3時間以上、フィードバック後の修正は1時間を想定する。		
●テキスト Thomas Fischer, Strafrechtsgesetzbuch mit Nebengesetzen 71. Aufl (2024) ＊なお、本書は例年、12-翌1月頃に改版があるので注意されたい。		
●参考書 随時紹介する。		
●学生に対する評価 授業態度(30%)、小型論文を含む提出物(70%)で評価する。フィードバックは毎回行う。		

■授業科目 刑法特殊研究Ⅱ	■単位 4	■担当教員 神元 隆賢
●授業の到達目標及びテーマ 刑法の学術論文の作成をテーマとする。 博士論文の主要部分を完成させ、さらに「刑法特殊研究Ⅰ」より引き続き作成していた、2万字程度を目安とした（博士論文と比べて、という意味での）小型論文の完成を最低限の到達目標とする。 さらに可能であれば、小型論文を用いて学会報告を行い、学会誌掲載を果たすことを目標とする。		
●授業の概要 前半は、上記の小型論文を完成させ、さらに可能であれば学会報告を行う。後半は、博士論文の本格執筆に入る。		
●授業計画 第1回 講義ガイダンス 【小型論文】 春休みの課題（第4章、「おわりに」）の提出 第2回 第4章の指導 第3回 第4章の修正 第4回 「おわりに」の指導 第5回 「おわりに」の修正 第6回 【学会報告】 読み上げ原稿（8000字前後）の作成 第7回 読み上げ原稿の指導 第8回 読み上げ原稿の修正 第9回 質疑応答の準備 第10回 学会報告 第11回 学会報告の反省 第12回 【学会誌掲載】 小型論文の学会誌掲載に向けた修正（「はじめに」） 第13回 小型論文の学会誌掲載に向けた修正（第1章） 第14回 小型論文の学会誌掲載に向けた修正（第2章） 第15回 小型論文の学会誌掲載に向けた修正（第3章） 夏休みの課題（第4章、「おわりに」修正）指示 第16回 小型論文の学会誌掲載に向けた修正（第4章） 第17回 小型論文の学会誌掲載に向けた修正（「おわりに」） 第18回 小型論文の学会誌掲載に向けた修正まとめ 第19回 【博士論文】 目次の見直し 第20回 ドイツ語文献資料収集①体系書・コンメンタール 第21回 ドイツ語文献資料収集②雑誌 第22回 ドイツ語文献資料翻訳①体系書 第23回 ドイツ語文献資料翻訳②コンメンタール 第24回 ドイツ語文献資料翻訳③雑誌前半 第25回 ドイツ語文献資料翻訳④雑誌後半 第26回 「はじめに」の作成 第27回 「はじめに」の指導 第28回 「はじめに」の修正 第29回 「はじめに」の再修正 第30回 まとめ、及び春休み中の課題（「はじめに」以降の作成）指示		
●準備学習の内容 授業前に課題を作成し提出すること。作成時間は3時間以上、フィードバック後の修正は1時間を想定する。		
●テキスト Thomas Fischer, Strafgesetzbuch mit Nebengesetzen 71.Aufl (2024) ＊なお、本書は例年、12-翌1月頃に改版があるので注意されたい。		
●参考書 随時紹介する。		
●学生に対する評価 授業態度(30%)、小型論文を含む提出物(70%)で評価する。フィードバックは毎回行う。		

■授業科目 刑法特殊研究Ⅲ	■単位 4	■担当教員 神元 隆賢
●授業の到達目標及びテーマ 刑法の学術論文の作成をテーマとする。 博士論文を完成させることを到達目標とする。		
●授業の概要 博士論文の本格執筆を行う。		
●授業計画 第1回 講義ガイダンス 【博士論文】 春休みの課題（第1～4章、「おわりに」のひな形）の提出 第2回 第1章の指導 第3回 第1章の修正 第4回 第1章の再修正 第5回 第1章の再々修正 第6回 第2章の指導 第7回 第2章の修正 第8回 第2章の再修正 第9回 第3章の指導 第10回 第3章の修正 第11回 第3章の再修正 第12回 第3章の再々修正 第13回 第4章の指導 第14回 第4章の修正 第15回 第4章の再修正 夏休みの課題（第4章の再修正、「おわりに」作成）指示 第16回 第4章の再々修正 第17回 「おわりに」の指導 第18回 「おわりに」の修正 第19回 「おわりに」の再修正 第20回 「おわりに」の再々修正 第21回 論文全体の見直し 第22回 論文全体の再見直し・修正 第23回 脚注の確認、修正 第24回 脚注の再修正 第25回 全体の文章表現の確認、修正 第26回 博士論文審査時の読み上げ原稿の作成 第27回 博士論文審査時の読み上げ原稿の指導 第28回 博士論文審査時の読み上げ原稿の修正 第29回 博士論文審査時の読み上げ原稿の再修正 第30回 まとめ		
●準備学習の内容 授業前に課題を作成し提出すること。作成時間は3時間以上、フィードバック後の修正は1時間を想定する。		
●テキスト Thomas Fischer, Strafgesetzbuch mit Nebengesetzen 71.Aufl (2024) ＊なお、本書は例年、12-翌1月頃に改版があるので注意されたい。		
●参考書 随時紹介する。		
●学生に対する評価 博士論文の完成度(100%)により評価する。フィードバックは毎回行う。		

■授業科目 民事訴訟法特殊研究Ⅰ	■単位 4	■担当教員 酒井 博行
●授業の到達目標及びテーマ テーマ：民事訴訟法（判決手続）の諸問題の検討 到達目標：民事訴訟法（判決手続）に関する重要論点について、文献や判例の検討を通じて、判例・学説の状況を把握することにより、理解を深めていき、各自の博士論文執筆のための基礎的な能力を涵養することを目指す。		
●授業の概要 民事訴訟法（判決手続）に関する重要論点について、なるべく最近の文献（場合により、外国語文献も含む）を講読することによって、検討していきます。 下記の授業計画は、履修希望者との協議により、変更の可能性もあります。		
●授業計画 第1回 形式的形成訴訟（特に境界確定の訴え、共有物分割の訴えについて） 第2回 訴訟上の請求の特定 第3回 訴訟物理論①（旧訴訟物理論） 第4回 訴訟物理論②（新訴訟物理論） 第5回 訴訟物理論③（新実体法説・統一的請求権説） 第6回 管轄と移送 第7回 当事者確定に関する判例・学説 第8回 法人でない社団・財団の当事者能力 第9回 民法上の組合の当事者能力 第10回 法人の代表者と表見法理 第11回 訴訟上の和解締結に関する訴訟代理人の代理権 第12回 弁護士法違反の代理行為の効力 第13回 訴えの利益総説 第14回 将来の給付の訴えの利益（特に将来の継続的不法行為を理由とする損害賠償請求について） 第15回 確認の訴えの利益 第16回 形成の訴えの利益 第17回 当事者適格（特に紛争管理権論について） 第18回 法定訴訟担当総説 第19回 債権者代位訴訟における代位債権者の当事者適格 第20回 任意的訴訟担当総説 第21回 外国国家発行の円建て債券に係る償還等請求訴訟における債券管理会社の任意的訴訟担当 第22回 判決効の拡張と当事者適格 第23回 相殺の抗弁と重複訴訟（二重起訴）の禁止 第24回 弁論主義の根拠 第25回 弁論主義の第1テーゼが適用される事実 第26回 釈明権と弁論主義 第27回 消極的釈明と積極的釈明 第28回 釈明義務 第29回 法的観点指摘義務 第30回 真実義務		
●準備学習の内容 事前に指定した文献や判例を熟読したうえで、授業での報告のためのレジュメを作成してください。 予習については、文献の熟読・レジュメの作成に最低2時間、復習については、授業の際に説明・議論した内容を踏まえての文献の再読を最低2時間、求めます。		
●テキスト 特にありません。		
●参考書 授業内で適宜紹介します。		
●学生に対する評価 報告・質疑応答の内容で評価します（報告50％、発言50％）。 報告や質疑応答の内容等については授業内で個々にコメントします。		

■授業科目 民事訴訟法特殊研究Ⅱ	■単位 4	■担当教員 酒井 博行
●授業の到達目標及びテーマ テーマ：民事訴訟法（判決手続）の諸問題の検討 到達目標：民事訴訟法（判決手続）に関する重要論点について、文献・判例の検討を通じて、判例・学説の状況を把握することにより、理解を深めていき、各自の博士論文執筆のための基礎的な能力を涵養することを目指す。		
●授業の概要 民事訴訟法（判決手続）に関する重要論点について、なるべく最近の文献（場合により、外国語文献も含む）を講読することによって、検討していきます。 下記の授業計画は、履修希望者との協議により、変更の可能性もあります。		
●授業計画 第1回 証明度 第2回 裁判上の自白 第3回 相手方による援用のない自己に不利益な事実の陳述 第4回 唯一の証拠方法 第5回 証言拒絶権 第6回 文書提出命令①（自己利用文書） 第7回 文書提出命令②（公務文書・刑事事件関係文書） 第8回 模索的証明 第9回 証拠保全 第10回 証明責任の意義 第11回 証明責任の分配①（法律要件分類説） 第12回 証明責任の分配②（利益衡量説） 第13回 間接反証 第14回 過失の概括的認定 第15回 過失の一応の推定 第16回 証明妨害 第17回 事案説明義務 第18回 損害賠償額の算定 第19回 訴訟上の和解の効果をめぐる争い 第20回 申立事項と判決事項 第21回 既判力本質論・根拠論 第22回 基準時後の形成権の行使①（取消権・白地手形補充権） 第23回 基準時後の形成権の行使②（相殺権・建物買取請求権） 第24回 基準時後の事情変更 第25回 一部請求と残部請求 第26回 争点効 第27回 信義則による後訴の遮断 第28回 口頭弁論終結後の承継人への既判力の拡張 第29回 反射効 第30回 法人格否認の法理と既判力の拡張		
●準備学習の内容 事前に指定した文献や判例を熟読したうえで、授業での報告のためのレジュメを作成してください。 予習については、文献の熟読・レジュメの作成に最低2時間、復習については、授業の際に説明・議論した内容を踏まえての文献の再読を最低2時間、求めます。		
●テキスト 特にありません。		
●参考書 授業内で適宜紹介します。		
●学生に対する評価 報告・質疑応答の内容で評価します（報告50％、発言50％）。 報告や質疑応答の内容等については授業内で個々にコメントします。		

■授業科目 民事訴訟法特殊研究Ⅲ	■単位 4	■担当教員 酒井 博行
●授業の到達目標及びテーマ テーマ：民事訴訟法（判決手続）の諸問題の検討 到達目標：民事訴訟法（判決手続）に関する重要論点について、文献・判例の検討を通じて、判例・学説の状況を把握することにより、理解を深めていき、各自の博士論文執筆のための基礎的な能力を涵養することを目指す。		
●授業の概要 民事訴訟法（判決手続）に関する重要論点について、なるべく最近の文献（場合により、外国語文献も含む）を講読することによって、検討していきます。 下記の授業計画は、履修希望者との協議により、変更の可能性もあります。		
●授業計画 第1回 通常共同訴訟における共同訴訟人独立の原則 第2回 同時審判申出共同訴訟 第3回 主観的予備的併合 第4回 主観的追加的併合 第5回 固有必要的共同訴訟の成否 第6回 共同所有関係における固有必要的共同訴訟①（共同所有関係の対外的主張の場合） 第7回 共同所有関係における固有必要的共同訴訟②（共同所有者内部の紛争の場合） 第8回 固有必要的共同訴訟における共同訴訟人の一部の提訴拒絶 第9回 固有必要的共同訴訟における訴えの取下げ 第10回 類似必要的共同訴訟における共同訴訟人の1人による上訴 第11回 補助参加の利益 第12回 補助参加人の独立性と従属性 第13回 判決の補助参加人に対する効力①（参加的効力説） 第14回 判決の補助参加人に対する効力②（新既判力説） 第15回 共同訴訟的補助参加 第16回 債権者代位訴訟・詐害行為取消訴訟と訴訟告知 第17回 訴訟告知と判決の効力 第18回 独立当事者参加①（詐害防止参加） 第19回 独立当事者参加②（不動産の二重譲渡事例における権利主張参加の可否） 第20回 独立当事者参加訴訟の手続規律における民事訴訟法40条1項～3項の準用について 第21回 独立当事者参加における敗訴者の1人による上訴 第22回 債権者代位訴訟における債務者の参加 第23回 訴訟脱退 第24回 任意的当事者変更 第25回 訴訟承継 第26回 控訴の利益 第27回 控訴審の事後審的運営 第28回 経験則違反と上告・上告受理申立て 第29回 送達の際の瑕疵と再審 第30回 第三者による再審		
●準備学習の内容 事前に指定した文献や判例を熟読したうえで、授業での報告のためのレジュメを作成してください。 予習については、文献の熟読・レジュメの作成に最低2時間、復習については、授業の際に説明・議論した内容を踏まえての文献の再読を最低2時間、求めます。		
●テキスト 特にありません。		
●参考書 授業内で適宜紹介します。		
●学生に対する評価 報告・質疑応答の内容で評価します（報告50％、発言50％）。報告や質疑応答の内容等については授業内で個々にコメントします。		

■授業科目 刑事訴訟法特殊研究Ⅰ	■単位 4	■担当教員 飯野 海彦
●授業の到達目標及びテーマ テーマ：刑事手続法の意義と理念の検討 到達目標：自身の研究内容の再確認と研究完成に必要な方法論の吸収		
●授業の概要 内外の刑事手続法に関する文献研究が中心となる。古典的な名著・論文・判例から、最新の注目著作等も読み解いていく。		
●授業計画 第1回 オリエンテーション（授業の進め方等） 第2回 デュー・プロセスとは 第3回 刑事訴訟の基本原則その1 当事者主義 第4回 刑事訴訟の基本原則その2 公判中心主義 第5回 刑事訴訟の基礎理論概観 第6回 捜査の構造 第7回 検察官論（公判専従論、客観義務） 第8回 強制捜査と任意捜査 第9回 公訴権濫用論 第10回 起訴便宜主義 第11回 訴因と公訴事実その1 訴因制度 第12回 訴因と公訴事実その2 公訴事実の同一性 第13回 公判前整理手続その1 予断・裁判員との情報格差 第14回 公判前整理手続その2 証拠開示 第15回 迅速な裁判 第16回 違法収集証拠の排除その1 比較法的考察 第17回 違法収集証拠の排除その2 量刑への反映 第18回 違法捜査と公訴棄却 第19回 自白法則 第20回 状況証拠による事実認定 第21回 証明責任と推定 第22回 自由心証主義 第23回 事実認定論 第24回 量刑 第25回 一事不再理 第26回 形式裁判と既判力 第27回 免訴判決 第28回 控訴審の構造 第29回 裁判員裁判と上訴 第30回 再審事由		
●準備学習の内容 毎回のテーマについて、事前に指示する文献をまとめ、レポートにまとめて報告してもらいます（2時間）。授業で指摘された箇所をまとめ直して復習（1時間）。		
●テキスト 毎回指示する		
●参考書 毎回指示する		
●学生に対する評価 平常点（20％）及び報告内容（80％）。フィードバック：授業毎に報告について、評価すべき点、改善すべき点等についてお話しします。		

■授業科目 刑事訴訟法特殊研究Ⅱ	■単位 4	■担当教員 飯野 海彦
●授業の到達目標及びテーマ テーマ：少年法の理念の再確認 到達目標：少年法をテーマに，社会科学としての法学の方法論や比較法的考察の方法を身に付ける。		
●授業の概要 少年法に関する法学分野の文献講読のみならず，統計の用い方や犯罪社会学の方法論についても学習する。		
●授業計画 第1回 オリエンテーション 第2回 少年犯罪の現状 第3回 少年法制の歴史 第4回 少年法の理念その1 健全育成 第5回 少年法の理念その2 保護主義・国親思想 第6回 少年法の理念その3 行為者主義 第7回 少年警察活動規則と街頭補導 第8回 全件送致主義と簡易送致 第9回 家裁調査官制度 第10回 社会調査と裁判員裁判 第11回 少年鑑別所法の制定 第12回 少年法改正その1 原則逆送 第13回 少年法改正その2 事実認定の適正化—検察官関与と裁定合議制 第14回 少年審判と被害者参加 第15回 少年事件と裁判員裁判その1 健全育成理念の刑事裁判への反映 第16回 少年事件と裁判員裁判その2 少年法55条移送 第17回 触法少年時間と児童相談所 第18回 児童福祉法上の措置—指導自立支援施設の処遇 第19回 保護観察制度の現状と課題 第20回 少年院法改正その1 処遇の個別化 第21回 少年院法改正その2 処遇の適正化 第22回 医療少年院の現状と課題 第23回 少年法制の比較法的考察その1 英米法系 第24回 少年法制の比較法的考察その2 スコットランド等 第25回 少年法制の比較法的考察その3 大陸法系 第26回 少年法制の比較法的考察その4 アジア 第27回 少年法制の比較法的考察その5 その他 第28回 少年非行に対する人間行動関係諸科学からのアプローチ 第29回 少年非行に対する犯罪社会学的アプローチ 第30回 少年法の行方を考える		
●準備学習の内容 テーマに沿って文献を収集，報告できる形にまとめる（2時間）。内容により，通常の予習のみの場合もある。授業後は，講義で指摘された箇所をまとめておくこと（1時間）。		
●テキスト 特になし		
●参考書 特になし		
●学生に対する評価 平常点（20％）及び報告内容（80％）による。フィードバック：授業毎に報告について，評価すべき点，改善すべき点等についてお話しします。		

■授業科目 刑事訴訟法特殊研究Ⅲ	■単位 4	■担当教員 飯野 海彦
●授業の到達目標及びテーマ 到達目標：当該分野で「学会一番」と言われる研究を完成させること テーマ：博士論文の執筆		
●授業の概要 論文作成指導が中心です。		
●授業計画 第1回 オリエンテーション 第2回 研究テーマの再検討と確認 第3回 博士論文の概要作成その1 概要の報告・章立てをしてみる 第4回 博士論文の概要作成その2 全開で指摘された問題点を修正 第5回 序論の素描を報告…博士論文として取り上げるべき論点を網羅しているか 第6回 序論の再構成…指摘された問題点を踏まえて修正 第7回 博士論文前半の素描を報告その1 構成の検討 第8回 博士論文前半の素描を報告その2 先行研究は網羅されているか 第9回 博士論文前半の素描を報告その3 新たな論点の付加可能性の検討と参考文献の追加収集 第10回 博士論文前半の再構成…前3回の講義で指摘された問題点を踏まえての修正 第11回 中間報告会準備その1 博士論文前半の文章化 第12回 中間報告会準備その2 文章・表現について指導 第13回 中間報告会準備その3 指摘された問題点を踏まえての修正 第14回 中間報告会準備その4 プレゼンテーションの準備と指導 第15回 第1学期のまとめ…中間報告会での指摘を踏まえて 第16回 博士論文後半の素描を報告その1 構成の検討…前半と合わせ，結論へと収束するか 第17回 博士論文後半の素描を報告その2 先行研究は網羅されているか 第18回 博士論文後半の素描を報告その3 新たな論点の追加可能性の検討と参考文献の追加収集 第19回 博士論文後半を文章化して報告 第20回 博士論文後半の文章・表現について指導 第21回 論文の全体構成の再検討…章立ての再構成の要否 第22回 論文の構成変更後の報告 第23回 結論へ向けて，論文内容を検討 第24回 指摘された修正点を踏まえての報告 第25回 結論の素描を報告…独自の見解を打ち出せているか 第26回 論文全体の内容検討…論文全体が結論を導くために十分かつ説得的な内容となっているか 第27回 指摘された問題点を踏まえての修正 第28回 論文提出へ向けて，表現等の最終チェック 第29回 審査試験—口頭試問の準備 第30回 出版準備のためのチェック，将来の研究計画		
●準備学習の内容 毎回論文内容について出来る範囲で報告できるようにしておくこと（1時間）。講義後は，指摘された内容をまとめ，論文へ反映させる（1時間）。		
●テキスト 特になし		
●参考書 特になし		
●学生に対する評価 平常点（20％）・報告（80％）。フィードバック：授業毎に報告について，評価すべき点，改善すべき点等についてお話しします。		

■授業科目 労働法特殊研究Ⅰ	■単位 4	■担当教員 浅野 高宏
●授業の到達目標及びテーマ 主要なテーマは、大きく5つであり、「多様な就労形態と労働者性、使用者性」、「労働時間法理の新展開」、「労働条件の決定と変更（同一労働同一賃金を含む）」、「労働者の健康と安全をめぐる法理」、「雇用終了の法理」である。これらのテーマに関してテキストを読みながら、受講者の問題意識を高め、もっとも関心のあるものを選択して博士論文の作成準備を行うことを到達目標とする。		
●授業の概要 前半は博士論文の作成準備を行う。主要なテーマは、大きく5つであり、「多様な就労形態と労働者性、使用者性」、「労働時間法理の新展開」、「労働条件の決定と変更（同一労働同一賃金を含む）」、「労働者の健康と安全をめぐる法理」、「雇用終了の法理」である。これらの5つのテーマに通底する社会状況の変化を考察し、法例や判例法理によってどのような法的基盤が整備されつつあるかについて理解を深める。受講生は、これらのテーマについての十分な理解を踏まえ、自らが関心のある具体的なテーマを選択し、判例・学説を広く考察・整理する。後半は博士論文の本格的な作成に入る。博士論文の題材は、第1～7回で扱ったテーマから選択し、第8回の授業にて決定する。		
●授業計画 第1回 講義ガイダンス 第2回 博士論文作成ガイダンス 第3回 「多様な就労形態と労働者性、使用者性」の考察・整理 第4回 「労働時間法理の新展開」の考察・整理 第5回 「労働条件の決定と変更（同一労働同一賃金を含む）」の考察・整理 第6回 「労働者の健康と安全をめぐる法理」の考察・整理 第7回 「雇用終了の法理」の考察・整理 第8回 具体的なテーマの設定 第9回 具体的なテーマの確認と指導 第10回 論文概要の提出 第11回 論文概要の指導 第12回 論文概要の修正 第13回 目次の作成 第14回 目次の指導 第15回 目次の修正 第16回 具体的なテーマに関連する文献の選定 第17回 文献の収集 第18回 テーマに関連する判例の選定 第19回 判例の収集① 第20回 判例の収集② 第21回 「はじめに」の作成 第22回 「はじめに」の指導 第23回 「はじめに」の修正 第24回 「はじめに」の再指導 第25回 第1章前半の作成 第26回 第1章前半の指導 第27回 第1章前半の修正 第28回 第1章後半の作成 第29回 第1章後半の指導 第30回 第1章後半の修正		
●準備学習の内容 基本的に、毎回、報告用のレジュメを作成し、事前に提出する。2時間程度の予習を要する。		
●テキスト 水町勇一郎「詳解 労働法 第3版」（東京大学出版会、2023年） 菅野和夫 山川隆一 共著「労働法 第13版」（弘文堂、2024年） 土田道夫「労働契約法 第3版」（有斐閣、2024年）		
●参考書 テーマごとに都度、指定する。		
●学生に対する評価 授業への参加姿勢50％、報告50％で評価する。なお受講生に対する評価は、毎回の授業後の講評及び論文指導の過程でフィードバックする。		

■授業科目 労働法特殊研究Ⅱ	■単位 4	■担当教員 浅野 高宏
●授業の到達目標及びテーマ 受講生がすでに博士論文について具体的な構想を練っていることを前提に、その構想を具体化し論文を完成することを到達目標とする。すでに労働法特殊研究Ⅰにおいて、テーマの選定、「はじめに」および論文の「第1章」【起（第1章）、承（第2章）、転（第3章）、結（第4章）】を実施済であるので、第2章以下の作成に臨むものとする。		
●授業の概要 執筆した論文の推敲、添削を行い、博士論文を仕上げていく。		
●授業計画 第1回 講義ガイダンス 第2回 第2章前半の作成 第3回 第2章前半の指導 第4回 第2章前半の修正 第5回 第2章後半の作成 第6回 第2章後半の指導 第7回 第2章後半の修正 第8回 第3章前半の作成 第9回 第3章前半の指導 第10回 第3章前半の修正 第11回 第3章後半の作成 第12回 第3章後半の指導 第13回 第3章後半の修正 第14回 第4章前半の作成 第15回 第4章前半の指導 第16回 第4章前半の修正 第17回 第4章後半の作成 第18回 第4章後半の指導 第19回 第4章後半の修正 第20回 「おわりに」の構成と全体の調整 第21回 「おわりに」の構成と全体の再構築 第22回 「おわりに」の作成 第23回 「おわりに」の指導 第24回 「おわりに」の修正 第25回 脚注の確認 第26回 脚注の指導 第27回 脚注の再指導 第28回 脚注の整理・再構成 第29回 論文全体の校正 第30回 残された論点の検討		
●準備学習の内容 授業前に論文の執筆部分を必ず作成の上、提出すること。2時間程度の予習を要する。		
●テキスト 水町勇一郎「詳解 労働法 第3版」（東京大学出版会、2023年） 荒木尚志「労働法 第5版」（有斐閣、2022年） その他、具体的テーマに沿って選定したテキスト		
●参考書 都度、指定する。		
●学生に対する評価 執筆中の論文の完成度により評価する。なお受講生に対する評価は、毎回の指導の中で具体的にフィードバックする。		

■授業科目 労働法特殊研究Ⅲ	■単位 4	■担当教員 浅野 高宏
●授業の到達目標及びテーマ 博士論文の審査を経て、博士号を取得することを目標とする。 テーマは各自の論文執筆テーマ（労働法上のテーマ）に応じて決定する。		
●授業の概要 博士論文の審査に向けて完成度を高めつつ、さらに北海道労働判例研究会（北大・小樽商科大・本学および実務家による合同研究会、以下「北海道労判研」という）および北海道労判研夏季セミナー（上記定例参加大学教員および実務家に加えて、毎年夏季セミナーの報告テーマの第一人者を招聘して実施する合宿形式の研究会）にて業績の一部を公にして口頭試問の経験も積む。		
●授業計画 第1回 講義ガイダンス 第2回 論文概要の作成 第3回 論文概要の指導 第4回 論文概要の修正 第5回 論文概要の再指導 第6回 北海道労判研での報告準備 第7回 北海道労判研での報告内容の概要の作成 第8回 北海道労判研での報告内容の概要の指導 第9回 北海道労判研での報告原稿の作成 第10回 北海道労判研での報告原稿の指導 第11回 北海道労判研での報告原稿の修正 第12回 北海道労判研での報告実施と講評 第13回 北海道労判研での講評を踏まえた論文の修正 第14回 北海道労判研夏季セミナーでの報告概要の作成 第15回 北海道労判研夏季セミナーでの報告概要の指導 第16回 北海道労判研夏季セミナーでの報告概要の修正 第17回 北海道労判研夏季セミナーでの報告実施と講評 第18回 北海道労判研夏季セミナーでの講評を踏まえた論文の修正 第19回 北海道労判研夏季セミナーでの講評を踏まえた論文の再指導 第20回 北海道労判研夏季セミナーでの講評を踏まえた論文の再修正 第21回 博士論文の構成・内容の読み合わせと再指導 第22回 表現方法・脚注等に関する再指導 第23回 「はじめに」と「第1章」とのつながりに関する再指導 第24回 「第1章」と「第2章」とのつながりに関する再指導 第25回 「第2章」と「第3章」とのつながりに関する再指導 第26回 「第3章」と「第4章」とのつながりに関する再指導 第27回 「第4章」と「おわりに」とのつながりに関する再指導 第28回 博士論文審査の読み上げ原稿の作成 第29回 博士論文審査の読み上げ原稿の指導 第30回 博士論文審査の読み上げ原稿の最終確認		
●準備学習の内容 授業前に執筆部分を必ず提出すること。 2時間程度の予習を要する。		
●テキスト すでに労働法特殊研究Ⅰ・Ⅱにおいて選定済のものがあることが前提であるので、特に指定はない。		
●参考書 適時指定する。		
●学生に対する評価 博士論文の完成度により評価する。なお、受講生に対する評価は、毎回の授業後のコメント及び指導の中で具体的にフィードバックする。		

■授業科目 法哲学特殊研究Ⅰ	■単位 4	■担当教員 菅原 寧格
●授業の到達目標及びテーマ 博士論文のテーマを決めることが本授業の到達目標でありテーマである。		
●授業の概要 受講生が、修士論文を再考し、博士論文のテーマとしてどのようなものがあり得るかを様々な角度から分析し、検討を加えていくために役立つ主要文献4冊（①～④）を選定の上、講読していく。		
●授業計画 第1回 本授業のガイダンス 第2回 修士論文の「客観化」 第3回 修士論文の解説 第4回 修士論文の検討 第5回 修士論文に対する評価 第6回 修士論文の再考 第7回 現状の確認 第8回 近時の博士論文のリサーチ 第9回 近時の博士論文の検討 第10回 テーマ選定にあたっての「可能性」の検討 第11回 博士論文完成に向けたプランニング 第12回 博士論文完成に向けた問題の洗い出し 第13回 博士論文完成までの課題確認 第14回 博士論文完成までの課題検討 第15回 1学期のまとめ 第16回 2学期の計画作成と講読する文献①～④の選定 第17回 文献①のまとめ 第18回 文献①の検討 第19回 文献①の評価 第20回 文献②のまとめ 第21回 文献②の検討 第22回 文献②の評価 第23回 文献③のまとめ 第24回 文献③の検討 第25回 文献③の評価 第26回 文献④のまとめ 第27回 文献④の検討 第28回 文献④の評価 第29回 文献①～④の総括 第30回 今年度のまとめ		
●準備学習の内容 授業を進めるためのレジュメ作成（2時間程度）、修正（2時間程度）。		
●テキスト 受講生の問題関心に応じて適宜選定する。		
●参考書 授業中に適宜指示する。		
●学生に対する評価 平常点によって評価する。また、毎回の授業後に講評を行う。		

■授業科目 法哲学特殊研究Ⅱ	■単位 4	■担当教員 菅原 寧格
●授業の到達目標及びテーマ 文献講読を通じて、博士論文の骨格を固めることを目指す。		
●授業の概要 博士論文の骨格を完成させるために必要な文献講読を行う。		
●授業計画 第1回 ガイダンス 第2回 1学期に扱う文献4冊（①～④）の選定 第3回 文献①のまとめ 第4回 文献①の検討 第5回 文献①の評価 第6回 文献②のまとめ 第7回 文献②の検討 第8回 文献②の評価 第9回 文献③のまとめ 第10回 文献③の検討 第11回 文献③の評価 第12回 文献④のまとめ 第13回 文献④の検討 第14回 文献④の評価 第15回 1学期のまとめ 第16回 2学期に扱う文献4冊（⑤～⑧）の選定 第17回 文献⑤のまとめ 第18回 文献⑤の検討 第19回 文献⑤の評価 第20回 文献⑥のまとめ 第21回 文献⑥の検討 第22回 文献⑥の評価 第23回 文献⑦のまとめ 第24回 文献⑦の検討 第25回 文献⑦の評価 第26回 文献⑧のまとめ 第27回 文献⑧の検討 第28回 文献⑧の評価 第29回 2学期のまとめ 第30回 今年度の総括		
●準備学習の内容 授業を進めるためのレジュメ作成（2時間程度）、修正（2時間程度）。		
●テキスト 受講生の問題関心に応じて適宜選定する。		
●参考書 授業中に適宜指示する。		
●学生に対する評価 平常点によって評価する。また、毎回の授業後に講評を行う。		

■授業科目 法哲学特殊研究Ⅲ	■単位 4	■担当教員 菅原 寧格
●授業の到達目標及びテーマ 博士論文の構想報告を行い、博士論文の完成を目指す。		
●授業の概要 博士論文の構想報告に必要な文献の講読と、博士論文の執筆状況に応じた論文指導を行う。		
●授業計画 第1回 ガイダンス 第2回 博士論文の構想報告に向けた必読文献4冊の選定（①～④） 第3回 文献①のまとめ 第4回 文献①の検討 第5回 文献①の評価 第6回 文献②のまとめ 第7回 文献②の検討 第8回 文献②の評価 第9回 文献③のまとめ 第10回 文献③の検討 第11回 文献③の評価 第12回 文献④のまとめ 第13回 文献④の検討 第14回 文献④の評価 第15回 1学期のまとめ 第16回 博士論文の構想報告 第17回 現状の「客観化」 第18回 修正事項の確認 第19回 修正事項の検討 第20回 「法哲学特殊研究Ⅰ」で修得した事項の確認 第21回 「法哲学特殊研究Ⅰ」で修得した事項の検討 第22回 「法哲学特殊研究Ⅰ」で残された問題の確認と解決 第23回 「法哲学特殊研究Ⅱ」で修得した事項の確認 第24回 「法哲学特殊研究Ⅱ」で修得した事項の検討 第25回 「法哲学特殊研究Ⅱ」で残された問題の確認と解決 第26回 博士論文における修正事項の再確認 第27回 博士論文における修正事項の再検討 第28回 博士論文の最終点検 第29回 2学期のまとめ 第30回 今年度の総括		
●準備学習の内容 授業を進めるためのレジュメ作成（2時間程度）、修正（2時間程度）。		
●テキスト 受講生の問題関心に応じて適宜選定する。		
●参考書 授業中に適宜指示する。		
●学生に対する評価 平常点によって評価する。また、毎回の授業後に講評を行う。		

■授業科目 論文指導Ⅱ	■単位 4	■担当教員 福士 明
●授業の到達目標及びテーマ テーマ 生活保護の受給要件に関する一考察 到達目標 博士論文を完成させる。		
●授業の概要 論文指導Ⅰに引き続き、博士論文を完成させる作業を行う。授業では、受講生がまとまりのある章ないし節ごとに、博士論文の構想内容の報告をして、それに関して私が質問・コメント等論文指導をし、討論の後、受講生が報告内容に修正を施してこれを報告し、博士論文を完成させる。 なお、授業計画は、論文作成の進行状況により変更される。		
●授業計画 第1回 ガイダンス-「はじめに」の報告・検討 第2回 「第1章 わが国における生活保護制度の沿革と現状 第1節 わが国における生活保護制度の沿革 ― 明治憲法下の制度」の検討(1)報告・検討 第3回 「第1章 わが国における生活保護制度の沿革と現状 第2節 わが国における生活保護制度の沿革」の「一 明治憲法下の制度」の検討(2)修正報告・検討 第4回 「第1章 わが国における生活保護制度の沿革と現状 第1節 わが国における生活保護制度の沿革」の「二 日本国憲法下の制度」の検討(1)報告・検討 第5回 「第1章 わが国における生活保護制度の沿革と現状 第1節 わが国における生活保護制度の沿革」の「二 日本国憲法下の制度」の検討(2)修正報告・検討 第6回 「第1章 わが国における生活保護制度の沿革と現状 第2節 生活保護の受給要件に関する現行法の原理・原則」の「生活保護の四原則」の検討(1)報告・検討 第7回 「第1章 わが国における生活保護制度の沿革と現状 第2節 生活保護の受給要件に関する現行法の原理・原則」の「生活保護の四原則」の検討(2)修正報告・検討 第8回 「第1章 わが国における生活保護制度の沿革と現状 第2節 生活保護の受給要件に関する現行法の原理・原則」の「生活保護の四原則」の検討(1)報告・検討 第9回 「第1章 わが国における生活保護制度の沿革と現状 第2節 生活保護の受給要件に関する現行法の原理・原則」の「生活保護の四原則」の検討(2)修正報告・検討 第10回 「第1章 わが国における生活保護制度の沿革と現状 第2節 生活保護の受給要件に関する現行法の原理・原則」の「生活保護の種類および範囲」の検討(1)報告・検討 第11回 「第1章 わが国における生活保護制度の沿革と現状 第2節 生活保護の受給要件に関する現行法の原理・原則」の「生活保護の種類および範囲」の検討(2)修正報告・検討 第12回 第一章の総括的検討 第13回 第2章 判例の分析 第1節 生活保護の受給申請時の判例」の「一 口頭による生活保護申請と申請時の実施機関の助言・確認・援助義務」の検討(1)報告・討論 第14回 「第2章 判例の分析 第1節 生活保護の受給申請時の判例」の「一 口頭による生活保護申請と申請時の実施機関の助言・確認・援助義務」の検討(2)修正報告・検討 第15回 「第2章 判例の分析 第1節 生活保護の受給申請時の判例」の「二 実施機関の申請審査義務」の検討(1)報告・検討 第16回 「第2章 判例の分析 第1節 生活保護の受給申請時の判例」の「二 実施機関の申請審査義務」の検討(2)修正報告・検討 第17回 第2章 判例の分析 第1節 生活保護の受給申請時の判例」の「三 要件充足の場合の支給義務」の検討(1)報告・検討 第18回 第2章 判例の分析 第1節 生活保護の受給申請時の判例」の「三 要件充足の場合の支給義務」の検討(2)修正報告・検討 第19回 「第2章 判例の分析 第2節 生活保護の受給継続中の判例」の「一 収入申告の義務」の検討(1)報告・検討 第20回 「第2章 判例の分析 第2節 生活保護の受給継続中の判例」の「一 収入申告の義務」の検討(2)修正報告・検討 第21回 「第2章 判例の分析 第2節 生活保護の受給継続中の判例」の「二 国内居住の義務」の検討(1)報告・検討 第22回 「第2章 判例の分析 第2節 生活保護の受給継続中の判例」の「二 国内居住の義務」の検討(2)修正報告・検討 第23回 「第2章 判例の分析 第2節 生活保護の受給継続中の判例」の「三 稼働能力の活用」の検討(1)報告・検討 第24回 「第2章 判例の分析 第2節 生活保護の受給継続中の判例」の「三 稼働能力の活用」の検討(2)修正報告・検討 第25回 「第2章 判例の分析 第3節 生活保護廃止時の判例」の「一 保護を必要としなくなったとき」の検討(1)報告・検討 第26回 「第2章 判例の分析 第3節 生活保護廃止時の判例」の「一 保護を必要としなくなったとき」の検討(2)修正報告・検討 第27回 「第2章 判例の分析 第3節 生活保護廃止時の判例」の「二 指導指示順守義務違反」の検討(1)報告・検討 第28回 「第2章 判例の分析 第3節 生活保護廃止時の判例」の「二 指導指示順守義務違反」の検討(2)修正報告・検討 第29回 第二章の総括的検討 第30回 全体の総括的検討		
●準備学習の内容 各回の論文の内容の完成を目指して関連文献を調査し、論文としてまとめる（2時間以上の準備が必要です）。		
●テキスト 特になし。		
●参考書 特になし。		
●学生に対する評価 報告内容（30%）、発言内容（20%）および博士論文の内容（50%）で評価します。評価の諸要素―報告内容、発言内容、博士論文の内容―については、授業の内外で、適宜、受講生にコメントしフィードバックする。		

■授業科目 論文指導Ⅲ	■単位 4	■担当教員 福士 明
●授業の到達目標及びテーマ テーマ 登記官の審査権と国家賠償責任 到達目標 博士論文を完成させる。		
●授業の概要 授業では、論文指導Ⅱに続き、博士論文を完成させる作業を行う。授業では、受講生がまとまりのある章ないし節ごとに、博士論文の構想内容の報告をして、それに関して私が質問・コメント等論文指導をし、討論の後、受講生が報告内容に修正を施してこれを報告し、博士論文を完成させる。 なお、授業計画は、論文作成の進行状況により変更される。		
●授業計画 第1回 ガイダンス-「はじめに」の検討 第2回 「第1章 我が国における不動産登記制度の変遷 第1節 明治憲法下における不動産登記制度の沿革 1 不動産登記制度の意義」の検討 第3回 「第1章 我が国における不動産登記制度の変遷 第1節 明治憲法下における不動産登記制度の沿革 2 明治憲法下における不動産登記法の改正経緯」の検討 第4回 「第1章 我が国における不動産登記制度の変遷 第1節 明治憲法下における不動産登記制度の沿革 3 戦前における登記官吏の違法行為に対する責任」の検討 第5回 「第1章 我が国における不動産登記制度の変遷 第2節 日本国憲法下における不動産登記法の改正経緯 1 戦後における不動産登記法の沿革」の検討 第6回 第1章 我が国における不動産登記制度の変遷 第2節 日本国憲法下における不動産登記法の改正経緯 2 現行不動産登記制度の概要」の検討 第7回 第1章 我が国における不動産登記制度の変遷 第2節 日本国憲法下における不動産登記法の改正経緯 3 戦後における登記官の責任」の検討 第8回 第1章の総括的検討 第9回 「第2章 諸外国の登記制度の概要 第1節 ドイツ 1 物権法の概要」の検討 第10回 「第2章 諸外国の登記制度の概要 第1節 ドイツ 2 登記制度の概要」の検討 第11回 「第2章 諸外国の登記制度の概要 第1節 ドイツ 3 登記官の審査権と国家賠償責任」の検討 第12回 「第2章 諸外国の登記制度の概要 第2節 フランス 1 物権法の概要」の検討 第13回 「第2章 諸外国の登記制度の概要 第2節 フランス 2 登記制度の概要」の検討 第14回 「第2章 諸外国の登記制度の概要 第2節 フランス 3 登記官の審査権と国家賠償責任」の検討 第15回 「第2章 諸外国の登記制度の概要 第3節 アメリカ 1 物権法の概要」の検討 第16回 「第2章 諸外国の登記制度の概要 第3節 アメリカ 2 登記制度の概要」の検討 第17回 「第2章 諸外国の登記制度の概要 第3節 アメリカ 3 登記官の審査権と国家賠償責任」の検討 第18回 第2章の総括的検討 第19回 「第3章 判例の整理 第1節 登記官の審査権 1 登記官の職務」の検討 第20回 「第3章 判例の整理 第1節 登記官の審査権 2 権利の登記の審査」の検討 第21回 「第3章 判例の整理 第1節 登記官の審査権 3 表示の登記の審査」の検討 第22回 「第3章 判例の整理 第2節 権利の登記に関係する裁判例 1 体制の不備に起因するもの」の検討 第23回 第3章 判例の整理 第2節 権利の登記に関係する裁判例 2 登記官のミスに起因するもの」の検討 第24回 「第3章 判例の整理 第2節 権利の登記に関係する裁判例 3 上級行政機関の法令解釈の誤りに起因するもの」の検討 第25回 第3章 判例の整理 第2節 権利の登記に関係する裁判例 4 小括」の検討 第26回 第3章 判例の整理 第2節 表示の登記に関係する裁判例 1 実地調査の事実認定に起因するもの」の検討 第27回 「第3章 判例の整理 第2節 表示の登記に関係する裁判例 2 公図の不備に起因するもの」の検討 第28回 「第3章 判例の整理 第2節 表示の登記に関係する裁判例 3 小括」の検討 第29回 第3章の総括的検討 第30回 全体の総括的検討		
●準備学習の内容 各回の論文の内容の完成を目指して関連文献を調査し、論文としてまとめる（2時間以上の準備が必要です）。		
●テキスト 特になし。		
●参考書 その都度紹介する。		
●学生に対する評価 報告内容（30%）、発言内容（20%）および博士論文の内容（50%）で評価する。評価の諸要素―報告内容、発言内容、博士論文の内容―については、授業の内外で、適宜、受講生にコメントしフィードバックする。		

■授業科目 特別研究（環境影響評価法）	■単位 2	■担当教員 鈴木 光
●授業の到達目標及びテーマ 本科目の到達目標は、博士論文の完成である。 本科目のテーマは、博士論文の題目に即した文献・資料・判例等の研究である。		
●授業の概要 博士論文の題目に即した文献・資料の収集・整理・分析、関連判例の研究、学説の整理・分析等を継続・発展させ、博士論文を完成させる。		
●授業計画 第1回 問題意識の確認 第2回 博士論文の全体的な構成についての報告 第3回 博士論文の進捗状況の報告 第4回 課題の指示を受けたあとの再報告 第5回 序論の報告 第6回 課題の指示を受けたあとの再報告 第7回 第1章の報告 第8回 課題の指示を受けたあとの再報告 第9回 第2章の報告 第10回 課題の指示を受けたあとの再報告 第11回 第3章の報告 第12回 課題の指示を受けたあとの再報告 第13回 終章の報告 第14回 表現方法・注等の総点検 第15回 総括		
●準備学習の内容 予習：毎回2時間程度、論文題目に即した文献・資料・判例などを読むのが望ましい。 復習：毎回2時間程度、授業中の議論を念頭に、論文の執筆を進めるのが望ましい。		
●テキスト 指定しない。		
●参考書 宇賀克也ほか『行政判例百選Ⅰ・Ⅱ』有斐閣 畠山武道ほか『はじめての行政法』三省堂 大西有二ほか『設例で学ぶ行政法の基礎』八千代出版 櫻井敬子・橋本博之『行政法』弘文堂 伊藤真『判例シリーズ4行政法』弘文堂 藤井俊夫『行政法総論』成文堂 小林博志『行政法講義』成文堂 安達和志ほか『ホーンブック行政法』北樹出版 そのほか、授業内で紹介する。		
●学生に対する評価 報告（50％）と質疑応答（50％）により評価する。 報告と質疑応答について授業中に講評し、フィードバックする。		

■授業科目 政治史特殊研究Ⅰ	■単位 4	■担当教員 松戸 清裕
●授業の到達目標及びテーマ 博士論文の大まかなテーマを見出すことを到達目標とする。 修士論文の再検討を通じて、公表する学術論文の準備と博士論文の構想に取り組むことがテーマとなる。		
●授業の概要 修士論文の再検討と公表する学術論文の主題の明確化、先行研究の再検討および関連文献の検討、研究報告などが授業の中心となる。		
●授業計画 第1回 修士論文の再検討(1)：修士論文を読み進めつつ、問題点や今後の課題を検討する。 第2回 修士論文の再検討(2)：第1回の続き。 第3回 修士論文の再検討(3)：第2回の続き。 第4回 修士論文の再検討(4)：第3回の続き。 第5回 先行研究の再検討(1)：第1～4回の検討結果に基づき、先行研究の理解と扱いが適切だったか再検討する。 第6回 先行研究の再検討(2)：第5回の続き。 第7回 関連文献の検討(1)：第1～6回の検討結果に基づき、関連文献について検討する。 第8回 関連文献の検討(2)：第7回の続き。 第9回 関連文献の検討(3)：第8回の続き。 第10回 関連文献の検討(4)：第9回の続き。 第11回 学術論文の大筋の報告(1)：修士論文に基づいて公表する学術論文の大筋の報告。 第12回 博士論文の構想の報告(1)：第1～10回の検討を踏まえた、博士論文の構想に関する報告。 第13回 学術論文の大筋の報告(2)：第11回の続き。 第14回 博士論文の構想の報告(2)：第12回の続き。 第15回 関連文献の再検討(1)：第11～14回の検討を踏まえた、関連文献の再検討。 第16回 関連文献の再検討(2)：第15回の続き。 第17回 関連文献の再検討(3)：第16回の続き。 第18回 学術論文の大筋の報告(3)：第11・13、15～17回の検討を踏まえた、学術論文の大筋の報告。 第19回 博士論文の構想の報告(3)：第12、14～17回の検討を踏まえた、博士論文の構想の報告。 第20回 関連文献の再検討(4)：第18・19回の報告とその検討を踏まえた、関連文献の再検討。 第21回 関連文献の再検討(5)：第20回の続き。 第22回 関連文献の再検討(6)：第21回の続き。 第23回 学術論文に基づく報告(1)：第22回までの検討を踏まえて学術論文の草稿を執筆し、それに基づいて報告する。 第24回 学術論文に基づく報告(2)：第23回の続き。 第25回 学術論文に基づく報告(3)：第24回の続き。 第26回 博士論文の構想の報告(4)：第22回までの検討を踏まえた、博士論文の構想の報告。 第27回 博士論文の構想の報告(5)：第26回の続き。 第28回 博士論文の構想の報告(6)：第27回の続き。 第29回 博士論文の構想の報告(7)：第28回の続き。 第30回 学術論文の最終的な検討：第23～25回の報告を踏まえて書き上げた学術論文の最終的な検討。		
●準備学習の内容 各回の報告内容を十分準備し、資料を用意して出席すること。		
●テキスト なし。		
●参考書 なし。		
●学生に対する評価 毎回の課題への取り組みによって評価する（100%）。求めに応じて講評をおこなう。		

■授業科目 政治史特殊研究Ⅱ	■単位 4	■担当教員 松戸 清裕
●授業の到達目標及びテーマ 博士論文の構想を固めていくとともに、公表する学術論文のための論点を明確化することを到達目標とする。 先行研究の検討と位置づけがテーマとなる。		
●授業の概要 到達目標とテーマに即した文献の検討と研究報告が授業の中心となる。		
●授業計画 第1回 政治史特殊研究Ⅰで取り組んだ学術論文の再検討(1) 第2回 政治史特殊研究Ⅰで取り組んだ学術論文の再検討(2)：第1回の続き。 第3回 博士論文の大まかな構想(1)：政治史特殊研究Ⅰでの検討を踏まえた、博士論文の構想の報告。 第4回 博士論文の大まかな構想(2)：第3回の続き。 第5回 博士論文の大まかな構想(3)：第4回の続き。 第6回 学術論文のための新たな論点の確認(1)：第1・2回の検討を踏まえた、新たな論点の確認。 第7回 学術論文のための新たな論点の確認(2)：第6回の続き。 第8回 関連文献の検討(1)：第1～7回の検討を踏まえた、関連文献の検討。 第9回 関連文献の検討(2)：第8回の続き。 第10回 関連文献の検討(3)：第9回の続き。 第11回 関連文献の検討(4)：第10回の続き。 第12回 関連文献の検討(5)：第11回の続き。 第13回 博士論文の大まかな構想(4)：第3～5、8～12回の検討を踏まえた、博士論文の構想の報告。 第14回 博士論文の大まかな構想(5)：第13回の続き。 第15回 博士論文の大まかな構想(6)：第14回の続き。 第16回 学術論文の構想(1)：第6～12回の検討を踏まえた、学術論文の構想の報告。 第17回 学術論文の構想(2)：第16回の続き。 第18回 関連文献の検討(6)：第13～17回の検討を踏まえた、関連文献の検討。 第19回 関連文献の検討(7)：第18回の続き。 第20回 関連文献の検討(8)：第19回の続き。 第21回 関連文献の検討(9)：第20回の続き。 第22回 関連文献の検討(10)：第21回の続き。 第23回 博士論文の論点整理(1)：第13～15、18～22回の検討を踏まえた、博士論文の論点整理。 第24回 博士論文の論点整理(2)：第23回の続き。 第25回 博士論文の論点整理(3)：第24回の続き。 第26回 博士論文の論点整理(4)：第25回の続き。 第27回 博士論文の論点整理(5)：第26回の続き。 第28回 博士論文の構成の検討(1)：第23～27回の検討を踏まえた、博士論文の構成の検討。 第29回 博士論文の構成の検討(2)：第28回の続き。 第30回 博士論文の構成の検討(3)：第29回の続き。		
●準備学習の内容 各回の報告内容を十分準備し、資料を用意して出席すること。		
●テキスト なし。		
●参考書 なし。		
●学生に対する評価 毎回の課題への取り組みによって評価する（100%）。求めに応じて講評をおこなう。		

■授業科目 政治史特殊研究Ⅲ	■単位 4	■担当教員 松戸 清裕
●授業の到達目標及びテーマ 学術論文を公表すること、および博士論文を完成することを到達目標とする。 解明すべき課題の確定、先行研究の位置づけ、論文の適切な構成などが主なテーマとなる。		
●授業の概要 到達目標とテーマに即した文献の検討および研究報告が授業の中心となる。		
●授業計画 第1回 政治史特殊研究Ⅱで取り組んだ学術論文の再検討(1) 第2回 政治史特殊研究Ⅱで取り組んだ学術論文の再検討(2)：第1回の続き。 第3回 博士論文の構想の再検討(1)：政治史特殊研究Ⅱで示した博士論文の構想の再検討 第4回 博士論文の構想の再検討(2)：第3回の続き。 第5回 先行研究の最終確認(1)：第3～4回の検討を踏まえた、先行研究の最終確認。 第6回 先行研究の最終確認(2)：第5回の続き。 第7回 先行研究の最終確認(3)：第6回の続き。 第8回 先行研究の最終確認(4)：第7回の続き。 第9回 博士論文中間報告へ向けた準備(1)：第3～8回の検討を踏まえた、博士論文中間報告会へ向けた準備報告。 第10回 博士論文中間報告へ向けた準備(2)：第9回の続き。 第11回 博士論文中間報告へ向けた準備(3)：第10回の続き。 第12回 博士論文中間報告へ向けた準備(4)：第11回の続き。 第13回 博士論文中間報告へ向けた準備(5)：第12回の続き。 第14回 博士論文中間報告の反省(1)：博士論文中間報告会の反省と今後の課題の検討 第15回 博士論文中間報告の反省(2)：第14回の続き。 第16回 学術論文の構成確認(1)：第1・2回の検討を踏まえた、学術論文の構成確認。 第17回 学術論文の構成確認(2)：第16回の続き。 第18回 学術論文の最終確認(1)：第16・17回の検討を踏まえた、学術論文の最終確認。 第19回 学術論文の最終確認(2)：第18回の続き。 第20回 博士論文各章の検討(1)：第14・15回の検討を踏まえた、博士論文各章の検討。 第21回 博士論文各章の検討(2)：第20回の続き。 第22回 博士論文各章の検討(3)：第21回の続き。 第23回 博士論文各章の検討(4)：第22回の続き。 第24回 博士論文各章の検討(5)：第23回の続き。 第25回 博士論文各章の検討(6)：第24回の続き。 第26回 博士論文全体の最終検討(1)：第14・15、20～25回の検討を踏まえた、博士論文全体の最終検討。 第27回 博士論文全体の最終検討(2)：第26回の続き。 第28回 博士論文全体の最終検討(3)：第27回の続き。 第29回 博士論文の結論の最終検討(1)：第27・28回の検討を踏まえた、博士論文の結論の最終検討。 第30回 博士論文の結論の最終検討(2)：第29回の続き。		
●準備学習の内容 各回の報告内容を十分準備し、資料を用意して出席すること。		
●テキスト なし。		
●参考書 なし。		
●学生に対する評価 毎回の取り組みによって評価する（100%）。求めに応じて講評をおこなう。		

■授業科目 政治過程論特殊研究Ⅰ	■単位 4	■担当教員 本田 宏
●授業の到達目標及びテーマ 修士論文の再検討と、博士論文の研究テーマを固めることが目標である。テーマは学生が決める。		
●授業の概要 文献の読み合わせや調査状況の報告、研究計画や方法の練り直しを繰り返すことで、論文作成への準備作業を支援する。		
●授業計画 第1回 ガイダンス 第2回 修士論文の大枠の再検討 第3回 修士論文の個別の再検討 第4回 テーマに関するブレインストーミング 第5回 方法論に関するブレインストーミング 第6回 分析視角に関するブレインストーミング 第7回 参考文献の調査 第8回 参考文献の検討 第9回 参考文献の再検討 第10回 先行研究の調査 第11回 先行研究の検討 第12回 特定文献の読み合わせ 第13回 先行研究の再検討 第14回 テーマの暫定的な設定 第15回 テーマの再検討 第16回 特定文献の要約 第17回 特定文献の整理 第18回 特定文献の検討 第19回 特定文献の再検討 第20回 特定文献の考察 第21回 特定文献の再考 第22回 特定文献の読み込み 第23回 分析視角の検討 第24回 分析視角の再検討 第25回 分析視角の形成 第26回 分析視角の整理 第27回 調査方法の検討 第28回 調査方法の再検討 第29回 テーマの確定 第30回 まとめ		
●準備学習の内容 毎回の報告を簡潔なレジュメにまとめておくことが求められる。		
●テキスト 受講者との事前の協議によって決める。		
●参考書 授業の際に紹介する。		
●学生に対する評価 報告内容で100%評価する。報告内容については授業内にコメントする。		

■授業科目 政治過程論特殊研究Ⅱ	■単位 4	■担当教員 本田 宏
●授業の到達目標及びテーマ 受講生が固めた博士論文の研究テーマに関する事例調査の検討と分析視角や方法論の修正。研究計画書の完成が目標。		
●授業の概要 政治過程論特殊研究Ⅰに引き続いて、文献の読み合わせや調査状況の報告、研究計画・方法の練り直しを繰り返し、論文作成の準備作業を行う。		
●授業計画 第1回 ガイダンス 第2回 事例の検討 第3回 事例の再検討 第4回 分析視角の再検討 第5回 研究計画書の作成 第6回 事例調査の進行状況の報告 第7回 事例調査の進行状況の整理 第8回 事例調査の考察 第9回 事例調査の再考 第10回 計画の再検討 第11回 事例の再検討 第12回 事例調査の進行状況の報告 第13回 事例調査の進行状況の整理 第14回 事例調査の考察 第15回 事例調査の再考 第16回 調査方法の検討 第17回 調査方法の再検討 第18回 事例調査の進行状況の報告 第19回 事例調査の進行状況の整理 第20回 事例調査の考察 第21回 事例調査の再考 第22回 事例調査の再整理 第23回 調査の方法の再検討 第24回 調査方法の修正 第25回 事例の確定 第26回 調査状況の総括 第27回 調査方法の修正 第28回 分析視角の修正 第29回 研究計画書の完成 第30回 まとめ		
●準備学習の内容 毎回の報告を簡潔なレジュメにまとめておくことが求められる。		
●テキスト 受講者との事前の協議によって決める。		
●参考書 授業の際に紹介する。		
●学生に対する評価 報告内容で100%評価する。授業内でフィードバックを行う。		

■授業科目 政治過程論特殊研究Ⅲ	■単位 4	■担当教員 本田 宏
●授業の到達目標及びテーマ 博士論文の完成が目標である。受講生がテーマを決める。		
●授業の概要 受講者が設定したテーマに関して、文献の調査・執筆の状況報告を繰り返しながら、論文を完成させる。		
●授業計画 第1回 文献・分析視角・調査方法の修正 第2回 論文序章前半作成 第3回 論文序章後半作成 第4回 章立ての作成 第5回 論文第一章第一節作成 第6回 論文第一章第二節作成 第7回 論文第一章第三節作成 第8回 論文第一章第四節作成 第9回 論文第二章第一節作成 第10回 論文第二章第二節作成 第11回 論文第二章第三節作成 第12回 論文第二章第四節作成 第13回 論文第三章第一節作成 第14回 論文第三章第二節作成 第15回 論文第三章第三節作成 第16回 論文第三章第四節作成 第17回 論文第四章第一節作成 第18回 論文第四章第二節作成 第19回 論文第四章第三節作成 第20回 論文第四章第四節作成 第21回 論文結論の作成 第22回 論文結論の修正 第23回 論文序章修正 第24回 論文各章の修正 第25回 論文各章の整合性の確保 第26回 論文各章の整合性の確認 第27回 論文各章の整合性の再確認 第28回 論文結論の再修正 第29回 論文序章の再修正 第30回 論文の最終点検・完成		
●準備学習の内容 毎回論文を一定のペースで書いていくことが求められる。		
●テキスト 特になし。		
●参考書 演習時に適宜紹介する。		
●学生に対する評価 報告内容と論文（各50%）による。授業内でフィードバックを行う。		

■授業科目 国際政治学特殊研究Ⅰ	■単位 4	■担当教員 若月 秀和
●授業の到達目標及びテーマ テーマ：修士論文からの発展。 到達目標：修士論文の再検討を踏まえて、新たな研究テーマを設定したうえで、それに沿って先行研究や関連文献を読み込み、博士論文の方向性を固めていく。また、同時に修士論文をもとに学術論文発表の準備を進める。		
●授業の概要 到達目標に即して、文献の検討と担当教員との話し合い、研究報告が授業の中心となる。		
●授業計画 第1回 修士論文の再説 第2回 修士論文に関する質疑応答 第3回 修士論文の問題点抽出 第4回 修士論文の改善点抽出 第5回 新たな研究テーマの設定①（学生の関心の所在を探る） 第6回 新たな研究テーマの設定②（学生の関心の焦点を絞る） 第7回 新たな研究テーマの設定③（修士論文との関連性を整理） 第8回 新たな研究テーマの設定④（研究テーマの学術的な位置づけ・意義を検討） 第9回 新たな研究テーマの設定⑤（研究テーマの問題点を検討） 第10回 新たな研究テーマの設定⑥（研究テーマを設定） 第11回 先行研究の検討①（読み込み） 第12回 先行研究の検討②（読み込み） 第13回 先行研究の検討③（整理） 第14回 先行研究の検討④（整理） 第15回 先行研究の検討⑤（比較） 第16回 先行研究の検討⑥（比較） 第17回 博士論文の構想の報告① 第18回 学術論文の概要の報告① 第19回 関連文献の読み込み① 第20回 関連文献の読み込み② 第21回 関連文献の整理① 第22回 関連文献の整理② 第23回 関連文献の比較① 第24回 博士論文の構想の報告② 第25回 学術論文の内容の検討① 第26回 関連文献の比較② 第27回 関連文献の比較③ 第28回 先行研究の中での本研究の位置づけを再検討 第29回 学術論文の内容の最終検討① 第30回 博士論文の構想の報告③		
●準備学習の内容 授業計画に沿って、文献要約や報告が適切にできるよう入念な準備をすること。		
●テキスト 特になし。		
●参考書 適宜紹介する。		
●学生に対する評価 授業中の発言内容（50%）と報告内容（50%）で評価。報告内容の結果については授業内で個々にコメントする。		

■授業科目 国際政治学特殊研究Ⅱ	■単位 4	■担当教員 若月 秀和
●授業の到達目標及びテーマ テーマ：博士論文の大枠形成。 到達目標：前年度の授業を踏まえて、博士論文作成に向けて関連文献を読み、同論文の概要報告を通じて、その内容をより具体的に固めていく。また同時に、博士論文の方向性に付随した形の学術論文発表の準備も進める。		
●授業の概要 到達目標に即して、文献の検討と担当教員との話し合い、研究報告が授業の中心となる。		
●授業計画 第1回 前年度の反省と今年度の展望 第2回 関連文献の読み込み① 第3回 関連文献の読み込み② 第4回 関連文献の整理① 第5回 関連文献の整理② 第6回 関連文献の比較 第7回 博士論文の概要報告① 第8回 学術論文の概要の報告① 第9回 関連文献の読み込み① 第10回 関連文献の読み込み② 第11回 関連文献の整理 第12回 関連文献の比較 第13回 博士論文の概要報告② 第14回 学術論文の内容の報告① 第15回 関連文献の読み込み① 第16回 関連文献の読み込み② 第17回 関連文献の整理 第18回 関連文献の比較 第19回 博士論文の概要報告③ 第20回 学術論文の内容の最終検討① 第21回 関連文献の読み込み① 第22回 関連文献の読み込み② 第23回 関連文献の整理 第24回 関連文献の比較 第25回 博士論文の概要報告④ 第26回 博士論文に関する問題設定・先行研究との対比① 第27回 博士論文に関する問題設定・先行研究との対比② 第28回 博士論文に関する問題設定の再確認① 第29回 博士論文に関する問題設定の再確認② 第30回 博士論文の概要報告⑤		
●準備学習の内容 授業計画に沿って、文献要約や報告が適切にできるよう入念な準備をすること。		
●テキスト 特になし。		
●参考書 適宜紹介する。		
●学生に対する評価 授業中の発言内容（50%）と報告内容（50%）で評価。その結果については授業内で個々にコメントする。		

■授業科目 国際政治学特殊研究Ⅲ	■単位 4	■担当教員 若月 秀和
●授業の到達目標及びテーマ テーマ：博士論文の完成に向けて。 到達目標：受講生が決定したテーマに関する博士論文の完成を目標とする。		
●授業の概要 前年度までに作成した博士論文の概要を出発点として、論文の問題設定に即しているか、あるいは章と章のつながりを確認しながら、執筆作業を進めていく。		
●授業計画 第1回 オリエンテーション 第2回 序章の内容に関する質疑 第3回 序章の内容の確定 第4回 第1章の内容に関する検討 第5回 第1章の内容に関する質疑 第6回 第1章の内容に関する再検討 第7回 第1章の内容に関する再質疑 第8回 第1章の内容の確定 第9回 第2章の内容に関する検討 第10回 第2章の内容に関する質疑 第11回 第2章の内容に関する再検討 第12回 第2章の内容に関する再質疑 第13回 第2章の内容の確定 第14回 第3章の内容に関する検討 第15回 第3章の内容に関する質疑 第16回 第3章の内容に関する再検討 第17回 第3章の内容に関する再質疑 第18回 第3章の内容の確定 第19回 第4章の内容に関する検討 第20回 第4章の内容に関する質疑 第21回 第4章の内容に関する再検討 第22回 第4章の内容に関する再質疑 第23回 第4章の内容の確定 第24回 第5章の内容に関する検討 第25回 第5章の内容に関する質疑 第26回 第5章の内容に関する再検討 第27回 第5章の内容に関する再質疑 第28回 第5章の内容の確定 第29回 最終章の内容の検討 第30回 最終章の内容の確定		
●準備学習の内容 一定のペース配分に基づいて、決められた範囲まで執筆作業を進める。		
●テキスト 特になし。		
●参考書 適宜紹介する。		
●学生に対する評価 報告内容（20%）及び論文（80%）による。その内容・結果については授業内で個々にコメントする。		

■授業科目 地方自治論特殊研究Ⅰ	■単位 4	■担当教員 鹿谷 雄一
●授業の到達目標及びテーマ テーマ：地方自治研究の基本的概念と課題。 到達目標：地方自治について研究するための知識と概念について修得し、これらについて検討できるようになる。		
●授業の概要 地方自治研究の基本的概念について検討し、研究の課題を発見する。受講者は、毎回、授業計画に沿った報告をおこない、討論に参加する。 なお、受講者の問題関心により、授業計画の内容を一部変更することがある。		
●授業計画 第1回 地方自治研究1：住民自治と団体自治 第2回 地方自治研究2：地方政治と地方行政 第3回 自治制度1：地方公共団体 第4回 自治制度2：市区町村 第5回 自治制度3：都道府県 第6回 自治制度4：一部事務組合と広域連合 第7回 自治制度5：大都市特例制度 第8回 自治制度6：条例と規則 第9回 自治制度7：国と地方との関係 第10回 自治制度8：地方財政 第11回 住民1：住民とは 第12回 住民2：住民の権利 第13回 住民3：選挙権と参政権 第14回 住民4：直接請求制度 第15回 住民5：住民運動 第16回 住民6：地縁団体とコミュニティ 第17回 住民7：人口 第18回 住民8：外国人 第19回 議事機関1：二元代表制としての地方議会 第20回 議事機関2：地方議会の組織 第21回 議事機関3：地方議会の権限 第22回 議事機関4：地方議会の運営 第23回 議事機関5：議員の定数と報酬 第24回 議事機関6：議員の属性 第25回 執行機関1：執行機関としての長 第26回 執行機関2：長と議会との関係 第27回 執行機関3：事務 第28回 執行機関4：職員 第29回 執行機関5：組織 第30回 執行機関6：行政委員会		
●準備学習の内容 授業前に指定文献を熟読し、意見・コメントをまとめたものを用意すること（2時間）。 授業後に授業で議論した内容について、提示した参考文献等を読みメモを作成すること（2時間）。		
●テキスト 特になし。		
●参考書 適宜指示する。		
●学生に対する評価 報告内容・討論内容（70%）と準備状況（30%）により総合的に評価する。 報告内容・討論内容について、授業最後に毎回、受講者それぞれにコメント・フィードバックする。		

■授業科目 地方自治論特殊研究Ⅱ	■単位 4	■担当教員 鹿谷 雄一
●授業の到達目標及びテーマ テーマ：地方自治体の活動と運営の考察。 到達目標：地方自治体の運営とこの改革について理解し、これについて検討することができるようになる。		
●授業の概要 地方自治体の活動と運営について検討し、研究の課題と結びつけながら考察する。受講者は、授業計画に沿って事前に提示した参考文献・資料・データを用いながら報告をおこない、討論に参加する。 なお、受講者の問題関心により、授業計画の内容を一部変更することがある。		
●授業計画 第1回 地方自治体の基本構造 第2回 自治体法務1：地方自治と法 第3回 自治体法務2：地方自治と条例 第4回 自治体法務3：自治基本条例と議会基本条例 第5回 自治体法務4：先進政策条例 第6回 自治環境の変化1：地方行政改革 第7回 自治環境の変化2：地方分権改革 第8回 自治環境の変化3：市町村合併 第9回 自治環境の変化4：地方創生 第10回 自治環境の変化5：デジタル化 第11回 自治環境の変化6：縮減社会 第12回 合意形成1：広報・公聴 第13回 合意形成2：審議会 第14回 合意形成3：総合計画 第15回 合意形成4：住民の行政参加 第16回 合意形成5：住民の政治参加 第17回 自治体財政1：地方財政 第18回 自治体財政2：予算・決算 第19回 自治体財政3：地方税 第20回 自治体財政4：財源確保策 第21回 自治体財政5：財産管理 第22回 自治体経営1：NPMとスリム化 第23回 自治体経営2：民間委託と独立行政法人化 第24回 自治体経営3：指定管理者制度とPFI 第25回 自治体経営4：行政評価 第26回 自治体経営5：公共施設管理 第27回 自治体政策1：危機管理 第28回 自治体政策2：地域公共交通 第29回 自治体政策3：まちづくり 第30回 自治体政策4：地域振興		
●準備学習の内容 授業前に指定文献を熟読し、意見・コメントをまとめたものを用意すること（2時間）。 授業後に授業で議論した内容について、提示した参考文献等を読みメモを作成すること（2時間）。		
●テキスト 特になし。		
●参考書 適宜指示する。		
●学生に対する評価 報告内容・討論内容（70％）と準備状況（30％）により総合的に評価する。 報告内容・討論内容について、授業最後に毎回、受講者それぞれにコメント・フィードバックする。		

■授業科目 地方自治論特殊研究Ⅲ	■単位 4	■担当教員 鹿谷 雄一
●授業の到達目標及びテーマ テーマ：博士論文作成に向けた履修者の関心のテーマ。 到達目標：博士論文を完成する。		
●授業の概要 博士論文執筆に向けた準備をするとともに、論文の作成をおこなう。履修者は、毎回、授業計画に沿った報告をおこない、討論に参加する。		
●授業計画 第1回 関心の所在1：テーマ選定理由 第2回 関心の所在2：テーマの必要性 第3回 関心の所在3：論文完成可能性の検討 第4回 論文構成の検討 第5回 論文構成の再検討 第6回 論文骨子の作成1：前半の章 第7回 論文骨子の作成2：後半の章 第8回 論文骨子の修正 第9回 序章前半の作成 第10回 序章後半の作成 第11回 序章の修正 第12回 第1章前半の作成 第13回 第1章後半の作成 第14回 第1章の修正 第15回 第2章前半の作成 第16回 第2章後半の作成 第17回 第2章の修正 第18回 第3章前半の作成 第19回 第3章後半の作成 第20回 第3章の修正 第21回 第4章前半の作成 第22回 第4章後半の作成 第23回 第4章の修正 第24回 終章前半の作成 第25回 終章後半の作成 第26回 終章の修正 第27回 全体の見直し1：論旨の明確化 第28回 全体の見直し2：表現・語句 第29回 全体の見直し3：脚注の再確認 第30回 最終見直し		
●準備学習の内容 授業前に、博士論文執筆のためのデータや文献を収集し熟読・分析し、論文作成に向けたドラフトの作成をおこなうとともに、該当部分を執筆してから授業に臨むこと（2時間）。 授業後に、授業内で指摘された文献を確認するとともに、指摘された問題点を踏まえた修正をおこなうこと（2時間）。		
●テキスト 特になし。		
●参考書 適宜指示する。		
●学生に対する評価 博士論文の内容（100％）によって評価する。 報告内容と討論内容について、授業最後に毎回、コメント・フィードバックを受講者それぞれにおこなう。		

■授業科目 比較政治学特殊研究Ⅰ	■単位 4	■担当教員 岩坂 将充
●授業の到達目標及びテーマ テーマ：修士論文の批判的検討ならびに博士論文の構想策定 到達目標：博士論文で扱うテーマを決定し、完成に向けた計画を立案する		
●授業の概要 提出した修士論文の改善点を確認し、論文としての質をどのように高められるかを検討する。また、修士論文の批判的検討を踏まえたうえで、博士論文の構想を練り、完成に向けた計画を立てる。また、学術論文投稿・学会報告の準備も並行してすすめる。授業内では、受講生の報告にもとづき、フィードバックならびにディスカッションをおこなう。 なお、授業計画は受講生のテーマや進捗状況に応じて変更がある。		
●授業計画 第1回 イン트로ダクション 第2回 修士論文の批判的検討 第3回 修士論文の問題点の確認 第4回 修士論文の改善点の検討 第5回 博士論文テーマについての検討①（関心の所在） 第6回 博士論文テーマについての検討②（方法論の検討） 第7回 博士論文テーマについての検討③（先行研究の整理） 第8回 博士論文テーマについての検討④（先行研究の精査） 第9回 博士論文テーマについての検討⑤（文献の検討） 第10回 博士論文テーマについての検討⑥（文献の再検討） 第11回 博士論文テーマについての検討⑦（現地・資料調査の検討） 第12回 博士論文テーマについての検討⑧（現地・資料調査の再検討） 第13回 テーマの暫定的な設定と報告 第14回 暫定的テーマの検討 第15回 暫定的テーマの再検討 第16回 博士論文の構想の報告①（第一段階） 第17回 先行研究・文献の読み込み（第一段階・整理） 第18回 先行研究・文献の読み込み（第一段階・精読） 第19回 先行研究・文献の読み込み（第一段階・検討） 第20回 博士論文の構想の再検討①（第一段階） 第21回 博士論文の構想の報告②（第二段階） 第22回 先行研究・文献の読み込み（第二段階・整理） 第23回 先行研究・文献の読み込み（第二段階・精読） 第24回 先行研究・文献の読み込み（第二段階・検討） 第25回 博士論文の構想の再検討②（第二段階） 第26回 博士論文の構想の報告③（最終段階） 第27回 先行研究・文献の読み込み（最終段階・整理） 第28回 先行研究・文献の読み込み（最終段階・精読） 第29回 先行研究・文献の読み込み（最終段階・検討） 第30回 博士論文テーマの決定		
●準備学習の内容 受講生は報告の際には毎回レジュメを作成する必要がある。また、博士論文執筆に向けた計画的な準備も求められる。		
●テキスト 受講生との協議によって決定する。		
●参考書 適宜紹介する。		
●学生に対する評価 毎回の報告内容（100%）によって評価する。報告についてのフィードバックは授業内におこなう。		

■授業科目 比較政治学特殊研究Ⅱ	■単位 4	■担当教員 岩坂 将充
●授業の到達目標及びテーマ テーマ：博士論文の執筆ならびに大枠の完成 到達目標：博士論文の執筆をすすめる、大枠を完成させる		
●授業の概要 「比較政治学特殊研究Ⅰ」での作業を踏まえ、文献の整理や精読、調査報告をもとに研究計画の検討を繰り返しおこなう。また、学術論文投稿・学会報告の準備も並行してすすめる。授業内では、受講生の報告にもとづき、フィードバックならびにディスカッションをおこなう。 なお、授業計画は受講生のテーマや進捗状況に応じて変更がある。		
●授業計画 第1回 イン트로ダクション 第2回 研究計画の作成 第3回 文献・調査の進捗状況の報告 第4回 文献・調査の進捗状況の整理 第5回 博士論文の概要報告（第1回目） 第6回 第一章草稿の検討 第7回 第一章草稿の再検討 第8回 第一章草稿の再々検討 第9回 学術論文投稿あるいは学会報告の準備（第1回目） 第10回 博士論文の概要報告（第2回目） 第11回 研究計画の検討 第12回 第二章草稿の検討 第13回 第二章草稿の再検討 第14回 第二章草稿の再々検討 第15回 博士論文の概要報告（第3回目） 第16回 第三章草稿の検討 第17回 第三章草稿の再検討 第18回 第三章草稿の再々検討 第19回 学術論文投稿あるいは学会報告の準備（第2回目） 第20回 博士論文の概要報告（第4回目） 第21回 研究計画の再検討 第22回 第四章草稿の検討 第23回 第四章草稿の再検討 第24回 第四章草稿の再々検討 第25回 博士論文の概要報告（第5回目） 第26回 第一章・第二章草稿の再々検討 第27回 第三章・第四章草稿の再々検討 第28回 草稿全体の整合性の確認 第29回 学術論文投稿あるいは学会報告の準備（第3回目） 第30回 博士論文の概要報告（最終回）		
●準備学習の内容 受講生は報告の際には毎回レジュメを作成する必要がある。また、博士論文執筆に向けた計画的な準備も求められる。		
●テキスト 受講生との協議によって決定する。		
●参考書 適宜紹介する。		
●学生に対する評価 毎回の報告内容（100%）によって評価する。報告についてのフィードバックは授業内におこなう。		

■授業科目 比較政治学特殊研究Ⅲ	■単位 4	■担当教員 岩坂 将充
●授業の到達目標及びテーマ テーマ：博士論文の完成に向けた研究指導 到達目標：博士論文を完成させる		
●授業の概要 「比較政治学特殊研究Ⅰ」「比較政治学特殊研究Ⅱ」を踏まえ、これまでに作成した博士論文の概要をもとに完成に向けた執筆をおこなう。また、学術論文投稿・学会報告の準備も並行してすすめる。授業内では、受講生の報告にもとづき、フィードバックならびにディスカッションをおこなう。 なお、授業計画は受講生のテーマや進捗状況に応じて変更がありうる。		
●授業計画 第1回 イントロダクション 第2回 章立て・文献等の確認と修正 第3回 序章前半の執筆 第4回 序章後半の執筆 第5回 第一章の執筆と検討 第6回 第一章の執筆と質疑 第7回 第一章の執筆と再検討 第8回 第一章の完成 第9回 第二章の執筆と検討 第10回 第二章の執筆と質疑 第11回 第二章の執筆と再検討 第12回 第二章の完成 第13回 第三章の執筆と検討 第14回 第三章の執筆と質疑 第15回 第三章の執筆と再検討 第16回 第三章の完成 第17回 第四章の執筆と検討 第18回 第四章の執筆と質疑 第19回 第四章の執筆と再検討 第20回 第四章の完成 第21回 終章前半の執筆 第22回 終章後半の執筆 第23回 各章の修正①（序章・第一章） 第24回 各章の修正②（第二章・第三章） 第25回 各章の修正③（第四章・終章） 第26回 論文全体の点検ならびに整合性の確認 第27回 各章の再修正①（序章・第一章） 第28回 各章の再修正②（第二章・第三章） 第29回 各章の再修正③（第四章・終章） 第30回 論文の最終点検ならびに完成		
●準備学習の内容 受講生は報告の際には毎回レジュメを作成する必要がある。また、博士論文完成に向けた計画的な準備も求められる。		
●テキスト 受講生との協議によって決定する。		
●参考書 適宜紹介する。		
●学生に対する評価 毎回の報告内容（40%）および論文内容（60%）によって評価する。報告についてのフィードバックは授業内におこなう。		

■授業科目 ジャーナリズム論特殊研究Ⅰ	■単位 4	■担当教員 韓 永學
●授業の到達目標及びテーマ 到達目標：博士論文作成に向けて必要な知識やスキルを習得すること テーマ：博士論文の構想にかかる研究指導		
●授業の概要 本講義では、受講生の問題関心及び研究計画に基づき、メディアやジャーナリズムに関する博士論文の作成に向けて博士論文の構想と検討等、必要な研究指導を行う。		
●授業計画 第1回 オリエンテーション 第2回 メディアやジャーナリズムに関する問題関心の確認 第3回 修士論文の検討 第4回 修士論文の限界や課題の確認 第5回 仮研究テーマの構想 第6回 仮研究テーマの設定 第7回 仮研究テーマに関する国内外の研究動向の把握 第8回 仮研究テーマの基本文献の調査(1)：日本語文献 第9回 仮研究テーマの基本文献の調査(2)：日本語文献 第10回 仮研究テーマの基本文献の調査(3)：外国語文献 第11回 仮研究テーマの基本文献の調査(4)：外国語文献 第12回 仮研究テーマの基本文献の収集(1)：日本語文献 第13回 仮研究テーマの基本文献の収集(2)：日本語文献 第14回 仮研究テーマの基本文献の収集(3)：外国語文献 第15回 仮研究テーマの基本文献の収集(4)：外国語文献 第16回 仮研究テーマの基本文献の読解(1)：日本語文献 第17回 仮研究テーマの基本文献の読解(2)：日本語文献 第18回 仮研究テーマの基本文献の読解(3)：外国語文献 第19回 仮研究テーマの基本文献の読解(4)：外国語文献 第20回 仮研究テーマの関連学説の概観 第21回 仮研究テーマの関連判例の概観 第22回 仮研究テーマの論点の整理と検討 第23回 仮研究テーマの独創性及び研究の実現可能性の検討 第24回 仮研究テーマの見直し 第25回 研究テーマの再設定 第26回 博士論文研究計画案の策定と検討 第27回 博士論文の構想の報告 第28回 博士論文の構想の検討(1)：研究の背景、目的等 第29回 博士論文の構想の検討(2)：研究の対象、方法等 第30回 総括		
●準備学習の内容 (予習) 研究テーマに即した文献・資料を読むこと（2時間程度）。 (復習) 博士論文を構想し、緒論や課題を整理すること（2時間程度）。		
●テキスト 初回の講義時に指示する。		
●参考書 講義の中で適宜紹介する。		
●学生に対する評価 報告内容（50%）及び討論（50%）により総合的に評価する。報告内容については講義内で個々にコメントする。		

■授業科目 ジャーナリズム論特殊研究Ⅱ	■単位 4	■担当教員 韓 永學
●授業の到達目標及びテーマ 到達目標：博士論文作成に向けて必要な知識やスキルを習得すること テーマ：博士論文のテーマ設定と大枠構築		
●授業の概要 本講義では、受講生の問題関心及び研究計画に基づき、メディアやジャーナリズムに関する博士論文の作成に向けてテーマの設定、博士論文の大枠構築等、必要な研究指導を行う。		
●授業計画 第1回 オリエンテーション 第2回 博士論文のテーマの確認 第3回 研究計画案の再検討 第4回 先行研究の調査(1)：日本語文献 第5回 先行研究の調査(2)：日本語文献 第6回 先行研究の調査(3)：外国語文献 第7回 先行研究の調査(4)：外国語文献 第8回 先行研究の収集(1)：日本語文献 第9回 先行研究の収集(2)：日本語文献 第10回 先行研究の収集(3)：外国語文献 第11回 先行研究の収集(4)：外国語文献 第12回 先行研究の熟読(1)：日本語文献 第13回 先行研究の熟読(2)：日本語文献 第14回 先行研究の熟読(3)：外国語文献 第15回 先行研究の熟読(4)：外国語文献 第16回 先行研究の批判的分析 第17回 先行研究の課題析出 第18回 関連学説の分析・検討 第19回 関連判例の分析・検討 第20回 補充的な文献の収集・熟読 第21回 補充的な文献の批判的分析と課題析出 第22回 研究テーマの確定 第23回 博士論文研究計画の策定と検討 第24回 博士論文の基本的な構成の作成と検討 第25回 博士論文の骨子の作成(1)：序論 第26回 博士論文の骨子の作成(2)：本論 第27回 博士論文の骨子の作成(3)：本論 第28回 博士論文の骨子の作成(4)：本論 第29回 博士論文の骨子の作成(5)：結論 第30回 総括		
●準備学習の内容 (予習) 研究テーマに即した文献・資料を読むこと (2時間程度)。 (復習) 博士論文の大枠を構築し、骨子を作成すること (2時間程度)。		
●テキスト 初回の講義時に指示する。		
●参考書 講義の中で適宜紹介する。		
●学生に対する評価 報告内容 (50%) 及び討論 (50%) により総合的に評価する。 報告内容については講義内で個々にコメントする。		

■授業科目 ジャーナリズム論特殊研究Ⅲ	■単位 4	■担当教員 韓 永學
●授業の到達目標及びテーマ 到達目標：博士論文を完成すること テーマ：博士論文の作成		
●授業の概要 本講義では、受講生の問題関心及び研究計画に基づき、メディアやジャーナリズムに関する博士論文が作成できるように必要な研究指導を行う。		
●授業計画 第1回 オリエンテーション 第2回 博士論文研究計画の再確認 第3回 博士論文の骨子の検討 第4回 序論のドラフト作成 第5回 序論の報告と討論 第6回 序論の作成 第7回 序論の再検討と補正 第8回 第1章のドラフト作成 第9回 第1章の報告と討論 第10回 第1章の作成 第11回 第1章の再検討と補正 第12回 第2章のドラフト作成 第13回 第2章の報告と討論 第14回 第2章の作成 第15回 第2章の再検討と補正 第16回 第3章のドラフト作成 第17回 第3章の報告と討論 第18回 第3章の作成 第19回 第3章の再検討と補正 第20回 第4章のドラフト作成 第21回 第4章の報告と討論 第22回 第4章の作成 第23回 第4章の再検討と補正 第24回 結論のドラフト作成 第25回 結論の報告と討論 第26回 結論の作成 第27回 結論の再検討と補正 第28回 博士論文の全体の再検討と補正 第29回 博士論文の最終確認 第30回 総括		
●準備学習の内容 (予習) 研究テーマに即した文献・資料を読むこと (2時間程度)。 (復習) 博士論文の執筆を進めること (2時間程度)。		
●テキスト 初回の講義時に指示する。		
●参考書 講義の中で適宜紹介する。		
●学生に対する評価 報告内容 (30%)、討論 (20%) 及び博士論文の内容 (50%) により総合的に評価する。 報告内容については講義内で個々にコメントする。		

■授業科目 論文指導Ⅲ	■単位 4	■担当教員 若月 秀和
●授業の到達目標及びテーマ テーマ：博士論文の完成に向けて。 到達目標：受講生が決定したテーマ，すなわち，「世紀転換期の日中関係」に関する博士論文の完成を目標とする。		
●授業の概要 前年度までに作成した博士論文の概要を出発点に，論文に絡む幾つかの論点を整理したうえで，論文の問題設定に即しているか，あるいは章と章のつながりを確認しながら，執筆作業を進めていく。		
●授業計画 第1回 オリエンテーション 第2回 論点整理①（冷戦後の日本外交） 第3回 論点整理②（冷戦後の米中関係） 第4回 論点整理③（冷戦後の日本の地域政策—ASEAN＋3からASEAN＋6） 第5回 論点整理④（日本国内の親中国派の衰退と親台湾派の台頭） 第6回 論点整理⑤（対口外交や対印外交の持つ対中外交へのインプリケーション） 第7回 論点整理⑥（対中ODA廃止論の高まりの過程） 第8回 論点整理⑦（日米安保再定義と日中関係） 第9回 論点整理⑧（朝鮮半島情勢と日中関係） 第10回 序章の内容の整理・再検討 第11回 序章の内容の確定 第12回 第1章の内容の整理 第13回 第1章の内容の再検討 第14回 第1章の内容の確定 第15回 第2章の内容の整理 第16回 第2章の内容の再検討 第17回 第2章の内容の確定 第18回 第3章の内容の整理 第19回 第3章の内容の再検討 第20回 第3章の内容の確定 第21回 第4章の内容の整理 第22回 第4章の内容の再検討 第23回 第4章の内容の確定 第24回 第5章の内容の整理 第25回 第5章の内容の再検討 第26回 第5章の内容の確定 第27回 最終章の内容の整理 第28回 最終章の内容の再検討 第29回 最終章の内容の確定 第30回 論文全体の最終確定		
●準備学習の内容 一定のペース配分に基づいて，決められた範囲まで執筆作業を進める。		
●テキスト 特に指定しない。		
●参考書 適宜紹介する。		
●学生に対する評価 報告内容（20％）及び論文（80％）による。その内容・結果については授業内で個々にコメントする。		

大学院諸規定



法学研究科関係

北海学園大学大学院学則

昭和45年 3月26日制定

目 次

- 第1章 総則（第1条－第7条）
- 第2章 入学，転入学，再入学，転学及び留学（第8条－第14条）
- 第3章 休学，退学及び除籍（第15条－第17条）
- 第4章 教育方法等（第18条－第25条）
- 第5章 課程の修了要件及び学位の授与（第26条－第29条）
- 第6章 賞罰（第30条・第31条）
- 第7章 授業料等，授業料等の免除（第32条・第33条）
- 第8章 運営組織（第34条－第38条）
- 第9章 研究生，法務研究員，委託生，特別聴講学生，聴講生，科目等履修生及び外国人学生（第39条－第46条）
- 第10章 附属施設（第47条）
- 第11章 雑則（第48条・第49条）
- 附 則

第1章 総 則

（目 的）

第1条 北海学園大学大学院（以下「本大学院」という。）は，学術の理論及び応用を教授研究し，その深奥をきわめて，文化の進展に寄与することを目的とする。

（自己評価等）

第2条 本大学院は，その教育研究水準の向上を図り，その目的及び社会的使命を達成するため，教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行い，その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価に関する事項については，別に定める。

（認 証 評 価）

第2条の2 本大学院は，前条の措置に加え，教育研究等の総合的な状況について，政令で定める期間ごとに，文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

2 削除

3 第1項に関する事項については，別に定める。

（ファカルティ・ディベロップメント及びスタッフ・ディベロップメント）

第2条の3 本大学院は，授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

2 本大学院は，教育研究活動等の適切かつ効果的な運用を図るため，その教育職員及び事務職員に必要な知識及び技能を習得させ，並びにその能力及び資質を向上させるための研修（前項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

（情 報 公 開）

第2条の4 本大学院は，教育研究活動等の状況について，刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって積極的に情報を提供するものとする。

（大学院の課程）

第3条 本大学院に，修士課程及び博士（後期）課程を置く。

2 専門職学位課程を修了した者が博士（後期）課程に進学する場合，専門職学位課程を，修士課程と同等のものとして扱う。

（修 士 課 程）

第3条の2 修士課程は，広い視野に立って精深な学識を授け，専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

（博士（後期）課程）

第3条の3 博士（後期）課程は，専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い，又はその他の専門的

な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

第3条の4 削除

(研究科、専攻、入学定員及び収容定員)

第4条 本大学院修士課程に、次の研究科及び専攻を置き、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	入学定員	収容定員
経済学研究科	経済政策専攻	15人	30人
経営学研究科	経営学専攻	7人	14人
法学研究科	法律学専攻	7人	14人
	政治学専攻	5人	10人
文学研究科	日本文化専攻	5人	10人
	英米文化専攻	5人	10人
工学研究科	建設工学専攻	6人	12人
	電子情報生命工学専攻	6人	12人

2 本大学院博士（後期）課程に、次の研究科及び専攻を置き、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	入学定員	収容定員
経済学研究科	経済政策専攻	3人	9人
経営学研究科	経営学専攻	3人	9人
法学研究科	法律学専攻	2人	6人
	政治学専攻	2人	6人
文学研究科	日本文化専攻	2人	6人
	英米文化専攻	2人	6人
工学研究科	建設工学専攻	2人	6人
	電子情報生命工学専攻	2人	6人

3 削除

4 削除

5 研究科に関する規則は、別に定める。

(標準修業年限及び最長修業年限)

第4条の2 修士課程の標準修業年限は2年とし、4年を超えて在学することができない。

2 博士（後期）課程の標準修業年限は3年とし、6年を超えて在学することができない。

3 第25条に基づく特例学生のうち、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修（以下、「長期履修」という。）を認めることができる。

4 前項の規定により長期履修を認めることのできる期間は修士課程3年、博士（後期）課程5年とする。長期履修に関する事項は、各研究科で別に定める。

5 削除

6 削除

7 削除

(学年及び授業時間)

第5条 本大学院の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(学期)

第6条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 本大学院において授業及び研究指導を行わない日は、次のとおりとする。ただし、特別の必要がある場合は、この限りでない。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 日曜日

(3) 創立記念日 5月16日

(4) 春季休業日

- (5) 夏季休業日
- (6) 冬季休業日
- 2 前項第4号から第6号までに掲げる休業日は、別に定める。
- 3 臨時休業日は、そのつど定める。

第2章 入学、転入学、再入学、転学及び留学

(入学の時期)

第8条 本大学院の入学の時期は、毎年4月とする。

(入学資格)

第9条 本大学院の修士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条の大学を卒業した者
 - (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (3) 大学院及び大学の専攻科の入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定（昭和28年2月7日文部省告示第5号）で文部科学大臣が指定した者
 - (4) 専修学校の専門課程（修業年限が四年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (5) 学校教育法第104条第1項の規定により学士の学位を授与された者
 - (6) 大学に3年以上在学し、本大学院において、所定の科目、単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
 - (7) その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 2 本大学院の博士（後期）課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位（学校教育法第104条第1項の規定に基づき学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。）を有する者。
 - (2) 外国の大学において前号と同等又は同等以上の学力を有する者
 - (3) 大学院の入学に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者の指定（平成元年9月1日文部省告示第118号）で文部科学大臣が指定した者
 - (4) その他本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の願出)

第10条 本大学院に入学を志願する者は、所定の書類に別表第4に定める入学検定料を添えて、学長に願出しなければならない。転入学についても、同じとする。

(転入学)

第11条 転入学を志願する者は、前条に掲げるもののほか、現に在学する大学院を置く大学の学長の許可書を添付しなければならない。

(再入学)

第12条 正当な理由で退学した者が、再入学を願出たときは、研究科委員会の議を経て、学長が許可することができる。

(転学)

第13条 他の大学院に転学しようとする者は、転学願を研究科長に提出し、研究科委員会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第13条の2 学生は、学長の許可を得て、外国の大学院又はそれに相当する教育・研究機関等に留学し、必要な研究指導等を受けることができる。

- 2 留学を志望する者は、所定の留学許可願を研究科長に提出し、研究科委員会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。
- 3 留学期間は、原則として1年以内とする。ただし、研究及び教育上特に必要があると認められるときには、その期間を延長することができる。
- 4 前項の留学期間は、第4条の2第1項から第4項までの標準修業年限に算入する。
- 5 留学に関する規程は、別に定める。

(入学の許可)

第14条 本大学院に入学し、再入学し、又は転入学しようとする者については、選考を行い、研究科委員会の議を経て、合格者を決定する。

2 前項による合格者のうち、指定期日までに、別表第4に掲げる入学金等を納入し、所定の入学手続を完了した者に、学長は、入学の許可を与える。

第3章 休学、退学及び除籍

(休学)

第15条 疾病その他特別の事情により、長期にわたり学修できず、所定様式の休学願を研究科長に提出した者は、研究科委員会の議を経て、学長の許可により、当該年度に限り、休学することができる。

2 学年の始めにおいて既に標準修業年限を満たしている者が、疾病その他特別の事情により休学を願い出る場合には、研究科委員会の議を経て、学長の許可により、前期の終わりまで休学することができる。

3 前二項の規定にかかわらず、疾病その他特別の事情により休学の願い出がある場合には、研究科委員会の議を経て、学長の許可により、引き続き前期の終わり又は年度の終わりまで、休学することができる。

4 引き続き休学できる期間は、当初の休学期間を含めて2ヶ年を限度とする。

5 学生は、休学理由が消滅し、休学期間が満了するときは、学長の許可を得て復学することができる。

6 休学期間は、在学する課程の標準修業年限と同じ年数を超えることはできない。

7 休学期間は、在学期間に算入しない。

(退学)

第16条 病気その他やむを得ない理由によって退学しようとする者は、理由を明記した退学願を研究科長に提出し、研究科委員会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第17条 次の各号の一に該当する者については、学長は、研究科委員会の議を経て、除籍するものとする。

(1) 修士課程にあっては第4条の2第1項、博士(後期)課程にあっては同条第2項の在学期間を超えるとき。

(2) 削除

(3) 死亡したとき

(4) 行方不明になったとき

(5) 授業料等の納入を怠り、督促を受けて、なお納入しないとき

(6) 休学期間満了前に、復学、退学又は休学の願い出がないとき

(7) 入学を辞退したとき

2 前項第4号、第5号又は第6号により除籍された者が復籍を願い出たときは、第12条の規定を準用する。

第4章 教育方法等

(授業科目及び単位数)

第18条 本大学院に開設する修士課程及び博士(後期)課程の授業科目及び単位数は、研究科に応じ別表第1及び第2に掲げるとおりとする。ただし、他の大学院との間の単位互換制度の協定に基づき認定単位数を別に定める場合は、この限りではない。

(授業及び研究指導)

第19条 本大学院修士課程及び博士(後期)課程の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行う。

第19条の2 削除

(履修方法等)

第19条の3 各研究科における研究指導及び履修に関する規定は、別に定める。

2 学生は、指導教授の承認を得たうえで、研究科委員会の議を経て、本大学院の他の研究科又は北海学園大学の学部の授業科目を履修することができる。

(単位の計算方法)

第20条 授業科目の単位計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じて次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実習については、30時間の授業をもって1単位とする。

(授業期間)

第21条 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。

(授業の方法)

第22条 授業は、講義、演習及び実習のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

2 本大学院は、前項に規定する授業科目について、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(指導教授)

第23条 修士課程及び博士（後期）課程の学生の研究指導に当るため、各学生に指導教授を定める。

2 前項の指導教授は、研究科委員会において定める。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第24条 本大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院の授業科目を履修することを認めるものとする。

2 学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位は、15単位を超えない範囲で、本大学院において修得したものとみなす。

3 前2項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合について、準用する。

(入学前の既修得単位等の認定)

第24条の2 研究科において、教育上有益と認めるときは、本大学院に入学した学生が、本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなし、別に定める認定の基準により研究科委員会の議を経て認定することができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、修士課程又は博士（後期）課程の学生にあつては、15単位を超えないものとする。

3 前項の単位は、修士課程及び博士（後期）課程学生の、第4条の2第1項及び第2項に定める標準修業年限の短縮を伴わない。

4 削除

第24条の3 第24条第2項及び前条第2項で修得したものとみなすことのできる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

(教育方法の特例)

第25条 研究科においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

第5章 課程の修了要件及び学位の授与

(単位の授与及び評価)

第26条 本大学院においては、所定の授業科目を履修した者に対して試験の上単位を与える。

2 試験は、原則として学年末又は学期末に行う。

3 授業科目の成績の評価は、秀（S）、優（A）、良（B）、可（C）及び不可（D）の5種とし、秀、優、良、可を合格とする。ただし、この成績の評価になじまない一部の科目の評価は、合否の2種とし、合を合格とする。

第26条の2 削除

(修士課程及び博士（後期）課程の修了要件)

第27条 修士課程の修了の要件は、本大学院の修士課程に2年以上在学し、経済学研究科及び文学研究科にあつては32単位以上、経営学研究科、法学研究科及び工学研究科にあつては30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、研究科が当該修士課程の目的に応じ、大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。

ただし、在学期間に関しては、本大学院に入学する前に修得した単位数、その修得に要した期間その他を勘案し本大学院の修士課程の一部を履修したものと認められるときは、1年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

2 博士（後期）課程の修了要件は、本大学院の博士（後期）課程に3年以上在学し、法学研究科、文学研究科にあつては12単位以上、経済学研究科、経営学研究科及び工学研究科にあつては14単位以上を修得し、かつ、必要

な研究指導を受けた上、大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。

ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士（後期）課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 3 大学院設置基準第3条第3項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び同第16条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了の要件については、「修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と「3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程における在学期間を含む。）」とする。

- 4 第2項及び前項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第156条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位〔学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。〕を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士課程の後期3年の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院（専門職大学院を除く。以下この項において同じ。）に3年〔専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年〕以上在学し、必要な研究指導を受けた上、当該研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期限を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

第27条の2 削除

（学位の授与）

第28条 修士課程又は博士（後期）課程を修了した者には、北海学園大学学位規則の定めるところにより、修士又は博士の学位を授与する。

- 2 本大学院の博士（後期）課程を修了しない者であっても、博士論文を提出し、その審査及び試験に合格して、本大学院博士（後期）課程修了者と同等以上の学力があると認められる場合には、博士の学位を授与することができる。

- 3 北海学園大学学位規則は、別に定める。

（教育職員免許状の資格の取得）

第29条 教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 本大学院の研究科の専攻において、当該所要資格を取得できる教育職員の免許状の種類は、次のとおりとする。

研究科	専攻	教育職員の免許状の種類	（免許教科）
経済学研究科	経済政策専攻	中学校教諭専修免許状	社会
同 上	同 上	高等学校教諭専修免許状	地理歴史
同 上	同 上	高等学校教諭専修免許状	公民
同 上	同 上	高等学校教諭専修免許状	商業
経営学研究科	経営学専攻	高等学校教諭専修免許状	商業
法学研究科	法学専攻	中学校教諭専修免許状	社会
同 上	同 上	高等学校教諭専修免許状	公民
同 上	政治学専攻	中学校教諭専修免許状	社会
同 上	同 上	高等学校教諭専修免許状	公民
文学研究科	日本文化専攻	中学校教諭専修免許状	国語
同 上	同 上	高等学校教諭専修免許状	国語
同 上	同 上	高等学校教諭専修免許状	地理歴史
同 上	英米文化専攻	中学校教諭専修免許状	英語
同 上	同 上	高等学校教諭専修免許状	英語
同 上	同 上	高等学校教諭専修免許状	地理歴史
工学研究科	建設工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業

- 3 教育職員の免許状授与の所要資格を取得するための必要な事項は、別に定める。

第6章 賞 罰

(表彰)

第30条 学生で人物学業ともに優秀な者を、研究科委員会の議を経て、学長が表彰することができる。

(奨学制度)

第30条の2 学生育英のため、奨学制度を設ける。

2 奨学生規程は、別に定める。

(個人の秘密を守る義務)

第30条の3 学生は、本大学院の実習教育等を通して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

2 法令による証人等となり前項の秘密に属する事項を発表する場合には、あらかじめ学長の許可を得なければならない。

(懲戒)

第31条 学生が本大学院の学則もしくは北海学園大学の諸規程に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、研究科委員会の議を経て、学長がこれを懲戒することができる。

2 懲戒は、譴責、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力不振で成業の見込みがないと認められる者

(3) 本大学院の実習教育等を通して知り得た個人の秘密を漏らした者

(4) その他学生としての本分に反した者

第7章 授業料等、授業料等の免除

(授業料等)

第32条 学生は、別表第4に掲げる額の入学金、授業料、教育充実費及び実験実習費を、別に定めるところにより、納入しなければならない。

2 第4条の2第3項の長期履修の学生が履修期間を短縮して修了する場合、残存期間の授業料、教育充実費及び実験実習費を納入する。

3 特別の事情により、授業料、教育充実費及び実験実習費の納入が困難な場合は、学生は、別に定めるところにより、当該納入金を延納することができる。

4 休学者は、その期間中の授業料、教育充実費及び実験実習費の納入を免除する。ただし、別表第4による各分納期の途中で休学、退学する場合は、その期の授業料、教育充実費及び実験実習費の納入を免除しない。

5 本大学院学則第4条の2に定める標準修業年限又は修了年限（修士課程3年の長期履修及び博士（後期）課程5年の長期履修）を超えて在学する者が9月に課程を修了した場合は、別表第4に掲げる納入金のうち、第2期分の授業料・教育充実費・実験実習費を免除する。なお、9月修了に関しては研究科の定めるところによる。

(入学検定料等の不返還)

第33条 既に納入した入学検定料、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習費は、返還しない。

第8章 運営組織

(学長)

第34条 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(研究科委員会)

第35条 研究科に、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、その研究科の授業科目を担当する専任の教員をもって組織する。

3 削除

4 研究科委員会は、研究科長が招集し、その議長となる。

5 研究科長は、研究科委員会が必要と認めるときは、他の職員の出席を求め、意見を聴くことができる。ただし、この職員は、議決に加わることはできない。

(研究科長)

第35条の2 研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、その研究科の専任教授をもって充て、研究科を統括する。

3 研究科長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 その選出方法及び職務については、別に定める。

(研究科委員会の審議事項)

第36条 研究科委員会は、その研究科に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 研究科の組織に関する事項

(2) 教育研究の指導に関する事項

(3) 教員の選考に関する事項

(4) 学生の入学、留学、休学、退学、その他の学籍に関する事項

(5) 学生の表彰及び懲戒に関する事項

(6) 試験及び修士論文又は博士論文の審査に関する事項

(7) その他その研究科に関する重要な事項

2 研究科委員会は、前項に掲げる事項のうち第1号から第6号までの事項及びその他学長が定める事項について、学長に意見を述べるものとする。

第36条の2 削除

第36条の3 第36条の決定が他の研究科に著しい関連がある場合には、各研究科は大学院委員会の承認を得るものとする。

(大学院委員会)

第37条 本大学院に、大学院委員会を置く。

2 大学院委員会は、各研究科長及び各研究科委員会において委員の互選によって選任した2人の委員をもって組織する。

ただし、特別の事由のある場合は、この限りでない。

3 研究科委員会の委員の互選によって選任された委員の任期は、2年とする。

4 大学院委員会は、学長が招集し、その議長となる。

第38条 大学院委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 教育研究の基本に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 学則その他の重要な規則の制定又は改廃に関する事項

(4) 将来の計画に関する事項

(5) その他本大学院に関する重要な事項

(事務組織)

第38条の2 本大学院は、大学院の事務を処理するため、事務組織を設ける。

2 事務組織及び事務分掌については、別に定める。

第9章 研究生、法務研究員、委託生、特別聴講学生、聴講生、科目等履修生及び外国人学生

(研究生)

第39条 本大学院において、大学院修士課程、博士（後期）課程又は法科大学院の課程の修了者で特定事項につき研究を行なおうとする者があるときは、学長は、学生の教育に支障のない限り、研究科委員会の選考を経て、研究生として入学を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、大学院委員会の議を経て、学長が定める。

(法務研究員)

第40条 本学法科大学院を修了した者が司法試験を受験するために引き続き本学の施設・図書等の利用を希望する場合には、学長は、学生の教育に支障のない限り、法学研究科委員会の議を経て、法務研究員として、これを許可することができる。

2 前項の法務研究員に関し必要な事項は、別に定める。

(委託生)

第41条 公の機関又は団体等から、本大学院において研究指導を受けさせるため、その職員を委託されたときは、

学長は、学生の教育に支障のない限り、研究科委員会の選考を経て、委託生として、これを許可することができる。

2 第39条第2項の規定は、委託生について準用する。

(特別聴講学生)

第42条 本大学院において、特定の授業科目を履修する他の大学院の学生があるときは、本大学院の学生の教育に支障のない限り、当該他大学院との協議に基づき、特別聴講学生として、その履修を認めることができる。

2 前項に定めるもののほか、特別聴講学生に関し必要な事項は、大学院委員会の議を経て、学長が定める。

(聴講生)

第43条 本大学院の特定の授業科目の聴講を希望する者があるときは、学長は、学生の教育に支障のない限り、研究科委員会の議を経て、聴講生として、これを許可することができる。

2 聴講生が授業科目の試験に合格したときは、証明書を交付する。

(科目等履修生)

第43条の2 本大学院の修士課程の特定の授業科目の履修を希望する者があるときは、学長は、学生の教育に支障のない限り、研究科委員会の議を経て、科目等履修生として、これを許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、大学院委員会の議を経て、学長が定める。

(外国人学生)

第44条 外国人で第9条各号の一に該当する者の入学の願い出があるときは、学長は、研究科委員会の選考を経て、外国人学生として、入学を許可することができる。

2 外国人の入学手続については、別に定めるところによる。

(受講料等)

第45条 研究生、特別聴講学生、聴講生、科目等履修生及び委託生は、別表第5に掲げる金額を納入しなければならない。

2 単位互換協定校又は海外との学生交流協定に基づく特別聴講学生の入学金、受講料、実験実習費及び入学検定料は所定の手続きを経て不徴収とすることができる。

3 外国人学生の納入金は、別表第4及び第5に掲げる金額と同額とする。

(適用除外)

第46条 研究生、委託生、特別聴講学生、聴講生及び外国人学生については、この章で定めるもののほかは、この学則を準用する。ただし、研究生、委託生及び聴講生については、第5章の規定を、特別聴講学生及び科目等履修生については、第27条から第28条までの規定を準用しない。

第10章 附属施設

(研究所)

第47条 本大学院の各研究科に研究所を置くことができる。

2 研究所に関する規程は、別に定める。

第11章 雑則

(準則)

第48条 本学則において特に定めがない事項については、北海学園大学学則を準用する。

(学則の改廃)

第49条 本学則の改廃は、大学院委員会の議を経て学長が行い、理事会の承認を得るものとする。

附則

この学則は、昭和45年4月1日から施行する。

附則

この学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附則

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

2 第4条中、法学研究科法律学専攻の総定員「14人」とあるのは、昭和62年3月31日までは、「7人」と読み替えるものとする。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年12月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第4条第1項の規定にかかわらず平成28年度の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

平成28年度

研究科・修士課程	専 攻	入学定員 人	収容定員 人
経 済 学 研 究 科	経 済 政 策 専 攻	15	30
経 営 学 研 究 科	経 営 学 専 攻	7	14
法 学 研 究 科	法 律 学 専 攻	7	14
	政 治 学 専 攻	5	10
文 学 研 究 科	日 本 文 化 専 攻	5	10
	英 米 文 化 専 攻	5	10
工 学 研 究 科	建 設 工 学 専 攻	6	12
	電 子 情 報 工 学 専 攻	—	6
	電 子 情 報 生 命 工 学 専 攻	6	6

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第4条第1項の規定にかかわらず平成29年度の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

平成29年度

研究科・修士課程	専 攻	入学定員 人	収容定員 人
経 済 学 研 究 科	経 済 政 策 専 攻	15	30
経 営 学 研 究 科	経 営 学 専 攻	7	14
法 学 研 究 科	法 律 学 専 攻	7	14
	政 治 学 専 攻	5	10
文 学 研 究 科	日 本 文 化 専 攻	5	10
	英 米 文 化 専 攻	5	10
工 学 研 究 科	建 設 工 学 専 攻	6	12
	電 子 情 報 工 学 専 攻	—	—
	電 子 情 報 生 命 工 学 専 攻	6	12

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第4条第1項および同条第2項の規定にかかわらず平成30年度の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

平成30年度

研究科・修士課程	専攻	入学定員	収容定員
		人	人
経済学研究科	経済政策専攻	15	30
経営学研究科	経営学専攻	7	14
法学研究科	法律学専攻	7	14
	政治学専攻	5	10
文学研究科	日本文化専攻	5	10
	英米文化専攻	5	10
工学研究科	建設工学専攻	6	12
	電子情報工学専攻	—	—
	電子情報生命工学専攻	6	12

研究科・博士課程	専攻	入学定員	収容定員
		人	人
経済学研究科	経済政策専攻	3	9
経営学研究科	経営学専攻	3	9
法学研究科	法律学専攻	2	6
	政治学専攻	2	6
文学研究科	日本文化専攻	2	6
	英米文化専攻	2	6
工学研究科	建設工学専攻	2	6
	電子情報生命工学専攻	2	2

- 3 第4条第3項の規定にかかわらず、平成30年度から平成32年度の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

平成30年度

研究科・専門職学位課程	専攻	入学定員	収容定員
		人	人
法務研究科	法務専攻	—	36

平成31年度

研究科・専門職学位課程	専攻	入学定員	収容定員
		人	人
法務研究科	法務専攻	—	18

平成32年度

研究科・専門職学位課程	専攻	入学定員	収容定員
		人	人
法務研究科	法務専攻	—	—

備考 法務研究科は、平成30年度から募集停止となるため収容定員のみの表示とする。

- 4 法務研究科の入学に関する規定は、平成30年度から適用しない。

附 則

- この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 第4条第1項および同条第2項の規定にかかわらず平成31年度の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

平成31年度

研究科・修士課程	専攻	入学定員	収容定員
		人	人
経済学研究科	経済政策専攻	15	30
経営学研究科	経営学専攻	7	14
法学研究科	法律学専攻	7	14
	政治学専攻	5	10
文学研究科	日本文化専攻	5	10
	英米文化専攻	5	10
工学研究科	建設工学専攻	6	12
	電子情報工学専攻	—	—
	電子情報生命工学専攻	6	12

研究科・博士課程	専攻	入学定員	収容定員
		人	人
経済学研究科	経済政策専攻	3	9
経営学研究科	経営学専攻	3	9
法学研究科	法律学専攻	2	6
	政治学専攻	2	6
文学研究科	日本文化専攻	2	6
	英米文化専攻	2	6
工学研究科	建設工学専攻	2	6
	電子情報生命工学専攻	2	4

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1

(修士課程)

- 1 経済学研究科 (省略)
- 2 経営学研究科 (省略)
- 3 法学研究科

(1)法律学専攻

授 業 科 目	単 位 数	備 考
憲法特論 A I	2	
憲法特論 A II	2	
憲法特論演習 A I	4	
憲法特論演習 A II	4	
憲法特論 B I	2	
憲法特論 B II	2	
憲法特論演習 B I	4	
憲法特論演習 B II	4	
行政法原理特論 I	2	
行政法原理特論 II	2	
行政法原理特論演習 I	4	
行政法原理特論演習 II	4	
個別行政法特論 I	2	
個別行政法特論 II	2	
個別行政法特論演習 I	4	
個別行政法特論演習 II	4	
民法原理特論 I	2	
民法原理特論 II	2	
民法原理特論演習 I	4	
民法原理特論演習 II	4	
民法債権特論 A I	2	
民法債権特論 A II	2	
民法債権特論演習 A I	4	
民法債権特論演習 A II	4	
民法債権特論 B I	2	
民法債権特論 B II	2	
民法債権特論演習 B I	4	
民法債権特論演習 B II	4	
民法契約特論 I	2	
民法契約特論 II	2	
民法契約特論演習 I	4	
民法契約特論演習 II	4	
民法物権特論 I	2	
民法物権特論 II	2	
民法物権特論演習 I	4	
民法物権特論演習 II	4	
比較民法特論 I	2	
比較民法特論 II	2	
比較民法特論演習 I	4	

授 業 科 目	单 位 数	備 考
比較民法特論演習Ⅱ	4	
損害賠償法特論Ⅰ	2	
損害賠償法特論Ⅱ	2	
損害賠償法特論演習Ⅰ	4	
損害賠償法特論演習Ⅱ	4	
企業法特論AⅠ	2	
企業法特論AⅡ	2	
企業法特論演習AⅠ	4	
企業法特論演習AⅡ	4	
企業法特論BⅠ	2	
企業法特論BⅡ	2	
企業法特論演習BⅠ	4	
企業法特論演習BⅡ	4	
商取引法特論Ⅰ	2	
商取引法特論Ⅱ	2	
商取引法特論演習Ⅰ	4	
商取引法特論演習Ⅱ	4	
有価証券法特論Ⅰ	2	
有価証券法特論Ⅱ	2	
有価証券法特論演習Ⅰ	4	
有価証券法特論演習Ⅱ	4	
刑法原理特論Ⅰ	2	
刑法原理特論Ⅱ	2	
刑法原理特論演習Ⅰ	4	
刑法原理特論演習Ⅱ	4	
個別刑法特論Ⅰ	2	
個別刑法特論Ⅱ	2	
個別刑法特論演習Ⅰ	4	
個別刑法特論演習Ⅱ	4	
民事訴訟法原理特論Ⅰ	2	
民事訴訟法原理特論Ⅱ	2	
民事訴訟法原理特論演習Ⅰ	4	
民事訴訟法原理特論演習Ⅱ	4	
個別民事訴訟法特論Ⅰ	2	
個別民事訴訟法特論Ⅱ	2	
個別民事訴訟法特論演習Ⅰ	4	
個別民事訴訟法特論演習Ⅱ	4	
刑事訴訟法特論Ⅰ	2	
刑事訴訟法特論Ⅱ	2	
刑事訴訟法特論演習Ⅰ	4	
刑事訴訟法特論演習Ⅱ	4	
集団の労使関係法特論Ⅰ	2	
集団の労使関係法特論Ⅱ	2	
集団の労使関係法特論演習Ⅰ	4	
集団の労使関係法特論演習Ⅱ	4	

授 業 科 目	単 位 数	備 考
個別の労働関係法特論Ⅰ	2	
個別の労働関係法特論Ⅱ	2	
個別の労働関係法特論演習Ⅰ	4	
個別の労働関係法特論演習Ⅱ	4	
経済法原理特論Ⅰ	2	
経済法原理特論Ⅱ	2	
経済法原理特論演習Ⅰ	4	
経済法原理特論演習Ⅱ	4	
個別経済法特論Ⅰ	2	
個別経済法特論Ⅱ	2	
個別経済法特論演習Ⅰ	4	
個別経済法特論演習Ⅱ	4	
国際法特論Ⅰ	2	
国際法特論Ⅱ	2	
国際法特論演習Ⅰ	4	
国際法特論演習Ⅱ	4	
国際私法特論Ⅰ	2	
国際私法特論Ⅱ	2	
国際私法特論演習Ⅰ	4	
国際私法特論演習Ⅱ	4	
日本法制史特論Ⅰ	2	
日本法制史特論Ⅱ	2	
日本法制史特論演習Ⅰ	4	
日本法制史特論演習Ⅱ	4	
西洋法制史特論Ⅰ	2	
西洋法制史特論Ⅱ	2	
西洋法制史特論演習Ⅰ	4	
西洋法制史特論演習Ⅱ	4	
法哲学特論Ⅰ	2	
法哲学特論Ⅱ	2	
法哲学特論演習Ⅰ	4	
法哲学特論演習Ⅱ	4	
外国法特論AⅠ	2	
外国法特論AⅡ	2	
外国法特論A演習Ⅰ	4	
外国法特論A演習Ⅱ	4	
外国法特論BⅠ	2	
外国法特論BⅡ	2	
外国法特論B演習Ⅰ	4	
外国法特論B演習Ⅱ	4	
外国法特論CⅠ	2	
外国法特論CⅡ	2	
外国法特論C演習Ⅰ	4	
外国法特論C演習Ⅱ	4	
法律学特殊講義	2	平成25年度入学者から適用する

(2)政治学専攻

授 業 科 目	単 位 数
政治学特論Ⅰ	2
政治学特論Ⅱ	2
政治学特論演習Ⅰ	4
政治学特論演習Ⅱ	4
政治史特論AⅠ	2
政治史特論AⅡ	2
政治史特論演習AⅠ	4
政治史特論演習AⅡ	4
政治史特論BⅠ	2
政治史特論BⅡ	2
政治史特論演習BⅠ	4
政治史特論演習BⅡ	4
政治思想史特論Ⅰ	2
政治思想史特論Ⅱ	2
政治思想史特論演習Ⅰ	4
政治思想史特論演習Ⅱ	4
公共政策論特論Ⅰ	2
公共政策論特論Ⅱ	2
公共政策論特論演習Ⅰ	4
公共政策論特論演習Ⅱ	4
国際政治学特論Ⅰ	2
国際政治学特論Ⅱ	2
国際政治学特論演習Ⅰ	4
国際政治学特論演習Ⅱ	4
政治過程論特論Ⅰ	2
政治過程論特論Ⅱ	2
政治過程論特論演習Ⅰ	4
政治過程論特論演習Ⅱ	4
行政学特論Ⅰ	2
行政学特論Ⅱ	2
行政学特論演習Ⅰ	4
行政学特論演習Ⅱ	4
地方政治論特論Ⅰ	2
地方政治論特論Ⅱ	2
地方政治論特論演習Ⅰ	4
地方政治論特論演習Ⅱ	4
地方自治論特論Ⅰ	2
地方自治論特論Ⅱ	2

授 業 科 目	単 位 数
地方自治論特論演習Ⅰ	4
地方自治論特論演習Ⅱ	4
自治体政策論特論Ⅰ	2
自治体政策論特論Ⅱ	2
自治体政策論特論演習Ⅰ	4
自治体政策論特論演習Ⅱ	4
地方財政論特論Ⅰ	2
地方財政論特論Ⅱ	2
地方財政論特論演習Ⅰ	4
地方財政論特論演習Ⅱ	4
自治体法特論Ⅰ	2
自治体法特論Ⅱ	2
自治体法特論演習Ⅰ	4
自治体法特論演習Ⅱ	4
社会調査特論Ⅰ	2
社会調査特論Ⅱ	2
社会調査特論演習Ⅰ	4
社会調査特論演習Ⅱ	4
比較政治学特論Ⅰ	2
比較政治学特論Ⅱ	2
比較政治学特論演習Ⅰ	4
比較政治学特論演習Ⅱ	4
ジャーナリズム論特論Ⅰ	2
ジャーナリズム論特論Ⅱ	2
ジャーナリズム論特論演習Ⅰ	4
ジャーナリズム論特論演習Ⅱ	4
比較政治経済学特論Ⅰ	2
比較政治経済学特論Ⅱ	2
比較政治経済学特論演習Ⅰ	4
比較政治経済学特論演習Ⅱ	4
地域研究特論Ⅰ	2
地域研究特論Ⅱ	2
地域研究特論演習Ⅰ	4
地域研究特論演習Ⅱ	4
政治学特殊講義	2

4 文学研究科（省略）

5 工学研究科（省略）

別表第2

(博士課程)

- 1 経済学研究科 (省略)
- 2 経営学研究科 (省略)
- 3 法学研究科

(1)法律学専攻

授 業 科 目	単 位 数	備 考
憲法特殊研究Ⅰ	4	
憲法特殊研究Ⅱ	4	
憲法特殊研究Ⅲ	4	
行政法特殊研究Ⅰ	4	
行政法特殊研究Ⅱ	4	
行政法特殊研究Ⅲ	4	
民法特殊研究Ⅰ	4	
民法特殊研究Ⅱ	4	
民法特殊研究Ⅲ	4	
商法特殊研究Ⅰ	4	
商法特殊研究Ⅱ	4	
商法特殊研究Ⅲ	4	
刑法特殊研究Ⅰ	4	
刑法特殊研究Ⅱ	4	
刑法特殊研究Ⅲ	4	
民事訴訟法特殊研究Ⅰ	4	
民事訴訟法特殊研究Ⅱ	4	
民事訴訟法特殊研究Ⅲ	4	
刑事訴訟法特殊研究Ⅰ	4	
刑事訴訟法特殊研究Ⅱ	4	
刑事訴訟法特殊研究Ⅲ	4	
労働法特殊研究Ⅰ	4	
労働法特殊研究Ⅱ	4	
労働法特殊研究Ⅲ	4	
経済法特殊研究Ⅰ	4	
経済法特殊研究Ⅱ	4	
経済法特殊研究Ⅲ	4	
国際私法特殊研究Ⅰ	4	
国際私法特殊研究Ⅱ	4	
国際私法特殊研究Ⅲ	4	
法制史特殊研究Ⅰ	4	
法制史特殊研究Ⅱ	4	
法制史特殊研究Ⅲ	4	
国際法特殊研究Ⅰ	4	
国際法特殊研究Ⅱ	4	
国際法特殊研究Ⅲ	4	
法哲学特殊研究Ⅰ	4	
法哲学特殊研究Ⅱ	4	
法哲学特殊研究Ⅲ	4	
外国法特殊研究Ⅰ	4	
外国法特殊研究Ⅱ	4	
外国法特殊研究Ⅲ	4	
論文指導Ⅰ	4	修了要件に含まない。平成26年度入学生より適用する。
論文指導Ⅱ	4	修了要件に含まない。平成26年度入学生より適用する。
論文指導Ⅲ	4	修了要件に含まない。平成26年度入学生より適用する。
特別研究	2	平成25年度入学生より適用する。

(2)政治学専攻

授 業 科 目	単 位 数	備 考
政治学特殊研究Ⅰ	4	
政治学特殊研究Ⅱ	4	
政治学特殊研究Ⅲ	4	
政治史特殊研究Ⅰ	4	
政治史特殊研究Ⅱ	4	
政治史特殊研究Ⅲ	4	
政治思想史特殊研究Ⅰ	4	
政治思想史特殊研究Ⅱ	4	
政治思想史特殊研究Ⅲ	4	
政治過程論特殊研究Ⅰ	4	
政治過程論特殊研究Ⅱ	4	
政治過程論特殊研究Ⅲ	4	
行政学特殊研究Ⅰ	4	
行政学特殊研究Ⅱ	4	
行政学特殊研究Ⅲ	4	
公共政策論特殊研究Ⅰ	4	
公共政策論特殊研究Ⅱ	4	
公共政策論特殊研究Ⅲ	4	
国際政治学特殊研究Ⅰ	4	
国際政治学特殊研究Ⅱ	4	
国際政治学特殊研究Ⅲ	4	
地方自治論特殊研究Ⅰ	4	
地方自治論特殊研究Ⅱ	4	
地方自治論特殊研究Ⅲ	4	
自治体政策論特殊研究Ⅰ	4	
自治体政策論特殊研究Ⅱ	4	
自治体政策論特殊研究Ⅲ	4	
地方財政論特殊研究Ⅰ	4	
地方財政論特殊研究Ⅱ	4	
地方財政論特殊研究Ⅲ	4	
自治体法特殊研究Ⅰ	4	
自治体法特殊研究Ⅱ	4	
自治体法特殊研究Ⅲ	4	
比較地方自治論特殊研究Ⅰ	4	
比較地方自治論特殊研究Ⅱ	4	
比較地方自治論特殊研究Ⅲ	4	
比較政治学特殊研究Ⅰ	4	
比較政治学特殊研究Ⅱ	4	
比較政治学特殊研究Ⅲ	4	
ジャーナリズム論特殊研究Ⅰ	4	
ジャーナリズム論特殊研究Ⅱ	4	
ジャーナリズム論特殊研究Ⅲ	4	
論文指導Ⅰ	4	修了要件に含まない。平成26年度入学生より適用する。
論文指導Ⅱ	4	修了要件に含まない。平成26年度入学生より適用する。
論文指導Ⅲ	4	修了要件に含まない。平成26年度入学生より適用する。
特別研究	2	平成25年度入学生より適用する。

4 文学研究科（省略）

5 工学研究科（省略）

別表第3 削除

別表第4

1-1 修士課程

区	分	金	額
入 学 検 定 料	経 済 学 研 究 科		30,000円
	経 営 学 研 究 科		30,000
	法 学 研 究 科		30,000
	文 学 研 究 科		30,000
	工 学 研 究 科		30,000
入 学 金	経 済 学 研 究 科		200,000
	経 営 学 研 究 科		200,000
	法 学 研 究 科		200,000
	文 学 研 究 科		200,000
	工 学 研 究 科		200,000
授 業 料	経 済 学 研 究 科	年額	872,000
	経 営 学 研 究 科	年額	872,000
	法 学 研 究 科	年額	872,000
	文 学 研 究 科	年額	896,000
	工 学 研 究 科	年額	1,140,000
教 育 充 実 費	経 済 学 研 究 科	年額	100,000
	経 営 学 研 究 科	年額	100,000
	法 学 研 究 科	年額	100,000
	文 学 研 究 科	年額	100,000
	工 学 研 究 科	年額	100,000
実 験 実 習 費	工 学 研 究 科	年額	80,000

1-2 第25条に基づく特例学生

区	分	金	額
入 学 検 定 料	経 済 学 研 究 科		30,000円
	経 営 学 研 究 科		30,000
	法 学 研 究 科		30,000
	文 学 研 究 科		30,000
	工 学 研 究 科		30,000
入 学 金	経 済 学 研 究 科		100,000
	経 営 学 研 究 科		100,000
	法 学 研 究 科		100,000
	文 学 研 究 科		100,000
	工 学 研 究 科		100,000
授 業 料	経 済 学 研 究 科	年額	436,000
	経 営 学 研 究 科	年額	436,000
	法 学 研 究 科	年額	436,000
	文 学 研 究 科	年額	448,000
	工 学 研 究 科	年額	570,000
教 育 充 実 費	経 済 学 研 究 科	年額	50,000
	経 営 学 研 究 科	年額	50,000
	法 学 研 究 科	年額	50,000
	文 学 研 究 科	年額	50,000
	工 学 研 究 科	年額	50,000
実 験 実 習 費	工 学 研 究 科	年額	40,000

1-3 第4条の2第3項による長期履修の学生（初年次）

区	分	金	額
入 学 検 定 料	経 済 学 研 究 科		30,000円
	経 営 学 研 究 科		30,000
	法 学 研 究 科		30,000
	文 学 研 究 科		30,000
	工 学 研 究 科		30,000
入 学 金	経 済 学 研 究 科		100,000
	経 営 学 研 究 科		100,000
	法 学 研 究 科		100,000
	文 学 研 究 科		100,000
	工 学 研 究 科		100,000
授 業 料	経 済 学 研 究 科	年額	292,000
	経 営 学 研 究 科	年額	292,000
	法 学 研 究 科	年額	292,000
	文 学 研 究 科	年額	300,000
	工 学 研 究 科	年額	380,000
教 育 充 実 費	経 済 学 研 究 科	年額	34,000
	経 営 学 研 究 科	年額	34,000
	法 学 研 究 科	年額	34,000
	文 学 研 究 科	年額	34,000
	工 学 研 究 科	年額	34,000
実 験 実 習 費	工 学 研 究 科	年額	28,000

1-3 第4条の2第3項による長期履修の学生（2年次以降）

区	分	金	額
授 業 料	経 済 学 研 究 科	年額	290,000円
	経 営 学 研 究 科	年額	290,000
	法 学 研 究 科	年額	290,000
	文 学 研 究 科	年額	298,000
	工 学 研 究 科	年額	380,000
教 育 充 実 費	経 済 学 研 究 科	年額	33,000
	経 営 学 研 究 科	年額	33,000
	法 学 研 究 科	年額	33,000
	文 学 研 究 科	年額	33,000
	工 学 研 究 科	年額	33,000
実 験 実 習 費	工 学 研 究 科	年額	26,000

2-1 博士（後期）課程

区	分	金	額
入 学 検 定 料	経 済 学 研 究 科		30,000円
	経 営 学 研 究 科		30,000
	法 学 研 究 科		30,000
	文 学 研 究 科		30,000
	工 学 研 究 科		30,000
入 学 金	経 済 学 研 究 科		200,000
	経 営 学 研 究 科		200,000
	法 学 研 究 科		200,000
	文 学 研 究 科		200,000
	工 学 研 究 科		200,000
授 業 料	経 済 学 研 究 科	年額	872,000
	経 営 学 研 究 科	年額	872,000
	法 学 研 究 科	年額	872,000
	文 学 研 究 科	年額	896,000
	工 学 研 究 科	年額	1,140,000
教 育 充 実 費	経 済 学 研 究 科	年額	100,000
	経 営 学 研 究 科	年額	100,000
	法 学 研 究 科	年額	100,000
	文 学 研 究 科	年額	100,000
	工 学 研 究 科	年額	100,000
実 験 実 習 費	工 学 研 究 科	年額	80,000

2-2 第25条に基づく特例学生

区	分	金	額
入 学 検 定 料	経 済 学 研 究 科		30,000円
	経 営 学 研 究 科		30,000
	法 学 研 究 科		30,000
	文 学 研 究 科		30,000
	工 学 研 究 科		30,000
入 学 金	経 済 学 研 究 科		100,000
	経 営 学 研 究 科		100,000
	法 学 研 究 科		100,000
	文 学 研 究 科		100,000
	工 学 研 究 科		100,000
授 業 料	経 済 学 研 究 科	年額	436,000
	経 営 学 研 究 科	年額	436,000
	法 学 研 究 科	年額	436,000
	文 学 研 究 科	年額	448,000
	工 学 研 究 科	年額	570,000
教 育 充 実 費	経 済 学 研 究 科	年額	50,000
	経 営 学 研 究 科	年額	50,000
	法 学 研 究 科	年額	50,000
	文 学 研 究 科	年額	50,000
	工 学 研 究 科	年額	50,000
実 験 実 習 費	工 学 研 究 科	年額	40,000

2-3 第4条の2第3項による長期履修の学生（初年次）

区	分	金	額
入 学 検 定 料	経 済 学 研 究 科		30,000円
	経 営 学 研 究 科		30,000
	法 学 研 究 科		30,000
	文 学 研 究 科		30,000
	工 学 研 究 科		30,000
入 学 金	経 済 学 研 究 科		100,000
	経 営 学 研 究 科		100,000
	法 学 研 究 科		100,000
	文 学 研 究 科		100,000
	工 学 研 究 科		100,000
授 業 料	経 済 学 研 究 科	年額	264,000
	経 営 学 研 究 科	年額	264,000
	法 学 研 究 科	年額	264,000
	文 学 研 究 科	年額	272,000
	工 学 研 究 科	年額	342,000
教 育 充 実 費	経 済 学 研 究 科	年額	30,000
	経 営 学 研 究 科	年額	30,000
	法 学 研 究 科	年額	30,000
	文 学 研 究 科	年額	30,000
	工 学 研 究 科	年額	30,000
実 験 実 習 費	工 学 研 究 科	年額	24,000

2-3 第4条の2第3項による長期履修の学生（2年次以降）

区	分	金	額
授 業 料	経 済 学 研 究 科	年額	261,000円
	経 営 学 研 究 科	年額	261,000
	法 学 研 究 科	年額	261,000
	文 学 研 究 科	年額	268,000
	工 学 研 究 科	年額	342,000
教 育 充 実 費	経 済 学 研 究 科	年額	30,000
	経 営 学 研 究 科	年額	30,000
	法 学 研 究 科	年額	30,000
	文 学 研 究 科	年額	30,000
	工 学 研 究 科	年額	30,000
実 験 実 習 費	工 学 研 究 科	年額	24,000

3-1 削除

3-2 削除

授業料，教育充実費及び実験実習費の納入期限は，次のとおりとする。

第1期 4月20日

第2期 9月30日

ただし，新入学生及び再入学，復籍を許可された者に限り第1期分の授業料等は，所定の期日までに納入しなければならない。

平成28年度より，入学金の取扱いについては，次のとおりとする。

1. 北海学園設置の北海学園大学・北海学園大学大学院又は北海商科大学・北海商科大学大学院を卒業後に北海学園大学大学院へ入学するときは入学金を免除する。ただし，2部卒業生などで以前納入した入学金との差額がある場合は，その差額を徴収する。

別表第 5

1 研究生

区	分	金	額
審 査 料	経 済 学 研 究 科		15,000円
	経 営 学 研 究 科		15,000
	法 学 研 究 科		15,000
	文 学 研 究 科		15,000
	工 学 研 究 科		15,000
入 学 金 (本 学 卒 業 者 免 除)	経 済 学 研 究 科		50,000
	経 営 学 研 究 科		50,000
	法 学 研 究 科		50,000
	文 学 研 究 科		50,000
	工 学 研 究 科		50,000
受 講 料 (ただし、第2学期以降入 学者の場合は、受入研究科 の年額受講料の半額とす る。)	経 済 学 研 究 科	年額	218,000
	経 営 学 研 究 科	年額	218,000
	法 学 研 究 科	年額	218,000
	文 学 研 究 科	年額	224,000
	工 学 研 究 科	年額	285,000
実 験 実 習 費 (ただし、第2学期以降入 学者の場合は、半額とす る。)	工 学 研 究 科	年額	80,000

2 法務研究員

区	分	金	額
施 設 設 備 利 用 料	法 学 研 究 科	半期	30,000円

3 委託生

区	分	金	額
入 学 検 定 料	経 済 学 研 究 科		30,000円
	経 営 学 研 究 科		30,000
	法 学 研 究 科		30,000
	文 学 研 究 科		30,000
	工 学 研 究 科		30,000
入 学 金	経 済 学 研 究 科		50,000
	経 営 学 研 究 科		50,000
	法 学 研 究 科		50,000
	文 学 研 究 科		50,000
	工 学 研 究 科		50,000
受 講 料	経 済 学 研 究 科	1 単位	8,000
	経 営 学 研 究 科	1 単位	8,000
	法 学 研 究 科	1 単位	8,000
	文 学 研 究 科	1 単位	9,000
	工 学 研 究 科	1 単位	10,000
実 験 実 習 費	工 学 研 究 科	実験を履修する者	80,000

4 特別聴講学生

区	分	金	額
入学検定料 (本学卒業者免除)	経済学研究科		30,000円
	経営学研究科		30,000
	法学研究科		30,000
	文学研究科		30,000
	工学研究科		30,000
入学金 (本学卒業者免除)	経済学研究科		50,000
	経営学研究科		50,000
	法学研究科		50,000
	文学研究科		50,000
	工学研究科		50,000
受講料	経済学研究科	1単位	8,000
	経営学研究科	1単位	8,000
	法学研究科	1単位	8,000
	文学研究科	1単位	9,000
	工学研究科	1単位	10,000
実験実習費	工学研究科	実験を履修する者	80,000

5 聴講生

区	分	金	額
入学検定料 (本学卒業者免除)	経済学研究科		30,000円
	経営学研究科		30,000
	法学研究科		30,000
	文学研究科		30,000
	工学研究科		30,000
入学金 (本学卒業者免除)	経済学研究科		50,000
	経営学研究科		50,000
	法学研究科		50,000
	文学研究科		50,000
	工学研究科		50,000
受講料	経済学研究科	1単位	8,000
	経営学研究科	1単位	8,000
	法学研究科	1単位	8,000
	文学研究科	1単位	9,000
	工学研究科	1単位	10,000
実験実習費	工学研究科	実験を履修する者	80,000

6 科目等履修生

区	分	金	額
入 学 検 定 料 (本 学 卒 業 者 免 除)	経 済 学 研 究 科		30,000円
	経 営 学 研 究 科		30,000
	法 学 研 究 科		30,000
	文 学 研 究 科		30,000
	工 学 研 究 科		30,000
入 学 金 (本 学 卒 業 者 免 除)	経 済 学 研 究 科		50,000
	経 営 学 研 究 科		50,000
	法 学 研 究 科		50,000
	文 学 研 究 科		50,000
	工 学 研 究 科		50,000
受 講 料	経 済 学 研 究 科	1 単位	8,000
	経 営 学 研 究 科	1 単位	8,000
	法 学 研 究 科	1 単位	8,000
	文 学 研 究 科	1 単位	9,000
	工 学 研 究 科	1 単位	10,000
実 験 実 習 費	工 学 研 究 科	実験を履修する者	80,000

平成28年度より，入学検定料及び入学金の取扱いについては，次のとおりとする。

- 1 研究生， 4 特別聴講学生， 5 聴講生， 6 科目等履修生に記載のある本学卒業者免除には北海商科大学卒業者を含む。

北海学園大学大学院法学研究科規則

第1条 本規則は、北海学園大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第4条第5項により法学研究科（以下「本研究科」という。）に関する事項を定める。

第2条 本研究科に修士課程を置き、専攻を法律学専攻と政治学専攻とする。

2 本研究科に博士（後期）課程を置き、専攻を法律学専攻と政治学専攻とする。

3 本研究科の科長は、博士（後期）課程の専任教員より選出されるものとする。

第3条 法学研究科の法律学専攻及び政治学専攻の教育・研究上の目的を以下のとおり定める。

(1) 法律学専攻

社会人を含めた知的探究心のある人々に広く門戸を開き、現代法学の基礎的領域に関する広く深い素養及び高度な専門的能力を有する人材を育成するとともに、わが国及び国際社会における複雑かつ困難な法的問題を予防し解決するために必要とされる総合的分析能力及び批判的検討能力を陶冶し、もって人類社会に貢献することを目的とする。

(2) 政治学専攻

社会人を含めた知的探究心のある人々に広く門戸を開き、現代政治学の基礎的領域の広く深い素養及び高度な専門的能力を有する人材を育成するとともに、地域に根ざした民主主義を推進するために必要な北海道を始めとする地域社会の政治分析に加え、国内のみならず国際社会をも含めた幅広い政治現象に対する総合的分析能力及び批判的検討能力を陶冶し、もって人類社会に貢献することを目的とする。

第4条 本研究科に入学できる者は、大学院学則第9条各項に該当する者で、本研究科の行う選考に合格した者とする。

第5条 大学院学則第11条又は第12条に該当する者が、本研究科に転入学又は再入学を願い出た場合は、選考のうえ入学を許可することができる。

第6条 本研究科の授業科目及び単位は、大学院学則別表第1の3法学研究科の（1）法律学専攻及び（2）政治学専攻並びに同別表第2の3法学研究科の（1）法律学専攻及び（2）政治学専攻のとおりとする。その履修方法等については、大学院学則の定めによるほか、別に定める「法学研究科履修規程」及び「法学研究科長期履修の取扱いに関する内規」によるものとする。ただし、他の大学院との間の単位互換制度の協定に基づき、認定単位数を定める場合は、その定めによる。

2 学生が、学部の授業科目を履修しようとするときは、研究科長の許可を受け、学部規則所定の手続きを経なければならない。

第7条 大学院学則第23条により、学生の指導教授は、本研究科委員会が定める。本研究科委員会は、特別な理由がある場合には、指導教授を変更することができる。

第8条 修士（法学）又は修士（政治学）の学位は、大学院学則第27条第1項に定められた修了要件をみたした者について、本研究科委員会の議を経て、大学院委員会で認証のうえ授与する。

2 博士（法学）又は博士（政治学）の学位は、大学院学則第27条第2項に定められた修了要件、又は第28条第2項に定められた要件をみたした者について、本研究科委員会の議を経て、大学院委員会で認証のうえ授与する。

第9条 本研究科の授業科目中1科目又は数科目の聴講を願い出る者があるときは、本研究科委員会の議を経て、聴講生としてこれを許可することができる。

第10条 本研究科修士課程の特定の授業科目の履修を希望する者があるときは、学生の教育に支障がない限り、本研究科委員会の議を経て、科目等履修生としてこれを許可することができる。

第11条 特定の授業科目を履修して単位を修得しようとする他大学大学院の学生があるときは、本研究科委員会の議を経て、特別聴講生としてこれを許可することができる。

2 前項の単位の修得については、大学院学則第26条を準用する。

第12条 研究指導を受けようとする大学院修士課程修了者又は博士（後期）課程修了者若しくは単位取得満期退学者があるときは、本研究科委員会の議を経て、研究生としてこれを許可することができる。

第13条 前4条の許可は、学期又は学年ごとに行う。

附 則

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 3 年 12 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

北海学園大学大学院法学研究科履修規程

第1条 修士課程の標準修業年限は2年、博士（後期）課程の標準修業年限は3年とする。

2 前項の規定にかかわらず、大学院学則第4条の2第4項により長期履修の期間（以下「長期履修期間」という。）は、修士課程3年、博士（後期）課程5年とする。長期履修にかかわる取扱いは、「法学研究科長期履修の取扱いに関する内規」に定める。

3 学生は修士課程には4年、博士（後期）課程には6年をこえて在学することはできない。

4 修士課程の在学期間に関しては、本研究科に入学する前に修得した単位数、その修得に要した期間その他を勘案し本研究科の修士課程の一部を履修したものと認められるときは、1年を超えない範囲で本研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

第2条 学生は、在学期間中に所定の授業科目を履修し、修士課程にあつては30単位以上、博士（後期）課程にあつては12単位以上を修得しなければならない。

2 学生は、第8条に定める期間内に修士論文又は博士論文を研究科長に提出しなければならない。

第3条 修士課程の学生は、指導教授の担当する講義4単位を1年次で、指導教授の担当する演習8単位（単年度で演習8単位は履修できない）を履修しなければならない。ただし、大学院設置基準第14条による教育方法の特例対象となる学生（以下「社会人特例学生」という。）は、指導教授の担当する演習については、4単位の履修で足りる。

2 前項の規定にかかわらず、第1条第4項の規定により、修士課程の在学期間の短縮が認められた学生については、前項の指導教授の担当科目の履修年次の指定及び単年度における履修単位数の制限は、適用しないものとする。

3 博士（後期）課程の学生は、指導教授の担当する講義4単位を各年次ごとに履修しなければならない。ただし、博士（後期）課程の学生が大学院学則第24条第3項により外国の大学院で修得した単位のうち4単位は、指導教授及び研究科委員会の承認を得て指導教授の講義の単位と認定することができる。

4 学生が指導教授以外の担当する演習を履修する場合には、あらかじめ担当教員の許可を受けるものとする。

5 本研究科修士課程の他専攻授業科目については、指導教授及び本研究科委員会の承認を得て、相互に12単位まで、博士（後期）課程の他専攻授業科目については、指導教授及び本研究科委員会の承認を得て、相互に4単位まで履修することができる。

6 学生は、指導教授及び本研究科委員会の承認を得て、他の研究科又は他の大学院若しくは北海学園大学（以下「本大学」という。）の学部授業科目を履修することができる。ただし、本項の規定により履修した他の研究科又は他の大学院の授業科目の単位のうち、本研究科課程修了に必要な単位として認められるのは、15単位を限度とする。

7 前項の規定により履修した本大学における学部の授業科目の単位修得の認定は、本大学の学則に基づいて行うものとする。

第4条 社会人特例学生は、在学期間の全期間にわたって夜間で履修することができる。

第5条 学生は、学年の始めに、その年度に履修する授業科目を所定の方式にしたがって登録しなければならない。ただし、他の大学院との間の単位互換制度の協定に基づき登録の時期を別に定める場合は、この限りでない。

2 履修登録した授業科目の変更は、認めない。

3 成績の判定は、履修登録した授業科目についてのみ行う。

第6条 本研究科に入学した学生が、入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）は、本研究科が教育上有益と認めるときは、本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなし、研究科委員会の議を経て認定することができる。

2 前項により認定を受けることのできる単位数は、15単位を限度とする。

第7条 本研究科委員会は、転入学生が他の大学院で履修して修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）について相当と認めるときは、15単位を限度として本研究科所定の単位とみなすことができる。

第7条の2 本研究科委員会が第3条第6項、第6条第2項及び前条で認定できる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

第8条 修士論文の提出期限は、修士課程第2年次以降、毎学年1月14日までとし、博士論文の提出期限は、博士（後期）課程第3年次以降、毎学年12月5日までとする。ただし、修士課程については、在学期間2年を超えてなお在学し、かつ、9月修了を希望する者は、毎学年6月25日までに提出できるものとし、博士（後期）課程については、在学期間3年を超えてなお在学し、かつ、9月修了を希望する者は、毎学年5月15日までに提出できるものとする。

のとする。

2 修士論文及び博士論文は、指導教授の指導を受けて作成し、定められた期間内に履歴書2通を添えて、研究科長に提出しなければならない。

3 修士論文及び博士論文は、正1通、副3通を提出するものとする。

第8条の2 大学院学則第28条第2項に定める博士の学位授与を受けようとする者の論文提出期限は、毎学年5月15日又は12月5日までとする。

第9条 所定の単位を修得し、かつ、修士論文又は博士論文を提出した者につき、提出された論文を中心として口頭又は筆記による試験を行う。

第10条 教員の異動、長期にわたる外国出張、その他やむをえない事情のあるときは、本研究科委員会の議を経て、適宜の措置を講ずることができる。

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

北海学園大学大学院研究生規程

第1条 北海学園大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第39条に基づき、研究生に関する事項を定める。

第2条 研究生を志願することができる者は、つぎの各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学院修士課程又は博士（後期）課程を修了した者
- (2) 大学院専門職学位課程を修了した者
- (3) 志願する研究科において、前号に掲げる者と同等以上の学力があると認めた者

第3条 研究生の入学時期は、原則として学年又は学期の始めとする。ただし、特別の事由があるときはこの限りでない。

第4条 研究生を志願する者は、所定の願書に、大学院学則別表第5の1に定める審査料を添えて、志願する研究科に提出しなければならない。

第5条 研究生の選考は、志願をした研究科で行い、研究科委員会の議を経て、合格者を決定する。

第6条 研究生の選考に合格した者のうち、指定期日までに、大学院学則別表第5の1に定める受講料等を納入し、所定の手続きを完了した者に、学長は、入学の許可を与える。

2 前項の受講料等のほか、必要に応じ研究実費を納入させることができる。

第7条 研究生の在学期間は、原則として入学日からその年度末までとする。ただし、引き続き在学の願い出があったときは、研究科委員会の議を経て、在学期間の延長を許可することができる。

第8条 研究生は、指導教員の指導を受けて研究に従事するものとする。

2 指導教員は、その研究科の授業科目を担当する専任の教員とする。

第9条 研究生は、指導教員が必要と認めたときは、研究科の授業に担当教員の許可を得て出席することができる。

第10条 研究科が必要と認めたときは、研究生のための特別な講座を設けることができる。

第11条 研究科長は、研究生の願い出により、研究証明書を交付することができる。

第12条 研究生が退学しようとするときは、退学願を研究科長に提出し、研究科委員会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

第13条 研究生について、本規程に規定のない事項については、大学院学則を準用する。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

了解事項

1 第7条に定める在学期間は、研究科においてこれを定める。

2 第10条に定める講座については、大学院学生等の聴講を認めることがある。
聴講料については別に定める。

附 則

この規程は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

北海学園大学大学院委託生規程

第1条 北海学園大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第41条に基づき、委託生の取扱いをつぎのように定める。

第2条 委託生を志願することのできる者は、つぎの各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 志願する研究科において、前号に掲げる者と同等以上の学力があると認めた者

第3条 委託生の入学時期は、学年又は学期の始めとする。

第4条 委託生を願い出る者は、所定の願書に大学院学則別表第5の3に定める入学検定料を添えて、志願する研究科に提出しなければならない。

第5条 委託生については、各研究科委員会の議を経て、合格者を決定する。

第6条 委託生が、指定された期限内に、大学院学則別表第5の3に定める受講料等を納入して所定の手続きを完了したとき、合格した委託生に対して、学長は入学の許可を与える。

2 前項の受講料等のほか、研究に必要な費用を納入させることができる。

第7条 委託生の在学期間は、原則として1年とする。ただし、委託生の願い出により、研究科委員会の議を経て、在学期間の延長を許可することができる。

第8条 委託生は、指導教員の指導をうけて研究するものとする。

第9条 研究科委員会が必要と認めるときは、委託生のための特別な講座を設けることができる。

第10条 研究科委員会が必要と認めるときは、委託生の願い出により、委託修了証明書及び委託受講証明書を交付することができる。

第11条 委託生が退学するとき、委託者は研究科に所定の退学願を提出し、研究科委員会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

第12条 委託生については、本規程に規定のない事項については、大学院学則（ただし、第5章は除く。）を準用する。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

北海学園大学大学院科目等履修生規程

第1条 北海学園大学大学院（以下「本大学院」という。）学則第43条の2第2項に基づき、科目等履修生に関する事項を定める。

第2条 科目等履修生を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条の大学を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 大学院及び大学の専攻科の入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定（昭和28年2月7日文部省告示第5号）で文部科学大臣が指定した者
- (4) 学校教育法第104条第1項の規定により学士の学位を授与された者
- (5) その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 教育職員の専修免許状授与の所要資格を得るに必要な授業科目を履修するために科目等履修生を志願することのできる者は、教育職員免許法別表第3により、中学校教諭一種免許状又は高等学校教諭一種免許状を有し、かつ、一種免許状を取得後に3年以上の教育職員の在職年数を有する者とする。

第3条 科目等履修生の入学の時期は、学年の始めとする。

第4条 科目等履修生を志願する者は、次の各号に定める書類に、大学院学則別表第5の6に定める入学検定料を添えて、学長に願出しなければならない。

- (1) 科目等履修生入学願書
- (2) 科目等履修生入学出願理由書
- (3) 最終学校の成績証明書及び卒業証明書
- (4) 科目等履修生カード

2 第2条第2項に基づき志願する者は、前項各号に掲げる書類のほか、中学校教諭一種又は高等学校教諭一種の教育職員免許状授与証明書及び中学校教諭一種又は高等学校教諭一種の免許状取得後3年以上の教育職員の在職年数を証明する書類に、大学院学則別表第5の6に定める入学検定料を添えて、学長に願出なければならない。

第5条 科目等履修生の選考は、志願をした研究科で行い、研究科委員会の議を経て、合格者を決定する。

第6条 科目等履修生の選考に合格した者のうち、指定期日までに、大学院学則別表第5の6に定める入学金及び受講料等の納入金を納入し、所定の入学手続を完了した者に、学長は、入学の許可を与える。

第7条 科目等履修生が履修できる期間は、許可した年度に限るものとする。

第8条 科目等履修生が履修することのできる授業科目は、本大学院学生の教育に支障のない限り、研究科が許可するものとする。

第9条 科目等履修生が1年間に履修できる単位数は、研究科の定めるところによる。

第10条 科目等履修生は、その履修した授業科目につき、試験に合格したうえで単位の認定を受けることができる。

2 修得単位の認定は、科目等履修生を選考した研究科で行い、研究科委員会の議を経て、決定する。

3 合格した授業科目については、本人の願出により、単位修得証明書又は科目等履修生証明書を交付することができる。

第11条 科目等履修生が退学しようとするときは、理由を明記した退学願を研究科長に提出し、研究科委員会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

第12条 科目等履修生が、本大学院の学則に違反し、又はその本分に反する行為があったときは、研究科委員会の議を経て、学長は、科目等履修生の許可を取り消すものとする。

第13条 科目等履修生について、本規程で定めるもののほかは、本大学院の学則（ただし、第27条、第28条の規定を除く。）その他本大学院の学生に関する規定を準用する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

北海学園大学大学院授業料等に関する規程

第1条 この規程は、北海学園大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第32条及び第33条に基づき授業料等納入金に関する事項を定める。

第2条 北海学園大学大学院の入学金、授業料、教育充実費、実験実習費（以下「授業料等」という。）及び入学検定料は、大学院学則別表第4に掲げる額とする。

第3条 授業料等の納入期限は、大学院学則別表第4に掲げる期日とする。

2 9月修了を認められた者は、第2期分の授業料、教育充実費及び実験実習費を免除する。

第4条 退学、転学、休学を許可、又は、命じられたものの授業料等は、その期分までを納入し、また、復学を許可された者は、その期分から納入しなければならない。

第5条 納入期日を経過してもなお納入しない学生は、大学院学則第17条により除籍とする。

第6条 経済等の事情により授業料等を定められた期日までに納入が困難な場合は、納入期限の10日前までに所定の学費延納願を学費支給者連署の上提出し許可を得なければならない。

第7条 大学院学則第39条、第40条、第41条、第42条、第43条及び第43条の2に基づく研究生、法務研究員、委託生、特別聴講学生、聴講生及び科目等履修生に係る入学金、受講料、施設設備利用料、実験実習費及び入学検定料又は審査料は、大学院学則別表第5に掲げる額とする。

2 前項の入学金、受講料、施設設備利用料、実験実習費は所定の期日までに納入しなければならない。所定の期日までに納入しない場合は、入学を許可しない。

3 単位互換協定校又は海外との学生交流協定に基づく特別聴講学生の入学金、受講料、実験実習費及び入学検定料は所定の手続きを経て不徴収とすることができる。

第8条 大学院学則第11条、第12条、第15条及び第17条に基づく転入学、再入学、復学及び復籍の授業料等、入学検定料、復学科、再入学及び復籍料は、次のとおりとする。

	転入学	復学	再入学・復籍
入学金	入学する年度の額	—	再入学又は復籍する年度の額
授業料 教育充実費 実験実習費	当該年次に適用される額	入学時に示した各年次の額	当該年次に適用される年度の額
入学検定料	入学する年度の額	—	—
復学科	—	復学する年度の入学検定料の1/2	—
再入学及び復籍料	—	—	再入学又は復籍する年度の入学検定料と同額

2 前項の入学金、復学科並びに再入学及び復籍料は、所定の期日までに納入しなければならない。

3 大学院学則第15条第4項に基づき休学した者が第2学期より復学するときは、復学科、第2学期分の授業料、教育充実費(50,000円、ただし、第25条に基づく特例学生は30,000円)及び実験実習費の2分の1の額を納入しなければならない。

第9条 既納の授業料等納入金は、これを返還しない。

第10条 本規程に定めるもののほか、授業料等及びその他納付金の徴収について必要な事項は、学長がこれを定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成20年8月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日より施行する。

教育職員専修免許状取得のための「科目等履修生」

1 趣 旨

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第1項は、普通免許状、特別免許状及び臨時免許状の3種を定める。

普通免許状は、「学校（義務教育学校、中等教育学校及び幼保連携型認定こども園を除く。）の種類ごとの教諭の免許状、養護教諭の免許状及び栄養教諭の免許状とし、それぞれ専修免許状、一種免許状及び二種免許状（高等学校教諭の免許状にあつては、専修免許状及び一種免許状）に区分する。」（同法第4条第2項）

本研究科では、この専修免許状授与の所要資格を得るに必要な大学院授業科目の履修を望む方々の要望に応えるため、大学院科目等履修生規程第2条第2項に基づき、いくつかの条件を設けて科目等履修生を受け入れている。科目等履修生の履修科目とその内容は大学院学生とほぼ同じであり、毎回の出席は勿論のこと、研究報告やレポート作成、積極的な発言などが求められる。履修にあたっては、通学条件や研究時間の確保などを熟慮することが望まれる。

2 履修要項

(1) 受講期間

入学年の4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

(2) 履修単位数

1年間に履修できる単位数は8単位（4科目）以内とする。

(3) 履修科目

履修できる科目は、法学研究科修士課程の当該年度における開講科目（原則として講義に限る。論文指導の演習を除く。）でかつ大学院学生の履修科目に限定する。このため、出願時に履修希望科目の順位を確認し、入学後に大学院学生の履修科目と調整しながら決定する。

***履修科目及び授業開始日等は、決まり次第連絡する（4月上旬～4月中旬頃）。**

3 単位認定

科目等履修生は、その履修した科目について**3分の2以上出席**し、試験を受け、合格した場合、単位の認定を受けることができる。履修した科目と修得単位数については、本人の願い出により、単位修得証明書または科目等履修生証明書を発行する。

北海学園大学大学院法学研究科研究年報に関する規程

(趣 旨)

第1条 本大学院法学研究科は、大学院法学研究科の研究・教育を助長し、その成果を発表するため、北海学園大学大学院法学研究科研究年報（以下『法学研究科論集』という。）を発行する。

(発 行)

第2条 『法学研究科論集』は、原則として毎年1回発行し、発行者は法学研究科長とする。

(掲 載)

第3条 『法学研究科論集』は、次の各号に該当するものを掲載する。

一. 研究成果

- (1) 博士課程修了者の博士論文
- (2) 博士課程在学者の修士論文および研究成果
- (3) 修士課程修了者の修士論文
- (4) 修士課程在学者の研究成果
- (5) その他、編集委員会が適当と認めたもの

二. 活動報告

資料、修士論文の題目と要旨、修士論文・博士論文の中間報告など

(『法学研究科論集』編集委員会)

第4条 『法学研究科論集』を編集するため、『法学研究科論集』編集委員会をおく。

- 2 編集委員会は、研究科長、大学院教務委員2名および『法学研究』論集編集委員3名で構成するものとする。
- 3 編集委員長は、委員の互選とし、研究科長が委嘱する。

(会 議)

第5条 編集委員会は、委員長の召集により開催する。

- 2 編集委員会の議事は、出席委員の過半数によって決定する。

(編集委員会の審議事項)

第6条 編集委員会は、次の事項を審議する。

- 一. 発行の形成
- 二. 掲載論文の選定
- 三. その他『法学研究科論集』編集に必要な事項

(募 集)

第7条 編集委員会は、毎年1回論文の募集を行わなければならない。

(所 管)

第8条 『法学研究科論集』に関する所管は、法学部事務室とする。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

北海学園大学学位規則

昭和45年 3月26日制定

(授与する学位)

第1条 北海学園大学（以下「本大学」という。）が授与する学位は、次のとおりとする。

経済学部1部	経済学科	学士（経済学）	
	地域経済学科	学士（経済学）	
経済学部2部	経済学科	学士（経済学）	
	地域経済学科	学士（経済学）	
経営学部1部	経営学科	学士（経営学）	
	経営情報学科	学士（経営学）	
経営学部2部	経営学科	学士（経営学）	
	経営情報学科	学士（経営学）	
法学部1部	法律学科	学士（法学）	
	政治学科	学士（法学）	
法学部2部	法律学科	学士（法学）	
	政治学科	学士（法学）	
人文学部1部	日本文化学科	学士（文学）	
	英米文化学科	学士（文学）	
人文学部2部	日本文化学科	学士（文学）	
	英米文化学科	学士（文学）	
工学部	社会環境工学科	学士（工学）	
	建築学科	学士（工学）	
	電子情報工学科	学士（工学）	
	生命工学科	学士（工学）	
経済学研究科	経済政策専攻	修士（経済学）	博士（経済学）
経営学研究科	経営学専攻	修士（経営学）	博士（経営学）
法学研究科	法律学専攻	修士（法学）	博士（法学）
	政治学専攻	修士（政治学）	博士（政治学）
文学研究科	日本文化専攻	修士（文学）	博士（文学）
	英米文化専攻	修士（文学）	博士（文学）
工学研究科	建設工学専攻	修士（工学）	博士（工学）
	電子情報生命工学専攻	修士（工学）	博士（工学）

(学位の授与の要件)

第2条 学士の学位は、本大学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本大学の大学院（以下「本大学院」という。）の修士課程を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、本大学院の博士（後期）課程を修了した者に授与する。

4 前項の規定にかかわらず、博士の学位は、本大学院博士（後期）課程を修了しない者であっても、博士論文を提出して、その審査に合格し、かつ、その関係専攻分野に関し本大学院博士（後期）課程修了者と同等以上の学力を有することを試験により確認された場合には、授与することができる。

5 本大学院の博士（後期）課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者が、再入学せずに論文を提出するときは、前項の規定によるものとする。ただし、退学したときから3年以内に提出する場合に限り、審査手数料の納入を免除する。

6 削除

(論文の提出)

第3条 修士論文は、在学第2年次以降において、各研究科において指定する期間内に、研究科長に提出しなければならない。

2 博士論文は、在学第3年次以降において、各研究科において指定する期間内に、研究科長に提出しなければならない。

3 前条第4項の規定により博士の学位の授与を申請する者は、所定の博士学位申請書、研究業績一覧表、博士論

文の要旨、履歴書及び別に定める審査手数料を添えて、博士論文を研究科長に提出しなければならない。

4 提出する論文は1編とし、3通を提出するものとする。

5 提出した論文及び納入した審査手数料は、返還しない。

(論文の審査及び試験)

第4条 修士論文の審査及び試験は、「学位規則」(昭和28年文部省令第9号)第3条に定めるところを基準として行うものとする。

2 博士論文の審査及び試験は、「学位規則」(昭和28年文部省令第9号)第4条に定めるところを基準として行うものとする。

3 論文の審査及び試験に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て、研究科長が定める。

(論文の審査)

第5条 修士論文及び博士論文の審査は、研究科の審査委員会が行う。

2 前項の審査委員会は、原則として、当該研究科委員会に所属する3人の委員をもって構成する。第2条第2項、第3項に定める学位論文の審査のための審査委員会には、学位申請者の指導教授を加えるものとする。

3 第2条第2項、第3項に定める学位論文の審査は、原則として在学期間内に終了するものとし、第2条第4項及び第5項に定める博士論文の審査は、その提出日から1年以内に終了するものとする。

(試験)

第6条 試験は、審査委員が筆記又は口頭で行う。

2 試験は、修士論文又は博士論文の内容を中心として行う。

3 第2条第4項に定める学力を確認するための試験は、博士論文の内容、関連する専攻分野の科目及び外国語について行う。ただし、学位申請者の経歴、研究上の業績から優れた学力が認められる場合は、関連する専攻分野の科目及び外国語についての試験を免除することができる。

(審査等の報告)

第7条 修士論文又は博士論文の審査及び試験が終了したときは、審査委員会は、その結果を、修士論文又は博士論文及び試験の要旨を記載した書面により研究科委員会に報告しなければならない。

2 審査を終了した修士論文又は博士論文は、おおむね1週間、研究科委員会の委員に対して公開するものとする。

3 研究科長は、研究科委員会の委員に対し、修士論文又は博士論文の提出者の氏名、修士論文又は博士論文の題目、公開の期間及び期日と場所その他必要な事項を、公開期間前7日までに書面をもって通知しなければならない。

(合格又は不合格の決定)

第8条 修士論文及び博士論文並びに試験の合格又は不合格は、研究科委員会において決定する。

2 前項の研究科委員会は、委員総数の3分の2以上の者が出席しなければ、開催することができない。

3 第1項の合格の決定は、研究科委員会の委員の無記名投票により出席者の3分の2以上の者が賛成することを必要とする。

(合格者の報告)

第9条 修士論文及び博士論文並びに試験の合格者が決定したときは、研究科長は、遅滞なく、その旨を学長に報告しなければならない。

2 前項の報告には、修士論文又は博士論文の審査及び試験の結果の要旨並びに履歴書2通を添付しなければならない。

(学位の授与及び学位記)

第10条 学長は、教授会の議を経て、本大学学則第32条の定める単位を修得した者に、第1条に該当する学士の学位を授与する。

2 学長は、大学院委員会の議を経て、修士論文又は博士論文の審査及び試験の合格者に対し、第1条に該当する学位を授与する。

3 削除

4 学位記は、別記様式のとおりとする。

(論文要旨等の公表)

第11条 本大学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3ヶ月以内に、その学位論文の内容の要旨及び審査結果の概要をインターネットの利用により公表するものとする。

2 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前にすでに公表している場合は、この限りではない。

3 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむをえない理由がある場合には、本大学の承認を得て、当該博士の学位授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本大学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

4 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本大学の機関リポジトリHOKUGA（以下「HOKUGA」という。）を活用して、インターネットによるものとする。

5 前項の規定にもかかわらず、博士の学位を授与された者がHOKUGA以外の形態によって公表する場合には、本大学が授与した学位に係る論文またはその要旨である旨を明記しなければならない。

（学位の取消）

第12条 学位を授与された者が、次の各号の一に該当するときは、学長は、教授会又は大学院委員会の議を経て、授与した学位を取り消すものとする。

（1）不正な方法により学位を受けた事実が判明したとき

（2）学位を授与された者にその名誉を汚辱する行為があったとき

2 前項の規定により学位を取り消された者は、その学位記を本大学に返さなければならない。

（規則の改正）

第13条 この規則の改正は、本大学協議会又は本大学大学院委員会の議を経て行う。

附 則

この規則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成3年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式

1 (本学を卒業した場合の卒業証書・学位記)

卒業証書・学位記	
氏名	年 月 日生
印	本学○○学部○○学科所定の 課程を修めたことを認める
年月日	北海学園大学○○学部長○○○○ 本学○○学部長の認定により 卒業証書を授与し学士(○○)の 学位を授ける
北海学園大学長	○○○○
学(済・営・法・文・工)第	号

2 (修士課程を修了した場合の学位記)

学位記	
氏名	年 月 日生
本学大学院○○研究科	○○専攻の修士課程を
修了したので修士(○○)の	学位を授ける
年月日	北海学園大学
修(経済・経営・法・政治・文・工)第	号

3 (博士(後期)課程を修了した場合の学位記)

学位記	氏名	年月日生	本学大学院○○研究科 ○○専攻の博士課程を 修了したので博士(○○)の 学位を授ける	年月日	北海学園大学 博(経済・経営・法・政治・文・工)甲第 号
-----	----	------	---	-----	---------------------------------

4 (論文提出による場合の学位記)

学位記	氏名	年月日生	本学に学位論文を提出し 所定の審査及び試験に合格 したので博士(○○)の 学位を授ける	年月日	北海学園大学 博(経済・経営・法・政治・文・工)乙第 号
-----	----	------	--	-----	---------------------------------

5 削除

北海学園大学大学院学位論文審査手数料の 取り扱いに関する規程

第1条 この規程は、北海学園大学学位規則第3条第3項に基づき審査手数料に関する事項を定める。

第2条 審査手数料は、次のとおりとする。

- 1 博士（後期）課程において3年以上在学し、所定の研究指導を受けた者で、退学後3年を超えて学位論文を提出する者。 100,000円
ただし、学位規則第2条第5項該当者は納入を免除する。
- 2 本学卒業生、本学大学院修士課程修了者、本学園教職員。 100,000円
- 3 学外者。 200,000円

第3条 審査手数料は、提出された学位論文審査願により受理され、学位申請書提出時に納入するものとする。

第4条 既納の審査手数料は、これを還付しない。

附 則

この規程は、平成16年4月1日より施行する。

法学研究科長期履修の取扱いに関する内規

(趣 旨)

第1条 北海学園大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第4条の2第4項、北海学園大学法学研究科規則（以下「研究科規則」という。）第6条及び法学研究科履修規程（以下「研究科履修規程」という。）第1条第2項にもとづき、長期履修にかかわる取扱いを定める。本内規に定めのない事項については、大学院学則、研究科規則及び研究科履修規程による。

(対 象 者)

第2条 法学研究科（以下「本研究科」という。）は、大学院学則第25条に基づく特例学生（以下「社会人特例学生」という。）で、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修することを希望する旨を申し出た者に長期履修を認めることができる。

(期 間)

第3条 長期履修の期間（以下「長期履修期間」という。）は修士課程3年、博士（後期）課程5年とする。

(手 続 等)

第4条 本研究科に入学を志願する者で長期履修を希望する者は、入学願書提出時に長期履修を申し出なければならない。

2 前項の規定により長期履修の希望の申し出があったときには、本研究科委員会の議を経てこれを認めることができる。

(履修方法等)

第5条 学生は、在学期間中に所定の授業科目を履修し、修士課程にあつては30単位以上、博士（後期）課程にあつては12単位以上を修得しなければならない。

2 修士課程の学生は、指導教授の担当する講義4単位を1年次で、指導教授の担当する演習8単位（単年度で演習8単位は履修できない）を履修しなければならない。ただし、社会人特例学生は、指導教授の担当する演習については、4単位の履修で足りる。

3 博士（後期）課程の学生は、指導教授の担当する講義4単位を各年次ごとに履修しなければならない。

ただし、博士（後期）課程の学生が大学院学則第24条第3項により外国の大学院で修得した単位のうち4単位は、指導教授及び研究科委員会の承認を得て指導教授の講義の単位と認定することができる。

(長期履修期間の短縮)

第6条 長期履修の教育課程にある学生が長期履修期間の短縮を申し出た場合には、本研究科委員会の議を経てこれを認めることができる。ただし、短縮して在学する期間は各課程の標準修業年限以上でなければならない。

2 前項の申し出の時期は希望修了年度の前年度の定められた日とする。

3 長期履修期間を短縮する学生は、定められた期日までに短縮した期間に応ずる授業料を納付しなければならない。

(授 業 等)

第7条 長期履修にかかわる入学金、授業料、教育充実費等は別に定める。

(雑 則)

第8条 その他、長期履修の取扱いに必要な事項は、本研究科委員会において定める。

附 則

この内規は、平成23年4月1日より施行する。

北海学園大学 研究活動の基本精神及び行動規範

令和3年9月1日 学長決定

北海学園大学（以下「本学」という。）は、研究活動上の不正行為を防止するため、本学において研究を実施する全ての者（以下「研究者」という。）が遵守すべき基本精神及び行動規範を次のとおり定める。

（基本精神）

1. 本学の研究者は、学問の自由の下、自由な発想に基づく学術研究を尊び、研究成果が人類の平和的発展や福祉・文化の向上に寄与する一方で、人類の様々な営みや世界観に多大な影響を与えることを常に認識し、研究の目的、方法、内容及び結果をたえず自省しなければならない。
2. 本学の研究者は、学術研究の遂行に当たり、自己の良心と信念に従い、常に厳正な態度で臨まなければならない。
3. 本学の研究者は、研究活動を自ら点検し、これを社会に開示するとともに説明責任を果たさなければならない。
4. 本学の研究者は、学術研究の信頼保持のために研究活動の不正に対し、常に真摯な態度で臨まなければならない。
5. 本学の研究者は、研究の実施、研究費の使用等に当たり、法令及び関係規則を遵守しなければならない。

（行動規範）

1. 本学の研究者は、誇りと使命を自覚し、研究活動において不正を行わない、関与しないことはもとより、高い倫理観をもって研究活動の透明性と説明性を自律的に保証するよう努めなければならない。
2. 本学の研究者は、学術研究によって生み出される知見の正確さ及び正当性を、科学的に示す最善の努力をするとともに、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加しなければならない。
3. 本学の研究者は、研究活動の実施に際して、学生に対し、指導的立場に立つ者として、常に研究活動の本質及びそれに基づく研究作法や研究者倫理に関する事項を指導することにより、研究に対する国民の信頼を堅持しその負託に応えなければならない。
4. 本学の研究者は、責任ある研究の実施と不正の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、自らの所属組織の研究環境の質的向上に積極的に取り組まなければならない。
5. 本学の研究者は、研究への協力者の人格及び人権を尊重し、待遇に配慮しなければならない。

北海学園大学 研究活動上の不正行為に関する規程

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規程は、北海学園大学（以下「本学」という。）における研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合の適正な対応について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「研究活動上の不正行為」（以下「不正行為」という。）とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 捏造：存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用：他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
- (4) 虚偽申請：事実と異なる内容、肩書又は他人の氏名を用いて応募すること。
- (5) 研究費の不正使用：架空の取引による代金の引出し、実体の伴わない出張旅費や謝金の引出し等、研究費を不適切に使用すること。
- (6) 二重投稿：印刷物、電子出版物を問わず、既発表の論文又は他の学術雑誌に投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。
- (7) 不適切なオーサiership：論文著作者が適正に公表されていないこと。
- (8) 第1号ないし第7号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害

(不正行為に該当しない行為)

第3条 この規程において、次に掲げる行為は不正行為に該当しない。

- (1) 悪意のない誤り（科学的に適切な方法により正当に得られた研究成果が結果的に誤りであった場合を含む。）
- (2) 意見の相違

(適用範囲)

第4条 この規程は、本学で行われる全ての研究活動に適用され、これらに携わる全ての教職員、研究員及び学生等（以下「研究者等」という。）を対象とする。

(研究者等の責務)

第5条 研究者等は、研究活動上の不正行為やその他不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

- 2 研究者等は、本学が実施する研究倫理教育を受講しなければならない。
- 3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等（以下「研究データ」という。）を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。
- 4 前項に規定する研究データの保存期間は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 論文等の形で発表された研究成果のもととなった実験データ等の研究資料は、当該論文等の発表から10年間を原則とする。
 - (2) 論文等の形で発表された研究成果に関わる試料や標本等の有体物は、5年間を原則とする。ただし、保存が不可能ないしは著しく困難である、保存のためのコストやスペースが膨大になる等、社会通念上やむを得ない理由がある場合はこの限りではない。
 - (3) 特許等に関わる研究データは、30年を原則とする。
- 5 法令等において、前項各号の期間を超える保存期間が定められているときは、当該法令等の定めによる。
- 6 論文等の形で学外に発表されない卒業研究等は、必ずしも第3項及び第4項に規定する限りではないが、可能な限りこれらに準じて取り扱うことが望ましい。

(最高管理責任者)

第6条 本学を統括し、不正行為の防止に努めるとともに、不正行為が発生した場合の対応について最終責任を負

う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

(統括管理責任者)

第7条 最高管理責任者を補佐し、研究活動に係る不正行為の相談、告発の受付、疑いが生じたときの調査実施全般を統括する者として統括管理責任者を置き、副学長（総務担当）をもって充てる。

2 統括管理責任者は、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じる。

(研究倫理教育責任者)

第8条 研究倫理の向上及び不正行為の防止に関する責任を負う者として研究倫理教育責任者を置き、学部長、研究科長、開発研究所長及び事務部長をもって充てる。

2 研究倫理教育責任者は、自己の管理監督又は指導する部局において、研究者等に対し、研究倫理教育を定期的に実施しなければならない。

第2章 告発・相談

(通報窓口)

第9条 不正行為に関する告発又は告発の意思を明示しない相談（以下「告発等」という。）を受け取る窓口（以下「通報窓口」という。）を事務部庶務課に置く。

2 不正行為が存在すると疑う者は、前項に規定する通報窓口にて、書面、FAX、電子メール、電話等により告発又は相談することができる。ただし、当該告発等の事案に関わる利害関係者が通報窓口に関与していると思われる場合は、統括管理責任者をもって通報窓口に代えることができる。

(告発等の取扱い)

第10条 通報窓口は、告発等を受け付けたときは、速やかに統括管理責任者に報告する。

2 前項の報告を受けた統括管理責任者は、当該告発等に対し、第14条に規定する予備調査を行うか否かを決定し、その旨を告発者又は相談者（匿名の告発者又は相談者を除く。）に通知するとともに、最高管理責任者に報告する。なお、予備調査を行う必要がないと決定したときは、その理由を付さなければならない。

3 告発は原則として顕名により行われ、不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的合理的根拠が示されていなければならない。

4 匿名による告発があった場合、その内容が前項と同等のものであると判断されるときは、顕名による告発があった場合に準じて取り扱う。

5 統括管理責任者は、告発された事案について、本学が調査を行うべき機関に該当しないときは、該当する研究機関等に当該告発を回付する。また、本学のほかにも調査を行う研究機関等が想定される場合は、該当する研究機関に当該告発について通知する。

6 統括管理責任者は、報道や学会等の研究者コミュニティにより不正行為の疑いが指摘された場合、匿名による告発があった場合に準じて取り扱う。

7 統括管理責任者は、告発の意思を明示しない相談があったときは、その内容を確認し、相当の理由があると認めたときは、当該相談者に対して告発の意思があるか否かを確認する。

8 統括管理責任者は、不正行為が行われようとしている又は不正行為を求められているという告発等については、その内容を確認し、相当の理由があると認めたときは、被告発者に警告を行う。

(秘密保持義務)

第11条 この規程に定める相談・告発及び調査等に携わる全ての者は、その職務上知り得た情報を漏らしてはならない。

2 最高管理責任者は、調査中の事案について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に情報が漏洩することのないよう、秘密の保持を徹底させなければならない。

3 最高管理責任者は、調査中の事案に関する情報が調査関係者以外に漏洩した場合、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中であっても、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者等の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。

(告発者の保護)

第12条 最高管理責任者は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に、告発者に対し、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 最高管理責任者は、告発したことを理由とする告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

(被告発者の保護)

第13条 最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を部分的又は全面的に禁止したり、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしたりしてはならない。

2 最高管理責任者は、告発されたことを理由とする被告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

第3章 調 査

(予備調査)

第14条 統括管理責任者は、第10条第1項で受け付けた告発に対し、告発内容の合理性及び調査可能性等について予備調査を行うため、予備調査委員会を設置する。

2 予備調査委員会は、統括管理責任者を委員長とし、被告発者が所属する部局の長及び部局の長が指名する者若干名をもって構成する。

3 告発者又は被告発者と直接の利害関係がある者は、委員から除外する。

4 予備調査委員会は、調査結果を最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、告発を受け付けた日から起算して30日以内に本調査を行うか否かを決定する。

(配分機関等への報告・協議)

第15条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定した場合、その実施方針、調査対象者及び方法等について、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型資金を配分する機関（以下「配分機関」という。）、関係機関及び関係省庁に報告し、協議しなければならない。

2 最高管理責任者は、本調査を行う必要がないと決定した場合、その旨を配分機関、関係機関及び関係省庁に報告するとともに、告発者に通知する。この場合、最高管理責任者は予備調査に係る資料等を保存し、その事案に係る配分機関、関係機関及び告発者の求めに応じ開示しなければならない。

(調査委員会)

第16条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定した場合、速やかに調査委員会を設置する。

2 調査委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 統括管理責任者

(2) 被告発者が所属する部局の長

(3) 事務部長

(4) 統括管理責任者が指名する外部有識者

3 前項第4号に規定する外部有識者は、4名以上とする。

4 告発者又は被告発者と直接の利害関係がある者は、委員から除外する。

5 調査委員会に委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。

6 調査委員会に副委員長を置き、被告発者が所属する部局の長をもって充てる。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

8 調査委員会が必要であると認める場合は、委員以外の者の出席を求め、意見等を聞くことができる。

(議事)

第17条 調査委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 調査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(本調査の通知)

第18条 最高管理責任者は、告発者及び被告発者に対して、本調査を行うこと及び調査委員の氏名・所属を通知し、調査への協力を求める。

2 前項の通知を受けた告発者及び被告発者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、最高管理責任者に対して調査委員に関する異議を申し立てることができる。

3 最高管理責任者は、前項の異議申立てがあった場合、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(本調査の実施)

第19条 調査委員会は、本調査の実施を決定した日から起算して30日以内に、本調査を開始する。

2 調査委員会は、告発において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行う。

- 3 調査委員会は、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。
- 4 調査委員会は、被告発者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被告発者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保証する。
- 5 告発者、被告発者及びその他当該告発に係る事案に関係する者は、本調査に誠実に協力しなければならない。
(証拠の保全)

第20条 最高管理責任者は、本調査を実施するに当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料等を保全する措置をとる。

- 2 告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でない場合、最高管理責任者は、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料等を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼する。
- 3 最高管理責任者は、前2項の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。
(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第21条 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮しなければならない。
(配分機関等への調査協力)

第22条 最高管理責任者は、配分機関、関係機関及び関係省庁の求めがあった場合、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を提出する。

- 2 最高管理責任者は、配分機関、関係機関及び関係省庁の求めがあった場合、調査に支障がある等、正当な理由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

第4章 認定

(認定の手続き)

第23条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して150日以内に調査した内容をまとめ、次の各号に掲げる事項を認定し、直ちに最高管理責任者に報告する。

- (1) 不正行為が行われたか否か
 - (2) 不正行為と認定された場合はその内容、不正行為に関与した者とその関与の度合い、不正行為が行われたと認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割
 - (3) 不正行為が行われなかったと認定される場合であって、告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、その旨
- 2 前項第3号の認定を行うに当たっては、調査委員会は、告発者による弁明の機会を設けなければならない。
 - 3 最高管理責任者は、告発を受け付けた日から起算して210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の研究費における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を、配分機関、関係機関及び関係省庁に提出しなければならない。また、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を同様に提出しなければならない。
 - 4 調査委員会は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、配分機関、関係機関及び関係省庁に報告する。

(認定の方法)

第24条 調査委員会は、本調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かを認定する。

- 2 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
- 3 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。また、被告発者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等、本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも同様とする。

(調査結果の通知)

第25条 最高管理責任者は、認定を含む調査結果を告発者及び被告発者に通知し、被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関にも通知する。

- 2 最高管理責任者は、悪意に基づく告発と認定した場合、告発者の所属機関にも通知する。

(不服申立て)

第26条 不正行為が行われたと認定された被告発者又は告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、前条の通知を受けた日から起算して14日以内に、最高管理責任者に対し不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 不服申立ての審査は、第16条に規定する調査委員会が行う。

3 前項に規定する審査について、最高管理責任者は、調査委員会の構成の変更等を必要とする相当の理由があると認める場合、委員を交代又は追加することができる。

4 調査委員会は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、再調査を行うか否かを速やかに決定する。

5 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下することを決定した場合には、直ちに最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立て人に対し、その決定を通知する。その際、当該不服申立てが、当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知する。

6 調査委員会は、再調査を行うことを決定した場合には、直ちに最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立て人に対し、その決定を通知する。

7 最高管理責任者は、被告発者から不服申立てがあったときは被告発者が所属する機関及び告発者に通知し、告発者から不服申立てがあったときは告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。また、配分機関、関係機関及び関係省庁に報告する。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(再調査)

第27条 前条の不服申立てに対し再調査を行うことを決定した場合、調査委員会は、不服申立て人に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等を求めることとし、その協力が得られないときは、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合、調査委員会は、直ちに最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立て人に対し、その決定を通知する。

2 調査委員会は、不服申立てを受けた日から起算して50日（告発が悪意に基づくものと認定された告発者から不服申立てがあった場合は、当該不服申立てを受けた日から起算して30日）以内に調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立て人に対し、その決定を通知する。

3 最高管理責任者は、第1項又は第2項の報告に基づき、速やかに再調査結果をまとめ、被告発者から不服申立てがあったときは被告発者が所属する機関及び告発者に通知し、告発者から不服申立てがあったときは告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。また、配分機関、関係機関及び関係省庁に報告する。

(公表)

第28条 不正行為に関する公表は、最高管理責任者が行う。

2 不正行為が行われたと認定した場合において、当該不正行為が故意又は重大な過失によるものであるときは、原則として、不正行為を行った者の氏名、不正行為の内容及びその他必要な事項を公表する。

3 不正行為が行われなかったと認定した場合は、原則として、当該認定に係る公表は行わない。ただし、認定前に当該事案が外部に漏洩していた場合は、不正行為が行われていなかったこと及びその他必要な事項を公表する。

4 告発が悪意に基づき行われたと認定した場合は、原則として、当該告発者の氏名及びその他必要な事項を公表する。

第5章 措置

(不正使用等に対する措置)

第29条 不正行為が行われたと認定した場合又は告発が悪意に基づき行われたと認定した場合で、処分を行うことが必要であると認められたときは、最高管理責任者は法令、『学校法人北海学園就業規則』又は学則等に基づき必要な措置を講じる。

2 最高管理責任者は、認定された不正行為において、私的流用など悪質性が高い場合には、刑事告発や民事訴訟など法的な手続きをとる。

3 研究者等による研究費の不正な使用又は管理により研究費を返還する必要性が生じた場合は、当該研究者等がその返還金全額を負担することを原則とする。

(研究費の返還・執行停止等)

第30条 最高管理責任者は、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の一時的執行停止を命じる。

2 最高管理責任者は、不正行為を行った者に対し、不正行為が行われたと認定した研究活動に係る研究費について、不正行為の重大性、悪質性及び不正行為の関与の度合に応じて全額又は一部を返還させる。

3 最高管理責任者は、不正行為を行った者に対し、不正行為が行われたと認定した研究活動に係る研究費について、不正行為の学術的・社会的影響度、悪質度及び不正行為の関与の度合に応じて執行停止を命じる。

4 最高管理責任者は、不正行為を行った者に対し、不正行為が行われたと認定した論文等の取下げを勧告する。
(競争的資金への応募資格の停止等の措置)

第31条 最高管理責任者は、不正行為を行った者に対し、不正行為が行われたと認定した場合は、競争的資金への応募資格の停止等の措置を講じる。

第6章 雑 則

(改廃)

第32条 この規程の改廃は、協議会の議を経て最高管理責任者がこれを行う。

附 則

1 この規程は、令和3年9月1日から施行する。

2 平成29年4月1日施行の北海学園大学の研究活動における行動規範及び不正行為の対応に関する規程は、これを廃止する。

3 平成29年4月1日施行の競争的研究資金等の不正使用に係る事案の取扱いに関する内規は、これを廃止する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

「個人情報の取り扱い」について

本学では、教育・研究、学生支援、社会貢献などに必要な業務をおこなうにあたり、大学に関わりのある個人（学生およびその学費支給者・保証人・受験生・卒業生・教職員など）の情報を活用しています。これらの個人情報については関連する法令を遵守し、以下のとおり、利用目的を明確にし、個人情報の適正な利用と適切な保護に努め、必要な安全管理措置を講じています。学生各位の理解と協力をお願いします。

1. 個人情報の利用目的

学生の個人情報は、以下の教育研究および学生支援に必要な業務を遂行するために利用し、利用目的を変更した場合は、本人に通知又は掲示板等に公表します。

（1）学生の個人情報

- 1）入学に関する業務：入学志願，入学選抜実施，合否判定，入学手続きに関する業務など
- 2）学籍に関する業務：個人基本情報の管理，学籍異動，学費，クラス編成，学生証交付，証明書作成に関する業務など
- 3）教育に関する業務：履修登録，授業・試験実施，成績処理，進級・卒業判定，学位記授与，海外留学に関する業務など
- 4）研究に関する業務：研究活動支援に関する業務など
- 5）学修支援に関する業務：教務指導，履修相談，図書館・コンピュータ実習室など学内施設利用に関する業務など
- 6）学生生活支援に関する業務：奨学金，学生相談，健康維持促進，課外活動に関する業務など
- 7）就職活動およびその支援に関する業務：キャリア形成，就職相談，求職登録，就職斡旋に関する業務など。
- 8）学生・学費支給者・保証人などへの連絡業務：学修支援のための連絡，成績通知，進級・卒業判定通知，学生生活支援のための連絡業務など

（2）学費支給者および保証人の個人情報

学費支給者・保証人への連絡業務：成績通知，進級・卒業判定通知発送，学費納付に関する連絡，各種送付物の発送，学修支援のための連絡，学生生活支援のための連絡業務など

2. 個人情報の第三者提供について

個人情報は、原則として、あらかじめ本人の同意を得ることなく第三者に提供することはありませんが、法令に基づく場合、人の生命・身体・財産その他の権利・利益を保護するために必要であると判断できる場合、および緊急の必要がある場合などは、例外的に個人情報を開示することがあります。

（法学研究科では、法学会と本学関係諸機関（北海学園大学同窓会等）に対し、学生の氏名、専攻、学年、学生番号、住所、郵便番号、電話番号等を提供し、同窓会報の発行、同窓会名簿の発刊（ただし、平成16年度から同窓会名簿の発刊は見合わせています。）、およびダイレクトメールによる案内等を行っております。）

3. 学費支給者への通知について

（学部においては）学費支給者に対しては、学期ごとの学修成果を「成績通知書」として送付し、教務指導や学修・生活相談における教職員からの指導や助言が必要な場合には、履修登録情報や成績情報などを開示します。

（法学研究科では）学籍異動が発生した際に学費支給者に通知し、必要な場合には、履修登録情報や成績情報などを開示します。

4. 相談窓口

学生のみなさんは、自分自身の個人情報について、開示・訂正・削除・利用停止などを請求することができます。不明な点や手続きなどについては、学部事務窓口にご相談ください。

北海学園大学 ハラスメント防止・対策に関する規程

第1章 総則

(目 的)

第1条 この規程は、北海学園大学（以下「本大学」という。）における、すべての学生、教職員（以下これらの者を「構成員」という。）および関係者に対し、公正、安全で快適な環境のもと、学習、教育、研究、就業等の機会および権利を保障することを目的として、ハラスメントの防止およびハラスメントに起因する問題が生じた場合の対応について必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規程における「ハラスメント」とは、本条第2項の各号に定めるセクシャル・ハラスメント、アカデミックハラスメントおよびパワーハラスメントを含み、本学の構成員相互または構成員と関係者との間において、本人が意図するかしないかにかかわらず、他の者とりわけ下位ないし弱い立場にある者に対し、不快感、嫌悪感、威圧感、不安感、屈辱感等の精神的不利益を生じさせる言動により、学習、教育、研究、就業等の意欲を減退させ、学習環境、教育研究環境および就業環境等を悪化させ、または人格権を侵害することをいう。

2 次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) セクシャル・ハラスメント

本人が意図するかしないかにかかわらず、次の各号に該当する行為を行うことにより他の者に対し不利益をあたえ、損害を加え、または相手方の尊厳を損なうことをいう。

一 他の者の意に反してなされる性的言動であり、他の者にとって不快と受け止められる性的言動を行うこと

二 他の者の意に反して性的理由に伴う差別的な言動を行うこと

(2) アカデミック・ハラスメント

本人が意図するかしないかにかかわらず、教育研究の場において、優越的地位または有利な立場にある者が、その地位や立場を利用し、または逸脱して、より下位または不利な立場の者に対し、不適切な言動等を行うことにより相手方に対して不利益を与え、損害を加え、または相手方の尊厳を損なうことをいう。

(3) パワー・ハラスメント

本人が意図するかしないかにかかわらず、職務上又は学生生活上、優越的地位にある者または人間関係などの優位性を有する者が、その地位や職務上の権限等を利用し、または逸脱して、部下や同僚、後輩や同級生等、不利な立場にある者に対して不適切な言動（性的指向・性自認に関する侮辱的な言動や望まぬ暴露を含む）、指導、処遇等を行うことにより相手方に対して不利益を与え、損害を加え、または相手方の尊厳を損なうことをいう。

(4) その他のハラスメント

前3号には該当しないが、他の者の意に反する言動であり、行為者本人が意図するかしないかにかかわらず、他の者に不快な言動として受け止められ、他の者に不利益を与え、不快感、脅威または屈辱感を与えることにより、学習環境、教育研究環境および就業環境等を悪化させることをいう。

(本学各機関の責務)

第3条

- 1 本学の各機関は、ハラスメントに関する相談や申立てがあったときは、これに誠実に対応し、ハラスメント防止および対策のために必要な措置をとらなければならない。
 - 2 本学の各機関は、自らハラスメントの発生防止に努め、本規程第2章に規定するハラスメント防止・対策委員会からハラスメントの防止および対策にかかわる諸活動に協力を求められたときは、これに応じなければならない。
 - 3 本学の各機関は、ハラスメントに関する情報の管理について、必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- (構成員の責務)

第4条

- 1 構成員は、ハラスメントが本学における学習環境、教育研究環境および就業環境等を損なうものであることを自覚し、自らハラスメントを行わず、かつ、ハラスメントのない環境を創り出し、維持するよう努めなければならない。
- 2 構成員は、ハラスメントに関する理解を深めるための研修を受けるよう努めなければならない。

- 3 構成員は、ハラスメントに関する相談および申立てを妨げてはならない。
- 4 構成員は、被害を申し立てた者、本規程に定める各委員会の委員および相談員、その他ハラスメントに対し正当な対応をした者に対し、被害の申立て、ハラスメントに関する事案解決への協力、その他ハラスメントに対し正当な対応をしたことを理由として、不利益を与えてはならない。
- 5 構成員は、正当な理由なく、本規程に定める各委員会による照会、呼び出しなどの指示を拒否してはならない。
(委員等の守秘義務等)

第5条

- 1 本規程に定める各委員会の委員および相談員は、任期中および退任後に、任務において知り得た事実を他に漏らしてはならない。
- 2 本規程に定める各委員会の委員および相談員は、相談者、被害を申し立てた者、被害を申し立てた者の相手方の名誉およびプライバシー等を侵害しないよう慎重に行動しなければならない。

第2章 体制

(委員会等の設置)

第6条

- 1 第1条の目的を達成するため、本大学学則第62条に基づき、ハラスメント防止・対策委員会を置く。
- 2 ハラスメントに関する相談に応ずるため、相談員を置く。
(ハラスメント防止・対策委員会の構成)

第7条

- 1 ハラスメント防止・対策委員会は、学長が任命する次の各号に掲げる委員をもって構成する。
 - (1) 各学部選出の教員各1名(各研究科の委員を兼ねるものとする)
 - (2) 学生部長
 - (3) 学長が指名する2名
 - (4) 事務部長
 - (5) 大学院事務部長
- 2 学長は、ハラスメント防止・対策委員会の構成に偏りがないよう配慮して、前項第3号の委員を選任しなければならない。
- 3 第1項第1号から第3号に定める委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
(ハラスメント防止・対策委員会の職務)

第8条 ハラスメント防止・対策委員会は、本学におけるハラスメント防止のため、第6章に定める活動を行うとともに、ハラスメントに関する事案(以下「事案」という。)解決のために必要な措置を講じる。
(ハラスメント防止・対策委員会による各種委員会の設置)

第9条

- 1 ハラスメント防止・対策委員会は、事案の調停のために、調停委員会を置くことができる。
- 2 ハラスメント防止・対策委員会は、事案の調査および解決に必要な措置を提言する機関として、調査委員会を置くことができる。
- 3 被害を申し立てた者が次の各号の定めに該当する場合には、前二項の調停委員会および調査委員会を置くことができない。
 - (1) 被害を申し立てた者が本学の学籍を失った時から5年を経過したとき
 - (2) 被害を申し立てた者が本学を離職した時から5年を経過したとき
 - (3) 被害を申し立てた者が構成員以外の者である場合にあっては、ハラスメント行為が終了した時から5年を経過したとき
(報告書の作成および提出)

第10条 ハラスメント防止・対策委員会は、毎年度末に、委員会の活動状況に関する報告書を作成し、これを学長に提出する。
(ハラスメント防止・対策委員会の運営)

第11条

- 1 ハラスメント防止・対策委員会に委員長を置く。
- 2 委員長の選出は、委員の互選による。

- 3 委員長は、ハラスメント防止・対策委員会を招集し、その議長となる。
 - 4 ハラスメント防止・対策委員会は、総委員の過半数が出席しなければ、会議を開き議決することができない。
 - 5 ハラスメント防止・対策委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決する。
 - 6 ハラスメント防止・対策委員会の委員長が必要と認めるときは、委員会の承認を得て、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。
 - 7 委員が被害を申し立て、または被害を申し立てた者の相手方となったときは、当該委員は、その事案にかかわる委員会の会議に参加し、議決することができない。
- (相談員)

第12条

- 1 相談員は、各学部男女各1名とし、そのうちの1名は教員でなければならない。相談員は、各学部が推薦した候補者のうちから学長が任命する。ただし、学部ごとの事情に鑑み、これを増員することができる。
 - 2 相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。
 - 3 相談員に欠員が生じたときは、これを補充しなければならない。この場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 相談員は、ハラスメント防止・対策委員会の委員、調停委員会の委員および調査委員会の委員を兼務してはならない。
- (相談員の任務)

第13条

- 1 相談員は、ハラスメントに関する相談があった場合において、相談者に対し、調停、調査またはその他の解決方法について説明し、被害を申し立てた者がこれらのいずれを求めるのかについての聴取を行う。
 - 2 相談員は、被害を申し立てた者がハラスメント防止・対策委員会による事案解決を望んだときは、相談内容を委員会へ送付する。ただし、被害を申し立てた者が、自己または被害を申し立てた者の相手方の双方もしくはいずれか一方の実名、所属等の秘匿を希望する場合には、それに従う。
 - 3 相談員は、被害を申し立てた者が、部局内もしくは関係部局間における直接の事案解決を望んだときは、相談内容を部局長に報告しなければならない。この場合において、部局長および相談員は、必要に応じて他の教職員と連携しながら、事案解決のため適切な措置を講じなければならない。
 - 4 相談員は、事態が重大で、大学としての事案解決が必要であると判断したときは、被害を申し立てた者の同意を得て、相談内容をハラスメント防止・対策委員会へ送付しなければならない。送付にあたっては、第2項ただし書を準用する。
 - 5 相談員は、相談内容を記録し、ハラスメント防止・対策委員会に対しその概要を、文書により報告しなければならない。
- (相談員の遵守事項)

第14条 相談員は、任務を遂行するにあたり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 相談者および被害を申し立てた者の主体的な選択、判断を尊重し、これらの者とともに解決策を見出すよう努めること
 - (2) 相談者および被害を申し立てた者を責めたり、解決策への誘導や押しつけを行わないこと
 - (3) 相談者および被害を申し立てた者に対し、ハラスメントに当たるような言動を行うなどして、二次被害を与えないこと
- (相談の受付)

第15条

- 1 相談員への相談は、面談のほか手紙、電話または電子メール等のいずれによっても受け付ける。
 - 2 相談は、匿名による相談や第三者による相談も受け付ける。
- (相談員以外の教職員に対する相談の取扱い)

第16条

- 1 相談者が希望するときは、相談員以外の教職員も相談を受け付けることができる。
- 2 前項の相談を受けた教職員は、相談者の同意を得て、次に掲げる対応をすることができる。
 - (1) 申立てのあった事案について、第12条に定める相談員に対し報告し、以後の対応を依頼すること
 - (2) 申立てのあった事案について、前号の報告および依頼を行わずに、直接ハラスメント防止・対策委員会に対して報告し、以後の対応を依頼すること
- 3 前項の規定にかかわらず、相談員以外の教職員がハラスメントに関する相談を受けたときは、その教職員の申

告に基づき、学長はその者を「特別相談員」に任命することができる。ただし、事案解決のため緊急の必要があると認めるときは、学長への申告を、事案解決のため適切な措置を講じた後に行うことができる。

4 特別相談員の相談業務は、自らが受けたハラスメントに関する相談への対応に限るものとする。

5 本規程が相談員について定めた事項は、特別相談員に対しこれを準用する。

第3章 調停委員会

(調停委員会の設置)

第17条 ハラスメント防止・対策委員会は、被害を申し立てた者が、その申立てにかかる事案を解決するため調停手続を希望するときは、調停委員会を設置し、委員会に調停を付託することができる。

(調停委員会の構成等)

第18条

1 調停委員会は、委員3名以上をもって構成する。委員は、ハラスメント防止・対策委員会委員長が、被害を申し立てた者および被害を申し立てた者の相手方（以下「当事者」という。）の所属する部局の長との協議に基づき指名し、学長がこれを任命する。

2 ハラスメント防止・対策委員会委員長は、申立てのあった事案の性質に照らし、委員の性別や属性に配慮し、委員会の中立性の確保を重視して、委員を指名しなければならない。

3 調停委員会に委員長を置く。委員長の選出は、委員の互選による。

4 委員長は、調停委員会を招集し、その議長となる。

5 委員長が必要と認めるときは、調停委員会に当事者その他の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

6 委員の任期は、原則として、申立てのあった事案についての調停が終了するまでとする。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。

7 前項ただし書の事情により委員が任期途中で退任したときは、ハラスメント防止・対策委員会委員長は、速やかに後任の委員を指名するとともに、学長はこれを委員として任命しなければならない。

(調停委員会の職務)

第19条

1 調停委員会は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 当事者双方からの意見の聴取
- (2) 調停にあたり必要な範囲内での事実関係の調査
- (3) 調停案の作成
- (4) 当事者双方に対する調停案等の提示
- (5) その他、申立てのあった事案の調停に必要な措置

2 調停委員会は、当事者の意に反する調停を行ってはならない。

3 調停委員会は、調停にあたり、公正中立な立場を保たなければならない。

(調停の手続)

第20条

1 調停委員会による調停は、次の手続に従い行う。

- (1) 調停委員会は、調停の申立てがされたときは、ただちに調停の期日を定め、当事者に通知しなければならない。
 - (2) 当事者は、調停および調停委員会への出席を求められたときは、付添人をつけることができる。当事者から委託を受けた付添人が複数の場合には、委員会は、その中から1名を選定するよう求めることができる。
- 2 調停開始前または調停中に、調停の実現を不能にし、またはこれを困難にする恐れのある行為を当事者または関係者等が行っている場合には、ハラスメント防止・対策委員会は、当該行為の停止または排除を命じることができる。

(調停委員の遵守事項)

第21条 調停委員は、その職務を遂行するにあたり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 当事者の一方にくみし、または一方を責めるような言動もしくは被害のもみ消しになるような言動を行わないこと
- (2) 相談者および被害を申し立てた者を責めたり、解決策への誘導や押しつけを行わないこと

- (3) 被害を申し立てた者の相手方が、申立てにかかる事実の全部または一部を否定し、もしくは当事者の間に同意があった旨述べた場合であっても、公正中立な立場を保つこと
(調停委員の交代または調停の休止)

第22条

- 1 調停委員について前条に定める遵守事項に反する行為があったときは、被害を申し立てた者は、調停委員会に対し当該委員の交代または調停の休止を申し出ることができる。
- 2 前項の定めにより被害を申し立てた者が委員の交代を申し出たときは、ハラスメント防止・対策委員長は、当該申出にかかる委員を解任する。この場合において、ハラスメント防止・対策委員会委員長は、ただちに新たな調停委員を指名し、学長がこれを任命しなければならない。
(調停の終了)

第23条

- 1 調停は、次の各号に定める場合に終了する。
 - (1) 当事者間で、申立てのあった事案を解決する旨の合意が成立し、合意事項が書面に記載されたとき
 - (2) 当事者が、調停の休止を申し出たとき
 - (3) 調停委員会が、調停委員会設置から相当期間を経過しても当事者の合意が成立する見込みがないと判断したとき
- 2 調停が終了したときは、調停委員会は、当事者に対し、他の手続に関する説明を行わなければならない。ただし、前項第1号による終了の場合には、この限りでない。
- 3 調停が終了したときは、調停委員会は、ハラスメント防止・対策委員会に対し、ただちにその結果を文書により報告しなければならない。
- 4 第1項第2号の定めにかかわらず、当事者が改めて調停を希望するときは、ハラスメント防止・対策委員会は、調停の再開を決定することができる。

第4章 調査委員会

(調査委員会の設置)

第24条 ハラスメント防止・対策委員会は、次の各号に定める場合に調査委員会を設置し、委員会に調査を付託することができる。

- (1) 被害の申立てがあり、かつ被害を申し立てた者が調査委員会による調査を希望したとき
- (2) 被害の申立てがあり、ハラスメント防止・対策委員会が、その申立てにかかるハラスメントに関する紛争を解決するため大学としての措置が必要であると判断し、かつ被害を申し立てた者がこの判断に同意するとき
(調査委員会の構成等)

第25条

- 1 調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。委員は、ハラスメント防止・対策委員会が指名し、学長が任命する。
 - (1) 被害を申し立てた者の相手方の属する部局以外の教員2名以上
 - (2) 被害を申し立てた者の相手方の属する部局以外の事務職員2名
 - (3) 法律の専門教員1名
 - (4) 弁護士1名
- 2 公平かつ公正な調査に資するため、ハラスメント防止・対策委員会は、委員の選任にあたっては、その構成に配慮しなければならない。
- 3 委員の任期は、原則として、申立てのあった事案についての調査が終了するまでとする。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。
- 4 前項ただし書の事情により委員が任期途中で退任したときは、ハラスメント防止・対策委員会は、速やかに後任の委員を指名するとともに、学長はこれを委員として任命しなければならない。
- 5 委員は、複数の調査委員会の委員を兼任することを妨げない。
(調査委員会の運営)

第26条

- 1 調査委員会に委員長を置く。委員長の選出は、委員の互選による。
- 2 委員長は、調査委員会を招集し、その議長となる。

- 3 調査委員会は、総委員の過半数が出席しなければ、会議を開き議決することができない。
- 4 調査委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決する。
- 5 委員長は、次の各号のいずれかに該当するときは、調査委員会に、委員以外の者を出席させることができる。
 - (1) 委員会が必要と認めるとき
 - (2) ハラスメント防止・対策委員会の委員長が要請するとき(調査委員会の職務)

第27条

- 1 調査委員会は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) ハラスメントの事実関係の調査
 - (2) 事案の解決に必要な措置等の提言
 - (3) その他、申立てのあった事案の解決に必要な措置
 - (4) ハラスメント防止・対策委員会に対する調査報告書の提出
- 2 調査委員会は、前項第1号から第3号に定める職務を行うため、当事者および関係者から事情を聴取し、その他必要と認める証拠調べをすることができる。
- 3 調査委員会は、プライバシーの保護等のため必要があると認めるときは、第1項第4号に定める調査報告書の作成にあたり、当事者および関係者の氏名等を秘匿することができる。
(調査の手続)

第28条

- 1 調査委員会による調査は、次の手続に従い行う。
 - (1) 調査委員会は、調査の申立てがされたときは、すみやかに第1回調査期日を定め、当事者に通知しなければならない。
 - (2) 当事者は、調査および調査委員会への出席を求められたときは、付添人をつけることができる。当事者から委託を受けた付添人が複数の場合には、委員会は、その中から1名を選定するよう求めることができる。
- 2 調査開始前または調査中に、調査の実現を不能にし、またはこれを困難にする恐れのある行為を当事者または関係者等が行っている場合には、ハラスメント防止・対策委員会は、当該行為の停止または排除を命じることができる。
(被害を申し立てた者の相手方の権利)

第29条 調査委員会は、被害を申し立てた者の相手方に対し、弁明の機会を保障しなければならない。

(被害を申し立てた者の相手方が呼出し等に従わない場合の効果)

第30条 被害を申し立てた者の相手方が第4条第5項の規定に違反し、かつ、前項に定める弁明をしないときは、調査委員会は、被害を申し立てた者の主張を事実と認めることができる。

(調査委員の遵守事項)

第31条 第21条の規定は、調査委員にこれを準用する。

(調査委員の交代または調査の休止)

第32条

- 1 第22条第1項の規定は、調査委員会にこれを準用する。
- 2 前項の定めにより被害を申し立てた者が委員の交代を申し出た場合において、ハラスメント防止・対策委員会がその申出を適当と認めたときは、ハラスメント防止・対策委員長は、その申出にかかる委員を解任しなければならない。この場合において、ハラスメント防止・対策委員会委員長は、ただちに新たな調査委員を指名し、学長がこれを任命しなければならない。
(調査期間)

第33条

- 1 調査委員会は、委員長が選出された日から起算して90日以内に、調査を完了しなければならない。
- 2 調査委員会は、やむを得ない事由により前項に定める調査期間内に調査を完了することができないときは、期間を定めて調査期間を延長することができる。
- 3 調査委員会は、前項に定めるところにより調査期間を延長するときは、速やかに、延長の理由および延長期間をハラスメント防止・対策委員会に対し報告しなければならない。
(調査の終了)

第34条

- 1 調査は、次の各号に定める場合に終了する。

- (1) 調査が完了したとき
 - (2) 被害を申し立てた者が、調査の休止を申し出たとき
 - (3) 調査委員会が、調査委員会設置から相当期間を経過しても調査が完了することを見込めないと判断したとき
- 2 調査が終了したときは、調査委員会は、ハラスメント防止・対策委員会に対し、ただちに、その結果を文書により報告しなければならない。
- (調査の再開)

第35条

- 1 前条第1項第2号の定めにかかわらず、被害を申し立てた者が調査の再開を求めるときは、ハラスメント防止・対策委員会は、調査の再開を決定することができる。
- 2 被害を申し立てた者が次の各号の定め該当する場合には、前項の調査の再開を求めることができない。
 - (1) 被害を申し立てた者が本学の学籍を失った時から5年を経過したとき
 - (2) 被害を申し立てた者が本学を離職した時から5年を経過したとき
 - (3) 被害を申し立てた者が構成員以外の者である場合にあっては、ハラスメント行為が終了した時から5年を経過したとき

第5章 措置の勧告

(仮の措置等)

第36条

- 1 ハラスメント防止・対策委員長は、申立てのあった事案解決のため緊急の対応を要すると認めるときは、被害を申し立てた者の相手方に対し、申立てにかかる行為の停止または排除を口頭で勧告することができる。
 - 2 ハラスメント防止・対策委員長は、申立てのあった事案解決のため緊急の対応を要すると認めるときは、事案解決のため必要な仮の措置を決定し、被害を申し立てた者の同意を得て、当事者が所属する部局に対し、仮の措置の実施を求めることができる。
- (調停委員会の報告に基づく措置)

第37条

- 1 ハラスメント防止・対策委員会は、調停委員会の報告に基づき申立てのあった事案を解決するため必要と認めるときは、当事者の所属する部局が講ずべき措置を決定しなければならない。
 - 2 前項の場合において、ハラスメント防止・対策委員会委員長は、当事者の所属する部局の長に対し、前項の措置の実施を文書で勧告するとともに、文書により学長に報告する。
- (調査委員会の報告に基づく措置)

第38条

- 1 ハラスメント防止・対策委員会は、調査委員会の報告に基づき申立てのあった事案を解決するため必要と認めるときは、当事者の所属する部局が講ずべき措置を決定しなければならない。
 - 2 前項の措置が教職員の処分の勧告を伴うものである場合には、ハラスメント防止・対策委員会委員長は、学長に対し、委員会における審議の経過を文書で報告するとともに、処分案を提示する。
 - 3 前項の場合において、ハラスメント防止・対策委員会委員長は、当事者の所属する部局の長に対し、第1項の決定を文書で報告する。
 - 4 第1項の措置が学生の処分の勧告を伴うものである場合には、ハラスメント防止・対策委員会委員長は、学生委員会に対し、委員会における審議の経過を文書で報告するとともに、処分案を提示する。
- (当事者の調査報告書開示請求権)

第39条

- 1 当事者は、第38条第1項に基づく措置の決定後(同条第2項または第4項に基づき処分がされる場合にあっては、その処分後)、ハラスメント防止・対策委員会委員長に対し、第34条第2項に基づき作成された文書の開示を請求することができる。
- 2 前項の請求は、第38条第1項に基づく措置が決定されこれが当事者に通知された日から(同条第2項または第4項に基づき処分がされる場合にあっては、その処分が通知された日から)起算して1年を経過したときは、することができない。
- 3 第1項の請求は、書面によらなければならない。
- 4 ハラスメント防止・対策委員会委員長は、第1項の請求があったときは、委員会の審議を経て、文書の全部ま

たは一部を開示しなければならない。

(処分に対する不服申立て)

第40条

- 1 第38条第2項に基づき処分を受けた者は、学長に対し、不服を申し立てることができる。
- 2 前項の不服申立ては、書面によらなければならない。
- 3 第1項の不服申立ては、処分があったことを知った日から起算して30日を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
- 4 第1項の不服申立てがされたときは、学長は、その不服を審査するため、審査委員会を設置することができる。第25条および第26条の規定は、審査委員会にこれを準用する。
- 5 審査委員会は、申立人が提出した第2項の書面および調査委員会が収集した資料に基づき、不服の当否を審査する。ただし、審査委員会が必要であると判断したときには、審査委員会は審査にあたって新たな資料を収集することができる。
- 6 審査委員会は、審査の結果を、すみやかに学長に報告しなければならない。
- 7 学長は、前項の報告をうけた後すみやかに、審査結果の概要を調査手続における当事者に対して文書により通知しなければならない。
- 8 審査により、処分の取消または修正が必要であることが明らかになったときは、学長は、その実施のため、必要な措置を講じなければならない。
- 9 前項の場合において、申立人の名誉を回復する措置を講じる必要があるときは、学長がこれを実施する。
- 10 第5項の審査の結果に対しては、更に不服を申し立てることはできない。

第6章 ハラスメントの防止

(ハラスメントの防止)

第41条

- 1 本学は、本学におけるハラスメント防止のため、本学構成員に対し、ハラスメント防止に関する啓蒙活動を行う。
- 2 学長は、事案が解決した場合には、紛争の発生を未然に防ぎその再発防止のため、構成員に対し、適切な方法で注意喚起を行う。
- 3 前項の注意喚起を行うにあたり、学長は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 被害を申し立てた者の意向に沿って注意喚起をすること
 - (2) 被害を申し立てた者のプライバシーに配慮すること
- 4 本学は、前3項に定めるほか、ハラスメントの防止のために必要な活動を積極的に行う。

第7章 雑則

(文書の取扱い)

第42条

- 1 この規程に基づき作成された事案解決にかかる記録は、ハラスメント防止・対策委員会委員長が管理する。
- 2 前項の記録の取扱いについては、ハラスメント防止・対策委員会の議を経るものとする。
- 3 第1項の記録の保管期間は、次の各号が定める期間のうち、末日が最も遅く到来する期間の末日をもって終期とする。
 - (1) 申し立てられた事案について、ハラスメント行為が終了した日から起算して5年
 - (2) 当事者の一方が学生である場合には、当該学生が本学の学籍を失った日から起算して5年
 - (3) 当事者の一方が教職員である場合には、当該教職員が本学の職を失った日から起算して5年
- 4 ハラスメント防止・対策委員会が年度ごとに作成した報告書は、本大学事務部庶務課においてこれを永久に保管する。

(事務の取扱い)

- 第43条 この規程に定められたハラスメント防止・対策委員会の事務は、事務部が担当する。

附 則

この規程は平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成19年6月1日から施行する。

附 則

この規程は平成21年4月1日から施行する。この施行日以前に作成された記録については、第32条第1項、同第2項を適用する。

附 則

この規程は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成31年4月1日から施行する。

これに伴い、「セクシュアル・ハラスメント防止・対策委員会等に関する規程」および「北海学園大学基本権委員会規程」を廃止する。また、「ハラスメント防止・対策委員会」の設置に伴い、「北海学園大学セクシュアル・ハラスメント防止・対策委員会」および「北海学園大学基本権委員会」はこれを廃止する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

北海道大学大学院法学研究科との単位互換について

北海道大学大学院法学研究科と北海学園大学大学院法学研究科との間において、両研究科の大学院学生が、相互に相手研究科の授業科目を履修し、単位を修得することを認めることとし、次の事項について協定する。

1 聴講の許可

両研究科は、相互に相手研究科の学生が自研究科の授業科目を履修し、単位の修得を希望するときは、所定の手続きを経て、その聴講を許可するものとする。

2 授業科目

聴講を許可する授業科目は、当該年度の開講科目とし、聴講許可にあたっては、あらかじめ指導教授の了承を得て、研究科長が承認した科目で、かつ相手研究科委員会が承認した科目であること。

3 単位数

修得できる単位数は、各履修者において10単位を超えないものとする。

4 身分

両研究科は、相互に相手研究科の学生を特別聴講学生として受け入れるものとする。

5 受入れ人数

各年度内5名以内とする。

6 受入れの手続き

各年度のはじめに、募集要項により通知するものとする。

7 成績の通知及び単位の認定

両研究科は、特別聴講学生が聴講した授業科目の単位及び成績について、当該年度末に相手研究科へ報告するものとし、修得単位の認定は、在学する大学院の研究科において行う。

8 検定料、入学料及び授業料または受講料

相互の研究科において不徴収とする。

附 則

この制度は、平成3年4月1日から実施する。

この制度は、平成9年4月1日から実施する。

この制度は、平成14年4月1日から実施する。

この制度は、平成19年4月1日から実施する。

この制度は、平成24年4月1日から実施する。

この制度は、平成29年4月1日から実施する。

北海道大学大学院公共政策教育部との単位互換について

北海道大学大学院公共政策教育部と北海学園大学大学院法学研究科との間において、両研究科等の大学院学生が、相互に相手研究科等の授業科目を履修し、単位を修得することを認めることとし、次の事項について協定する。

1 聴講の許可

両研究科等は、相互に相手研究科等の学生が自研究科等の授業科目を履修し、単位の修得を希望するときは、所定の手続きを経てその聴講を許可するものとする。

2 授業科目

聴講を許可する授業科目は、当該年度の開講科目とし、聴講許可にあたっては、あらかじめ指導教員及び授業担当教員の了承を得て、研究科等の長が承認したものとする。

3 単位数

修得できる単位数は、各履修者において10単位を超えないものとする。

4 身分

両研究科等は、相互に相手研究科等の学生を特別聴講学生として受入れるものとする。

5 受入れ人数

各年度5名以内とする。

6 受入れの手続き

各年度のはじめに、募集要項により通知するものとする。

7 成績の通知及び単位の認定

両研究科等は、特別聴講学生が聴講した授業科目の単位及び成績について、学期末に相手研究科等に報告するものとし、修得単位の認定は、各々の研究科等において行う。

8 検定料、入学料及び授業料

特別聴講学生に係る検定料、入学料及び授業料は、相互の研究科等において不徴収とする。

附 則

この制度は、平成20年4月1日から実施する。

東北学院大学大学院法学研究科との単位互換について

東北学院大学大学院法学研究科と北海学園大学大学院法学研究科との間において、両研究科の大学院学生が、相互に相手研究科の授業科目を履修し、単位を修得することを認めることとし、次の事項について協定する。

1 聴講の許可

両研究科は、相互に相手研究科の学生が自研究科の授業科目を履修し、単位の修得を希望するときは、所定の手続きを経て、その聴講を許可するものとする。

2 授業科目

聴講を許可する授業科目は、当該年度の開講科目とし、聴講許可にあたっては、あらかじめ指導教授の了承を得て、研究科長が承認した科目で、かつ相手研究科委員会が承認した科目であること。

3 単位数

修得できる単位数は、各履修者において10単位を超えないものとする。

4 身分

両研究科は、相互に相手研究科の学生を特別聴講学生として受け入れるものとする。

5 受入れ人数

各年度内5名以内とする。

6 受入れの手続き

各年度のはじめに、募集要項により通知するものとする。

7 成績の通知及び単位の認定

両研究科は、特別聴講学生が聴講した授業科目の単位及び成績について、当該年度末に相手研究科へ報告するものとし、修得単位の認定は、在学する大学院の研究科において行う。

8 検定料、入学料及び授業料または受講料

相互の研究科において不徴収とする。

附 則

この制度は、平成14年4月1日から実施する。

この制度は、平成19年4月1日から実施する。

この制度は、平成24年4月1日から実施する。

この制度は、平成29年4月1日から実施する。

東北学院大学大学院法学研究科との 教員相互派遣について

本学大学院法学研究科の大学院学生（修士課程）が、東北学院大学大学院法学研究科に所属する教員の派遣により開講した授業科目を履修し、単位を修得することを認めることとし、次の事項について協定する。

教員派遣によって授業科目を開講する年度・授業科目名・授業内容・開講時期等については、別途通知する。

1 教員の派遣

教員の派遣は、両研究科の協議に基づいて行い、それぞれの研究科が隔年で行うことを原則としながら、できる限り相互対等になるよう努める。

2 カリキュラム上の位置づけ

派遣教員は、派遣教員を受け入れる研究科が設置している授業科目を担当する。

3 派遣教員の講義

派遣教員の講義は、原則として、集中講義で行う。

附 則

この制度は、平成20年4月1日から実施する。

外国で教育を受けた者の受け入れについて

大学院法学研究科では、外国で教育を受けた方を、修士課程学生・博士（後期）課程学生・研究生・科目等履修生等（注1）として受け入れています。日本語能力に不安のある方は、まず法学部の研究生として入学し、十分な語学能力を養ってから、大学院への入学を目指すこともできます。

法学研究科には、在学期間のすべてを夜間で履修することのできる社会人特例制度があります。就労が認められる在留資格（いわゆる就労ビザ）や就労資格証明書等に基づき、すでに日本で就労している方は、社会人特例制度による入学が認められる場合があります。社会人特例制度を利用すると、入学金・授業料・教育充実費などが、通常の約半額になります。

詳しくは法学部事務室へお問い合わせください。電話 011-841-1161 内線2227 メール sogolaw@hgu.jp

1 入学資格

ア 法学研究科・修士課程の入学資格（大学院学則第9条第1項）

[一般選抜]（(1)(2)(4)は見込みの者を含む）

- (1) 学校教育法第83条の大学を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 大学院及び大学の専攻科の入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定（昭和28年2月7日文部省告示第5号）で文部科学大臣が指定した者
- (4) 専修学校の専門課程（修業年限が四年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (5) 学校教育法第104条第1項の規定により学士の学位を授与された者
- (6) 大学に3年以上在学し、本大学院において、所定の科目、単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (7) その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

[社会人特例選抜]

上記 [一般選抜] の資格を満たし、下記のいずれかに該当する者

- (a) 入学時において大学卒業後3年以上の者、もしくは、年齢においてこれに準じる者
- (b) 有職者（内定者は含みません）

イ 法学研究科・博士（後期）課程の入学資格（大学院学則第9条第2項）

[一般選抜]（(1)は見込みの者を含む）

- (1) 修士の学位又は専門職学位（学校教育法第104条第1項の規定に基づき学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。）を有する者
- (2) 外国の大学において前号と同等又は同等以上の学力を有する者
- (3) 大学院の入学に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者の指定（平成元年9月1日文部省告示第118号）で文部科学大臣が指定した者
- (4) その他本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
- (5) 大学を卒業した後、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、当該研究の成果等により、(1)に準ずるものと本学大学院法学研究科が認めた者

[社会人特例選抜]

上記 [一般選抜] の資格を満たし、下記のいずれかに該当する者

- (a) 入学時において大学卒業後5年以上の者、もしくは、年齢においてこれに準じる者
- (b) 有職者（内定者は含みません）

ウ 法学研究科・研究生の入学資格（大学院研究生規程第2条）

（（1）（2）は見込みの者を含む）

- （1）大学院修士課程又は博士（後期）課程を修了した者
- （2）大学院専門職学位課程を修了した者
- （3）志願する研究科において、前号に掲げる者と同等以上の学力があると認めた者

エ 法学研究科・科目等履修生の入学資格（大学院科目等履修生規程第2条）

（（1）（2）は見込みの者を含む）

- （1）学校教育法第83条の大学を卒業した者
- （2）外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- （3）大学院及び大学の専攻科の入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定（昭和28年2月7日文部省告示第5号）で文部科学大臣が指定した者
- （4）学校教育法第104条第1項の規定により学士の学位を授与された者
- （5）その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

オ 法学部・研究生の入学資格（北海学園大学研究生規程第2条）

（（1）は見込みの者を含む）

- （1）大学を卒業した者
- （2）志願する学部において、前号に掲げる者と同等以上の学力があると認めた者

2 出願時期、選抜・選考の時期と方法、修業年限

筆記試験・口述試験等は日本語で行われます。試験では、語学辞書（電子辞書は不可）や六法（判例付きのもの）の使用が認められることがあります。

	修士課程		博士（後期）		大学院 研究生	科目等 履修生	法学部 研究生
	一般	社会人	一般	社会人			
出願時期	第Ⅰ期 9月 第Ⅱ期 1月		1月		2～3月	2～3月	10月
選抜・選考 時期	第Ⅰ期 10月 第Ⅱ期 2月		2月		3月	3月	11月
選抜・選考 方法	筆記試験 口述試験		筆記試験 口述試験		書類審査 面接可能性あり	口述試験 書類審査等	口述試験 （面接）
修業年限	2年	標準2年 長期3年	3年	標準3年 長期5年	原則1年 （延長可）	1年	原則1年 （延長可）

3 出願書類

出願を希望する方は、お早めに法学部事務室から『募集要項』を受け取り、下表○印の出願書類をご準備ください。

	修士課程		博士 (後期)	大学院 研究生	科目等 履修生	法学部 研究生
	一般	社会人				
受験票及び写真票	○	○	○	×	×	×
入学志願票	○	○	○	×	×	×
研究目標	○	×	×	×	×	×
研究計画書	×	○	○	×	×	×
履歴書(注2)	○	○	○	×	×	×
修士課程での研究	×	×	○	×	×	×
研究業績書(注3)	×	×	○	×	×	×
卒業(見込)又は修了(見込)証明書(注4)	○	○	×	×	×	×
卒業(見込)証明書(注5)	×	×	×	○	○	○
修了(見込)証明書(注6)	×	×	○	×	×	×
成績証明書(注7)	○	○	×	○	○	○
学位記の写し(注8)	○	○	○	○	×	○
旅券の写し(注9)	○	○	○	×	×	×
旅券の写し(注10)	×	×	×	○	×	○
在留カードの写し(注11)	×	×	×	○	×	○
願書(注12)	×	×	×	○	×	○
志望理由書(注13)	×	×	×	○	○	○
健康診断書(注14)	×	×	×	○	×	○
推薦書(注15)	×	×	×	○	×	○
審査料15,000円(注16)	×	×	×	○	×	○
日本語能力証明書(注17)	×	×	×	○	×	○
身元保証書(注18)	×	×	×	○	×	×
入学願書	×	×	×	×	○	×
受講希望科目および研究計画書	×	×	×	×	○	×
写真(4cm×3cm)2枚	×	×	×	×	○	×
入学検定料30,000円	×	×	×	×	○	×

注

- (1) 外国で教育を受けた方は、法学部及び法学研究科の委託生・特別聴講学生・聴講生に出願することもできます。法学研究科の委託生については、本便覧掲載の「北海学園大学大学院委託生規程」をご覧ください。そのほか、詳しくは法学部事務室へお問い合わせください。電話 011-841-1161 内線2227 メール sogolaw@hgu.jp
- (2) 履歴書には、初等教育から現在までの状況、および出願者本人以外の人物の連絡先(日本国内)を明記して下さい。この人物は札幌市またはその近辺に居住する日本人であることが望ましいです。
- (3) 研究業績書(修士論文、その他これに準ずる研究業績)が外国語論文の場合、1万字程度の日本語の論文要旨を添付して下さい。
- (4) 最終出身学校が発行したものを提出してください。
- (5) 最終出身学校が発行したものに、日本語訳を添付してください。
- (6) 最終出身学校が発行したものを提出してください。
- (7) 最終出身学校が発行したものを提出してください。大学院研究生に出願する場合は、在学期間中の成績すべてが記載された証明書に、日本語訳を添付してください。
- (8) 学位記が授与された場合のみ提出してください。
- (9) 在留資格を確認できる頁を含めてください。
- (10) 旅券のすべての頁の写しを提出してください。

-
- (11) 在留カード両面の写しを提出してください。
 - (12) 日本語で記入してください。
 - (13) 日本語で記入してください。
 - (14) 診療機関が証明したもので、かつ発行日が3か月以内のものに限ります。
 - (15) 最終出身学校または所属機関が発行した本学学長宛のものに、日本語訳を添付してください。
 - (16) 出願時に、法学部事務室へ現金を持参して下さい。
 - (17) 日本語能力試験（JLPT）N2以上の合格証明書の原本を提出してください（写し不可）。合格証明書の原本は、確認後に返却します。合格証明書を提出できない場合、日本語能力試験（JLPT）N2と同等以上と判断できる日本語学習歴を証明する成績証明書等を提出してください。
 - (18) 法学研究科の研究生に出願する場合、札幌市及び近郊在住の身元保証人1名が必要となります。身元保証人とは、出願者が本学に入学した場合、出願者の在学・修学に関し一切の保証をする人を意味します。

ご不明な点は、法学部事務室へお問い合わせください。電話 011-841-1161 内線2227 メール sogolaw@hgu.jp

院生研究室及び判例演習室

【院生研究室】

1. 院生研究室の利用時間は、年末年始の休業日を除き、通年午前8時30分から午後11時までです。この時間以外の利用はできません。
6号館の警備室は午後11時で無人となりますので、利用時間を厳守してください。
2. 院生研究室の利用者は4号館1階受付で鍵を受け取り、利用後は必ず鍵を返却してください。
3. 校舎は、午後10時30分から翌朝7時30分まで、夜間の集中機械警備体制となり、出入り口がすべて閉鎖されますので、許可された時間内に必ず退室してください。
4. 暖房通気の期間は、毎年11月1日から4月30日までです（但し、年末年始を除く）。
5. 院生研究室の基準設備備品は別表（以下）のとおりです。

備 品 名	設 置 数
学 習 机	1 台（1 人当）
肘付回転椅子	1 脚（1 人当）
スチール書庫 (90×2,480)	1 組（1 人当）
電気スタンド	1 台（1 人当）
電 話 台	1 台（1 室当）
電 話 機	1 台（1 室当）
室 名 札	1 台（1 室当）
ホワイトボード	1 台（1 人当）
黒 板 拭 き	1 個（1 人当）

備 品 名	設 置 数
キッチンキャビネット	1 台（1 室当）
屑 入 れ	1 個（1 人当）
カ ー テ ン	1 式（1 室当）
ミーティングテーブル	1 台（1 室当）
ミーティングテーブル (大部屋)	2 台（1 室当）
ミーティング椅子	4 脚（1 室当）
ミーティング椅子 (大部屋)	8 脚（1 室当）
パーティション	1 式（1 人当）

6. 法務施設における法務研究員の自習室利用については別途通知します。

【判例演習室】

判例演習室は、わが国の法令集、判例集、判例および判例研究を収めた法律専門雑誌（大学紀要を除く）を整備し、わが国の判例を研究・教育するための施設として教員および学生の利用に供されている。また、求めに応じて一般の利用も認められる。収蔵されている判例集は18種、法律専門雑誌は60種以上にのぼり、それらの検索のために、「ロー・ライブラリー」「第一法規法情報総合データベース」「Westlaw」等のデータベースを導入し、検索サービスを行っている。なお、以上の基本的な判例集等の一層の充実のほか、文献情報を的確に入手できる最新諸機器の導入をはかり本学の特色の1つとなっている。

〔学生閲覧内規〕

1. 法学部学生および大学院法学研究科の学生及び法務研究員は、備付けの図書を閲覧し、または検索用機器を利用することを目的とする場合に限り、本室を利用することができる。
2. 入室の際には、本室係員に学生証を提出しなければならない。
なお、本室に施錠してあって入室できないときは、法学部事務室で鍵を借りて本室を利用することができる。その場合、その者の学生証を法学部事務室で保管する（午後7時30分まで利用可）。
3. 第1項の学生を除く学部学生または大学院の学生で、とくに本室の利用を希望する学生は、本室係員にその旨を申し出るものとする。
利用の手続きについては、第1項の学生に準じて扱う。
4. 本室備付け図書は、室外に帯出することはできない。
5. 本室備付け図書を複写するために、設置のコピー機を利用することができる。複写できる範囲は著作権法の定めるところに従う。
6. 本室内での携帯電話の利用、飲食および喫煙を禁止する。
7. 開室時間
月～金曜日 10:00～20:00 土曜日 10:00～15:00

院生研究図書費について

下記の要領により、研究活動に資するための研究図書が購入できます。

I. 予算：一人 48,000円

【購入できる研究図書】研究に使用する資料 ⇒ 図書・雑誌・CD-ROM・DVD等。

図書館レファレンスカウンターにて、ILL（文献複写・相互貸借図書）にも利用できます。

※電子辞書やワード・エクセル等のアプリケーションソフトは購入できません。

※研究・論文執筆に関係のない資料の購入や、購入した資料の売買等本来の趣旨とは異なる行動が見受けられた場合は、該当の個人だけではなく大学全体としてこの制度を見直すことになりますので、留意してください。

II. 購入方法

【書店で購入または発注する場合】※学生証が必要です。

下記のいずれかを利用してください。

①大学生協

購入または発注（取寄せ）⇒ 生協書籍部で研究図書と金額明細書の受取り

②紀伊國屋サロン〈豊平キャンパス 6号館地下1階〉

購入または発注（取寄せ）⇒ 紀伊國屋サロンで研究図書と金額明細書の受取り

③紀伊國屋書店札幌本店〈JR札幌駅南口すぐ〉

選書 ⇒ レジカウンターに持っていく（学生証提示）⇒ 3日後（土日祝は含まず）、豊平キャンパスの紀伊國屋サロンで研究図書と金額明細書の受取り

【図書館を通して購入する場合】

「大学院生研究費 図書購入申込書」(G-PLUS!のキャビネット、または図書館で入手可)に必要な事項を記入し、以下の場所へ提出してください。納品連絡後の受取りとなります。

豊平キャンパス【提出先】図書館2階サービス・カウンター 【受取り場所】図書館地下1階所定配架場所

山鼻キャンパス【提出先&受取り場所】工学部図書室カウンター

〈注意〉

※研究図書受取りの際、金額明細書が渡されます。予算管理は各自で行い、予算を超過しないよう充分注意してください。

※超過した金額を私費で購入することはできません（例えば研究図書費の残額が1,000円だった場合、私費で200円支払って1,200円の資料を購入することはできません）。

※休学期間中の購入はできません（在学中に納品となるよう注文してください）。前期又は後期休学の場合、在学中の半期は予算48,000円を使用できます。

※長期履修の場合、年度ごとに予算48,000円を使用できます。

※現在流通している書籍を古書として購入することはできません。

※古書の発注には別途送料がかかります。

※大学生協では古書の取扱いをしておりません。絶版書籍等の発注は、紀伊國屋サロンまたは図書館で承ります（希望指定の書店で古書の購入はできません）。

※購入した研究図書は、他者に譲渡および転売等することを禁じます。

III. 図書の購入期限について

図書の最終購入・発注期限は、令和7年12月5日（金）です。期限以降、購入・発注はできません。

洋書・古書に関しては、納期に時間がかかるため、遅くともこの1ヶ月前には発注するようにしてください。

なお、納品が来年1月末日までに間に合わない場合は研究図書費での購入ができませんので、早めの購入を心がけてください。図書館を通して発注した場合も同様です。

※ご不明な点は、図書館事務室、又はメール（lib@hgu.jp）にてお問い合わせください。

大学院学生のコピー機使用について

大学院学生のコピー機の使用については、1年間に一人3万円の予算が認められています。加えて、修士課程2年次学生には、修士論文のコピーのため一人1万5千円が、博士（後期）課程3年次学生には、博士論文のコピーのため一人3万円が特別予算として認められていますので、下記の要領により使用してください。

記

1. コピーできるものは、講義・演習・研究・論文に関するものに限ります。
2. コピーをするときは、ICカードを使用し、生協、6号館6階、判例演習室、および図書館等に設置されているコピー機をご利用ください。ICカードは各院生研究室に2枚ずつ配布いたします。
3. 判例演習室備付資料は「持ち出し禁止」ですので、コピーをする時は、同室に設置されているコピー機を使用してください。
4. コピー予算の支出超過は認められませんので、各自で慎重に予算を管理してください。
5. その他ご不明な点は、法学部事務室にご相談ください。

北海学園大学法学会会則

第1条 本会は、北海学園大学法学会と称し、事務局を北海学園大学法学部におく。

第2条 本会は、法律学、政治学その他関連する分野の研究及び発表を目的とし、次の事業を行う。

- (1) 法学論集『北海学園大学法学研究』（以下、論集）の発行
- (2) 研究会並びに講演会の開催
- (3) 図書の刊行
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業（教育上の支援を含む）

第3条 本会は以下の会員をもって組織する。

- (1) 正会員（本会の趣旨に賛同しかつ申込手続を経た本学法学部の専任教授、准教授、講師及び名誉教授）
- (2) 準会員（本会の趣旨に賛同しかつ申込手続を経た本学大学院法学研究科学生）
- (3) 賛助会員（本会の趣旨に賛同しかつ申込手続を経て、本会において承認された本学関係者及び本学卒業生）
- (4) 学生会員（本会の趣旨に賛同しかつ申込手続を経て、本会において承認された本学学生）

第4条 会員は下記の特典をうけることができる。

- (1) 論集の頒布をうけること
- (2) 本会の行事、事業に参加すること

第5条 本会には、総会、委員会をおく。

第6条 総会は正会員により構成され、本会の意思を決定する最高の決議機関であって次の事項を決議または承認する。

- (1) 予算及び決算に関すること
- (2) 役員選任・改選に関すること
- (3) 会則等の制定・改廃に関すること
- (4) その他の重要な事項

第7条 委員会は、会長、幹事により構成され、総会の決定事項の執行機関とする。

第8条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名 本学法学部長がこれにあたる
- (2) 幹 事 若干名 正会員の中から互選する
- (3) 監査役 1名 正会員の中から互選する

第9条 会長は本会を代表し、会務を統轄する。なお、会長は総会、委員会を随時召集することができる。幹事は、論集、その他の出版物の刊行、研究会の開催にあたるほか、本会の庶務会計などの日常業務を分担する。なお、論集の編集に関する内規は、別に定める。

監査役は本会の会計、業務の執行に関する事項を監査し、会の運営の適正を図らなければならない。

第10条 本会の役員任期は2年とする。ただし役員に欠員が生じた場合は、補選することとし、その任期は、前任者の残務期間とする。

第11条 本会の経費は、会費、寄付金その他をもってこれにあてる。

第12条 会員は所定の会費を納入するものとする。

第13条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとし、年に一度以上の監査を受けなければならない。

附 則

本会則の実施は昭和50年4月1日とする。

附 則

本会則の実施は平成3年4月1日とする。

附 則

本会則の実施は平成9年10月1日とする。

附 則

本会則の実施は平成17年4月1日とする。

附 則

本会則の実施は平成21年4月1日とする。

附 則

本会則の実施は平成28年4月1日とする。

附 則

本会則の実施は令和6年4月1日とする。

法務研究員と法務特任教授について

北海学園大学は、平成17(2005)年に大学院法務研究科を設置し、法曹養成に努めてまいりましたが、平成30(2018)年度から学生募集を停止し、令和6(2024)年3月末をもって大学院法務研究科を廃止しました。これに伴い、同年4月より、法務研究員と法務特任教授が大学院法学研究科に所属することになりました。

法務研究員

北海学園大学大学院法務研究科を修了後、司法試験を受験するために引き続き本学の施設等を使用して自学・自習を希望する者は、法務研究員に応募することができます。詳しくは、北海学園大学大学院法務研究員規程(次頁)をご覧ください。

法務特任教授

北海学園大学大学院法務研究科の廃止後、法務研究員の学習支援にあたる教員を法務特任教授といいます。令和7年度の法務特任教授は次の11名です。

大塚 龍児 (研究者：商法)
大西 有二 (研究者：行政法)
岡田 信弘 (研究者：憲法)
奥田 真与 (実務家・弁護士：刑事実務)
稗貫 俊文 (研究者：経済法)
松久三四彦 (研究者・弁護士：民法)
丸山 治 (研究者：刑法)
門馬 明子 (実務家・弁護士：民事実務)
矢吹 徹雄 (研究者・弁護士：民事訴訟法)
矢村 宏 (実務家・元裁判官：刑事法)
吉田 康紀 (実務家・弁護士：民事・刑事実務)

※任期はいずれも、令和7年4月1日から令和8年3月31日までです。

北海学園大学大学院法務研究員規程

(趣 旨)

第1条 北海学園大学大学院学則第40条第2項に基づき、法務研究員（以下「研究員」という。）に関する事項を定める。

(資 格)

第2条 研究員に応募することができる者は、本学法科大学院を修了し、司法試験を受験するために引き続き本学の施設等を使用して自学・自習を希望する者である。

2 研究員は、施設・図書の利用について、原則として在学中と同等の便宜を受ける。

(時 期)

第3条 研究員となる時期は、4月及び10月とする。

(応 募)

第4条 研究員を希望する者は、所定の願書を、法学研究科に提出しなければならない。

(許 可)

第5条 研究員の応募があるときは、法学研究科委員会の議を経て学長がこれを許可する。

2 前項の規定により許可された研究員は、所定の期日までに大学院学則別表第5の2に定める施設設備利用料を納入しなければならない。

(期 間)

第6条 研究員の期間は、各年度の前期（4月から9月末まで）または後期（10月から3月末まで）の半年間とし、更新することができる。ただし、司法試験受験機会を失った者は除く。

(自習室)

第7条 研究員は、自習室を使用することができる。

(身分取消し)

第8条 研究員が、研究員として適切な施設の利用をしていないとき、研究員としての本分に反する行為を行ったときは、法学研究科委員会の議を経て、学長は、研究員の身分を取消することができる。なお、その場合、すでに納めた施設設備利用料は返還しない。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

法務特任教授に関する申し合わせ

(目 的)

第1条 本申し合わせは、法務研究科廃止後において、北海学園大学大学院学則第40条に定める法務研究員（以下、「研究員」という。）の学習支援にあたる教員に関する事項を定めるものである。

(名 称)

第2条 法務研究科廃止後において、研究員の学習支援にあたる教員（法学部所属教員を除く。）の名称は、法務特任教授とし、対外的に北海学園大学法務特任教授と称することを妨げない。

(任 期)

第3条 法務特任教授となる時期は、毎年4月1日とし、法務特任教授の任期は、原則として1年とする。ただし、通算して5年を超えない範囲で延長することができる。

2 研究員の資格を有する最後の者が受験することができる司法試験が行われる年度に受け入れる法務特任教授の任期は、当該年度の9月末日までとする。

(受入手続)

第4条 法務特任教授を希望する者は、所定の期日までに所定の書類を法学研究科に提出するものとする。

2 法務特任教授の受入決定は、法学研究科委員会の議を経て、学長が理事長に推薦し、理事長の承認を経て、学長がこれを行う。

3 法務研究科が廃止された年度の翌年度の法務特任教授の受入手続については、法務研究科の推薦に基づき、前2項の手続による。

(報酬等)

第5条 法務特任教授による研究員の学習支援に対し、報酬等及び研究費は伴わないものとする。

(研究室使用)

第6条 法務特任教授は、従来の研究室を使用できるものとする。

2 研究員の資格を有する最後の者が受験することができる司法試験が行われる年度に受け入れる法務特任教授は、当該年度の12月末日までに研究室を退室するものとする。

(施設利用等)

第7条 法務特任教授に対しては、従来どおり、法科大学院棟使用のための入退室カードを支給する。また、図書館の利用（入庫、貸し出し）、データベースの利用等についても従来どおりとする。

(所 属)

第8条 法務特任教授は、法学研究科に所属する。ただし、法学研究科委員会の構成員にはならない。

附 則

本申し合わせは、申し合わせが大学院委員会で承認を得た日から、研究員の資格を有する最後の者が受験することができる司法試験が行われる年度の末日まで、効力を有する。